

上越教育大学
三十周年記念誌

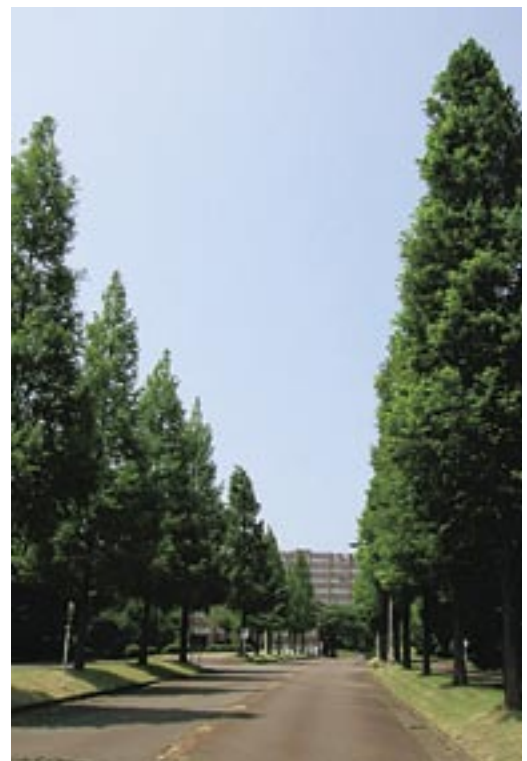




国立大学法人上越教育大学設置記念シンポジウム 平成16年10月



学びのひろば 平成19年度 本文p. 134



メインアプローチのメタセコイア



専門職学位課程（教職大学院）設置 平成20年4月

30年の実りと新たな旅立ち

学長 渡 邊 隆



私たちの大学は、30年前に創設された。その頃も、今の時代と同じく、教員資質について大きな議論がたたかわされていた。政府はそれをうけ、諮問を行ない、昭和47年7月に出された「教員養成の改善方策について」において、「教員が生涯を通じ、常に研修を積み重ねてその専門職としての資質能力を高めていくことが教員の質的な向上に重要である」ことと、そのために「新しい構想による大学院大学の創設」が必要であると示し、翌、昭和48年5月に発足した「新構想の教員養成大学などに関する調査会」の報告に基づく新構想の教員養成の大学院大学を、昭和53年10月に兵庫及び上越、昭和56年10月に鳴門に設置したのである。このようにして、本学は教員の資質向上のための大学院大学として創設されたのである。

そして、それから時が過ぎ20周年を迎えた。この時期は上越教育大学にとって、まさに教員養成の中興のときであった。そのきっかけは、文部省から出された3カ年（平成10年から）で教員養成課程の入学定員を全国で5000人削減するというものだった。本学では、すぐさま教授会にその対策委員会を立ち上げた。しかし、対策委員会は、これを機に創設以来20年が過ぎている本学の見直しを行うべしとし、「上越教育大学改革構想特別委員会」として、新たな教員養成構想を検討し始めたのである。構想の基本は、「実践学としての教育」であった。カリキュラムでは、学部前半の1,2年生には、高校から大学への継続としての「ブリッジ科目」や、教員養成のための基礎教養としての子ども理解と学習の成立のための「人間理解科目」を新設した。3,4年生で現代諸科学を基礎とした教材化や、授業・生徒指導での実践的指導の研究が行えるよう「専門セミナー」、「実践セミナー」をもうけた。あわせて教育組織として学習臨床と発達臨床という2つの新しいコースを立ち上げたのである。さらに、個々の研究者の得意分野から「実践的教育」を如何に立ち上げるかを促すために、学内にそのための「研究プロジェクト」制度をもうけ支援を行ったのである。この改革で、新構想大学として出発した上越教育大学は、「実践学としての教育」という新たな視点を教師教育に導入したのである。

20周年以降の最大の変革は国立大学の法人化である。平成13年6月に出された国立大学の法人化プラン、いわゆる「遠山プラン」は国立大学の再編・統合、民間的手法の導入、第三者評価と競争原理の導入という三本の柱からなっている。この時から、国立大学は法人としての目的を持ち、その実行のための目標・計画を公表し、その結果について評価を受け、それに対して説明することとなった。

私たちの大学も、法人格を持った大学としての新たな設計が必要となった。まず第一は、この大学へのNeedsはあるかである。つまり定員の充足である。そのためにこれまで多くの現職教員を送り込んでくれた教育委員会を中心とした教員現場の状況にあわせた経営が必要となってきた。まずは、新しい試

みとして、小学校英語教育、理科野外観察指導員の養成、学校ヘルスケアなど、小・中学校教育でのNeedsにあわせたコースの設置やカリキュラムを用意した。さらに、大学院でも教員免許が取得できるプログラムも用意した。これらのコースの立ち上げや、プログラムの設置の理念も十分に検討した。「英語が話せる日本人」のための小学校英語教育、「科学立国日本」のための自然観察指導、「食と健康を大切にした学校生活」のための「学校ヘルスケア」などである。そして、「教育」はこれまで考えたことがなかった他学部新卒者に対して、あるいは社会人として踏み出したが「教育」に携わってみたいと思う方々に「教育職員免許取得プログラム」を用意した。

次に、上越教育大学は地域に支援された大学でありたいと願った。幸い地域連携は創設以来30年の間にしっかりと根付いてきており、いくつかの成果が表れている。一つは、「教育実習」での連携である。そのカリキュラムも、地域の教育関係者と大学間で熱心に議論がなされ、何度も改良されてきており、上越地域とその周辺の学校からは、その教育実習のための惜しみない協力を得ている。また、一方で、昨年秋には、「上越教育大学振興協会」が設立された。現在、合わせて200近い法人と個人会員で支えられている。これも30年前にこの上越教育大学を誘致して下さった方々の大学に対する大きな理解の賜物と感謝している。

また、上越教育大学の国際的活動も重要である。平成18年に韓国教員大学校ではじまったアジア教師教育コンソーシアムを昨年、本学で第二回目の会を開催した。このコンソーシアムはアジアの文化の根源である子どもたちの教育とその教師教育は如何に行われているかを、お互いに知りあうことを目的に開催されている。昨年秋は、本学の教師教育の現状を見ていただいた。今年の三回目は中国で行われる予定となっている。教師教育の在り方は、今まさに、重要な課題となってきており、本学はその先導的役割を果たしてきている。

また、平成20年4月から、教職大学院をスタートさせた。これは私たちの教師教育の進化の成果である。教師教育プログラムが、教育実習重点から、実践教育へとステップアップし、さらに臨床的へと発展し教職大学院の設立につながった。つまり、これまで蓄積してきた多くの実践的教育の研究は、教育場の臨床的教育活動で実践できると確信し、教職大学院として独立させたのである。したがって、本学は、教師教育の実践学の研究部門である修士課程とその実践を臨床場で行う部門である専門職学位課程（教職大学院）が互いに連携して教師教育を行う。この教職大学院の実務家教員は、今から12年前に発足した学校教育の博士課程の修了生から迎えることが出来た。さらに、その実践場が地域学校の協力により提供された。このように、30年間の上越教育大学の歴史は、研究を成熟させ、同時に人材の育成を果たすとともに、地域教育界からの理解も得たのである。

私たちはこれから、どんな大学を創っていけるだろうか。これを考えるとき、初等・中等教育は地域からという視点を忘れてはならない。どんな高等な知性もそれを支える感性がなければ意味がない。感性は生まれ育った地域の文化・歴史・風土などからそしてそれは幼い時からゆっくりと、じっくりと育てられるものである。これを担うものは地域における学校教育に他ならない。私たちの大学はOnly Oneの教師教育カリキュラムを創りそれを全国に、世界に発信していくことが出来る。そして、教育に携わりたい人々に、「皆さんの教育課題を持って、上越教育大学で挑戦してみませんか。」と呼びかける大学となれる。そのためには、多角経営をする大学として生き続けることが必要である。

上越教育大学の歴史はそれが可能であることを示している。この30周年の記念事業が可能性に満ちた将来に向かっての第一歩となるよう願ってやまない。

目 次

30年の実りと新たな旅立ち

第1章 上越教育大学30年の歩み—概観—	1
第1節 理念・特色	3
1 創設の趣旨・経緯・基本理念	3
2 上越教育大学の30年の歩みと特色	5
第2節 運営体制	9
1 役員会，経営協議会及び教育研究評議会	10
2 教授会及び学校教育研究科委員会	11
3 エンジン部門	11
4 各種委員会	14
第3節 研究組織	15
1 教員組織と研究体制	15
2 学内研究プロジェクトの設置と状況	15
3 GPプロジェクトへの取組	17
第4節 教育組織	18
1 大学教員の学部から大学院への所属換え（大学院部局化）	18
2 従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織の編成	18
3 新教員組織の編成に係る制度設計の概要	18
第5節 附属図書館	20
1 附属図書館の歩み	20
2 資料の充実	20
3 サービスの展開	21
4 システムの構築	21
第6節 各センター	21
1 学校教育実践研究センター	21
2 保健管理センター	23
3 情報メディア教育支援センター	25
4 心理教育相談室	28
5 実技教育研究指導センター	29
6 特別支援教育実践センター	31
第7節 附属学校園	35
1 附属幼稚園	35
2 附属小学校	37
3 附属中学校	40
第8節 事務機構	43
1 創設・基盤形成期の事務局（昭和53～63年度）	43
2 発展期の事務局（平成元～10年度）	44
3 改革期（平成11年度～現在）	44
第9節 財務	45
第10節 施設環境	48
1 キャンパス概要	48

2	教育と施設	48
3	最近20年の主な施設整備	49
4	自然と調和した環境	49
5	地球温暖化対策	49
第11節	入学者選抜	51
1	学校教育学部	51
2	学校教育学部入学者選抜方法の変遷	51
3	学校教育学部入学者選抜状況（昭和56年度～平成20年度）	54
4	大学院学校教育研究科	57
5	大学院学校教育研究科入学者選抜方法の変遷	57
6	大学院学校教育研究科入学者選抜状況（昭和58年度～平成20年度）	59

第2章 教育・研究の歩み61

第1節	教育活動の展開	63
1	学生の受け入れからアドミッション・ポリシーの策定へ	63
2	創設期における教育組織とカリキュラムの策定	63
3	課程認定と各種資格	67
4	カリキュラム改革の過程	70
5	平成12年度における教育組織の改革と展開	72
6	教育実習への対応と教員養成の展開	75
7	長期履修学生制度及び教育職員免許取得プログラムの導入	78
8	卒業論文・修士論文の成果	80
9	教育活動の評価	84
第2節	研究活動の推進	86
1	教員の研究活動・学会活動の概況	86
2	外部資金の導入	88
3	研究プロジェクト	102
4	GPプロジェクトの採択と取組	102
5	学術的な刊行物・研究紀要の刊行	106
6	学内における研究団体の組織と成果	107
7	学術交流	107

第3章 大学院連合学校教育学研究科 111

第1節	創立の経緯と理念	113
1	検討の経緯	113
2	設置の趣旨	113
3	連合研究科設置の意義	113
4	連合研究科の特色	114
第2節	教育課程	116
1	教育研究の概要	116
2	研究指導と履修形態	116
3	履修方法等	116
第3節	教育組織	117
第4節	入学者の状況	119

第5節	研究活動	120
1	出版活動	120
2	共同研究プロジェクト（平成17年4月以降）	120
第6節	修了者等の動向	121
1	学位取得者学位論文題目一覧（本学関係）	121
2	修了者等の進路状況（本学関係）	123
第4章	学生生活	125
第1節	学生生活	127
1	学生の募集	127
2	オリエンテーションと新入生合宿研修	128
3	クラス制度	130
4	教員養成課程学生合宿研修	131
5	学びのひろば・学びクラブ	134
6	大学院学生の生活	136
7	大学会館・学生宿舎	136
8	学生表彰・懲戒制度	137
第2節	課外活動	138
1	学生組織について	138
2	課外活動	139
3	大学祭	144
4	ボランティア	145
第3節	学生支援	146
1	就職指導関係	146
2	学生相談	148
3	健康管理	153
第4節	卒業生・修了生の動向	156
1	卒業生の進路	156
2	修了生の進路	156
3	同窓会	162
第5章	地域と大学及び国際交流	163
第1節	地域と大学	165
1	地域連携の推進	165
2	地域教育界への貢献	166
3	各種文化事業の実施（文化講演会、公開講座、出前講座）	167
第2節	国際交流	169
1	国際交流・留学生交流の整備	169
2	海外の交流協定校	170
3	外国人留学生の受け入れ	170
4	学生の海外留学・研修	170
5	海外教育（特別）研究	171
6	上越教育大学の30年と国際交流の歩み	171

第6章 教職大学院の発足	183
第1節 教職大学院発足の経緯	185
第2節 教職大学院の理念（特色）	186
1 教育上の理念	186
2 どのような教員を養成するのか	186
3 育成しようとする資質	187
4 コースの設置とその目標	188
第3節 教職大学院の運営	189
1 教員組織	189
2 教育方法, 履修指導の方法	189
3 指導体制	191
年譜	195
編集後記	
コラム 大学前パブリック・アート推進委員会の10年	150
コラム 上越教育大学の立地と周辺環境の変化	192

第1章 上越教育大学30年の歩み—概観—

第1節 理念・特色

1 創設の趣旨・経緯・基本理念

上越教育大学は、昭和53年10月1日に新構想の教員養成大学として創設された。本項では、新構想の教員養成大学創設までの歩みと、上越市に新構想の教員養成大学が設置されるまでの経緯などを含め、本学の創設の趣旨・目的などを述べることとする。

(1) 新構想の教員養成大学の創設に向けて

戦後新しい教員養成制度が発足してから教育界をはじめ関係者の間では、教員の資質の向上を図るため継続的な現職教育が必要であるとする意見があった。このことが具体的な施策を伴い政府の審議機関によって提起されたのは、昭和33年7月に文部省(現文部科学省)の中央教育審議会から答申された「教員養成制度の改善方策について」である。

その後、昭和46年6月の中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と題する答申、また、文部省に置かれていた教育職員養成審議会が、昭和45年6月以来、小・中・高等学校、幼稚園及び特殊教育諸学校の教員養成のあり方、免許制度の改善、教員研修の改善充実等の問題について検討を続け、昭和47年7月、審議の結果を「教員養成の改善方策について」と題してまとめ、文部大臣に建議した中に、現職教員の研修を目的とする大学院の設置についての構想を打ち出している。

文部省は、昭和48年度予算に新構想の教員養成大学等に関する調査費が計上されたことに伴い、これまでの中央教育審議会の答申や、教育職員養成審議会の建議などを踏まえ新構想の教員養成大学・大学院のあり方についてさらに具体的な検討を進めるため、昭和48年5月、「新構想の教員養成大学等に関する調査会」を発足させた。同調査会は、昭和49年5月20日、「教員のための新しい大学・大学院の構想について」と題する報告書をまとめ、「教員のための新しい大学・大学院創設の趣旨」にはじまり、「『教員のための大学院大学』の基本構想」、「既設の教員養成大学・学部との連携の下に設置する大学院についての考え方」、「法令、制度等の整備の必要性」の4項目にわたって詳細に述べられている。

報告書は、いわゆる新構想の教員養成大学を創設

する趣旨を次のように構想している。

「教員に対しては、教育者としての使命感と人間愛に支えられた、広い一般的教養、教科に関する専門的学力、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が要求されている。このような資質能力は、大学の学部段階における充実した教育に加えて、教員となってからの経験や学習・研究の積み重ねによって、形成され、向上が図られていくものである。したがって、教員の資質能力の向上という課題の解決のためには、学部段階における教育や、教員となってからの学習・研究の過程を通じ、総合的な見地から必要な施策が講じられなければならない。これらの施策の一環として、大学院レベル及び学部レベルにおいて、教員のための新しい教育研究機関を創造することが望まれる。」

このような発想に立って、大学院、学部において特色を持たせるよう提言している。「大学院レベルの新しい教育研究機関」は、「2～3年程度以上の教職経験を経た教員」に対して「理論的、実践的な能力の向上を図り、再び教育現場にもどってその成果を活かす」施策が必要になる。また「学部レベルの新しい教育研究機関」は、「特に初等教育の教員の養成に新しい工夫が加えられたものでなければならない。」としている。その理由は、初等教育については、「教員の資質能力の向上を図ることが強く要請されている。」という社会的要請があり、「児童等の成長と発達についての総合的な理解の上に、原則として全教科・領域にわたる能力が要求されている。」からである。

更に調査会の報告書は、「基本構想」として①教育研究組織と学生入学定員、②附属の教育研究施設、③「学校教育研究科」の教育課程、教育方法等、④「初等教育課程」の教育課程、教育方法等、⑤教職員組織等、⑥施設、設備、⑦管理運営等、⑧入学資格、入学者選抜方法等、⑨「教員のための大学院大学」創設の全体計画等にわたり構想の基本事項を示している。

その主な構想を列記すると以下のとおりである。

- 大学院に「学校教育研究科」を置き、修士課程とする。将来、博士課程を設置することも考慮する。
- 学部に「初等教育課程」を置き、「専修・コース」制を設ける。
- 研究組織として「部」を置く。

- 実技を伴う教科について特別の施設を設ける。
- 大学院の教育課程は、「共通必修科目、専攻科目、自由選択科目、課題研究及び修士論文」をもって構成する。
- 学部教育課程は、小学校と幼稚園にまたがる初等教育全体について編成する。
- 教育実習は、大幅に拡充し、4年間にわたって段階的に行う。
- 学生の教育、指導は、例えばクラス制とし指導教官を置く。
- 大学教官は、高度の教育研究上の指導能力に加えて、初等中等教育の経験や研究実績をもつことが望ましい。
- 学長を補佐するために副学長を置く。
- 部に、長及び教官会議を置く。
- 大学院の入学には、教職経験2～3年程度以上の現職教員を受入れるよう配慮する。
- 学部の入学には、推薦制度の導入、調査書の活用、小論文を伴う面接試験や実技試験の実施を考慮する。

以上のように、昭和49年5月の報告書を、その後の新構想の教員養成大学創設に当たる拠りどころとしたのである。

(2) 上越教育大学の創設と地元の誘致運動

上述のような中央における新構想の教員養成大学創設の動きの一方、上越市を中心とした地域全体に、上越市に新構想の教員養成大学をといった誘致運動があったことを忘れてはならない。しかし、その運動は、当初から「上越教育大学」の設置を具体的に描きつつ続けられてきたものではなかった。上越教育大学の創立に至るには二つの要素があった。そして、それらが互いに関係し合いながら、上越教育大学の創設に結実したといえる。

その一つは、新潟大学の統合問題とのかかわりで地元が教員養成系大学の設置を望んだこと。もう一つは、統合問題より以前から、新潟大学教育学部高田分校を拡充整備したいという地元・高田分校関係者の願いがあったということである。

これらを中央での審議経過等と併せ、主な動きを編年史的にまとめると次のようになる。

- 昭和31・3 「新大対策特別委」設置(高田市議会)、高田分校4年制昇格を諮る
- 35・10 「高田分校拡充期成同盟会」発足

- 38・9 「新大総合施設計画調査会」(新大評議会)を設置
- 40・2 新大評議会「教育学部分校を統合、全学部を五十嵐地区」を決定
- 40・6 「教員養成大学は目的大学とせよ」(教育職員養成審議会答申)
- 40・9 稲葉私案
- 41・12 「新大統合整備問題懇談会」
- 42・6 県内出身国会議員で構成する「6人委員会」で、高田に義務教育教員養成機関設置で意見一致
- 43・6 上越PTA連絡協議会主催の「義務教育教員養成大学設置総決起大会」を開催し、上越に4年制義務教育教員養成大学の早期実現を決議
- 45・4 「新大高田分校統合反対県民総決起大会」を開催
- 46・5 「上越市議会大学誘致特別対策委員会」設置
- 46・6 「今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施設について」(第9期中央教育審議会答申)
- 47・4 自民党政調文教制度調査会、教員養成等に関する小委員会「教員の養成、再教育、待遇改善」(試案)作成
- 47・7 稲葉文部大臣「上越に教員養成大学の設置を予定している」と表明
- 47・9 上越市に「教員養成大学設置同盟会」が結成
- 48・1 48年度政府予算案に新構想大学に関する調査費計上
- 48・5 文部省に「新構想の教員養成大学、大学院に関する調査研究会」発足
- 48・12 49年度政府予算の決定に当たり、「1校(兵庫県)の創設準備を行うほか、他の設置調査を進める」とした
- 48・12 上越PTA連絡協議会が5万人の署名簿を携え中央に陳情
- 49・5 「教員のための新しい大学・大学院の構想について」(「新構想の教員養成大学等に関する調査会」報告)
- 49・7 「新構想の教員養成大学院大学設置に関する調査会」(文部省)発足
- 50・1 50年度政府予算決定。上越市に創設準備

備調査費

- 51・4 新潟大学教育学部教授会，条件を付して，「高田分校の新潟市五十嵐地区への移転統合」を決定
- 51・8 上越教員大学院大学創設準備室長発令
- 52・1 52年度政府予算案に創設準備費計上
- 52・12 上越教員大学院創設費計上
- 53・4 国立学校設置法の一部改正案，衆議院本会議で可決
- 53・6 衆議院本会議で「教員大学」を「教育大学」と変更
- 53・6 国立学校設置法の一部改正案，衆議院本会議で可決
- 53・10 「上越教育大学」開学

このようにして，昭和53年10月1日，上越教育大学は開学し，上越市を中心とした地域全体の悲願が成就したのであった。

(3) 上越教育大学の創設の趣旨・目的

前述の「新構想の教員養成大学の創設の趣旨と経緯」及び「上越教育大学の創設と地元の誘致運動」で，本学の創設当初の事情や経緯をふり返ってみた。

本学は，昭和53年10月1日に新構想の教員養成大学として設置されたが，その創設に当たっては，明確な目的を掲げていた。それは「教員の資質能力の向上と初等教育教員の養成確保という社会的要請にこたえるため」（「国立学校設置法改正の提案理由」昭和53年）というものである。

つまり，専門職たるべき教師でありながら，教職における専門的な教養の不十分さがあらためて問題となったのである。

そこで「教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い一般的教養，教科に関する専門的学力，教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解，優れた教育技術など専門職としての高度の資質能力」（「教員のための新しい大学・大学院の構想について」昭和49年新構想の教員養成大学等に関する調査会報告書）が強く求められ，その課題解決のための新しい大学として現職教員を中心とする大学院と初等教育教員養成が中心の学部を持つ本学を含む新構想の教育養成大学が創立された。従って，この報告書の趣旨・目的がそのまま本学の目的となったのである。

また，更に調査会の報告書は，「基本構想」とし

て①教育研究組織と学生入学定員から⑨「教員のための大学院大学」創設の全体計画等にわたり構想の基本事項を示しており，これらが，本学の創設に当たって制度設計を行う上での根拠となるとともに，本学の教育研究上の特色となったのである。

2 上越教育大学の30年の歩みと特色

(1) 創設・基盤形成期（昭和53年度～昭和63年度）

昭和53年10月1日，初代学長に辰野千壽氏が就任し，本学は開学した。開学時の教員スタッフはわずか3人であり，事務局は4人のスタッフであった。

その後，年次計画により，教員スタッフ，事務局スタッフともに充実され，まず，昭和56年1月25日に第1回の学部推薦入学者選抜試験を，同年3月4日～6日に第1回の学部入学者選抜試験を実施し，同年4月16日に第1回の学部入学式を挙行了。当時，山屋敷地区に建設中の新校舎は，大雪の影響で未完成であったため，新潟大学教育学部高田分校の一部を仮校舎として借用し，授業を開始したのであった。

大雪の影響で完成が遅れた山屋敷地区の第1期工事の人文棟，講義棟，実験棟，大学会館及び学生宿舍等は，同年5月25日までに竣工し，同年6月8日～14日の一週間で学生・職員等全員が仮校舎・仮学生宿舍から移転した。

大学院は，昭和57年8月28日～29日に第1回の大学院入学者選抜試験を，同年12月11日～12日に大学院2次入学者選抜試験を実施し，昭和58年4月14日に第1回大学院入学式を挙行了。

昭和60年3月15日に初めての学部卒業式及び大学院学位記授与式が挙行され，ここに，新構想の教員養成大学として創立された本学が，一応の完成を見たのである。

既にふれたように本学は明確な目的を掲げて創設された大学であり，その目的を達成するため，大学院に，学校教育研究科を設置し，入学定員の約3分の2は，初等中等教育において3年以上の教職経験を有する者を入学させることとした。教職経験者中心とは言え，精深な学識を授けるとともに，初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的，専門的研究を行うため，例えば課題研究のほか，「実践場面分析演習」などを行い，専攻を細分化の方向でなく，

総合的で高度の研究，教育ができるようにもした。また，教育課程は，教育実践との関係を考慮して，有機的，総合的に編成し，従来の専門化された分野による専攻ではなく大きな区分とした。

学部は，初等教育教員養成課程を設置し，小学校及び幼稚園の教員を養成することを目指し，そこで子どもの中に溶け込み，子どもそのものになるような人間形成を重視した。教育実習も一つにはそうした子どもとの肌の触れ合いを目指した。また，教育実地研究の拡充にかなりの時間を割き，基礎学力の増大の一方，実技の指導力向上に意を用い，全教科にわたる指導力をつける総合的志向と特定の分野についての専門性を深める専門的志向との調和を図るような教育課程を編成した。なお，新入生を対象に主として自然との触れ合いを図って妙高高原で実施している合宿研修なども本学の特色の一つに数えてもよいであろう。

その他，昭和56年4月1日に，学部における研究や教育と密接な関連を保ちながら，主として学生の自学自習により，教育に関する実際的，技術的能力及び実技指導能力などの涵養を図るため，学部に附属した音楽教育，美術教育，体育教育，外国語教育の4分野からなる「附属実技教育研究指導センター」が設置された。昭和58年4月1日には，学校教育に関する実践的な教育研究並びに実地教育（教育実習を含む。）などの実際的な指導を総合的かつ系統的に推進するとともに，教師教育の推進に関する「開かれた大学」としての機能を備えた学内共同施設として「学校教育研究センター」が設置され，附属小学校及び附属中学校が設置された。

また，昭和62年4月1日に，障害児教育に関わる教育臨床や教材開発を通して，学生の実践的指導力の育成，向上を図るとともに，教育相談や指導者研修により，地域の教育・福祉に資することを趣旨とした「附属障害児教育実践センター」が設置され，昭和63年4月1日に，教育情報ネットワークシステム及び教育情報処理システムと統合され「情報教育研究・訓練センター」が設置された。

（2）発展期（平成元年度～平成10年度）

平成元年4月1日，2代目の学長に松野純孝氏が就任し，本学は新学長のもとに更なる発展を目指すこととなった。

平成元年度は，教員免許法の改正に伴う免許状の

課程認定と学部教育課程の改訂が行われ，特に大学院での専修免許状の取得が平成2年度入学生からできることとなった。また，博士課程委員会が設置され，設置構想が一層促進されるとともに，構想内容が総合化・統合化の方向をとるに至った。

平成2年度は，大学を取り巻く環境が多様化する中，大学運営の円滑化のため既存の委員会の統廃合や委員会の新設などが進められた。また，一層の国際交流の推進が図られ，カナダ及びスコットランドの大学と交流協定の締結及び締結の決定（翌年度に締結）がなされた。本学の学生・職員の野外活動研修及び福利厚生に資することを目的とした「赤倉野外活動施設」が，妙高高原にオープンした。

平成3年度は，学部入学者選抜方法について基礎学力の重視等を中心にして，前期日程，後期日程及び推薦入試それぞれに適した多様な新しい選抜方法を実施した。教員免許状の課程申請が行われ，平成4年度入学生から，大学院は盲学校教諭専修及び一種免許状が，学部は中学校教諭一種免許状（数学ほか4教科）及び高等学校教諭一種免許状（数学ほか5教科）が取得できることとなり，学部の残りの教科は平成4年度に申請され認定された。そして，「障害児教育実践センター」の建物が完成し，教育研究施設の充実が図られた。

平成4年度は，3学期制75分授業から2学期制90分授業へ移行した。4月1日に附属幼稚園が設置され，3歳児14名が入園したが，園舎は，平成5年3月10日に竣工し，平成5年度から使用することになった。また，博士課程の設置は，新教育3大学（上越，兵庫，鳴門）の連合方式で進めることになった。

平成5年度は，4月1日に3代目の学長に加藤章氏が就任した。連合大学院博士課程の設置問題が急速に具体化し，兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科設置準備のため，兵庫教育大学に兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科設置準備委員会が設置され，本学においても同研究科設置のための対応及び準備に当たる上越教育大学連合大学院推進委員会を設置した。県内及び他県実績校の高校生，受験希望者，父兄及び高等学校教諭を対象として，初めての上越教育大学説明会を実施した。また，スポーツ科学実験棟及び第2講義棟が竣工した。

平成6年度は，大学改革の具体化としてシラバスが学部・大学院ともに完成した。11月1日に兵庫教

育大学大学院連合学校教育学研究科設置に関する構成大学間協定を本学、兵庫教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学の4大学間において締結した。さらに情報処理センター及び国際学生宿舎が竣工した。

平成7年度は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の設置に関し、兵庫教育大学において「博士課程設置に伴う実地審査」が実施され、平成8年度政府予算案に兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の設置が盛り込まれた。学術研究の情報交換の推進を図ることを目的に、「上越教育大学と上越市間のネットワーク相互接続に関する覚書」を上越市と取り交わし、10月13日にネットワークの相互接続を実施した。また、スペース・コラボレーション・システムの利用に係る具体的な事項の検討を開始した。

平成8年度は、4月1日に念願の博士課程が兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科として教員養成系としては初めて設置され、本学は、兵庫教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学とともに構成大学として参画した。平成7年度に検討された学部カリキュラムの改革が実施段階に入った。

平成9年度は、5月に文部省から政府の財政改革の一環として教員養成系大学・学部の入学定員5,000人削減が打ち出され、本学もこれに対応するため検討を開始した。本学の平成9年3月卒業者の教員就職率(65.0%)が国立教員養成大学・学部(教員養成課程)の中で第1位となった。

平成10年度は、平成9年度に設置された改革構想特別委員会で継続審議されてきた「上越教育大学改革構想」が策定され、9月24日の教授会において最終報告された。6年一貫カリキュラム構想をはじめ、人間教育学中心の科目、ブリッジ科目、発達臨床コースなどといった、ユニークなアイデアが盛り込まれた最終報告を受け、大学改革に向けての具体的な検討を行い推進するため、改革推進特別委員会が設置された。また、フレンドシップ事業がスタートし、「教員養成課程における体験学習の意義とそのあり方」をテーマに、フレンドシップ事業シンポジウムを12月12日に開催した。

(3) 改革期・国立大学法人化(平成11年度～平成20年度)

平成11年度は、4月1日に4代目の学長に大澤健郎氏が就任した。大学改革は、改革推進特別委員会

においてその具体的検討が鋭意行われ、学部の入学定員の縮減、教育組織の見直し及びカリキュラムの再編並びに大学院の専攻別入学定員の改訂、教育組織の見直し及びカリキュラムの再編等の改革計画を6月9日の評議会で決定し、平成12年度歳出概算要求を行った。運営面では、副学長と連携して学長の職務を補佐するための「学長補佐」及び運営上の諸課題について意見交換を行い、学内運営の円滑化を図るため「部局長懇談会」を9月に設置し、学長補佐の設置に伴い、副学長、学長補佐、事務局長を構成員とする「学長補佐会」を設けた。ほかに、本学の平成11年3月卒業者の教員就職率(49.7%)が国立教員養成大学・学部(教員養成課程)の中で再び第1位となった。また、学生の就職活動の支援をより一層強化するため、平成12年2月に「就職相談室」を設置し、平成12年度から相談員を配置して、学生の就職相談に対する指導・助言等を行うこととした。

平成12年度は、本学の改革がスタートした記念すべき年度となった。学部は、入学定員の縮減(200人から160人へ)、教育組織の見直し(学校教育専修に学習臨床コース及び発達臨床コースを新設)及び実践的人間理解、教科の専門性、臨床的な教育実践力の育成を柱とするカリキュラムの再編を行い、大学院は、専攻別入学定員の改訂、教育組織の見直し(学校教育専攻の4コースを学習臨床コース及び発達臨床コースに再編成)及び高度な臨床的実践力の育成と教育実践学の構築を目的とするカリキュラムの再編を行った。本学大学院学生に臨床心理士の資格取得及び心理臨床の教育研究のため、12月14日に「心理教育相談室」が設置された。運営面では、国立学校設置法及び同法施行規則の一部改正により、評議会に代わって、運営評議会が置かれ、学長の諮問機関として、学外有識者10人で構成される「運営諮問会議」が置かれた。ほかに、大学院の定員充足を図るため、現職教員、新卒者及び学部在籍者を対象に、大学院の特色、専攻・コース等を紹介する機会として初めての大学院説明会を2回実施した。

平成13年度は、学部及び大学院の改組に伴い、学内の意思決定の機動性や責任性を高め、情報の円滑な流通を図るため、部組織及び講座を再編成し、各部に学部主事、講座代表(分野主任を加えることができる)で構成する部運営会議を置き、部の運営及び教員会議の一層の円滑化を図ることとした。各種委員会の統廃合や必要な専門部会を設置し、新しい

体制のもとで改革を推進した。また、学校教育研究センターを改組した学校教育総合研究センターを設置した。ほかに学生支援の推進として、特に厳しさを増す教員採用等の就職状況低下を打開するため、就職相談室を充実したプレイメントプラザ（就職支援室）を新設した。

平成14年度は、4月に国立大学法人化対策室を設置し、国立大学法人化に向けた様々な準備と計画の検討を始めた。また、学術交流の積極的推進、留学生交流の推進及び大学間交流協定校との交流推進を図るため「国際交流推進室」が設置され、地域との連携を組織的・総合的に取り組みかつ積極的に推進するため、「地域連携推進室」が設置された。ほかに信州大学と教員養成・現職教員研修のパワーアップを図る新たな連携・協力モデルの構築に向けた連絡協議会を設置し、新潟大学と今後の新潟県における教員養成・現職教員研修に関して先進的な研究と実践を推進するための連携協議会を設置した。

平成15年度は、4月1日に5代目の学長に渡邊隆氏が就任した。国立大学法人への移行年度として、国立大学法人化対策室を中心に中期目標・中期計画の策定、法人運営組織の構築、労働安全衛生法対策、就業規則・会計規則等関係法令の改正及び企業会計システムの導入等に係る諸準備を行った。また、平成12年度に始まった大学改革における成果として学校教育学部が学年進行が完了し、改革後初めての卒業生を送り出した。ほかに、本学を含む新潟県内5大学（代表機関：新潟大学）が連合組織として申請した「新潟県大学連合知的財産本部」構想が文部科学省から選定され、「新潟県大学連合知的財産本部」が設置されたことに伴い本学に上越教育大学知的財産本部を設置した。

平成16年度は、4月1日に国立大学法人法が施行され、本学は、国立大学法人上越教育大学として新たなスタートを切った。学長がリーダーシップを発揮し、より柔軟な大学運営が行えるよう運営体制を見直し、①副学長を3名体制とし、②学長特別補佐職を新設し3名（うち2名は民間から登用）を配置し、③学長補佐として8名を学内教員から任命し、④全学的業務に関し、企画立案を主たる業務とする5室1本部を新設し、⑤事務組織を2部制、7課3室の体制とした。学生サービスのより一層の充実と強化を図るため、平成17年3月に教育支援課、学生支援課及び就職支援室をキャンパスのほぼ中心に位

置する講義棟1階部分に「キャンパスライフスクエア」として集約配置した。また、大学院に臨床心理学コースが新設されるとともに、社会のニーズに応え、従来にない本学独自のカリキュラム・教育部門として、野外観察に秀でた理科を担当する教師を養成する「理科野外観察指導者養成部門」及び小学校教育現場で英語を指導できる実践的な教師を養成する「小学校英語教育部門」を新設した。ほかに当年度に新潟県内において発生した大規模災害（7.13新潟豪雨災害、10.23新潟県中越地震）に際し、被災した学校等からの要請を受け、全学を挙げて復旧のための各種支援活動を行った。

平成17年度は、大学院に長期履修学生制度（3年間で修士課程を修了）に基づき、社会人をはじめ多様な人材を教員として育成することが期待される「教育職員免許取得プログラム」（大学院で教員免許取得が可能）を導入した。本学が申請したプロジェクト案が、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」及び「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に採択された。また、各種GPに関して、情報提供から学内でのプロジェクト案決定や申請書の作成、全体の取りまとめと採択後の円滑な事業推進を図るため「GP支援室」を設置した。

平成18年度は、大学院の生活・健康系コースに「学校ヘルスケア分野」が新設され、平成16年度から実施された大学院定員充足のためのアクションプランにより、当年度の大学院入学者が、定員300人に対し313人に達し、収容定員充足率も前年度の86.3%から102.5%に改善し、本学創設以来の念願であった定員充足の目標を達成することができた。また、平成17年度から受け入れを開始した教育職員免許取得プログラムの受講生に対する修学、就職その他学生生活全般に関する支援体制を強化するため、「教育職員免許取得プログラム支援室」を設置した。ほかに、事務組織を見直し、特に本学創立以来の課・室の構成組織である「係」を統廃合し、一定の業務を包括した「チーム」として編成替えを行い、これまでの41係体制から16チーム体制に再編した。

平成19年度は、学校教育法で定められた、教育研究の総合的な状況の評価である認証評価について、大学評価・学位授与機構の実施する機関別認証評価を受審した。5月に首都圏の大学を中心として流行した麻疹（はしか）の感染対策として、教育実習先

での麻疹感染拡大を防ぐとともに、教員採用試験等に万全を期すため、全学生及び40歳以下の職員等を対象に、抗体検査及びワクチン接種を法人負担で実施した。7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、学内の対応を行うとともに、被災地に所在する小学校等からの要請を受け、支援活動を行った。埼玉県J R大宮駅東口に各種講座の開設、同窓会との連携、入試情報の提供等に活用するため本学初のサテライトを開設した。また、危機管理対策の改善・強化を図るため「危機管理室」を設置し、広報活動を積極的に推進するため「広報室」を設置した。ほかに本学の発展・充実を支援しようと、地元上越商工会議所、新井商工会議所の呼びかけで、法人135社、個人42人を会員として「上越教育大学振興協力会」が設立された。

平成20年度は、専門職大学院制度を活用し、教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した教職大学院（専門職学位課程）教育実践高度化専攻（教育実践リーダーコース、学校運営リーダーコース）を設置するとともに、学部及び大学院の教育組織を見直した。学部は、学校教育専修（学校臨床コース、臨床心理学コース、幼児教育コース、教職デザインコース）及び教科・領域教育専修（言語系コース、社会系コース、自然系コース、芸術系コース、生活・健康系コース）とし、大学院は、学校教育専攻（学校臨床研究コース、臨床心理学コース、幼児教育コース、特別支援教育コース）、教科・領域教育専攻（言語系コース、社会系コース、自然系コース、芸術系コース、生活・健康系コース）及び教育実践高度化専攻（教育実践リーダーコース、学校運営リーダーコース）とした。法人化以降、厳しい財政状況の下で限られた人的資源を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うとともに学生に提供する教育サービスの充実を可能とすべく、部及び講座による運営を見直し、教育研究領域の区分により5グループに分けた「学系」を大学の管理運営の基本単位とし、「専攻・コース」を教育活動の基本組織とすることとした。学校教育学部の教育については、対応する専攻・コースが併せて行うものとし、各専攻は、当該専攻の授業科目を担当する大学教員によって構成し、複数の専攻で授業科目を担当している大学教員は、当該複数の専攻に所属することとした。また、新教員組織の編成に合わせ、センター等の機能をさ

らに充実させるよう、学校教育総合研究センターを改組した「学校教育実践研究センター」及び情報基盤センターを改組した「情報メディア教育支援センター」を設置し、「実技教育研究指導センター」を廃止した。なお、各センターの専任教員についても大学院学校教育研究科に所属することとし、新たな教育研究組織からセンター等に出向く体制とすることとした。

第2節 運営体制

本学の運営体制は、創立時から「新構想の教員養成大学等に関する調査会—報告—」（昭和49年5月20日）の考え方を反映しつつ、現行の関係法令等に基づき整備されてきた。その後、平成12年度の大学改革に伴う改組及び平成16年度の国立大学法人化を経て現在に至っている。

法人化以前において、本学は、教授会や学内委員会のほかに、学外の有識者から意見を求め、本学の運営に活かすため、昭和56年度から平成11年度までの間、「参与」を置き年1回定期的に参与の会議を開催していた。平成12年度から平成15年度までは、参与に代わり、学長の諮問に応じて学外有識者が審議し、学長に対して助言又は勧告を行う「運営諮問会議」を年2回開催していた。

また、昭和56年度から平成11年度までの間、学長の諮問に応じて大学の管理運営に関する重要事項を審議するため、学長、副学長、附属図書館長、学校教育研究センター長及び10人以内の教授（各教育研究部（系）部長、附属実技教育研究指導センター長及び各附属学校長のうち1名）で組織する評議会が置かれた。平成12年度から平成15年度までは、評議会に代わり、学長、副学長、附属図書館長、学部主事、学校教育総合研究センター長及び学長が指名した教授若干人で組織した運営評議会が置かれた。運営評議会の審議事項は、次のとおりである。

- ① 上越教育大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- ② 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ③ 本学の予算の見積りの方針に関する事項
- ④ 学部、課程その他重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項

- ⑤ 教員人事の方針に関する事項
- ⑥ 学生の厚生及び補導に関する事項
- ⑦ 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- ⑧ その他本学の運営に関する重要事項
法人化後の運営体制は、国立大学法人法及び関係法令等に基づき整備された。以下に詳述する。

1 役員会、経営協議会及び教育研究評議会

(1) 役員会

役員会は、国立大学法人法第11条第2項の規定に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学の運営に係る重要事項を審議するため、原則として第3水曜日に開催している。

- ① 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- ② 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④ 学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤ その他役員会が定める重要事項

役員会は、学長及び理事で組織されている。また、役員会規則に「監事及び副学長（理事であるものを除く。）は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」としているが、会議の重要性を考慮し、毎回、監事及び副学長には出席を求めている。

(2) 経営協議会

経営協議会は、国立大学法人法第20条の規定に則り整備された国立大学法人上越教育大学経営協議会規則に基づき、次のとおり国立大学法人の経営に関する重要事項を審議している。

- ① 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関する事項
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関する事項
- ③ 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当

の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

- ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑥ その他国立大学法人の経営に関する重要事項

経営協議会は、学長、学長が指名した理事2人、学長が指名した副学長1人、学長が指名した職員2人、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者6人で組織されている。

(3) 教育研究評議会

教育研究評議会は、国立大学法人法第21条の規定に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議するため、原則として第2水曜日に開催している。

- ① 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ③ 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ④ 教員人事に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

教育研究評議会は、学長、理事1人、副学長、附属図書館長、学部主事、附属学校長1人、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。また、平成20年1月から、

役員会及び経営協議会と同様に、毎回監事の出席を求めることとした。

2 教授会及び学校教育研究科委員会

(1) 国立大学法人化以前の教授会及び学校教育研究科委員会

《教授会》

教授会は、昭和56年4月、学部の教育研究に関する重要事項及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属することとされた事項等を審議するため設置され、原則として毎月第3水曜日（後に第4水曜日に変更）に開催した。教授会の審議事項は次のとおりである。

- ① 学部の教育課程の編成に関する事項
- ② 学部学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- ③ その他学部（学内共同教育研究施設等を含む。）の教育又は研究に関する事項
- ④ 教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項

教授会は、学長、副学長、教授で組織し、専門的事項について調査検討するため、専門委員会を置いた。

《学校教育研究科委員会》

昭和58年4月、大学院発足に伴い大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、学校教育研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を設置した。

研究科委員会は、原則として教授会修了後開催され、次の事項について審議した。

- ① 大学院の教育課程の編成に関する事項
- ② 大学院における授業科目及び研究指導の担当教官の認定に関する事項
- ③ 大学院学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- ④ その他大学院の教育又は研究に関する事項

研究科委員会は、学校教育研究科長（学長が兼ねた）、副学長、研究科担当を命じられた教授で組織し、専門的事項について調査検討するため、専門委員会を置いた。

(2) 国立大学法人化後の教授会

国立大学法人化に伴い、法人化後の運営体制につ

いて関係法令等に基づき検討が行われた。教授会及び研究科委員会については、研究科委員会の機能を教授会に持たせることにより、研究科委員会を廃止することとした。また、教育公務員特例法が適用されなくなったことなどから、教授会の審議事項を見直し、次のとおりとした。

- ① 上越教育大学（以下「本学」という。）の学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - ② 教員の選考等に関する事項
 - ③ その他本学の教育又は研究に関する重要事項
- また、教授会の組織は、教員一人一人が大学運営に積極的に参画し大学の教育研究の活性化を図るため、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手の全ての大学教員で構成することとした。ただし、審議事項のうち教員の選考等に関する事項は、学長、副学長及び教授で組織するいわゆる人事教授会で審議している。

なお、教授会は、原則として毎月第4水曜日に開催している。

3 エンジン部門

(1) エンジン部門の新設

平成16年4月1日から国立大学法人法が施行され、国立大学法人上越教育大学として新たなスタートを切るに伴い、学長がリーダーシップを発揮し、より柔軟な大学運営が行えるよう運営体制の見直しを行い、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織として、次の5室1部を新設した。

《総合企画室》

総合企画室は、学長の求めに応じ、本法人の将来計画等の企画立案を行うことを目的として設置したものであり、担当する事項は以下のとおりである。

- ① 本学の将来計画に関する事項
- ② 中期目標・中期計画の策定に関する事項
- ③ 年度計画の策定に関する事項
- ④ 施設利用計画に関する事項
- ⑤ その他将来計画等に関し、学長が必要と認めた事項

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長）、室員（学長が指名した者）及び必要に応じて置かれる次長をもって構成したものである。

《知的財産本部》

知的財産本部は、知的財産の創出、取得、管理及び活用等を行うことを目的として設置したものであり、担当する業務は以下のとおりである。

- ① 知的財産の創出に係る企画立案及び新潟県大学連合知的財産本部（以下「連合知財本部」という。）との連絡調整に関する事。
- ② 連合知財本部から提出された発明評価について財政面を勘案した総合審査による帰属判断に関する事。
- ③ 知的財産を本学帰属とした場合における出願手続に関する事。
- ④ 発明者に対するインセンティブについての検討及び実施に関する事。
- ⑤ その他知的財産に関する必要な事項

その組織構成は、本部長（学長が指名した副学長）及び本部長（学長が指名した者）をもって構成したものである。

《地域連携推進室》

地域連携推進室は、本学と地域との連携を組織的・総合的に取り組み、かつ、積極的に推進することを目的として設置したものであり、担当する業務は以下のとおりである。

- ① 地域との連携推進に係る企画立案に関する事。
- ② 地域との連携推進に係る連絡調整に関する事。
- ③ 公開講座、文化講演会、その他生涯学習に関する事。
- ④ 大学間の連携に関する事。
- ⑤ 産学官の連携に関する事。
- ⑥ その他地域連携に関する必要な事項

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長）、次長（学長が指名した教授）及び室員（学長が指名した者）をもって構成したものである。

《国際交流推進室》

国際交流推進室は、本学の国際交流及び留学生交流の推進に寄与することを目的として、法人化以前の国際交流委員会と国際交流推進室の業務内容と機能を統合し設置したものであり、担当する業務は以下のとおりである。

- ① 国際交流及び留学生交流の推進に係る企画立案に関する事。
- ② 大学間交流協定校（以下「協定校」という。）

の情報収集及び情報提供に関する事。

- ③ 地域と連携した国際交流の推進に関する事。
- ④ 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関する事。
- ⑤ 協定校等との研究者交流の推進に関する事。
- ⑥ 協定校等との学生交流の推進に関する事。
- ⑦ 外国人留学生に対する研修プログラムに関する事。
- ⑧ 海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言に関する事。
- ⑨ 帰国外国人留学生に関する事。
- ⑩ 国際交流及び留学生交流に係る教員及び関係部局との連絡調整に関する事。
- ⑪ その他国際交流及び留学生交流の推進に関する必要な事項

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長）、日本語・日本事情担当の専任教員、コーディネーター（学長が指名した教授又は助教授）、学務部長、その他学長が指名した者により構成したものである。

また、国際交流推進室には3つの部会が設置され、コーディネーター部会は協定校との交流推進、留学生支援部会は外国人留学生に対する修学・生活支援、研修プログラム部会は各種研修プログラムなどの業務を担当している。

《学生支援室》

学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する支援の企画立案を行うことを目的として設置したものであり、担当する事項は以下のとおりである。

- ① 学生の修学、就職及び生活に関する支援の企画立案に関する事項
- ② その他学生の修学、就職及び生活に関し、学長が必要と認めた事項

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長）、室員（学長が指名した者）及び必要に応じて置かれる次長をもって構成した。

《カリキュラム企画室》

カリキュラム企画室は、学長からの特別案件であるカリキュラムに係る情報収集、分析・開発、企画立案等を行うことを目的として設置したものであり、担当する事項は以下のとおりである。

- ① カリキュラムに係る情報収集に関する事項
- ② カリキュラムに係る分析・開発に関する事項

- ③ カリキュラム改革に係る企画立案に関する事項
 ④ その他カリキュラムに関し、学長が必要と認めた事項

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長）、室員（学長が指名した者）及び必要に応じて置かれる次長をもって構成した。

(2) 平成18年度におけるエンジン部門の発展的改組

① 基本的な考え方

ア エンジン部門は、各室の機能を勘案し「戦略構想部門」と「実施組織部門」に大別する。

イ 「総合企画室」は、経営目標などの戦略構想を図る部門とする。

ウ 「学生支援室」と「カリキュラム企画室」の機能は、「総合企画室」に包含する。

エ 「知的財産本部」、「地域連携推進室」及び「国際交流推進室」は、実施組織部門とする。

オ 実施組織部門に、年度計画の調整及び自己点検・評価等の改善策の企画・調整を図るため、新たな「室」を設置する。

② 発展的改組を行う具体的な理由等

ア 大学の経営目標など戦略構想を図る部門の強化が求められている。

イ 大学改革委員会、教員養成カリキュラム委員会を新設したことに伴い、既存のエンジン部門と両委員会の所掌を調整する観点から、エンジン部門の整理を図る。

ウ 大学運営全般に係る評価の重要性が年々高まっていることから、本学としても、それに対応すべく、評価体制の強化を図る。

③ 具体的な対応策

ア エンジン部門を、「戦略構想部門」と「実施組織部門」に大別する。

イ 「総合企画室」は、「学生支援室」と「カリキュラム企画室」の機能を包含し、戦略構想部門に位置付ける。

ウ 「学生支援室」と「カリキュラム企画室」は、廃止する。

エ 「知的財産本部」、「地域連携推進室」及び「国際交流推進室」は、引き続き、エンジン部門とし、実施組織部門に位置付ける。

オ 「評価支援室」を新たに設置し、実施組織部門に位置付ける。

カ 「総合企画室」を戦略構想部門と位置付けることから、従来同室が担当していた事項を以下のとおり、引き継ぐこととする。

i 自己点検・評価等に係る業務は、「評価支援室」が担当する。

ii 施設利用計画に関する事項は、「施設有効活用検討専門委員会」が担当する。

④ 改組後の状況

改組により戦略構想部門と位置付けられ、設置目的等について見直しが図られた「総合企画室」と新たに実施組織部門として設置された「評価支援室」の概要は、次のとおりである。

《総合企画室》

総合企画室は、学長の求めに応じ、本法人の経営目標や重点戦略課題について意見を述べ又は企画を行うべく、設置目的の見直しを図ったものである。

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長）、室員（学長が指名した者）及び必要に応じて置かれる次長をもって構成したものである。

《評価支援室》

評価支援室は、本法人の目標及び計画並びに評価に関する調査、分析及び企画調整を行うことを目的として新設したものであり、担当する事項は以下のとおりである。

ア 中期目標、中期計画及び年度計画に係る原案の策定に関すること。

イ 自己点検・評価、認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る専門的実務に関すること。

ウ 自己点検・評価等の結果に基づく改善に関すること。

エ その他目標、計画及び評価に関し、学長が必要と認めた事項

その組織構成は、室長（学長が指名した副学長又は学長特別補佐）、室員（学長が指名した者）及び必要に応じて置かれる次長をもって構成したものである。

4 各種委員会

(1) 国立大学法人化への対応

国立大学法人上越教育大学として新たなスタートを切るに伴い、学内委員会組織については、研究科委員会に置かれていた専門委員会を、教授会に置かれていた専門委員会に統合することとし、更に効率化、合理化の観点から23の委員会を19に統廃合するとともに、教員及び事務職員の連携を強化するため事務局から部課室長が委員となり、業務の円滑な運営が図れるよう改善した。

— 新旧委員会一覧 —

平成16年度 (法人化後)	人権及びセクシャル・ハラスメント委員会 大学評価委員会 情報・広報委員会 安全衛生・環境委員会 配分予算検討委員会 学術研究委員会 教務委員会 学生委員会 就職委員会 入学試験委員会 教員選考委員会 附属図書館運営委員会 学校教育総合研究センター運営委員会 保健管理センター運営委員会 情報基盤センター運営委員会 心理教育相談室運営委員会 実技教育研究指導センター運営委員会 障害児教育実践センター運営委員会 附属学校運営委員会
平成15年度 (法人化前)	企画委員会 大学評価委員会 財務環境委員会 情報・広報委員会 人事委員会 入学試験委員会 教務委員会 教育実習委員会 学術研究委員会 国際交流委員会 学生委員会 就職委員会 大学院担当教員審査委員会 大学院入学試験委員会

セクシャル・ハラスメント対策委員会 附属学校運営委員会 附属図書館運営委員会 学校教育総合研究センター運営委員会 保健管理センター運営委員会 附属実技教育研究指導センター運営委員会 附属障害児教育実践センター運営委員会 情報処理センター運営委員会 心理教育相談室運営委員会
--

(2) 平成18年度における各種委員会の審議事項や構成員の見直し

平成18年度に、中期計画を受け年度計画として「各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図る。」を設定し、同計画に基づいて各種委員会の審議事項や構成員の見直しを行った。

法人化後に新設された委員会を含め、平成18年度における委員会の数は、25であったが、年度計画の趣旨を勘案し、設置後1年を経過していないもの（「大学改革委員会」及び「教員養成カリキュラム委員会」）並びに、時限的に設置されているもの（「施設有効活用検討専門委員会」、「教職大学院設置準備委員会」及び「学部入学者選抜方法検討委員会」）を除く、20の委員会を見直し対象としたものである。

— 法人化後に新設された委員会 —

- 大学改革委員会
- 教員養成カリキュラム委員会
- 教育実習委員会
- 施設有効活用検討専門委員会（時限的に設置）
- 教職大学院設置準備委員会（時限的に設置）
- 学部入学者選抜方法検討委員会（時限的に設置）

その結果、10の委員会において設置目的、審議事項及び構成員について見直しが図られ、委員会規程を改正し、平成19年4月1日から施行することとした他、各種センター等の運営委員会においては、再編・統合にも言及され、新たな教員組織の編成に伴い、平成19年度中に結論を得ることとされた。

(3) 平成19年度における新教員組織の編成に伴う各種委員会構成員の見直し

本学では、大学設置基準の教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関する記述が削除さ

れ、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、国立大学法人化以降、厳しい財政状況の下で限られた人的資源を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うと共に学生に提供する教育サービスの充実を可能とする新たな教育研究体制を編成することとした。

平成20年4月1日付けで、現在の「部」及び「講座」を廃止し、「学系」及び「専攻・コース」へ移行するに伴い、各種委員会の構成員に関して、委員会の目的に応じて委員の選出母体を以下のように調整すべく見直しを図り委員会規程を改正し、平成20年4月1日から施行することとした。

— 選出母体の見直しに係る主な整理 —

- 教員組織である「学系」から選出
- 教育組織である「専攻（コース）」から選出
- 「学系」と「専攻」の双方から選出

第3節 研究組織

1 教員組織と研究体制

研究面で大きな影響を与える教員組織については、詳しくは後述するが、平成12年度に大きな改組を行った。おもな特徴について述べると、平成11年までは、学校教育研究系は、教育基礎講座、教育経営講座、教育方法講座、生徒指導講座、学校教育研究センターで構成されていたが、平成12年度からは、学習臨床講座、生徒指導総合講座、心理臨床講座、学校教育総合研究センターと改組した点である。特に、学習臨床は子どもの学習場面に臨みながら、開発的な教育活動を展開できるカリキュラム開発能力を備えた教員の養成をめざしたもので、本学独自の新しいコンセプトに基づく、全国に先駆けての改組であった。

また、この教員組織を基に構成される、教育組織である専攻・コースについては、学校教育専攻として、学習臨床コース（教育方法臨床分野、学習過程臨床、情報教育分野、総合学習分野）、発達臨床コース（生徒指導総合分野、心理臨床分野）の構成とし、上記のような実践力のある教員の養成や、いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対して教育学的・心理学的な面から対応できる教員の養成など、教育現場からのニーズに応えられるよう改組を行った。

平成12年度以降は、上記のような組織・体制のもとで各教員はそれぞれの専門分野を中心に研究を行ってきたが、平成20年度に再度大きな改組を行った。その大きな改組とは、まず教育組織について触れると、従来は、修士課程のみであった大学院に、専門職学位課程、いわゆる教職大学院を設置したことである。教職大学院は平成20年度に全国で初めて私立大学4大学を含む19大学の設置が認められ、本学も大学院全体の定員（1学年）300名のうち、50名を教職大学院に振り分けスタートを切った。もうひとつの大きな改組として、学習臨床コースと発達臨床コースを発展的に統合した学校臨床研究コースを設置した。これは、教職大学院が、本学がこれまで掲げてきた実践力のある教員の養成をさらに特化する形でカリキュラム等を構成し、また修士論文の提出も求めていないのに対して、学校臨床研究コースではこれまで積み上げてきた学習臨床コースでの教育臨床場面における実践的研究や、発達臨床コースでの生徒指導上の課題に対して教育学的・心理学的な面からのアプローチなど、学校教育の臨床的研究を柱に発展的再構成を行った。

一方、教員組織の原籍である所属についても従来は学校教育学部所属としていたものを、大学院所属に変更し、また、教員組織の上でも講座制を廃止して学系制とするなど大きな改組を行った。これによって教員組織と研究組織の機能を明確にして、大学全体としての教育力・研究力の充実と一層の飛躍を図っている。

2 学内研究プロジェクトの設置と状況

前述したように、本学では教育臨床場面における実践的研究や実践力のある教員の養成を柱にしているが、それらを推進して行くためのひとつの施策として、平成11年度から学内に「研究プロジェクト」が創設された。平成15年2月に刊行された「研究プロジェクト報告書」にあるように、「実践へのアプローチ」をいかにすすめるかの議論の中で、各教員が持っている得意分野を生かすことができ、しかも「教育の実践化」のアプローチになるような施策はないかという議論の中からこの研究プロジェクトは生まれた。

各教員は独自の専門領域を持ち、その中で個性的な研究活動を日常行っているが、そこを起点に「教

育実践」を考えるとしたら、こんな目的で、こんな方法で、こんな成果が期待されるというものをつくってもらおうとして始まったものである。その際、それらの問題の背景や研究過程等を大学院の授業としてとりあげる、「教育研究入門セミナー」を修士課程1年次のために開設した。さらにその後の研究成果を中心に、それらをシンポジウム形式で発表してもらうことによる「研究プロジェクト・セミナー」を修士課程2年次の授業として開設した。これらはいずれも最新の研究手法や研究成果など、教員の教育実践へのアプローチとその成果を大学院の授業として組み込んだところに特色があり、修士課程の大学院生は1年次で教育研究入門セミナー2単位を、2年次で研究プロジェクト・セミナー2単位を履修する、本学の特徴的な授業科目となった。平成12年度の学内公募の際における研究プロジェクトの種類を表に示す。

種 類	区 分	研究に要する期間
教育実践研究	一般研究	2年間
	特定研究	2年から4年間
教育実践基盤研究	一般研究	2年間
	特定研究	2年から4年間

特定研究については、大学側で研究テーマを設定し、それに沿って応募してもらうという企画型のプロジェクトで、学校教育及び本学に必要なテーマで研究を行う意義のあるものであった。

これらの研究プロジェクトの実施に関しては、公募要領から採否に関わるの審査まで、学内で組織する研究プロジェクト推進委員会が行い、さらに委員会の下に専門部会を置き、具体的な作業を行った。

上記セミナーが本学の特徴的な授業科目となった一方で、受講者からの授業アンケート・評価も積極的に行い、肯定的意見の外にセミナーの内容や実施方法等についての要望も多く出された。その中で、学生のニーズへの対応や内容面での広がりについての指摘、オムニバス形式のための教員同士の共通理解の問題やコマ数の適切さ等について指摘があった。一方、教員側からも、必修であるため、学習意欲の低い一部学生の存在や、それによる授業全体の運営面での影響などの問題も指摘された。

平成16年度から本学は国立大学法人となったわけであるが、法人化1年目の平成16年度は、上記の理

由もあり見直しを行い、教育研究入門セミナー、研究プロジェクト・セミナーそれぞれを、2単位から1単位に変更して授業コマ数を減らす代わりに、A、Bに分けて並列開講して、学生側からの選択の幅を広げた。

平成17年度からは更なる見直しを行い、選択科目とすると同時に実施方法にも工夫をこらし、最初の数回の講義で教員全員の授業内容の概要について受講し、残りの授業で学生が興味のある講義に別れて受講する、シリアルーパラレル講義方式とした。そのため、受講生は自分で興味のある内容について受講することができ、学習意欲がさらに高まった。

研究プロジェクトの実施に関しても、平成16年度から、40歳以下を対象に「若手研究」の区分を設け、若手の研究を積極的に支援している（特定研究については当分の間、実施しないこととした）。平成16年度の学内公募の際における研究プロジェクトの種類を表に示す。

種 類	区 分	研究期間
教育実践研究	一般研究	2年間
	若手研究	1年間
教育実践基盤研究	一般研究	2年間
	若手研究	1年間

また、これまでは学内で組織した研究プロジェクト推進委員会が行ったきたが、平成16年度からはいわゆる学長団のほか附属図書館長、附属学校副校長等を加えた組織で行うこととし、大学全体で支援する体制をとっている。研究プロジェクトの採択数について、表にまとめて示す。

種 類		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
教育実践研究	特定研究		2	2	2	0				
	一般研究	*	8	6	10	4	3	10	6	9
	若手研究						1	7	9	9
教育実践基礎研究	特定研究		1	1	0	1				
	一般研究	*	5	7	2	3	3	1	2	1
	若手研究						2	2	0	0
合 計	特定研究		3	3	2	1				
	一般研究	15	13	13	12	7	6	11	8	10
	若手研究						3	9	9	9

平成11年度分 *教育実践研究, 教育実践基礎研究 区別なし

3 GPプロジェクトへの取組

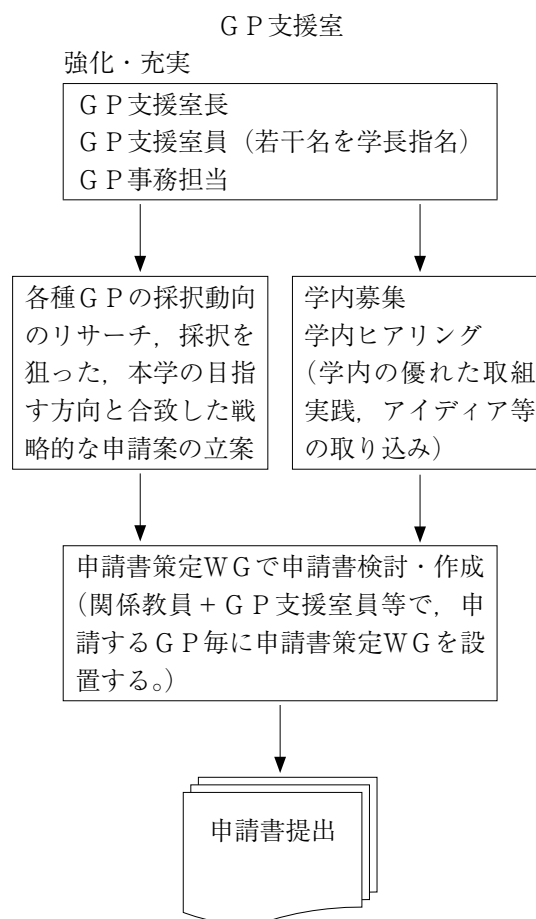
国立大学の法人化に合わせるように、文部科学省では、大学等が実施する教育改革などの取組の中から優れた取組を選び支援するとともに、その取組について広く紹介することにより、他大学の参考にしてもらうことを進めている。この優れた取組を「Good Practice」とよび、頭文字をとってGPと呼んでいる。本学で採択されたGPプロジェクトの具体的な取組内容については、後ほど詳しく述べるが、ここでは本学の組織を含めたGP獲得までの流れの概略を明らかにしよう。

まず、学内にこのようなGPに申請可能なシーズがどの程度あるか、前述の研究プロジェクトとして支援すべきテーマはどの程度あるかなどを把握するため、平成16年度から、対象となるような研究テーマを持っている教員に学内ヒアリングを行い、その中から各種GPの申請に繋げるようにしている。適当と思われるプロジェクトテーマがある場合には、原則としてそれぞれに対してGP申請のためのワーキンググループを設置して対応してきた。

平成17年10月には、それまでは募集しているGPごとに、その内容に応じて申請のためのワーキンググループを直接に設置して対応していたが、GPに関する事項について統括して対応する組織として、「GP支援室」を設置した。GP支援室は、学長特別補佐をヘッドとし、GPの企画も含む申請の総括、採択後の実施準備や円滑な推進等に関わる業務のほか、実施協力機関等との連携に関することや、採択GPに係る実施委員会等の開催なども含まれている。平成18年度からは担当副学長を室長とし、前述の学内ヒアリングでも大きく関わっている。

さらに、平成19年10月からは、それまでGP支援

室員として事務担当者が中心であったものを、新たに若干名の教員を室員に加え、体制の充実・強化を図った。GP支援室の体制と申請までの流れを図に示す。



この他にも、GPの種類によってはGP支援室以外の組織が対応している。例えば、「大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援）」の申請等に対しては、「国際交流推進室」が対応し、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育

推進プログラム」の場合は、平成20年度に本学に設置された専門職学位課程（教職大学院）（平成19年度までは設置準備委員会）が中心的な役割を果たしている。この他のGPでは、「地域連携推進室」、「学校教育実践研究センター」なども関わって、弾力的に対応しており、各種GPの申請等に対してはGP支援室を中心に大学全体で取り組んでいる。

GPプロジェクトの申請等については、GP支援室を中心に上記のような体制で臨んでいるが、法人化後、数年を経過した最近では、複数大学での共同申請に限定したものなど、GPも多様になり大学全体で取り組むのはもちろん、他大学等とも積極的に協力・連携する環境が必要となるものが増えつつある。

第4節 教育組織

本学では、大学設置基準の教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関する記述が削除され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、それまでの教育研究体制を見直すこととした。

1 大学教員の学部から大学院への所属換え（大学院部局化）

本学は「教員のための新しい大学・大学院大学構想について（昭和49年5月20日：新構想の教員養成大学等に関する調査会）」に明らかなように、大学院レベルの機能を中心に、学部レベルの機能をも併せ備えた「教員のための大学院大学」として創設されたものであることを受け、大学教員が学校教育学部にも所属している体制を見直し、平成19年4月1日付けで、大学院学校教育研究科に所属換えを行い、同研究科を部局化することとした。

2 従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織の編成

柔軟な教育研究組織の編成を目的として、平成20年4月1日付けで、現在の部及び講座による構成を見直し、教員組織として「学系」を置き、大学の管理運営の基本単位とする。また、大学院学校教育研究科における教育研究組織の単位となっている「専攻・コース」を教育組織として置き、教育研究上の

目的から組織される教育研究活動の基本組織とする。

「学系」から「専攻・コース」やセンター等に向く体制を構築することで、「大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。」としている中期目標・中期計画を達成することで、教育・研究の活性化が図られるよう自由な組織設計が可能となるため、組織の改編を柔軟に行うことができる。

なお、学系は研究分野の動向を考慮して再編することも可能とし、活力を維持しつつ自立的に変革していくための体制が整えられる。

3 新教員組織の編成に係る制度設計の概要

(1) 制度設計の前提

① 大学設置基準の改正

大学設置基準の教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関する記述が削除され、平成19年4月1日から施行された。

この改正は、教員の適切な役割分担のもとでの組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るためのものである。なお、引き続き、講座制及び学科目制を採る場合は、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で可能、とされている。

② 本学の方針

国立大学法人化以降、厳しい財政状況の下で限られた人的資源を最大限に活用し、教員養成に関して次々に生ずる新たな社会的ニーズに迅速な対応を行うと共に学生に提供する教育サービスの充実を可能とする新たな教育研究体制を編成する。

なお、中期目標においても教育研究組織の見直しに関する目標として、「大学の置かれた状況、社会のニーズを踏まえた大学のビジョンやミッションと、全教職員に共有される大学の進む方向に基づき、学長のリーダーシップの下に、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。」旨、記載されている。

③ 検討の経緯等

平成18年5月以降大学改革委員会で延べ5回の審議を重ね、教育研究評議会での審議を経て、平成19年3月開催の第28回役員会において次のことが決定されている。

○ 大学院の部局化及び新教員組織の編成に向けた対応

- 1) 新たな教育研究組織の編成(案)については、今後、学長団から提案し、平成19年度の早い段階で成案を得るものとする。
- 2) 平成20年4月1日付けで現在の「部」及び「講座」を廃止し、新たな教育研究組織へ移行する。
- 3) 平成20年4月1日には、各センター専任教員についても大学院学校教育研究科に所属することとし、新たな教育研究組織からセンター等に出向く体制とする。

④ 他大学の動向等

兵庫教育大学及び鳴門教育大学においては、教員組織として「教育研究領域で区分した学系(兵教:5, 鳴教:4)」を置き、教育組織である専攻・コースやセンターに学系から教員が出向く体制(教員は、「教員組織(学系)」と「教育組織(専攻・コース)」の双方に所属する。)を構築している。

(2) 新たな教育研究体制の構成

① 教員組織

教員組織として、教育研究領域の区分により、5グループに分けた単位を「学系」とし、大学の管理運営の基本単位とする。

② 教育組織

ア 教育組織として、「専攻・コース」を教育活動の基本組織とする。また、学校教育学部教育については、対応する専攻・コースが併せて行うものとする。

イ 各専攻は、当該専攻の授業科目を担当する大学教員によって構成するものとし、複数の専攻で授業科目を担当している大学教員は、当該複数の専攻に所属することとなる。

(3) 新教員組織の運営

① 学系：教員組織

ア 各学系に学系長を置く。

イ 学系長は、当該学系における管理運営及び研究に係る校務を統括する。

ウ 学系長は管理職として、所属教員の管理監督責任を負う。

エ 学系に、当該学系の運営及び研究に関する事項を協議するため、学系教員会議を置き、学系長が必要に応じて招集し、議長となる。

オ 学系の運営について必要な事項は、当該教員会議の議を経て、当該学系長が別に定める。

② 専攻(コース)：教育組織

ア 各専攻に専攻長を置く。

イ 専攻長は、当該専攻における教育及び運営に係る校務を統括する。

ウ 専攻を組織する各コースにコース長を置く。

エ コース長は、当該コースにおける教育及び運営に係る校務を統括するとともに、専攻長を補佐する。

オ 専攻に、当該専攻の教育及び運営に関する事項を協議するため、専攻長及びコース長等で組織する専攻会議を置き、専攻長が必要に応じて招集し、議長となる。

カ コースに、当該コースの教育及び運営に関する事項を協議するため、当該コースの教育を担当する教員で組織するコース会議を置き、コース長が必要に応じて招集し、議長となる。

キ 学校教育学部の教育に係る運営については、対応する専攻(コース)が併せて行う。

(4) 教員選考手続

① 専攻長は、当該専攻の開設する授業科目や教員配置に係る基準を勘案し、学長に対して教員選考の意見を申し出ることができる。

② 教員選考手続等の詳細については、人事担当副学長の調整により確定する。

(5) 新教員組織の編成に伴う授業科目と研究指導の取扱い

① 大学教員は、複数の専攻(対応する専修を含む。)において、授業科目を担当することができる。

- ② 大学教員は、複数の専攻（対応する専修を含む。）にわたって授業科目を担当する場合であっても、主たる一つの専攻（対応する専修を含む。）に限り専任教員となるものとし、従たる専攻（対応する専修を含む。）については、兼任として取り扱うものとする。
- ③ 大学教員は、専任教員である専攻に限り、研究指導（研究指導補助を含む。）を担当することができる。
- ④ 上記③にかかわらず、平成19年度以前に指導していた学部・大学院学生が、卒業又は修了するまでの間は、必要に応じ経過措置として、複数の専攻において研究指導（研究指導補助を含む。）を行うことを特例として認めるものとする。

(6) 学内委員会委員の選出

- ① 現行の「部」を「学系」に改編し、「専攻」を教育組織と位置付けることにより、学内委員会委員を学系から選出する委員会（主に管理運営に係るもの）と、専攻から選出する委員会（教育・学生に係るもの）に区分し、選出するものとする。
- ② 専攻の規模（構成教員数）により、委員選出に工夫が必要な委員会については、弾力的な取扱いを可能とする。

(7) センター等

- ① センター等への教員配置
新教員組織の編成に伴い、各センターの専任教員を廃止し、センター業務を兼務する体制とする。
- ② センター等の再編
センター等の再編については、別途検討する。

第5節 附属図書館

1 附属図書館の歩み

昭和53年10月1日、上越教育大学開学と同時に附属図書館は設置され、辰野千壽学長が附属図書館長事務取扱いとなった。その後図書館規則等が制定され、昭和56年4月に菅野三郎教授が館長に任命され、新潟大学教育学部高田分校内に仮閲覧室を設けて閲覧業務を開始し、7月には山屋敷地区にできた人文

棟2階に仮設図書館を開館した。昭和58年1月に図書館棟が竣工し、同年4月に開館した。当初の延べ床面積3,196㎡、閲覧席数238、図書収蔵能力155,000冊であった。

平成4年にビデオやCDの利用ブースを備えたAVコーナーを設置した。平成6年には、収蔵スペース不足解消のため、1階に電動集密書架（約10万冊収蔵可能）を設置した。平成10年には、パソコンやプリンターを備えたマルチメディア・コーナーを設置した。平成20年現在、閲覧席数176、図書収蔵能力302,700冊となっている。

平成7年度に「附属図書館運営の基本方針」（1. 蔵書の充実、2. 学術情報・文献の検索提供機能の強化、3. 学習図書館機能の充実）を策定した。30年間の図書館資料、サービス、システムの変化について、以下に記述する。

2 資料の充実

図書館資料の受入は本学の開学とともに始められた。合計116,880冊の図書整備10カ年計画（昭和55年～64年度）を策定して、図書の整備を進めた。大学設置審議会からの意見の中にも「図書の増強」があげられたため、文部省からの図書購入費・教官研究費のほかに学内措置としての学生教育用図書購入費を計上して図書整備に努めた。また附属図書館運営委員会に選書部会を設置して資料収集体制整備に努めた。

蔵書の充実を進める過程で地域の篤志家からの寄贈も大きな役割を果たした。昭和61年3月から数次にわたって上越市在住の郷土史家渡辺慶一氏から歴史を中心とする図書2,266冊と雑誌2,600冊が寄贈され、昭和61年9月には新潟県中頸城郡三和村出身の宮崎惇則氏から「黄檗鉄眼版一切経」全2,094冊及び八角輪蔵一基の寄贈を受けた。その他、多くの方々から貴重な資料の寄贈を受けている。

研究用図書については、教官研究費によるもののほか、文部省からの外国図書（大型コレクション）収集計画に基づく予算配分により、昭和58年度には「音楽教育研究学位論文集」（全244点）、昭和62年度には「ドイツ史の中のプロイセン」（全742冊）、平成4年度には「障害児教育米国学位論文集」（全1,191点）、平成10年度には「ペスタロッツ著作コレクション」（全227冊）を購入した。

蔵書の早急な充実のため、他大学等からの管理換も積極的に行われた。平成2年には福島大学から学術雑誌のバックナンバー約1,300冊、平成3年には文部省図書館から戦前期教育関係資料を756冊、筑波大学から史料及び全集等1,289冊、平成5年には新潟大学旧高田分校図書が、平成6年には新潟大学、大阪大学から、それぞれ管理換が行われた。

平成7年には蔵書冊数が20万冊を越えた。

基本的な学術雑誌を整備するために、平成12年度より整備計画にコアジャーナル選定を入れ、平成13年度には外国雑誌109誌、平成14年度には国内雑誌175誌を選定した。電子ジャーナルについては、平成11年度から利用を開始し、順次タイトル数の拡大に努めてきた。

本学で特徴的な資料として、修士・博士論文がある。昭和59年の第1回修士生から平成19年度修士生まで5,000点余の修士論文と、連合大学院博士課程の博士論文150点が収集され、今後も継続して受け入れる予定である。

様々な資料収集の努力の結果、平成20年3月末現在で図書約33万冊、雑誌2400タイトル、6000タイトル以上の電子ジャーナル等を備えるまでに充実してきた。

3 サービスの展開

昭和56年4月学部学生入学とともに図書館の閲覧業務が開始された。9月からは時間外開館（平日20時、土曜17時まで）も開始し、利用は順調に伸びていった。

I L L（図書館間相互利用）サービスも始めていたが、当初は蔵書の不足のため本学からの依頼がほとんどであった。しかし平成3年に学術情報センター（現国立情報学研究所）の目録情報システムに接続して目録情報の登録を開始してからは、徐々に他大学からの依頼も増えていった。

当初は本学学生教職員のみだった貸出対象者も、徐々にその範囲を拡大していった。平成5年からは卒業・修了生、定年退職教員に、平成14年からは上越市内在勤在住の学校教職員や県立看護大学・短大学生へ、平成16年からは上越市在住在勤者へ、平成20年からは妙高市・糸魚川市在住在勤者へ、それぞれ貸出を開始した。

開館日・時間やサービス時間についても、段階的

に拡大を行ってきた。平成4年からは平日の開館時間を22時まで延長し、平成9年には土曜日の開館時間を延長し、平成11年からは期末試験・普通教育実習期間中の日曜・祝日を閉館し、平成17年からは授業期間中の日曜日を閉館し、平成18年からは年末年始を除く通年開館となった。

4 システムの構築

開館当初から附属図書館ではコンピュータを業務などに利用してきた。昭和56年の人文棟2階仮設図書館での開館時から貸出業務専用コンピュータで業務を行った。昭和63年には学内に教育情報ネットワークシステム（JEINET）が導入され、平成元年から貸出及び図書目録業務を同システムにより開始した。平成3年に図書館業務専用電算機システム（FACOM K-650Si/20）を導入し、目録作成を学術情報センター目録システムと接続して行う方式とし、以前のカード目録データの遡及入力も開始した。平成4年にはNACSIS-ILLシステムに参加した。平成6年には、蔵書検索用にLAN対応の操作性のよいOPACを開発した。また、CD-ROMサーバを導入し、文献索引データベースのネットワーク利用を開始した。平成8年、図書館業務用システムをILIS/WR（富士通製）に更新し、WEBサーバ上に図書館ホームページを開設してOPACなどのWEBサービスを開始した。平成10年、図書自動貸出装置及び入館管理システムを導入した。平成11年、CD-ROMデータを大容量ハードディスクに蓄積・利用するCD-ROMサーバに更新した。平成12年に図書館業務システムをNALIS（NTTデータ製）に更新し、WEBから予約などが可能となった。平成17年には図書館業務システムをE-Cats（NEC製）に更新し、横断検索などの新たなサービスを開始した。

第6節 各センター

1 学校教育実践研究センター

学校教育実践研究センターは高田の街の中心地に位置し、附属小学校の傍らに佇む二階建ての教育研究施設である。閑静な雰囲気を感じさせられる反面、地域や学校に開かれた本学の活動交流の拠点として動きの激しいところでもある。

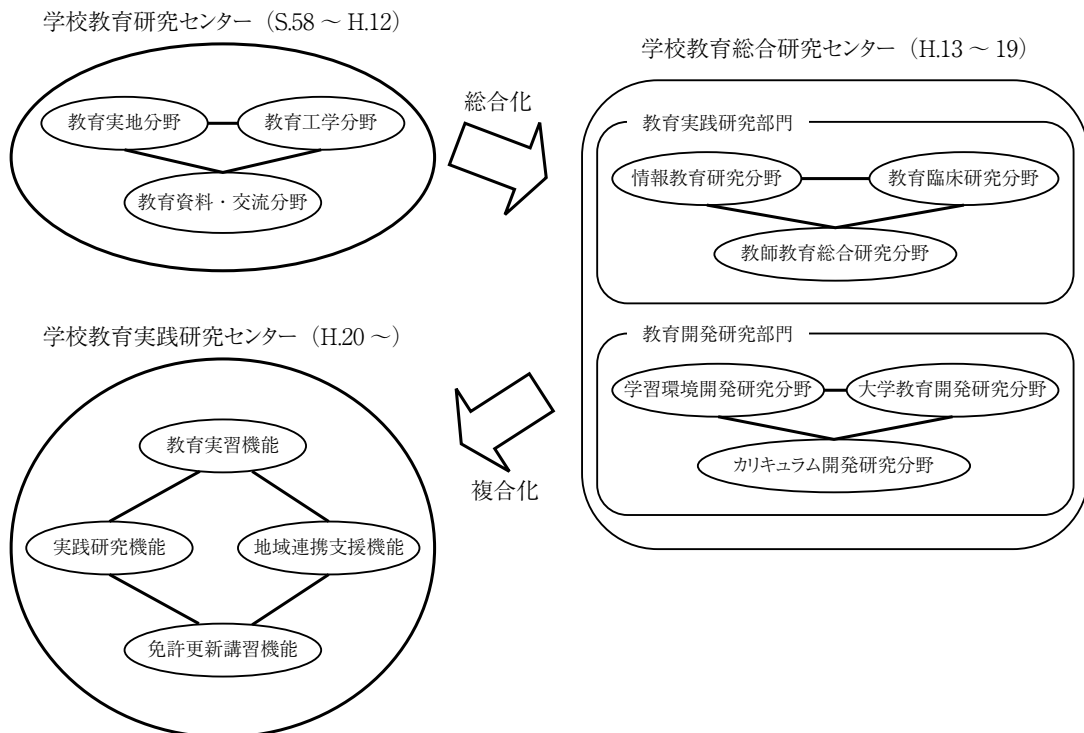


(1) 学校教育実践研究センターの歩み

学校教育実践研究センターは、先ず学校教育研究センターとして昭和58年4月に設置され、その後平成13年4月に名称を学校教育総合研究センターと変更し、そして平成20年4月より現在の形に至っている。当センターは、本学の学校教育に貢献する教育実践研究の前線基地として、その目的と方針は基本的に護持されながらも、今日に至るまでセンターの機能充実と施設整備等に向けていくつかの改組、改善が行われてきた。これまでのセンターの組織体制の変遷は下図のように簡略化できる。

① 学校教育研究センターの時代（昭和58年～平成12年）

当センターは、学校教育の実践にかかわる科学的研究並びに実地教育（教育実習を含む。）などに関する研究開発を総合的、統一的に推進することをめざした学内共同の教育研究施設としてスタートした。初発においては、センター内各分野における研究プロジェクトはもとより他大学、附属小、附属中との共同研究プロジェクトも精力的に取り組み、また学校教育に対する学内外へのサービスの提供による共同利用も積極的に推し進めた。さらにコンピューターの大衆化による学校教育へのインパクトも大きく、初等中等教育における情報活用能力の育成や基礎研究も重点的に取り上げた。平成前後の時期からは、研究重視の考え方が強く打ち出され、「客員研究員研究報告」（昭和63年～）、並びに「教育実践研究」の論文集（平成2年～）の刊行が始まり、学会での口頭発表や紙上発表もますます増加していった。後半に至って、地域の教育的問題の調査研究や社会の変化に対応した学校現場の教育課題や児童生徒に関する課題等への取り組みが広がり、深みを増してくると、センターの地域開放や学校との連携がますます必要性を増し、教育相談、カウンセリング等の教育臨床課題に対する実践研究、並びに国際理解研究とか生涯学習研究などの新分野も含めて



センター機能の総合化への道が次第に模索されるようになる。

② 学校教育総合研究センターの時代（平成13年～19年）

大学改革の嵐の中で、センターはさらに新たな領域に関する総合的、学際的な研究・教育・事業に取り組むことをめざした学校教育総合研究センターとして改組される。その設置目的は、学校及び地域社会と連携しながら、学校教育の実践に関する諸課題を把握し、本学教官、現職教員、学部・大学院学生及びその他の関係者と共同して、当該課題に関する臨床的・実践的・開発的研究を推進することによって、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することとされた。センターは2部門3分野から構成され、各部門、分野は研究・教育・事業の3つの柱を立て、初等中等教育及び教員養成の質的改善、現職教育と生涯学習の質的改善、教育の情報化による教授・学習過程の改善が進められた。また、遠隔教育手法を積極的に活用した学部、大学院教育方法の改善、及び現職教員研修プログラム開発にも積極的に取り組んだ。そして独法化後の様々な変化に対応できるような新しいセンターの機能充実が検討された。

③ 学校教育実践研究センターの時代へ（平成20年～）

センターの情報関連部門の情報基盤センターへの統合、実技教育研究指導センターの廃止、教職大学院設置、並びに教員免許法の改正に基づく免許更新講習の実施などの大学改革の要件が考慮され、学校教育実践研究センターとして新生する。その目的を果たすために教育実習、実践研究、支援貢献、免許更新の4つの機能をもち、ここで展開される事業の



多くは、教育実践研究に必要な公開講座やシンポジウムの企画、並びに教員を主とした実践発表の場等、地域の要望に十分に応えうるものである。

(2) 存在感のある学校教育実践研究センターをめざして

本学が、学校教育に関する理論的・実践的な研究と教育を推進する「教員のための大学」であることから、当センターは、理論と実践の統一を旨とし、本学の教育研究の前線基地として、アカデミックな研究部門からプラグマチックな実践部門への橋渡しを担う重要なポジションにある。これまでの長きに亘るセンター教員の大学院授業担当への努力が正当に評価されなかったり、旧態の基礎学優位からくる実践研究及び教育現場の軽視や蔑視が払拭されない限り、センターの存在意義も高まらず、その発展は望めないものとなる。センターの学内機能の向上は教育研究の統合もしくは理論と実践の統合のパロメーターといえる。

2 保健管理センター

本学の保健管理センターは昭和57年4月に設置されたが、その前の経緯や設置後の経過については5周年史と10周年史に記載されている。20周年史は簡素化が図られ、10周年以降の保健管理センターの詳細については記載されていない。そこで本学がこの度30周年を迎えるにあたり、設置10年、昭和63年以後の経過について記述する。

(1) 人事異動と担当

① 教官（教員）

ア 専属教官（教員）と所長

昭和61年4月1日初代所長の小林和夫教授が定年で退官され、同年6月1日厚生連三条総合病院から山本保院長（内科医師）が保健管理センターの教授に就任し、第2代所長を委嘱任命され、以後約15年間務められた。平成13年3月31日山本所長が定年で退官された。同年6月1日新潟大学医学部第二内科学教室から佐藤誠先生（内科医師）が本センターの教授に就任し、第3代所長を委嘱された。約4年間務めた後、平成17年3月31日佐藤教授が退職転出し、同年4月より筑波大学大学院人間総合科学研究科睡眠医学講座の特任教授となられた。そこで同年4月

障害児教育講座の星名信昭教授が第4代所長に委嘱任命された。平成15年ころから学生の精神保健相談件数が急増し、メンタルヘルスに関する健康維持・増進の必要性が高まったことから、同年10月1日滋賀医科大学医学部精神医学講座の増井晃助教授（精神科医師）が本センターの教授として就任された。平成18年3月31日星名教授が定年退職され、所長を退任された。同年4月1日新潟大学医歯学総合病院第二内科の上野光博講師（内科医師）が本センターの教授として就任し、第5代所長として委嘱任命され、今日に至っている。

平成20年3月時点で上野教授と増井教授がセンターの業務を担当している。

イ 学内カウンセラー

精神保健面での健康増進のため、昭和57年度から学内カウンセラーとして、蘭千壽助教授（教育経営講座）と勝倉孝治助教授（生徒指導講座）が任命されていたが、平成元年より松元泰儀助教授（生徒指導講座）と齊藤誠一助教授（生徒指導講座）が加わり、4人体制となった。平成3年からは勝倉助教授、松元助教授と新たに犬塚文雄助教授（生徒指導講座）と杉江征助手（生徒指導講座）が任命された。平成7年からは勝倉助教授、松元助教授、犬塚文雄助教授と新たに田中輝美助手（生徒指導講座）が任命された。平成8年からは井上忠典講師（学校指導研究センター）が加わり5人体制となった。

平成11年3月松元教授が退官され、以後4人体制となった。平成12年3月犬塚教授、勝倉助教授、井上講師が退官・異動され、その後、加藤哲文教授（生徒指導講座）、三村隆男講師（生徒指導講座）、井沢功一郎講師（生徒指導講座）が任命され、4人体制になった。平成13年7月からは林康成助教授（生徒指導総合講座）、三村講師（生徒指導総合講座）、米山直樹講師（心理臨床講座）、井沢講師（心理臨床講座）の4人が任命された。平成14年度は林助教授、三村助教授、米山講師と新たに宮下敏恵助教授（心理臨床講座）が、平成15年度は林助教授、三村助教授、宮下助教授と新たに藤生英行助教授（心理臨床講座）が任命された。平成16年度は学外カウンセラーが平成15年度から任命されたことから1名少なくなり、林助教授、三村助教授、藤生助教授の3名となった。平成17年度からは林助教授、三村助教授と新たに五十嵐透子助教授（心理臨床講座）が任命され、今日に至っている。

ウ アドバイザー

平成13年度から、精神保健相談窓口としてアドバイザーを各部から5名、1年間の任期で任命（兼任）することになった。この年は松本健義助教授（学習臨床講座）、藤井和子講師（障害児教育講座）、中里理子講師（言語系教育講座）、土田了輔講師（生活・健康系教育講座）、阿部靖子助教授（芸術系教育講座）が任命された。平成14年度は松本助教授、藤井講師、土田助教授と新たに平野七濤助教授（言語系教育講座）、植村幸生助教授（芸術系教育講座）が任命された。平成15年度は変更がなかった。

平成16年度は松本助教授、藤井講師、土田助教授と新たに茨木智志助教授（社会教育講座）、洞谷亜里佐助教授（芸術系講座）が任命された。平成17年度は、茨木助教授、藤井講師と新たに北條礼子助教授、大橋奈希佐講師（生活・健康系教育講座）、酒井創助教授（芸術系教育講座）が任命された。平成18年度は、北條教授と新たに五十嵐透子助教授（心理臨床講座）、渡部洋一郎助教授（言語系教育講座）、下村博志講師（自然系教育講座）、洞谷亜里佐助教授（芸術系講座）が任命された。平成19年度からは学生のアドバイザーへの相談がなくなったことから廃止された。

② 職員

保健管理センターの看護師として船越幸子技官が、センター開設以来今日まで一人で30年間勤務している。

臨床検査技師としては、昭和59年度に国立大学学部学生の健康白書作成のため本学でも心電図検査や採血検査が開始された（詳細は10年史参照）。そのため非常勤の臨床検査技師が時期ごとに採用されていたが、平成3年以後、牛木京子氏が担当し、平成15年1月より臨床検査技師、事務補佐員として通年採用されている。

③ 学校医と学外カウンセラー

ア 学校医

学校医として昭和56年度から、内科は植木信夫医師が、眼科は石田修医師が委嘱された。耳鼻咽喉科は昭和56年度は安田誠一郎医師が、昭和57年度からは沢田克郎医師が委嘱され、今日に至っている。

平成5年4月から内科は正木時彦医師が委嘱され、平成16年度は佐藤所長が、平成17年度は小林千

春医師が、平成18年度からは上野所長が委嘱されている。

眼科は、平成9年度以降石田誠夫医師が委嘱され、今日に至っている。

イ 学外カウンセラー

平成14年ころから精神保健相談の増加に伴い、平成15年10月から学外カウンセラーとして宇治陸郎氏が週2回、非常勤職員として採用され、その他1名が月交替で委嘱された。平成16・17年度は宇治氏と岡田里子氏の2名が委嘱され、それぞれ週2回、週1回担当した。平成18年度は、宇治氏と佐藤千草氏の2名が、平成19年度は宇治氏と梶原亜紀子氏の2名が委嘱され、今日に至っている。

(2) 運営について

① 構成

保健管理センターは学長、副学長の下に位置し、その運営はセンター職員と学務部学生支援課職員によって行われてきた。またその運営については保健管理センター運営委員会において審議と承認がされてきた。

② 職員および構成員

専属職員としては、所長（1名）、専任教授（平成18年3月まで1名、平成18年4月以降2名）、看護師（1名）が置かれ、その他の構成員として、臨床検査技師兼事務補佐員（平成15年より非常勤通年1名）、学内カウンセラー（昭和57年度から）、学外カウンセラー（平成15年10月より）、アドバイザー（平成13年度から18年度まで毎年5名）、学校医（非常勤）を置かれてきた。（詳細は上記参照）

(3) 活動状況について

健康管理に関する業務活動については、第4章学生生活の健康管理に記載するので、参照されたい。

① 年報の発行について

昭和59・60年度報告について昭和62年4月に創刊号として発行されたが、その後2年度ごとに発行してきた。平成16・17年度の第11号を冊子体のものとして最後に平成19年3月に発行した。平成18年度の年報から、年1回の電子媒体による発行に切り替え、平成19年6月に発行し、ホームページに掲載した。

② ホームページについて

平成16年12月に本センター独自のホームページを立ち上げ、平成18年11月リニューアルを行った。

③ 個人情報の利用目的の明確化、取り扱いに関するガイドライン作成および公示

平成15年5月より個人情報保護法が施行され、個人情報の取り扱いに関して、センターの迅速、安全かつ円滑な活動を進めるために、平成18年度11月センターが健康診断、診察、カウンセリング等各種活動を通じて取得し、管理する個人情報についての利用目的を明文化し、同時に個人情報の取り扱いに関するガイドラインも作成し、ホームページに掲載し、公示した。

(4) 施設と備品

保健管理センターは、開設以来大学会館1階の第1食堂と講堂の間にある。施設の概要は総面積214.5㎡あり、全部で7室から構成されている。当初、事務室1、検査・処置室1、所長室1、相談・診察室1、休養室2、資料室1から成っていたが、平成8年より休養室の1つを相談室に変え、現在に至っている。

備品は、徐々に増加、進歩し、現在計測用機器（自動身長・体重測定機、体脂肪計、自動視力検査器、上皿天秤）、検査用機器（スパイロメーター、顕微鏡、血液自動分析器、心電計、尿自動分析機、卓上型低速遠心機、オージオメータ、全自動血圧計、自動血球計数器、呼気一酸化炭素測定器）、その他（殺菌エアータオル、高圧蒸気滅菌器、ベッドなど）を備えている。

3 情報メディア教育支援センター

大学全体の情報基盤の整備と情報セキュリティの確保を行うとともに、その円滑な管理・運用を図り、教育・研究・管理・運營業務等に資するほか、教育・研究における情報メディアの利活用と学部・大学院生を対象とした情報教育のより一層の推進、ならびに、地域の学校及び社会と連携した情報化の推進を総合的・体系的に支援することを目的として設置されており、センター長、センター配置教員5名、その他の職員で構成されている。

また、センター長の諮問に応じ、情報メディア教

育支援センターの運営に関する重要事項を審議するため、情報メディア教育支援センター運営委員会が設置されており、センター長、センター配置教員、本学情報セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ管理者等で構成されている。

(1) センターの沿革

昭和59年(1984年)3月

FACOM M-160Fを中心とする教育情報処理システム(JEPS)を導入

昭和59年(1984年)5月

専用デジタル回線で東京大学の大型計算機センターと接続(N-1ネット)し利用を開始

昭和63年(1988年)3月

IBM9377を中心とする教育情報ネットワークシステム(JEINET)を導入し、50台のパソコン端末を2部屋に設置、また学校教育研究センターのIBM9375と専用回線で接続すると共に、FACOM M-160Fを通じてN-1ネットに接続

昭和63年(1988年)5月

情報教育研究・訓練センター設置

平成5年(1993年)10月

情報処理センターを設置(情報教育研究・訓練センター廃止)

平成6年(1994年)1月

学術情報センターのネットワーク(SINET)にTCP/IP接続

平成6年(1994年)2月

現在の本学ネットワークシステムの前身となる情報処理システム(JUEN system)を整備し、すべての研究室、事務局、附属学校園に、情報端子と情報端末を配して完全LAN化を実現

平成6年(1994年)11月

50台の端末を備えた「教育情報訓練室」を初め、「文書処理室」、「画像処理室」、「応用処理室」を備えたセンターの建物を11月25日に竣工

SINETとの接続を、64kbpsから1.5Mbpsに強化
平成10年(1998年)10月

JUEN systemの更新を図り、完全な分散処理システムを採用し、大学のキャンパス敷地外に立地している学校教育総合研究センター及び附属小学校、附属中学校を含めて光ケーブルで直結したネットワークを構築

平成13年(2001年)3月

基幹ネットワークとしてGiga bit Ethernet及びATM、支線ネットワークとしてFast Ethernetを用いた複合型ネットワークの運用を開始

平成13年(2001年)10月

学内ネットワークの高速化に伴い、SINETとの接続をHSD1.5MbpsからATMメガリンク5Mbpsへ強化

平成14年(2002年)10月

学術情報センターのネットワーク契約切替に伴い、新システムを導入、運用を開始

また、ネットワークの冗長化(ATMネットワークを基幹ネットワークのバックアップとして利用)を導入

平成16年(2004年)4月

情報基盤センターを設置(センター組織の改組)情報セキュリティポリシーを制定し運用を開始

平成18年(2006年)3月

情報基盤センター専任教員を配置

平成19年(2007年)3月

センターシステムと事務用電子計算機システムを統合することで、一元的な管理を可能とした「キャンパス情報システム」を導入、運用を開始

平成20年(2008年)4月

情報メディア教育支援センターを設置(センター組織の再編・統合)

(2) センターの機能(施設・設備及び教育・研究への支援の現状)

情報メディア教育支援センターでは、前述の目的を達成するため「(1) インターネット接続した学内LAN」、「(2) 教育・研究を支援する各種処理室」を有し、導入システムはレンタル物品で構成することで、数年ごとに更新を図り、常に新しい設備・技術によって教育・研究を支援することを目指している。

① インターネット接続した学内LAN

学内LANは、JUEN(Joetsu University of Educational Network)と呼ばれ、二重化したGiga bit Ethernetによる高速かつ信頼性の高い複合型ネットワークで構築されている。また、各研究室、実験室、講義室などにネットワークコンセントを設置するとともに、各講義室には無線LANアクセスポイントを整備し、常にインターネット接続が

可能な環境が整っている。さらに、VPN (Virtual Private Network) 接続による自宅からの学内LANへの接続も可能になっている。

② 教育・研究を支援する各種処理室

各種処理室として「教育情報訓練室」「マルチメディア処理室」「応用処理室」「情報演習自習室」が用意されている。

「教育情報訓練室」は、Windows XP搭載のPCを30台備えた教育情報訓練室1、主に学生の自己所有するPCを持ち込んでインターネット接続等を可能とする環境を整えた教育情報訓練室2があり、学生が自由に教育・研究のために利用することができる。

「マルチメディア処理室」と「応用処理室」では、DTV (Desk Top Video:ビデオ編集)、DTP (Desk Top Publishing:印刷物編集)、DTM (Desk Top Music:音楽編集)が可能である。

「情報演習自習室」は、Mac OS搭載のPCを20台備えており、デザイン編集等の授業で活用され、A0版プリンタ、カラーレーザプリンタでの出力ができる。

③ その他のサービス

センターでは、E-Mail、インターネット、講義支援や業務支援などのサービスが提供できるシステムを導入し、全学生及び教職員にE-Mailアドレスを配布するとともに、教員に端末を貸与しており、教育・研究や各種連絡などに活用されている。

(3) 主な事業・業務等の内容 (平成16年度以降)

◆ 情報処理基盤の整備、管理・運用に係る取組

- 本学ネットワークの高速化と安定性確保等のため、回線利用契約の見直し及び基幹スイッチ群の保守等の継続的な取り組み
- 学内ネットワークの基幹スイッチ群に関する保守

◆ 情報セキュリティの確保に係る取組

- 情報セキュリティポリシーの制定 (平成16年度) 及び運用 (平成16年度以降継続)
- 新入生を対象とした情報セキュリティ講習会の実施 (毎年実施)
- 全学構成員を対象とした情報セキュリティ講演会の実施 (毎年実施)

◆ 教育・研究及び事務処理等の大学運営の情報化

支援に係る取組

- 本学における、1) 講義支援システム活用の促進、2) 遠隔教育での活用、3) e-Learningコンテンツを用いた教育・研究活動の推進等を目的とした、遠隔教育システムの導入 (平成16年度)
- Webメール・スパムブロックの導入 (平成16年度)
- 学内ポータルサイト・認証ゲートウェイの導入 (平成16年度)
- 学生のPC所有の推進及び利用環境の整備・充実 (平成16年度以降継続)
- 学生の学内におけるノートPC利用のための準備講習会の実施 (平成17年度以降毎年実施)
- 「情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成・研修」事業の運用 (平成17～19年度概算要求措置事業)
- 「教育の情報化」支援システムの導入 (平成18年度)
- 教育情報等データベースシステム (ファイルサーバ) の導入 (平成19年度)
- 常に新しい設備・技術によって情報教育・研究を支援すること及び高い信頼性と安全性の確保や一元的な管理運用、障害の早期発見等を目的とした、新センターシステム (レンタル物品) の更新 (平成18年度)

◆ その他の取組

- 中期目標・中期計画及び年度計画等への対応
 - a 情報リテラシー教育を重視した条件整備の推進
 - b 講義支援システム利用の推進
 - c マルチメディアを活用した教材作成の推進
 - d キャンパス情報システムの仕様策定・導入
 - e 大学全体の情報化推進の視点から附属小・中学校との連携・協力を強化

(4) これからのセンター運営

当センターが管理・運用する各種システム及びネットワークは、本学の教育・研究、各種の業務運営を推進する上で、欠かすことのできないものとなっている。

このため、本学における当センターが果たすべき役割を再確認するとともに、大学運営全般に係る情報化を総合的・体系的に推進し、教育・研究面はも

とより、管理・運営面においても、情報メディアの利活用のより一層の推進と、これら支援機能をこれまで以上に充実させる必要がある。

また、近年の急速な高度情報化の進展に伴い、情報メディアを悪用した犯罪やセキュリティ案件も年々増加しており、またその手口も多様化・複雑化していることから、これらに係る情報セキュリティ対策の徹底に関しても、これまで同様に継続的に行う必要がある。

4 心理教育相談室

(1) 沿革

上越教育大学心理教育相談室(以下「相談室」)は、心理臨床に関わる相談に対する社会的要請に応じるとともに、本学の大学院生等の心理臨床に関わる相談活動に関する教育訓練を行うことによって、心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的として平成12年12月に開所した。その後、平成15年4月から、本学大学院学校教育研究科臨床心理学コースが、財団法人日本臨床心理士資格認定協会より「第1種指定大学院」の認定を受けたことにより、本相談室が臨床心理学コースの大学院生のための臨床心理実習の場となっている。

また、当初、本学人文棟に設置された相談室が、その後の利用者等の増加にともない手狭になったために、平成19年2月より、大学キャンパス内の独立施設に移転した。さらに平成19年4月より、本相談室での専門的相談業務を地域に提供するために、相談の有料化を開始した。

(2) 組織

相談室の組織は、平成20年3月現在、相談室長及び相談員の合計7名で構成されている。なお相談員は、臨床心理士の資格を有する臨床心理学コース担当の教員をもって充てている。

(3) 活動の方針及び活動内容

活動の方針は、a) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「第1種指定大学院」として、本学大学院学校教育研究科臨床心理学コースの臨床心理実習の指導に関すること、b) 心理臨床に関わる臨床心理学的専門業務に関すること、c) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査・研究及びそ

の成果の発表と刊行に関すること、d) 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関すること、e) 学校及び地域社会などへのコンサルテーションに関することを中心とした業務を円滑に進めることである。

(4) 運営・活動の状況

① 大学院学校教育研究科臨床心理学コースの臨床心理実習の指導に関すること

平成19年度の相談研修生は、修士課程1年25名、修士課程2年19名、及び研究生4名の合計48名であった。ここで行われた臨床心理実習の中心は、外来の相談ケースに対する心理臨床業務である。まず学生は「相談研修生」として登録した後に、模擬面接実習、相談場面の観察・陪席、ケースカンファレンスを経て、相談室に來所するケースに対して、スーパーバイザーである相談員の指導のもと相談業務を行ってきている。

② 心理臨床に関わる相談に関すること

相談室の外来の利用者数は開設以来増加の一途をたどり、平成19年度(平成19年4月～平成20年3月まで)の相談室の利用状況は次の通りである。まず、新規相談の受理数は56件であった。また、学齢・年齢等の区分による延べ相談件数は、就学前71件、小学生491件、中学生338件、高校生264件、大学生1件、社会人475件で、総計1,640件であった。以上のように、相談対象は小学生から高校生までを中心とした学齢期が多いが、社会人等の相談も増加している。さらに、面接種別にみると、問題を抱えている本人に対して行われる「臨床心理面接」が810件と最も多かった。次いで、保護者を対象とした「心理教育相談面接」が626件、幼児や児童を対象として行われる「遊戯面接」が440件、問題を有している人に関わっている人(教員など)への助言等の「教育相談面接」が29件であった。今後も利用者数の増加が予想されるが、このような地域のニーズに対応するために、スタッフや相談施設のさらなる充実が必要となるだろう。

③ 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査及びその成果の発表と刊行に関すること

平成13年12月に、相談室の紀要「上越教育大学心理教育相談研究」の第1巻第1号を刊行して以来、

現在（平成20年3月）までに合計7巻を刊行してきている。この紀要は相談室スタッフを中心とした執筆者が研究論文や事例報告等を掲載する他に、相談室の概要、当該年度の修士論文題目一覧及び論文概要を掲載してきている。相談室の紀要は、今後も本相談室の研究成果を公表するとともに、上越地域を中心とした専門機関や施設等との研究交流や連携を深めるための情報誌としても期待されてきている。

④ 学校及び地域社会などへの支援業務

相談室のスタッフは、新潟県教育委員会から委嘱されるスクールカウンセラー業務を始めとして、地域市町村教育委員会や教育センター等が主催する教員研修会講師を担当しており、地域における心理臨床へのニーズの高まりを反映している。今後、相談室を核として、地域の専門職や、教育相談業務等の経験を有する教職員との連携を密にして、「非常勤相談員」なる制度による専門的社会資源の有効活用をめざした計画の策定が必要と考えられる。

(5) 運営委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

心理教育相談室運営委員会は、相談室の運営、臨床心理士及びその他の心理臨床の資格取得に必要な臨床心理実習及び相談室における研究成果の報告に関する事項等を審議するため設置されており、相談室長、相談員として委嘱された教員、保健管理センター所長、特別支援教育実践研究センター長等で構成されている。また、本委員会のもとに、相談研修生の研修認定の実施、臨床心理士の大学院指定申請及び相談室に関する事項等について対応するため、相談室運営専門部会が置かれている。

② 運営・活動の状況

平成19年度においては、委員会を3回開催し、主として「相談室の運営」、「相談研修生の利用及び種別変更」、及び「相談室規則の一部改正」等について審議した。

(6) 今後の検討課題等

日本臨床心理士資格認定協会認定による第1種指定大学院として、臨床心理学コース在籍の大学院生の臨床実習を行い、また地域の心理臨床に関わる専門機関として毎年延べ2,000人以上の相談を受けて

きた。このように、年々、心理教育相談室の業務が増加の一途をたどっている。現在のところ、これらの業務は7名の相談員として委嘱された教員と1名の非常勤事務員が担っている。しかし、各教員は授業、研究活動、数々の校務を始め、地域への支援も行っており、業務が過剰となっている。また、相談室の移転により、平成19年度からこれまで以上に充実した相談業務が可能となった。他方で、担当する教職員の人数が限られているため十分な機能を果たし切れていない状況もある。今後、大学院生の臨床実習指導を主に担当する教員を中心としながらも、外来の相談業務を主に担当する職員の配置が必要となろう。

5 実技教育研究指導センター

実技教育研究指導センターは、学部における教育と研究とに密接に関連しながら、主として学生自身の自発的学習により、教育実践に関わる実技能力および実技指導能力の育成を図ることを目的として昭和56年（1981年）4月に附属実技教育研究指導センターとして発足し、音楽教育分野、美術教育分野、体育教育分野及び言語系教育分野の4分野が設置された。その後、平成16年（2004年）4月1日より実技教育研究指導センターと改称された。生涯にわたる人間教育の基礎を培う初等教育の教員には、すべての教科と領域にわたる優れた実践的指導力が要請されている。実技教育研究指導センターは、この社会の要請に応えることを目的に設置されており、具体的な方策として、（1）初等教育教員養成における音楽、美術、体育及び言語系教育（外国語と書写書道）の各分野での実技教育のあり方の研究、（2）各分野における具体的指導技術の開発、（3）学生の実技指導能力の向上に係る自学自習の場の提供などが挙げられる。なお、平成20年（2008年）4月のセンター等再編により、本センターは廃止され、その機能は各専攻・コース等へ移行することとなった。

実技教育研究指導センターは、理論的、実践的研究を背景として実技教育に関する問題の所在を明らかにし、音楽、美術、体育および書写書道の実践指導に必要な実技能力や、外国語でのコミュニケーション能力の向上を図ることに努めており、その研究指導として以下のような観点を設けている。

(1) 実技教科指導法の研究・開発

① 実技教育に関する研究

実技を伴う教科の実技指導の原理、内容、方法、評価について総合的な理論的研究を行い、その成果を教育現場に開放し、教育実践に寄与するとともに、実践を理論的研究へとフィードバックする。

② 実技指導法の研究開発

ア 教育現場で必要とされる実技指導能力を高めるために、大学における指導のあり方のモデルの開発を行う。

イ 実技指導に必要な技術の広がりを含め、そのシーケンスを研究し、実技指導のカリキュラムを開発する。

ウ 実技関連教育の全体計画を企画及び運営調整し、関連事業との連携を図り、実技指導の効果の向上をめざす。

エ 自学自習の活動が常時行えるようにセンターの利用方法を立案し、学生の学習機会の拡大を図る。

オ 自学自習システムを援助、指導するための方法を研究し、段階的に自学自習するシステムを開発する。

カ 実技能力認定の測定方法やその評価法を開発し、関連授業担当者にその資料を提供する。

キ 実技指導に関する資料を収集して公開すると同時に、実技教育に関する機器の研究開発とその習熟を行う。

ク 施設や設備を学内および地域社会に開放し、教育サービスを行う。

ケ 学内および地域社会を対象としたセミナー講座を積極的に開催する。

(2) 実技指導法と自学自習および評価

① 実技指導と自学自習

各分野は全学生を対象とし、学習内容及び指導は正規の授業との関連において行っている。各分野には、一定期間の学習で完結するいくつかのレベルの学習プログラムを用意しており、それぞれのプログラムには、マルチメディア機器を活用するほか、個別の機能練習やグループ学習等を盛り込むようにしている。

② 実技能力の評価と認定

実技能力の認定が可能な実技については、実技能力認定制度を実施している。実技能力の認定は、基本的な実技能力についての一定水準への到達度に限定して行っている。

(3) 各分野における研究開発事項及び実技能力目標

① 音楽教育の分野

音楽に関する理解の深化、ピアノをはじめとする各種楽器の演奏や歌唱能力の伸長と実技能力の認定を行う。自習のための学習プログラムは、読譜、記譜および聴音の訓練による音感の育成、各種楽器演奏技術の上達訓練などを用意し、特に、ピアノ演奏については学生の自習に比重を置いている。実力認定は、学生の能力に応じたレベルで行い、年間数回の演奏実技に関する研究成果を発表する。

② 美術教育の分野

美術、工芸に関する理解の深化とそれに伴う各技法および教材作成能力の習熟と実力認定を行う。美術、工芸に関する自習のプログラムとして、ブリッジ科目Ⅰ（図画工作）と関連発展させた総合的な表現活動として用意している。実技能力の認定については、課題を与え、その表現能力で評価している。

③ 体育教育の分野

各種運動技能の習熟と実技能力の認定を行っている。自習のための学習プログラムは、基本の運動、ゲーム、体操、器械運動、陸上運動、水泳、カヌー、球技、スキー、スノーボード、ダンス等の技法と知識の習得及び技能向上のためのマルチメディア教材を用意している。実技能力の認定については、各運動技能の最初の実力認定については関連授業の中で行い、授業終了後においては学習者の申し出において随時行っている。

④ 言語系教育の分野

ア 外国語

外国語学習における四技能（読むこと、書くこと、聴くこと、話すこと）の能力の伸長をめざしている。外国語技能向上のための学習プログラムとしては、読解力、作文力、聴解力、コミュニケーション能力の増進のためのマルチメディア機器およびマルチメ

ディア教材を用意している。実力認定としては、テストによる四技能の到達度試験および外国人教師による面接法などで行っている。

イ 書写書道

文字を書くことに関する実技能力の向上、特に教師として必要となる「文字を書く上での正しさ・読みやすさ・速さ」を中心とする能力、国語科書写指導において求められる実技指導能力の達成をめざす。書写技能の向上のための学習プログラムとしては、実技のための基礎知識の理解と自己認識に関するもの及び硬筆・毛筆実技に関するマルチメディア教材を用意している。書写技能の認定については、試書による自己課題の検討、学習中の自己評価と相互評価、学習後の自己評価等についてワークシートを用いて検討する過程、硬筆・毛筆の学習物をポートフォリオ的に蓄積していく活動を通して、個人内の向上と目標の到達度とを認定する。

(4) 実技教育研究指導センターセミナー

- 平成10年度（1998）：「葦をつなぐ」京都教育大学 岩村伸一氏（美術教育分野）、「幼稚園・小学校などにおける早期英語教育の理論と実践」文京女子大学 アレン玉井光江氏（言語系教育分野外国語）
- 平成11年度（1999）：「一本杖スキー実技講習会」レルヒの会（体育教育分野）
- 平成12年度（2000）：「小学校における英語活動がもたらすもの」文京女子大学 久埜百合氏（言語系教育分野外国語）、「書写及び書における漢字仮名交じりの表現」吉田行雄氏（言語系教育分野書写書道）
- 平成13年度（2001）：「書写及び書における漢字仮名交じりの表現（2）」毎日書道展審査会員 広瀬裕之氏（言語系教育分野書写書道）
- 平成14年度（2002）：「審査員席からみたNHK全国学校音楽コンクール —合唱コンクールと学校音楽教育の問題点—」日本合唱指揮者協会副理事長 鈴木成夫氏（音楽教育分野）
- 平成15年度（2003）：「ものづくりの原点—からくり玉屋庄兵衛—」尾陽木偶師九代玉屋庄兵衛氏（美術教育分野）
- 平成16年度（2004）：「一本杖スキー実技講習会」レルヒの会（体育教育分野）
- 平成17年度（2005）：「Some Observations on Early

English Language Teaching —Problem Areas and Possible Solutions —小学校英語教育の問題点と解決点を考察して—」聖霊女子短大 John Thurlow ジョン・サーロー氏（言語系教育分野外国語）、「スノースポーツ指導実践講座 —スキーの最新技術をいかにスキー指導技術に生かすか—」愛知県スキー連盟教育本部教育部長 一柳達幸氏（体育教育分野）、「きのうのマリンバからあしたのマリンバへ」吉岡孝悦氏（音楽教育分野）、「木版画の可能性について」愛知県立芸術大学 磯見輝夫氏（美術教育分野）

平成18年度（2006）：「TOEIC：その活用実態と対策法」埼玉県立大学 飯島博之氏（言語系教育分野外国語）、「地域の文化としての書」新潟大学 岡村 浩氏（言語系教育分野書写書道）

平成19年度（2007）：「本当は楽しい『室内楽』」東京芸術大学音楽学部 澤 和樹氏、桐朋学園芸術短期大学 蓼沼恵美子氏（音楽教育分野）

6 特別支援教育実践センター

特別支援教育実践研究センターは、大学院学校教育研究科学校教育専攻特別支援教育コースの教員養成目的から、特別支援教育に関する高度な専門的知識を持ち、同時に高度の専門的実践的技能を有する特別支援教育の指導者および推進者の養成を充実することを目指し、それを実践する場臨床教育の場として構想され、現在では、（1）臨床部門（・教育臨床、・教育相談）、（2）研究部門、（3）研修部門（・指導者研修、・教材教具開発）の3部門5領域に関する事業に取り組んでいる。



(1) 障害児教育実践センターの設立及び沿革

上越教育大学は昭和53年10月に開学され、昭和56年4月に学部学生、昭和58年4月には大学院生の受け入れを開始したが、障害児教育専攻が第1期生を迎え発足したのは、翌年の昭和59年4月であった。昭和56年4月には学校教育学部附属小・中学校が設置されていたが、養護学校の設置は得られず、昭和60年より障害児教育実践センター設立の構想が検討され、昭和62年4月に学校教育学部附属の「障害児教育実践センター」（以下センターという。）が発足することとなり、初代センター長に障害児教育講座の湧井豊教授が就任し、同村中義夫教授がセンター籍教員に異動した。そして平成4年4月には現在の建物が竣工した。

設立当初には、1) 院生の臨床指導を行う「教育臨床」、2) 教員と院生がチームを組んで相談・指導を行う「教育相談」、3) 障害児教育のための「教材・教具開発」、4) 校長、教頭など指導的立場にある現職教員及び関係機関の指導者のための「指導者研修」の4事業が構想され、障害児教育講座との一体運営により、これらの事業にあたってきた。

平成2年度に助教授1が増員され教授（1）助教授（1）の体制となり、平成5年度には助手1が配置されて教授（1）助教授（1）助手（1）の体制となった。さらに、平成14年度には教授1が増員され、以降、センター長及び4名のセンター籍教員（教授（2）、助教授（1）、助手（1））と事務職員（非常勤1）が配置されてきた。

平成6年4月にはセンター事業を「臨床部門（教育相談、教育臨床）」、「研究部門」、「研修部門（指導者研修、教材教具開発）」の3部門5領域に改変した。

平成18年4月には、特別支援教育への移行を踏まえて、障害児教育講座と一体となり、平成18～20年度文部科学省特別教育研究経費（教育改革）による「特別支援教育のための大学院における教員養成・研修システムの開発－障害児教育実践センター及び付属学校の活用を通して－」に取り組んでおり、特任教員（特任講師（2））及び特別支援教育コーディネーター（1）が配置されている。

平成19年4月には特別支援教育の本格実施に合わせて、センター名称を「特別支援教育実践研究センター」と改称した。

平成19年11月にはセンター設立20周年記念事業を

実施し、平成20年3月に上越教育大学特別支援教育実践研究センター設立20周年記念誌を刊行した。

平成20年4月に本学の教員がすべて大学院学校教育研究科に置かれた学系に所属することになったことを受けて、特別支援教育コースを担当する教員10名の内3名が兼務教員（以下、センター教員という。内1名はセンター長兼務）となり、7名が研究員となる（以下、センター研究員という。）体制へと移行した。

(2) 臨床部門

① 教育臨床

特別支援教育コースに所属する大学院生を中心に、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、発達障害、重複障害の8障害領域に関する臨床実習・応用教育臨床実習を受講する大学院生を対象にして、特別支援教育に関する臨床実習の指導を行っている。

この臨床実習では、本センターに来所する障害のある子どもの検査・教育的診断、教育プログラムの作成、指導、評価を実習させることにより、障害のある子どもの検査・教育的診断法、指導法、評価法に関する原理と技術の指導を行っている。その際、VTR記録等を用いた臨床実践場面の分析やコンピュータによるデータの処理・管理についても教授する。併せて、言語援助機器や視覚教材、コンピュータを用いた指導法についても指導を行っている。

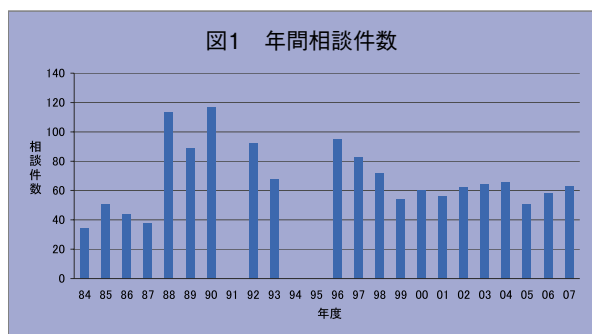




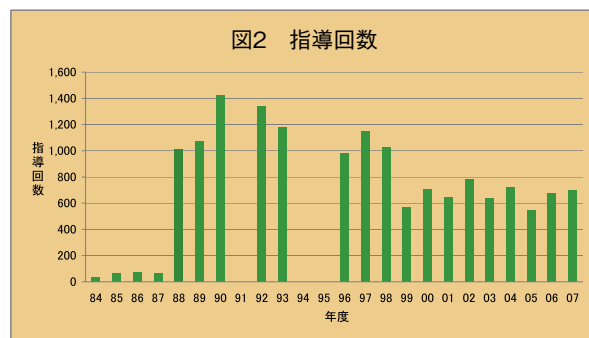
② 教育相談

教育相談においては、特別支援教育コースの大学院生を含めたチームにより、センター教員及び特別支援教育コースを担当する教員（センター研究員）の指導のもとに、地域の障害のある子どもの教育診断、発達援助、日常生活の指導・援助について、保護者や学校等の担当者などを対象に、面接相談や各種検査（総合的な教育診断、早期発見）、継続指導、経過観察を行っている。併せて、障害のある子どもに関わる人々の環境の調整、地域の医療・相談・教育機関への紹介やケースワークも実施している。

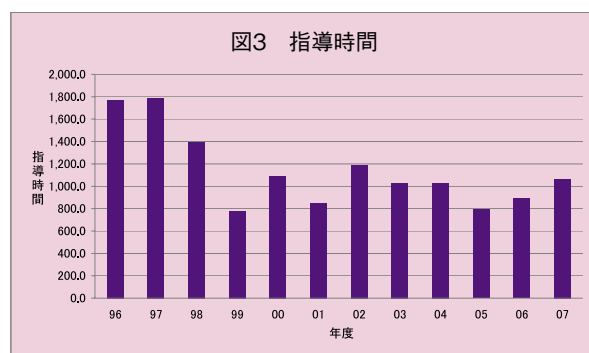
センター開設前の旧障害児教育専攻が臨床実習を行ってきたときから現在までの教育相談件数、指導回数、指導時間を図1、図2、図3に示した。84年度から徐々に相談件数が増加し、旧障害児教育実践センターが発足した88年度には、相談件数が急激に増加していることが分かる。最近では年間約60件前後の相談件数になっている。また、指導回数（図2）をみると相談件数と同様にセンター発足以来、指導時間が増加しており、近年では約700回前後の指導が行われている。さらに、指導時間（図3）をみると、96年度以降ではあるが、年間1000時間を超える指導が行われている。



※91, 94, 95年度についてはデータなし



※91, 94, 95年度についてはデータなし



(3) 研究部門

研究部門に関しては、障害のある子どもの教育実践に関する総合的な研究を行っているが、障害児教育に関する最新の研究課題や教育行政・施策の動向を踏まえた研究とともに、過去の優れた理論や指導技術の発掘にも取り組んでいる。

センターが取り組む研究活動の成果は個々の教員によって著書の刊行、学会誌、紀要等への掲載及び学会発表によって報告されているが、成果の一部に関しては、昭和62年に刊行された上越教育大学障害児教育実践センター年報（創刊号～6号、以下センター年報という。）及び平成7年に刊行された上越教育大学障害児教育実践センター紀要（第1巻～13巻、以下センター紀要という。）に掲載されている。平成19年度からは名称を上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要と変更し、平成20年3月に上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要第14巻を刊行した。センター年報及びセンター紀要の掲載論文等を表1に示した。

(4) 研修部門

- ① 指導者研修において研修セミナー（以下、センターセミナーという。）を実施している。昭和62年7月に第1回センターセミナーが開始さ

表1 センター年報・紀要の論文件数

	研究報告	原著	論文	特別論文	特集論文	地域の情報	セミナー	実践報告	特集	
年報4号	H2年	2								
年報5号	H4年	8								
年報6号	H5年	6								
紀要1巻	H7年	8								
紀要2巻	H8年	5								
紀要3巻	H9年	5								
紀要4巻	H10年	5					1			
紀要5巻	H11年	5					1			
紀要6巻	H12年	3				1	2	1	2	
紀要7巻	H13年	3				3	2	1	2	
紀要8巻	H14年	2				3	4	3	1	
紀要9巻	H15年		5	1		1	1			
紀要10巻	H16年		5	3		2	2			
紀要11巻	H17年		5	1	5	1	3			
紀要12巻	H18年		6	1		1	2			
紀要13巻	H19年		5	2		4	1			
		16	36	26	8	5	16	19	5	5
										136

91

れ、以降毎年数回のセミナーが実施されてきており、平成19年11月にはセンター設立20周年を記念して、中村満紀男筑波大学教授による特別講演「特別支援教育の明日を読む」が第75回のセンターセミナーとして実施された。

これは地域の障害児の教育関係者への専門的知識や内外の最新情報の普及・啓蒙としての地域貢献活動であるとともに、特別支援教育コースの大学院生にとっては、この研修を通して大学院のカリキュラムを超えた幅広い知識や情報を獲得することができる。

- ② 教材・教具の開発に関しては、学校等における障害児教育実践に資する教材・教具及び障害のある子ども一人ひとりの個別のニーズに合った教材・教具を開発し、実際の臨床実践活動を通じて教材・教具の有効性を検証することによって、より効果的な教材・教具の開発について検討している。その成果の一部は、センター年報（創刊号～6号）及び平成7年に刊行されたセンター紀要（第1巻～13巻）に掲載されている。

(5) 文部科学省特別教育研究経費（教育改革）事業

平成18年度から障害児教育講座と一体となって、特別教育研究経費（教育改革）による「特別支援教育のための大学院における教員養成・研修システムの開発—障害児教育実践センター及び附属学校の活

用を通して—」（事業実施責任者：大庭重治障害児教育講座教授・代表）を実施している。

この事業は障害児教育実践センター及び附属学校を活用して、臨床教育に重点をおいた特別支援教育に係る教員養成・研修システムを開発することを目的として、平成18年度～20年度の3カ年計画で実施するもので、事業初年度の平成18年度は、1）障害児行動解析設備等をセンター内に設置して教育研究環境を整備するとともに、2）本事業を推進するコーディネーター（特別支援教育事業推進コーディネーター）を3名配置し、3）附属幼稚園、小学校、中学校、地域の小学校等との連携を図った。また、4）特別支援教育に係る地域の諸機関との連携体制としてのネットワーク構築を進め、さらに国内外の特別支援教育に関連する取り組み状況に関する調査を実施するとともに、関連資料を収集している。

(6) 社会貢献及び広報活動

- ① 国立大学障害児教育関連施設・センター連絡協議会への参加

日本特殊教育学会の大会の折りに、国立大学障害児教育関連施設・センター連絡協議会が開催され、当センターからセンター教員が参加し、各大学の施設・センターの活動状況について、様々な情報・意見の交換を行っている。

- ② 広報活動

本センターの概要を、本学のホームページに掲載

し、適宜更新している。

③ 各種研究会・講習会

センターを会場に多数の研究会・講習会等が開催されている。近年では、上越地区特別支援教育懇談会、新潟県認定講習会、附属学校初任者研修会、上越青年の休日を充実させる会、上越自立活動研究会、通級担当者学習会等が開催されている。

④ 社会活動

教育委員会等の依頼により、学校評議員、教育委員会専門員、教育センター専門員、研修講師、就学指導委員会委員、巡回指導講師、上越特別支援教育研究会顧問、上越障害者福祉推進連携協議会（会長、部会長、委員）、上越市障害程度区分等審査会委員等の委嘱を受けている。

第7節 附属学校園

1 附属幼稚園

当園は附属三校園の中で最も歴史が浅く、平成4年に上越教育大学学校教育学部附属幼稚園として創設された。

平成16年には国立法人化に伴う組織の見直しにより上越教育大学附属幼稚園と改称。

現在、園長（兼任）、副園長、教諭3名、養護教諭1名、非常勤講師2名に事務職員1名が加わり、計9名で業務を担当している。各学級に担任1名と副担任1名を配置し、ティーム保育を行っている。

(1) 教育目標

本園は創設当初から教育目標として、

- ① 元気な子
- ② やさしい子
- ③ 考えぬく子

の三つを掲げ、それに沿った教育活動を展開してきた。それぞれの目標に対する具体的なイメージと方策は次の通り。

- ① のびのびと体を動かし、精いっぱい遊ぶ子
 - 子どもの興味関心に基づく自由感ある遊びを保証する。
 - 遊びを誘発し、高める環境構成を工夫する。

- 安全に配慮した環境づくりに留意する。

② 自然に親しみ友達と仲良く遊ぶ子

- 園裏手に広がる里山に続く「緑の小道」の積極的な活用を図る。
- 異年齢交流を促進する。
- 年齢に応じた飼育栽培活動を工夫し実践する。

③ 感じたことや考えたことを自分なりに表現する子

- 「賞賛」「激励」「見守り」「共感」を大事にした援助に努める。
- 帰りの会等で、歌ったり話したりする経験を積ませる。
- 保護者や地域の人との触れ合いの場を積極的に設け、人とかかわる楽しさや喜びを味わわせる。

(2) 本園の活動

本園を設置した目的として次の4つを挙げることができる。

- ① 地域の幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する。
- ② 大学学部学生及び大学院生の実地教育、実地研究の実施にあたる。
- ③ 大学における保育に関する実証的研究に協力する。
- ④ 保育に関する研究を推進することにより、地域社会における幼児教育の振興に寄与する。

①については、本園では開園当時から特に幼児一人ひとりの個性を生かす教育を推進してきており、個人記録をカルテのように書きとめ累積し分析している。また、家庭との緊密な連携が不可欠であるとの考えから、様々な手段により常に園と保護者の関係を密にするように心を砕いている。そのためPTA活動の充実にも力を入れてきた。

②については、2年次学生の教育実習、4年次の専修教育実習、大学院生の修士論文に関わる実地場面の提供などを行ってきた。

③については、幼児教育講座の教員のみでなく、幼児に関わる研究をしている教員と連携をとってきた。また、大学教員の授業実践の場を提供してきた。

④については、平成6年度以来毎年、幼児教育研究会および講演会を開催して県内のみならず全国か

ら、多い時には300名もの参加者を集め、研究交流の場を提供している。また毎年、成果等を研究紀要としてまとめている。

(3) 定員・組・園児数

- 入園定員 90名
- 3歳児（そらぐみ）、4歳児（やまぐみ）、5歳児（うみぐみ）の計3組
- 園児数 男子37人 女子27人 計64名
(平成20年5月現在)

(4) 沿革

附属幼稚園は平成4年4月に上越教育大学の2教室を仮園舎とし、3歳児14名を迎えてスタートした。身体活動のために階段下にブランコや吊りタイヤを設置したり、廊下にマットを敷いて保育室を拡張するなど工夫をしたものの、保育に最適な環境とはいい難かった。園庭は大学駐車場の一部を充て、古タイヤの埋め込み、ケーブルドラムの設置等を行い、幼児が外での活動に親しむように配慮した。

同年6月には現在も使われているクラス名（3歳児＝そら組、4歳児＝やま組、5歳児＝うみ組）が決定し、7月には保護者会が設立され、園章も発表された。この年度には高田幼稚園との交流会、花火大会、芋掘り、秋の運動会、親子遠足、もちつき大会等の行事が実施された。

平成14年に刊行された附属三校園の「開園10周年・開校20周年記念誌」には、大学構内の階段に赤い毛氈をひいて雛人形一式を飾り、第1期の園児たちと初代の中澤和子園長、草野正信副園長が収まっている写真が掲載されている。

その後、平成5年3月に待望の園舎が完成し、現在地に移転した。敷地は教職員宿舎に隣接していた。「緑の小道」はすでに整備がなされていたが、その入り口付近にある現在の幼稚園の駐車場は荒地の状態であった。

移転後直ちに園内外の整備を行い、遊戯室に巧技台を常設し、テラスには遊具を置いた。園庭には杉の枝にロープを吊ったり、手製のブランコを設置したりした。

5月28日には80名の関係者出席のもと、園舎竣工記念式を実施した。さらに、7月には子どもたち、保護者、職員で竣工を祝う会を実施し、記念植樹や

人形劇の上演が行われた。また、保護者の協力により、仮設の動物触れ合いコーナーや模擬店も開かれ、園舎竣工を喜び合った。

平成6年度になり3学年全部が揃った。この年には施設、設備の一層の充実が図られ、自転車、一輪車、ブランコが設置され、園内にはミニ・バスケット板が取り付けられた。また、園庭では花壇作りが開始され、築山が完成した。

年度末には第1回修了式が挙行され、初めての卒園生を送り出した。

平成7年度には、一輪車、自転車の台数を増やし、鉄棒やジャングルジムの設置、畑作りなどがなされた。この年度から、うみ組の宿泊保育開始。

平成9年の2月に創立5周年記念式典が挙行された。これを契機に園歌が制作された。作詞は当時の職員一同、作曲は現園長の後藤丹であった。同年、養護教諭配置。

平成10年度には水生環境との触れ合いを目的とした「ドーナツ池」が設置された。

平成11年度に築山の奥に手作りタイヤロープとヒューム管3本を設置。

平成13年7月から、園児の安全確保のため警備員配置を開始した。

平成14年に保護者駐車場舗装整備。9月より一斉降園が始まる。

平成15年度より祖父母参観日を計画し、祖父母から伝承遊びを教わる機会を設けた。

また、食教育の一環として、平成14年12月より大学食堂、16年度からは正善寺工房も加わって週に2回の給食（ハッピーランチ）を提供してもらうようになった。

平成20年度、副園長職正式配置。

(5) 研究

開園当初は園の整備と並行し、主として幼児の自発活動を支える環境構成についての研究が推進された。

平成5年度より研究重点年次を設定した。

平成5・6年度は領域「人間関係」、平成7・8年度は領域「表現」、平成9・10年度は領域「環境」に重点を置き、平成11年度は重点領域研究の総まとめを行った。

平成12年度より3年間、文部省（当時）の研究開発学校の指定を受けて、附属小学校、上越市立高

志小学校と連携した研究を行った。研究開発課題は「幼児期・児童期の発達の連続性を踏まえた幼小連携における教育課程・指導方法等の研究開発」であるが、幼稚園テーマを「幼児期から児童期への子どもの健やかな育ちを支える教育の在り方」と設定した。

平成15年度は「生活行動」「集団的な活動」に焦点を当てて研究を進めた。

平成16年度より研究主題を「幼児期の生活と仲間関係」とし、6年計画という長いスパンで研究に取り組み、成果をあげつつある。

なお、研究紀要は平成15年度まで秋の研究会の折に刊行していたが、平成16年度から、幼児の育ちを1年間にわたって捉えるため、年度末の3月刊行となった。

平成18年度より上記研究と並行してユニークな食育の研究も行われ、実績をあげている。



2 附属小学校

当校は明治34年に新潟県高田師範学校附属小学校として設立され、翌年に開校、昭和16年に新潟県高田師範学校附属国民学校、昭和18年に新潟第二師範学校附属国民学校、昭和22年に新潟第二師範学校附属小学校、昭和24年に新潟大学第二師範学校附属小学校、昭和26年に新潟大学教育学部附属高田小学校とそれぞれ改称し、昭和56年4月をもって、上越教育大学に移管され、上越教育大学学校教育学部附属小学校が発足した。

平成16年4月に国立大学法人化に伴う組織の見直しにより、上越教育大学附属小学校と校名を改称し現在に至っている。

(1) 教育目標

生き生きとした子ども

(2) 本校の活動

- 上越教育大学の附属小学校として公立小学校と同じく文部科学省の定める学習指導要領に則って、義務教育を行う。
- 本学の改革構想を踏まえて、教育の新しい理論や方法について大学と一層連携して研究を行う。
- 本学学生・大学院生の教育実習を指導し、次代を担う教育者の育成に努める。
- 大学と共同で行う研究のほかに、本校の主体的立場から研究主題を設定して、教育活動に関する各種の研究を行い、地域の教育現場に有益な資料を提供する。
- 教育誌「教育創造」を発行し、本校教員をはじめ県内外の教育関係者の研究発表の場としている。

(3) 定員・学級数・児童数

- 入学定員 480名
- 学級数 12学級
- 児童数 男子 226人 女子218人 計444人
(平成20年5月1日現在)

(4) 沿革

- 明治35. 4. 10 新潟県高田師範学校創立にともない特殊の使命を帯び、新潟県高田師範学校附属小学校として授業を開始
- 明治42. 12 第1回冬期講習会開催「力行主義教授法の理論及び実際」
- 明治44. 4 新制高等科3学年を設置
- 大正4. 2. 20 校訓制定「勤勉・進取・共同」
- 大正10. 4 保護者会設立
- 大正13. 10 第1回協議会（教育新思潮批判学校経営協議会）を開催
- 大正15. 5 教室増築、合科学習特別研究開始
- 昭和7. 10. 16 校歌制定、創立30周年記念式典挙行
- 昭和14. 6 教官編集による教育研究誌「国民教育」創刊
- 昭和15. 5. 1 校旗樹立式挙行
- 昭和16. 4. 1 新潟県高田師範学校附属国民学校と校名改称
- 昭和17. 11. 23 創立40周年記念式典挙行

- 昭和18. 4. 1 新潟第二師範学校附属国民学校と校名改称
- 昭和22. 4. 1 新潟第二師範学校附属小学校と校名改称
- 昭和23. 2. 26 「国民教育」を改題して「教育創造」として創刊
- 昭和23. 4 保護者を解消し、PTAが結成
- 昭和24. 5. 31 新潟大学第二師範学校附属小学校と校名改称
- 昭和24. 9. 15 PTA会報創刊
- 昭和26. 4. 1 新潟大学教育学部附属高田小学校と校名改称
- 昭和27. 10. 25 創立50周年記念式典挙行
- 昭和33. 3. 31 コンクリート新校舎竣工
- 昭和37. 10. 14 創立60周年記念式典挙行、記念講堂落成
- 昭和47. 10. 10 創立70周年記念式典挙行
- 昭和48. 10. 10 新体育館竣工
- 昭和56. 3. 31 新潟大学教育学部附属高田小学校閉校式
- 昭和56. 4. 1 上越教育大学の開学に伴い同大学に移管され、上越教育大学学校教育学部附属小学校と校名改称
- 昭和56. 6. 6 上越教育大学学校教育学部附属小学校開校ならびに創立80周年記念式典挙行
- 昭和56. 6. 6 「わが校八十年の教育史」記念出版
- 昭和56. 6. 6 附属小学校同窓会新校名のもとに新発足、記念事業実施
- 昭和57. 3. 30 グラウンド改修
- 昭和57. 3. 30 前庭のプールをとりこわし、グラウンド西側にプール新設
- 昭和57. 4. 25 前庭のプール跡を教材園として整備
- 昭和59. 12. 3 記念講堂解体
- 昭和60. 3. 26 校舎増築、多目的教室、放送室、図書室等完成
- 昭和60. 11. 1 プール用トイレ・更衣室竣工
- 平成元年 3. 31 給食室改修工事竣工
- 平成 3. 11. 9 開校10周年記念式典挙行
- 平成 4. 9. 22 体育館照明施設改修工事竣工
- 平成 7. 3. 31 コンピュータ室新設
- 平成 7. 10. 11 新校舎工事着工
- 平成 8. 8. 28 新校舎工事竣工
- 平成 8. 11. 11 新校舎竣工記念式典挙行
- 平成12. 5. 2 附属小学校後援会設立
- 平成13. 2. 27 附属小学校評議員会開催
- 平成13. 7. 14 附属小学校20周年記念式典挙行
- 平成13. 12. 1 「わが校百年の教育史」記念出版
- 平成16. 4. 1 国立大学法人化に伴う組織の見直しにより、上越教育大学附属小学校と校名改称
- 平成18. 12. 15 体育館改修工事竣工
- (5) 研究(昭和49年以降のみ)
- 〈第1期教育課程研究〉昭和49～55年
- ・研究主題「ゆとりと発展のある教育」
- 昭和49 低学年教育における総合単元の設定
- 昭和50 『総合単元の構想と展開』(明治図書)
- 昭和51 「培いたい力」からの内容のとりだしとその展開
- 昭和52 教科指導の改善と総合的な活動の設定
- 昭和53 『学び方を育てる教育課程の編成と展開』(明治図書)
- 昭和54 学び方を育てる活動の展開とみとり
- 『学び方を育てる教育課程 年間指導計画の大綱』
- 昭和55 『子どもが生きる学校生活の創造』(明治図書)
- 〈第2期教育課程研究〉昭和56～60年
- ・研究主題「子どもが生きる学校生活の創造」
- 昭和56 総合単元の改善と総合教科活動の設定
- 『わが校八十年の教育史』(東京法令出版)
- 昭和57 心の活動の設定と総合単元・総合教科活動の改善
- 昭和58 『総合教科活動と新しい道徳教育』(教育出版)
- 昭和59 単元開発の着眼点の設定による活動の構造化
- 昭和60 「人間として生きる力」を形成する教育課程
- 〈第3期教育課程研究〉昭和61～平成元年
- ・研究主題「学び続ける基礎を築く学校教育」
- 昭和61 『学び続ける基礎を築く学校教育』(ぎょうせい)
- 昭和62 個性的な学習を促す総合・心と教科経営
- 昭和63 学び方が育つ総合・心と教科経営
- 『学び続ける基礎を築く教育課程(年間指導計画)』

平成元 学習意識の高まりを促す総合・心と教科経営

『学び続ける基礎を築く教育課程（年間指導計画）』

〈第4期教育課程研究〉平成2～5年

・研究主題「創造性を伸張する教育課程」

平成2 創造性を伸長する子供

平成3 創造性を伸長する教育活動の展開

平成4 創造性を伸長する活動の構想と展開
『子どもが生き生きと活躍する授業』（東京書籍）

平成5 創造性を伸長する子供を育てる指導と評価
〈第5期教育課程研究〉平成6～8年

・研究主題「12年間の学びの創造」

平成6 学びが連続・発展する教育課程編成の視点

平成7 子供の発達・成長と生活を見通した、学びが連続・発展する教育活動の構想

平成8 学びが連続・発展する教育活動の展開

〈第6期教育課程研究〉平成9～15年

・研究主題「生き生きとした子供」

平成9 生き生きとした子供

・研究主題「生き生きとした子供が育つ学校」

平成10～15年 生き生きとした子供が育つ学校

平成10 『みんなで総合しよう』

平成11 『続 みんなで総合しよう』

平成12 ＊文部科学省教育課程開発学校指定

平成13 『Curriculum 子供とつくる2001カリキュラム』

『わが校百年の教育史』

平成14 『Curriculum2002 学びが生成するカリキュラム』

平成15 『Curriculum2003 カリキュラムの評価改善』

〈第7期教育課程研究〉平成16～

・研究主題「心豊かに生きる子どもをはぐくむ教育課程の創造」

平成16 心豊かに生きる子どもの学力

平成17 「関係力」に着眼してつなぐ6年間

平成18 「関係力」が発揮される教育活動の構想と展開

『関係力 ～「子どもが生きる学力」への挑戦～』（教育開発研究所）

平成19 「関係力」に着眼し、教育活動を問いつける教師の取組

(6) 本校の特色

① 大学との連携

当校では、研究面において大学教員と連携を図りながら、研究会の実施に当たったり、個人研究の課題解決に取り組んできたりしている。また、大学の附属学校として、大学教員や大学院生による授業や大学院生の研究テーマに関する研究授業等を受け入れている。

平成16年度の国立大学法人化以後は、大学と附属学校園のパートナーシップによる緊密な連携が図られ、学内研究プロジェクトやアクションリサーチによるプロジェクト等が積極的に推進されている。なかでも、英会話等のプロジェクトに代表されるように大学教員と附属学校教員と協働した実践的な研究が展開されている。

また、特色GP「教職キャリア教育による実践的指導力の育成 ～分離方式の初等教育実習を中核として～」、教員養成GP「マルチコラボレーションによる実践力の育成」等が実施され、緊密な連携のもとで実践的な研究が進められている。

② 教育実習

平成14年度から3年次は前期と後期の教育実習となり、当校では5月に1週間、9月に3週間実施されている。この分離方式により、学生が担当教員や児童とコミュニケーションを深めることができるようになり、精神的にも物理的にもゆとりを持って教育実習に臨むことができるようになっている。

また、平成18年度より教育職員免許取得プログラムによる大学院生の教育実習の受け入れも始まっている。

現在は、教職大学院の学校支援フィールドワークの受け入れの準備を進めている。

③ 児童募集

上越教育大学へ移管後、平成9年度まで新入学児童数は定員（2学級で80名）を満たしていた。しかし、少子化等の影響もあり、その翌年度から新入学児童について定員充足を果たすことができない状況となっていた。

そこで、教育活動を一層充実させるとともに、当校の良さをアピールするために、平成17年度には、児童募集用の新パンフレットとポスターを作成し、市内の幼稚園や保育園に直接訪問し、配布した。平

成18年度からは、地元の新聞への学校紹介チラシの折り込みと新聞への掲載を行った。また、一日参観日にあわせて学校説明会も始めた。平成19年度には、地元ケーブルテレビを通してPRを実施した。

これらのことが功を奏し、平成20年度当初には1学年から3学年まで学年の定員を満たすことができた。また、平成17年度当初の児童数が378名(充足率78.8%)であったが、平成20年度には444名(92.5%)となっている。

④ 施設設備

平成7年度に、コンピュータ室が新設され、コンピュータが22台導入された。全国の小学校に先駆けて、情報教育が実施されるようになった。

平成8年度に、現在の校舎が新築された。緑をアクセントにした温かい色調の校舎となり、校舎内は、学年ごとにオープンスペースが設けられ、教育活動を支援するゆとりのある構造となっている。

平成13年度の大阪教育大学附属池田小学校での事件以降順次、正門、西門、北門に開閉可能な門扉が設置された。警備員も配備され、監視カメラも設置されており、不審者の侵入を防ぐことが可能なシステムとなっている。

平成18年度に体育館が約15メートル南方向に増築され、同時に耐震補強工事も実施された。このことにより、児童が一層伸び伸びと活動できるようになった。同時に、グラウンド東側・北側に駐車場拡張工事が実施され、送迎時の駐車場不足が解消されつつある。



3 附属中学校

当校は昭和22年に新潟第二師範学校附属中学校として開校、昭和26年に新潟大学教育学部附属高田中

学校と改称し、昭和56年4月をもって、上越教育大学に移管され、上越教育大学教育学部附属中学校が発足した。

平成16年4月1日に国立大学法人化に伴う組織の見直しにより上越教育大学附属中学校と校名改称し現在に至っている。

(1) 教育目標

民主社会の発展に寄与する、人間性豊かなたくましい生徒を育成する。

この教育目標で願う生徒像は、以下のとおりである。

- 美しいものを、驚きや感動をもって受け止めようと、自らも創造し、豊かに表現しようとする生徒
- 課題意識をもち、疑問について納得がいくまで調べたり質問したりしようとする生徒
- 生徒の考えに学び、互いの意見を尊重し、全体の向上を目指して話し合い、活動する生徒
- 自分の利害にとらわれず、進んで奉仕活動を行う生徒
- 目標に向かって、苦しくとも、最後まであきらめず、粘り強く取り組む生徒

(2) 本校の任務

- 義務教育の学校として
教育基本法、学校教育法、その他の教育関係諸法規に基づき、生徒の心身の発達に応じた中等普通教育を行う。
- 教育実習校として
上越教育大学学生の教育実習(観察・参加・実習)の場として学生の指導に当たる。
- 研究校として
大学及び附属小学校・附属幼稚園と一体になり、教育理論及び実践に関する研究を行う。さらに、中学校独自の立場から研究・実践し、地域の教育現場に寄与できる資料を提供する。
以上を本務としている。

(3) 生徒数

入学定員 120人

学級数 9学級

生徒数 男子185人 女子173人 計358人

(平成20年5月1日現在)

(4) 沿革

- 昭和22. 4. 28 新潟第二師範附属中学校として2学級編制で開校
- 昭和22. 5. 5 同附属小学校校舎の一部で授業開始
- 昭和22. 11. 4 本丸跡校舎（新潟第二師範学校女子部校舎）に移転
- 昭和24. 5. 31 新潟大学新潟第二師範学校附属中学校と改称
- 昭和24. 10. 22 本丸跡校舎（旧軍隊被服倉庫）に全部移転
- 昭和26. 4. 1 新潟大学教育学部附属高田中学校と改称
- 昭和27. 4. 1 6学級編制となる
- 昭和27. 10. 18 創立5周年記念式典
- 昭和32. 11. 2 創立10周年記念式典
- 昭和41. 5. 28 新校舎竣工式、41年度7学級編成となる
- 昭和42. 11. 6 創立20周年記念式典、42年度8学級編成となる
- 昭和43. 4. 1 9学級編成となる
- 昭和51. 5. 17 『学習する力を育てる授業』を明治図書より発刊
- 昭和52. 11. 14 創立30周年記念式典
- 昭和56. 3. 31 新潟大学教育学部附属高田中学校閉校
- 昭和56. 4. 1 上越教育大学学校教育学部附属中学校となる
- 昭和59. 5. 14 『イメージ化による授業の創造』を明治図書より発刊
- 昭和60. 11. 21 開校5周年記念式典
- 昭和62. 2. 27 第2特別教室棟竣工
- 昭和63. 4. 1 新体育館竣工
- 昭和63. 12. 9 プール改修工事竣工
- 平成元. 3. 31 技術室（電気・機械）改修工事竣工
- 平成2. 5. 29 『個の発想を生かした学習活動の多様化』を図書文化より発刊
- 平成3. 5. 28 『コンピュータで授業が変わる』を図書文化より発刊
- 平成3. 11. 9 開校10周年記念式典
- 平成10. 5. 22 『中学校こうしてつくった総合学習』を教育開発研究所より発刊
- 平成13. 7. 14 開校20周年記念式典
- 平成16. 3. 19 校舎改修工事竣工
- 平成16. 4. 1 国立大学法人化に伴う組織の見直し

により上越教育大学附属中学校と校名改称

文部科学省研究開発学校（平成16～18年度の3年間）の指定を受ける

平成18. 10. 1 『新たな単元開発への挑戦』を東洋館出版社より発刊

平成18. 12. 22 給食調理室改修工事竣工

(5) 研究年譜

- 昭和24 第1集 単元学習指導計画と特別教育活動
- 昭和25 第2集 カリキュラムと評価
- 昭和26 第3集 中学校の生活指導
- 昭和27 第4集 学習指導の指向
- 昭和28 第5集 学習における心理的研究（1）
- 昭和29 第6集 学習における心理的研究（2）
- 昭和30 第7集 中学生は協力をどのように学ぶか
- 昭和31 第8集 成績に対する生徒の関心と反応
- 昭和32 第9集 教科学習で問題となる生徒の指導（1）
- 昭和33 第10集 教科学習で問題となる生徒の指導（2）
- 昭和34 第11集 道徳指導計画
- 昭和35 第12集 教科指導の研究（1）
- 昭和36 第13集 教科指導の研究（2）
- 昭和37 第14集 教科指導の実際
- 昭和38 第15集 無駄をなくする学習指導の進め方
- 昭和39 第16集 教科における問題とその指導
- 昭和40 第17集 学習指導の深化と新しい方向をめざして（1）
- 昭和41 第18集 学習指導の深化と新しい方向をめざして（2）
- 昭和42 第19集 学習指導の深化と新しい方向をめざして（3）
- 昭和43 第20集 発展的学力の形成過程（1）
- 昭和44 第21集 発展的学力の形成過程（2）
- 昭和45 第22集 学習指導の適正化をめざして（1）
- 昭和46 第23集 学習指導の適正化をめざして（2）
- 昭和47 第24集 学ぶよろこびを生み育てる学習指導（1）
- 昭和48 第25集 学ぶよろこびを生み育てる学習指導（2）
- 昭和49 第26集 学ぶよろこびを生み育てる学習指導（3）
- 昭和50 第27集 みずからが追及する学習をめざし

て

- 昭和51 第28集 学習する力を育てる授業
- 昭和52 第29集 学習する力を育てる指導計画(1)
- 昭和53 第30集 学習する力を育てる指導計画(2)
- 昭和54 第31集 授業に「ゆとりと充実」を生む教材の開発(1)
- 昭和55 第32集 授業に「ゆとりと充実」を生む教材の開発(2)
- 昭和56 第33集 学習過程に「ゆとりと充実」をめざす授業の構想(1)
- 昭和57 第34集 学習過程に「ゆとりと充実」をめざす授業の構想(2)
- 昭和58 第35集 わかることの質の深まりをめざした授業の構想(1)
- 昭和59 第36集 わかることの質の深まりをめざした授業の構想(2)
- 昭和60 第37集 わかることの質の深まりをめざした授業の構想(3)
- 昭和61 第38集 個々に生きてはたらく力を育成する授業の構想(1)
- 昭和62 第39集 個々に生きてはたらく力を育成する授業の構想(2)
- 昭和63 第40集 一人一人の学習活動の発展を促す授業の構想(1)
- 平成元 第41集 一人一人の学習活動の発展を促す授業の構想(2)
- 平成2 第42集 一人一人の学習活動の発展を促す授業の構想(3)
学習指導におけるコンピュータ活用の在り方
- 平成3 第43集 学習指導におけるコンピュータ活用の在り方
- 平成4 第44集 生徒が生き生きと活動する教育課程(I)
- 平成5 第45集 生徒が生き生きと活動する教育課程(II)
- 平成6 第46集 生徒が生き生きと活動する教育課程(III)
- 平成7 第47集 21世紀の教育課程の開発(1)
- 平成8 第48集 21世紀の教育課程の開発(2)
- 平成9 第49集 21世紀の教育課程の開発(3)
- 平成10 第50集 21世紀の教育課程の開発(4)
- 平成11 第51集 自らの学びを総合化する生徒の育成(1)

- 平成12 第52集 自らの学びを総合化する生徒の育成(2)
- 平成13 第53集 自らの学びを総合化する生徒の育成(3)
- 平成14 第54集 自分を知り、世界とのかかわりを深める教育の創造(1)
- 平成15 第55集 自分を知り、世界とのかかわりを深める教育の創造(2)
- 平成16 第56集 総合的な学習の時間と教科の枠組みを再編した新たな教育課程の研究開発(1)
- 平成17 第57集 総合的な学習の時間と教科の枠組みを再編した新たな教育課程の研究開発(2)
- 平成18 第58集 総合的な学習の時間と教科の枠組みを再編した新たな教育課程の研究開発(3)
- 平成19 第59集 社会に広がる学びの創造(1)



(6) 本校の特色

① 大学との連携

当校の研究の面でも大学の講座の面からも、大学の各研究室と当校との間に緊密な連携が図られている。また、当校教諭が中心となって活動している地元の研究サークルの指導者として、大学教員からも積極的に月例会等に参加してもらっている。

大学の附属学校として、大学教員による中学校における授業や大学院生の研究授業の受入を実施している。また、学部生や大学院生の卒論・修論にかかわるアンケート等の資料取りに協力している。

近年は、数学科で共同研究(学内研究プロジェクト)が行われたほか、学校教育総合研究センターの各分野の研究プロジェクトにも当校教諭が参加している。さらに、多くの教科で共同研究が行われるよう努めている。

② 教育実習

教科によって実習生の人数にばらつきがあること、当校教諭数との兼ね合いから、実習生によって担当時数の片寄りが予想されたので、最近では実習生同士のチーム・ティーチングによる実習を取り入れている。

③ 生徒募集

附属中学校への入学を希望する児童が少しでも早い時期からその準備ができるようにと、近年は学校説明会を6月又は7月に開催している。平成17年度からは事前に作成した学校紹介用パンフレットを配付したり、平成18年度からは当校教諭による模擬授業を行うなどして当校のよさを強調することで、参加した児童が附属中学校への受検の意思が固まるように努めている。

また、市の校長会や上越管内の小学校へ直接訪問してのPR、生徒募集用ポスターの作成、管内の小中学校・公共機関・塾等への掲示依頼の取組を行っている。さらに要請があれば出向いて学校説明を行っている。

平成19年度は、新聞への宣伝掲載や地元ケーブルテレビを通したPRを3回実施した。その結果、平成20年度生徒募集については、182人（うち、119人が公立小学校）に及ぶ出願があり、定員を充足することができた。

④ 施設設備

沿革で詳しく述べているが、過去10年間の改修工事としては、平成15年度に耐震対策として大規模な校舎改修を行い、平成18年度には衛生面に配慮した給食調理室改修（増築）を行った。

第8節 事務機構

上越教育大学の事務局は、大学の創立から国立大学法人化まで、国立学校設置法施行規則（昭和39年省令第11号）第29条の2に基づき、厚生補導に関する事務、図書館事務を含め、全学のすべての事務を事務局に集中させ一元的に管理することによって効率的な事務処理を行ってきた。それとともに大学における教育研究の機能が最大限に遂行されるような事務組織を採ってきた。

平成16年4月1日、本学が国立大学法人になった

ことに伴い、国立学校設置法施行規則の適用はなくなったが、それまでの事務機構整備上の精神を受け継ぎ、一層の機能的かつ効率的な機構となるよう、大学独自の整備を図ってきた。

昭和53年10月の開学から、事務機構の変遷を当時の状況を振り返りながら、年を追ってまとめると次のようになる。

1 創設・基盤形成期の事務局（昭和53～63年度）

昭和53年10月1日、事務局が置かれ、岩本一太氏を初代事務局長とし、総務係及び施設係からなる総務課が設置された。以後、事務局は、昭和59年度の完成まで、年次計画により充実・整備された。

昭和54年度、新たに施設課が設置され、総務課（総務係）及び施設課（施設係）の2課2係体制となった。

昭和55年度、新たに会計課が設置され、総務課（庶務係ほか2係）、会計課（総務係）及び施設課（施設係ほか1係）の3課6係体制となった。

昭和56年度、新たに学生課が設置され、総務課（庶務係ほか4係）、会計課（総務係ほか3係）、施設課（施設係、設備係）及び学生課（学務係、学生宿舍係）の4課13係体制となった。また、施設課に課長補佐が新設された。

昭和57年度、総務課が庶務課に名称変更され、新たに教務課及び入学主幹が設置され、庶務課（庶務係ほか4係）、会計課（総務係ほか5係）、施設課（企画係ほか2係）、教務課（教務第一係）、学生課（学務係、学生宿舍係）、図書課（整理係、閲覧係）及び入学主幹（入学試験係）の6課1主幹20係体制となった。

昭和58年度、事務局は部制となり総務部及び教務部が設置された。総務部は、庶務課（庶務係ほか4係）、会計課（総務係ほか5係）及び施設課（企画係ほか2係）並びに教務部は、教務課（教務第一係ほか3係）、学生課（学生係ほか2係）、図書課（管理係ほか2係）及び入学主幹（入学試験係）の2部6課1主幹25係体制となった。また、庶務課及び会計課に課長補佐が新設された。

昭和59年度、新たに庶務課に福祉係が設置され、総務部は、庶務課（庶務係ほか5係）、会計課（総務係ほか5係）及び施設課（企画係ほか2係）並びに教務部は、教務課（教務第一係ほか3係）、学生

課（学生係ほか2係）、図書課（管理係ほか2係）及び入学主幹（入学試験係）の2部6課1主幹26係体制となり、事務局の体制が完成した。また、教務課及び学生課に課長補佐が新設された。なお、昭和60年度、事務局に改組はなかった。

昭和61年度、庶務課の福祉係が職員係に名称変更された。なお、昭和62年度、事務局に改組はなかった。

昭和63年度、学生の就職指導に関する事務を専門的に行わせるため、学生課に専門職員1人を新たに配置した。

2 発展期の事務局（平成元～10年度）

平成元年度、事務部の合理化を目的として事務組織等を見直し、庶務課の庶務係及び文書係を総務係及び企画法規係に、図書課の整理係及び閲覧係を目録情報係及び情報サービス係に変更した。合同研究室配置職員の所属を教務課から庶務課に変更した。なお、平成2・3年度、事務局に改組はなかった。

平成4年度、附属幼稚園の設置に伴い庶務課の附属小学校係を附属小学校・幼稚園係に変更した。会計課に情報処理係を新設した。教務課に専門職員1人を新たに配置し、教務第一係を学部教務係に、教務第二係を大学院教務係に変更し、大学院教務係を同課第一係とした。なお、平成5・6年度、事務局に改組はなかった。

平成7年度、政府の第8次定員削減計画の実施による事務官定員削減への対応のため、研究棟の10か所の合同研究室に配置されていた13人の教室系事務職員を見直し、3か所の棟事務室に8人配置した。

平成8年度、平成7年9月の大学審議会答申「大学運営の円滑化について」の提言などに伴う自己点検・評価について、事務局においても実施することとなった。自己点検・評価は、事務局長、部長、各課長・入学主幹及び課長補佐をメンバーとする事務連絡会に3部会を置き、点検・評価項目を取りまとめることとした。また、新たに教務課に留学生係が設置された。

平成9年度、学生課に専門職員2人を新たに配置し、学生係及び学生宿舍係を学生企画係及び学生生活係に変更し、厚生係を廃止した。

平成10年度、教務課に専門職員1人及び専門職員2人を新たに配置し、大学院教務係及び留学生係を教務係及び留学生・国際交流係に変更し、学部教務係

を廃止した。

3 改革期（平成11年度～現在）

平成11年度、庶務課に専門職員1人を新たに配置し、企画法規係を法規係に変更した。会計課に専門職員1人を新たに配置した。学生課に専門職員1人及び専門職員2人を新たに配置し、学生生活係を廃止した。

平成12年度、庶務課に企画調整室を設置し、また、専門職員1人及び専門職員1人を新たに配置し、法規係を法規・広報係に変更した。会計課の総務係及び給与係を総務・給与係及び監査係に変更し、専門職員を廃止した。教務課に専門職員4人を新たに配置し、専門職員、研究協力係及び学校教育研究センター係を廃止した。学生課に専門職員1人を新たに配置した。図書課に専門職員1人を新たに配置した。

平成13年度、庶務課に3か所の棟事務室を統合した研究連携室が設置され、専門職員1人を新たに配置し、企画法規係、広報係及び附属学校等事務係を設置し、法規・広報係、附属小学校・幼稚園係及び附属中学校係を廃止した。教務課に学務改革推進室を設置した。

平成14年度、事務局に事務情報化企画推進室を設置し、総務課の広報係を廃止した。会計課の総務・給与係及び監査係を総務・監査係及び給与係に変更し、情報化企画係及び情報化推進係を設置し、情報処理係を廃止した。学生課に専門職員1人を新たに配置した。

平成15年度、会計課及び入学主幹に専門職員1人を新たに配置した。

平成16年度、本学は国立大学法人となった。法人化に伴う事務局の整備に当たり、従来の管理事務や教育研究支援事務のほか、企画立案に参画する専門職能集団としての機能の充実を図ることを基本とした。

また、中期目標においては、事務処理の簡素化・効率化を図ること、企画・管理部門、教育研究支援組織の機能分化を図ること及び学生へのサービス部門、人事・給与・共済関係業務などの一元化等による事務組織・職員配置の再編、合理化を図ることとし、事務局の整備は、第一期中期目標期間中に順次実施されている。

国立大学法人としての新たな事務局は、事務局長

は理事が兼務し、総務部は総務課（2課長補佐，7係），企画室（3係），研究連携室（3係），財務課（1課長補佐，7係）及び施設マネジメント課（1課長補佐，3係），学務部は教育支援課（1課長補佐，5係），学生支援課（1課長補佐，5係），就職支援室（2係），入試課（3係）及び学術情報課（3係）の2部7課3室の体制とし、教育支援課，学生支援課及び就職支援室をキャンパスのほぼ中心に位置する講義棟1階部分に「キャンパスライフスクエア」として集約配置した。

平成17年度，新たに附属学校事務室（1係）が設置され，総務課の総務係を総務・広報係に変更し，附属学校係を廃止した。企画室の広報・情報係を情報係に変更した。

平成18年度，教育支援と研究支援事務の一元化の観点から総務部に所属となっていた研究連携室を学務部へ変更し，国家公務員の純減目標に準じた人件費削減の取組として，課・室の構成組織である「係」を統廃合し，一定の業務を包括した「チーム」への編成替え（41係を16チームに再編）を行い，課長補佐から副課長への職名変更を行った。また，業務改善のため，事務連絡会の下に3つのワーキンググループ（事務局チーム制の点検・評価WG，超過勤務縮減対策WG及び事務組織改革WG）が設置され，各WGからの提言を踏まえた対応案を決定し，実行に移した。なお，各課・室の副課長及びチーム数は，総務部は総務課（2副課長，2チーム），企画室（1チーム），附属学校事務室（1チーム），財務課（1副課長，3チーム）及び施設マネジメント課（1副課長，1チーム），学務部は教育支援課（2副課長，2チーム），研究連携室（2チーム），学生支援課（1チーム），就職支援室（1チーム），入試課（1チーム）及び学術情報課（1チーム）であった。

平成19年度，広報室が設置され，室長補佐1人を新たに配置した。総務課及び財務課の副課長各1人を廃止した。教育支援課に副課長1人を新たに配置した。

平成20年度，教育支援課に新たに学校連携チームを設置し，教務企画チームを教務推進チームに変更した。

第9節 財務

国立大学の会計制度は，平成16年度の法人化によ

り国立学校特別会計時代の文部省の機関から国立大学法人に移行し，財務運営が大きく変化した。

法人化後の国立大学の主な財源は，国からの運営費交付金と授業料，入学料及び検定料の学生納付金等である。運営費交付金は標準教員に係る人件費以外に掛かる効率化係数によって毎年1%減少することになっている。また，授業料の額も標準額の1割（平成19年度からは2割）を上限とする制約が課されている。なお，その他の仕組みとして，収容定員に満たない場合（95%未満）と適正な教育環境を保持するという観点から，収容定員を超過する学生数を確保している場合（基準定員超過率110%以上。修業年限4年の学部は平成24年度まで経過措置がある。）は運営費交付金が減額されることとなっている。このため，財源確保のためには科学研究費補助金，寄付金，文部科学省のGP等の競争的資金といった外部資金を獲得することが求められている。

法人化前は授業料等の収入金は全て国庫に納付されていたが，法人化後は，全て大学の収入となることから，受験生の増と特に本学の場合は大学院学生の定員確保が重要なポイントとなっている。

予算編成は，経営協議会，役員会の議を経て決定されることになるが，国立学校特別会計時にあった「(目)人件費」，「(目)旅費」，「(目)校費」というような用途の制限がなくなり弾力化され，大学の裁量で戦略的な配分が可能となった。効率化係数による影響を考慮した収入金額と支出の節減を図るなどした事業費を予算段階で見積もる必要があることから，本学においても，運営費交付金収入，授業料収入等の自己収入の適正な見積りを行い，事業費の積算に当たっては，費用対効果の観点からの経費節減，中期計画，年度計画の確実に実行するための経費の確保と各事業の見直しなどによる経費の節減を図った予算としている。

自己収入の増を図るために，大学施設の積極的に開放及び余裕資金の運用（国債の購入）を行うとともに，平成19年度からは卒業生・修了生等に対する証明書発行手数料と心理教育相談室の相談料を有料化したところである。（平成20年度からは，出前講座についても有料化する。学校等は除く。）

また，支出予算においては，学長のリーダーシップ発揮のための学長裁量経費（1億円）や重点施策経費を優先的に確保している。

このような努力と協力により、平成16年度期末においては約1億4千万円、平成17年度期末においては約2億1千万円、平成18年度期末においては約2億4千万円の剰余金を出すことができた。

法人化により、外部資金の獲得、競争的資金の獲得、自己収入の確保に向けた民間経営的手法の導入や学生確保のための広報活動などの戦略的技法を導入しており、今後においても引き続き取り組んでいかなければならないところであるが、運営費交付金

への依存度が高い本学では、財務の健全化と安定化、教育の質の維持・向上に向けて、いかにして自己収入の増と経費の節減を図るかということが財務上の課題である。

本学における歳入歳出決算額（法人化後は収支出決算額）は別表のとおりである。

歳入歳出決算額（国立大学法人化前）

（歳入） （単位：千円）

区分	年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度
国立学校特別会計	授業料及び入学検定料	11,320	65,124	94,707	166,754	299,255	326,354
	学校財産処分収入	-	500,836	539,130	-	-	-
	産学連携等研究収入	-	-	-	-	-	-
	雑収入	367	12,657	23,178	38,015	47,483	48,299
	計	11,687	578,617	657,015	204,769	346,738	374,653
	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	
	385,057	387,265	418,547	464,939	514,162	551,667	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	46,277	53,408	56,554	147,913	80,886	83,335	
	431,334	440,673	475,101	612,852	595,048	635,002	
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
	583,846	635,636	658,176	697,626	734,050	713,121	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	81,178	65,961	68,581	68,757	72,075	78,660	
	665,024	701,597	726,757	766,383	806,125	791,781	
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
	739,403	724,752	730,106	746,363	734,246	727,766	
	-	-	-	-	-	-	
	5,552	-	-	2,700	2,800	0	
	104,146	83,978	85,477	74,092	84,981	89,240	
	849,101	808,730	815,583	823,155	822,027	817,006	

（歳出） （単位：千円）

区分	年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
国立学校特別会計	国立学校	48,767	99,390	386,408	1,217,424	1,574,156	2,312,828
	産学連携等研究費	-	-	-	-	-	-
	施設整備費	6,150	30,097	807,407	3,841,125	2,535,156	1,401,273
	改革推進公共投資施設整備費	-	-	-	-	-	-
	計	54,914	129,487	1,193,815	5,058,549	4,109,312	3,714,101
一般会計	文部本省	-	-	-	-	-	-
	学校教育振興費	-	-	-	-	629	-
	体育振興費	-	-	-	-	-	-
	南極地域観測事業費	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	629	-
	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	
	2,644,653	2,750,609	2,900,396	3,155,109	2,949,083	2,823,483	
	-	-	-	-	-	-	
	771,491	98,893	222,483	581,004	267,490	132,245	
	3,416,144	2,849,502	3,122,879	3,736,113	3,216,573	2,955,728	
	-	-	1,071	2,687	4,438	5,557	
	-	-	664	673	664	646	
	-	-	-	-	-	7	
	-	-	-	-	-	315	
	-	-	1,735	3,360	5,102	6,525	

(単位：千円)

区分	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
国立学校特別会計	国立学校	3,148,078	3,276,275	3,621,001	3,502,676	3,801,150	4,048,744
	産学連携等研究費	-	-	-	-	-	-
	施設整備費	69,399	407,361	540,552	1,308,119	747,875	828,404
	改革推進公共投資施設整備費	-	-	-	-	-	-
	計	3,217,477	3,683,636	4,161,553	4,810,795	4,549,025	4,877,148
一般会計	文部本省	6,705	6,209	13,344	13,051	20,783	18,118
	学校教育振興費	734	1,072	998	998	1,000	1,008
	体育振興費	-	-	-	3	-	-
	南極地域観測事業費	1,133	600	-	-	-	-
	計	8,572	7,881	14,342	14,052	21,783	19,126
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
	3,886,582	4,040,197	4,225,737	4,153,725	4,076,061	3,761,656	
	-	-	4,602	-	-	2,197	
	1,093,187	70,390	171,380	58,824	336,688	57,149	
	-	-	-	-	-	30,646	
	4,979,769	4,110,587	4,401,719	4,212,549	4,412,749	3,851,648	
	22,224	19,519	21,420	33,710	21,298	24,777	
	1,210	1,200	1,014	1,507	7,734	1,737	
	-	16	-	-	1,729	42	
	-	-	-	-	-	-	
	23,434	20,735	22,434	35,217	30,761	26,556	
	14年度	15年度					
	3,782,001	4,065,224					
	2,456	-					
	53,927	524,845					
	59,820	-					
	3,898,204	4,590,069					
	22,342	26,139					
	29	-					
	-	-					
	-	-					
	22,371	26,139					

収入支出決算額（国立大学法人化後）

(収 入)

(単位：千円)

区分	年度	16年度	17年度	18年度
運営費交付金		3,434,192	3,466,670	3,383,412
施設整備費補助金		39,761	36,218	213,643
施設整備費資金貸付金償還時補助金		36,171	54,295	-
補助金等収入		-	38,125	41,981
国立大学財務・経営センター施設費交付金		0	25,000	25,000
授業料及び入学金及び検定料収入		647,999	809,772	831,166
産学連携等研究収入及び寄附金収入等		94,767	79,502	96,391
財産処分収入		0	1,371	-
雑収入		89,040	91,117	83,202
目的積立金取崩		-	-	26,560
計		4,341,930	4,602,070	4,701,355

(支 出)

(単位：円)

区分	年度	16年度	17年度	18年度
業務費		2,944,491	3,288,698	3,419,552
一般管理費		1,129,181	701,577	596,112
施設整備費		39,761	61,218	238,643
補助金等		-	38,064	41,981
産学連携等研究収入及び寄附金事業費等		93,937	92,059	95,264
長期借入償還金		36,171	54,295	-
計		4,243,541	4,235,911	4,391,552

第10節 施設環境

1 キャンパス概要

上越教育大学の主な施設は、上越市内の山屋敷町、西城町及び本城町の3つの団地に点在している。大学の教育研究基盤施設は、山屋敷団地に集約されている。

(1) 山屋敷団地

山屋敷団地は、本学のメインキャンパスで、信越本線高田駅から北へ約4.3km、北陸本線直江津駅から南に6.0kmの山屋敷町に位置し、敷地面積、355,919㎡の緑豊かな丘陵地である。

教育研究ゾーンの周辺地帯は緑豊かで弁天池・雨池があり、その間の南北に伸びる尾根の自然地形を生かし、施設は集約化、高層化を図り機能的に配置されている。

施設は、鉄筋コンクリート造の8階建て等の校舎及び鉄筋コンクリート造5階建ての学生宿舎等で、延べ面積は67,741㎡の施設が整備されている。

上越市（旧高田）は多雪地帯であり冬季における建物間の連絡を確保するため、各建物の2階を渡り廊下で接続しており天候に左右されずに移動ができる。また、中庭の広場はコミュニケーションの場として、各建物からアクセスしやすいキャンパスの中央に設けられている。

(2) 西城団地

西城団地は信越本線高田駅から東へ1.5kmの所に位置し、敷地面積は、36,372㎡の平坦地である。施設は、鉄筋コンクリート造の3階建て等で延べ面積6,123㎡の附属小学校校舎及び地域との研究連携を図る目的で延べ面積1,864㎡の学校教育実践研究センターが整備されている。

(3) 本城団地

本城団地は、信越本線高田駅から東へ2.2kmの高田公園、松平忠輝の居城であった高田城跡地に位置し、敷地面積は、50,128㎡の平坦地である。施設は、鉄筋コンクリート造3階建て等で延べ面積5,949㎡の附属中学校校舎が整備されている。

2 教育と施設

昭和56年4月に第一期学生の受け入れに向け昭和53年度作成の山屋敷キャンパス全体計画に基づき、校地面積355,919㎡の敷地造成及び校舎設計が行われ、昭和54年度から校舎建設が始まった。教育研究に必要な校舎は昭和60年度末までに約90%の施設整備が完成された。

この30年間で最も変わったのは、平成10年10月26日に大学審議会が答申した「21世紀の大学像と今後の改革方策について～競争的環境の中で個性が輝く大学～」に基づき進められている大学改革及び学術研究の高度化・多様化が進む中で、国立大学施設の老朽化・狭隘化の解消が大きな課題となっている。

平成13年3月に閣議決定された「第2期科学技術基本計画」では、大学施設の老朽化・狭隘化の改善が国の最重要課題として位置づけられた。

文部省（旧）は、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」により、特に昭和45年以前の建物を優先的に取り組んできた施設の狭隘解消は、ほぼ計画通り整備されたものの、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による老朽改善需要とあいまって、老朽施設は増加している。

さらに、平成18年3月28日に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」においては、人材育成と競争的環境の重視。すなわち、科学技術力の基盤は人であり、科学技術や教育などの競争力の根源である「人」に着目して優れた人材を育てる考え方、「モノから人へ」に整備の重点を移しつつある。

文部科学省は「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」（新5か年計画）を策定し、国立大学等施設の重点的・計画的整備を支援することとしている。

新5か年計画は平成18年度～平成22年度までで、計画の基本方針は老朽施設の再生を最重要課題とした上で人材養成機能を重視した基盤的施設及び卓越した研究拠点の再生を図りつつ、教育研究基盤施設の再生に向け、安全・安心な教育研究環境の確保が最重要課題となっている。国立大学等が保有する施設の大半が旧耐震基準が適用されていた昭和55年以前に建てられているなど、耐震等安全性の確保や現在の教育研究水準に求められる機能向上が課題となっていることから耐震化の整備を図るとともに、イノベーションを創出する若手研究者等の人材育成

や国際競争力強化のための世界トップレベルの教育研究拠点の整備充実を推進している。また、基幹設備の不備など著しく機能上の問題を改善することにより、優れた教育研究成果が期待されるものであることとされている。

3 最近20年の主な施設整備

○平成元年度

平成の時代に入り、新たな教育研究の進展に伴い、最近整備された主な研究施設は、自然の観察や自然環境での野外活動、キャンプ、林間学校、スキーなどの活動の場として、四季折々の美しい自然と景観があふれる、上信越国立公園内に鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積395㎡の赤倉野外活動施設が完成された。その後、木造2階建てが増築され、現在は延べ面積553㎡になり、男女別の浴室も整備された。

○平成3年度

山屋敷キャンパス弁天池の東側奥の自然の中に鉄筋コンクリート造2階建て延べ面積1,093㎡の障害児教育実践センターが完成した。

○平成4年度

山屋敷団地南側の岩木地区藤巻線道路沿線に鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積563㎡の附属幼稚園園舎が完成した。その後も増築整備を図り、現在は626㎡になる。

○平成5年度

益々、高度な教育研究が展開される中で、講義室の狭隘化が進み、新たに鉄筋コンクリート造3階建て1,020㎡の第2講義棟が完成した。

引き続き、教育研究の変化に対応したスポーツを科学的に研究する鉄筋コンクリート造2階建て830㎡のスポーツ科学実験棟が完成した。

○平成6年度

情報教育・研究の高度化、情報の共有・一元化から情報処理センター施設が第2講義棟に隣接して鉄筋コンクリート造2階建て484㎡が完成した。

○平成8年度

念願であった附属小学校の校舎改築が行われ、鉄筋コンクリート造3階建て延べ面積3,898㎡の普通教室（図工室・家庭科室含む）校舎が完成した。

○平成14年度

国の方針に従い安全安心な教育施設を確保するこ

とから、附属中学校の鉄筋コンクリート3階建て、延べ面積2,970㎡の校舎耐震補強と機能回復の大型改修が行われた。

○平成18年度

耐震補強対策事業として、附属小学校の既存体育館鉄骨増平屋建て延べ面積600㎡の耐震補強工事に合わせて、鉄骨造平屋建て延べ面積324㎡の増築整備が行われた。

○平成19年度

耐震補強対策事業として、山屋敷団地の鉄骨造平屋建て延べ面積1,404㎡の体育館と鉄筋コンクリート造2階建て1,215㎡の小体育館を合わせて、耐震補強工事と機能回復の大型改修が行われた。

4 自然と調和した環境

本学の教育・研究と一体化した自然環境「緑の小道」等を整備すると共に、群として調和のとれた建物外観を形成し、景観に配慮した環境整備を実施してきた。

特に「緑の小道」は、環境整備の中で、本学が取り組んでいるオンリーワンの特色をもつ大学創りのシンボリック的存在であり、平成17年度は1,300人を超える児童・生徒が総合学習の場として訪れている。

緑の小道周辺の森は、古来より脈々と継承されてきた歴史と文化を既存樹木を介してうかがい知ることができる貴重な体験の場であり、その貴重な森を守るには、上越地域の潜在植生種の保護育成に努め、外来種をできるだけ排除し自然環境整備を維持することが重要である。また、地球温暖化防止対策としても、既存樹木の保存、植栽によるさまざまな対策を検討され、実行に移されている。

大学のシンボリックのメインストリート並木のメタセコイヤの木は、大学の開学・発展とともに成長を続け30年になる。樹高も20mを超え、学生の入学・卒業を見守ってきたメタセコイヤの並木である。今後、この並木は成長し続け学生の姿を毎年みることでしょう。

5 地球温暖化対策

平成22年（2010年）にむけて、地球温暖化が深刻な問題であることから、世界各国が協調して地球温暖化防止への取組みを始め、平成10年（1998年）12

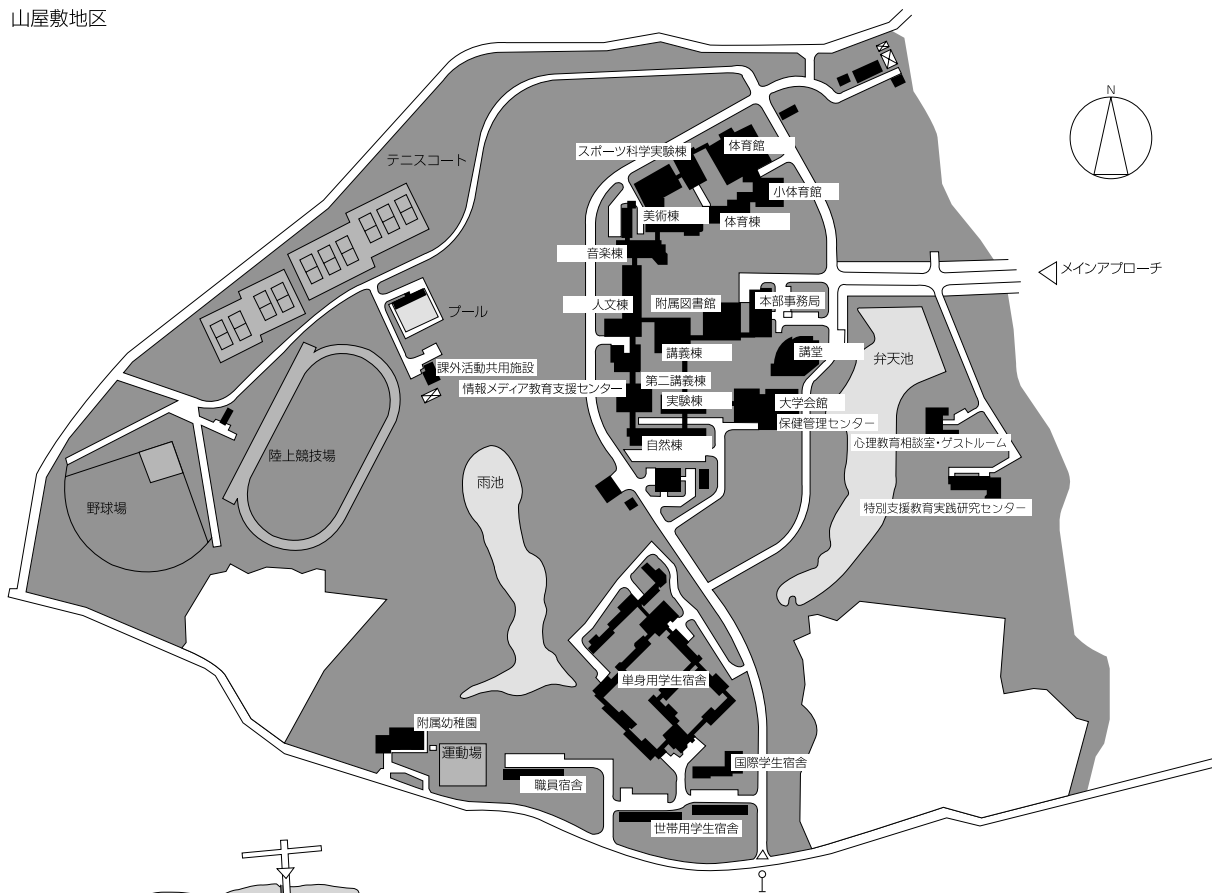
月の国際連合枠組条約会議で京都議定書が採択された。我が国は、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの期間中に平成2年(1990年)の水準より少なくとも6%削減を日本は世界に約束した。

地球温暖化対策を実効あるものとするため、上越教育大学は学長自ら率先して生活様式(ライフスタイル)の見直しを行い、夏時間帯の冷房温度は28度と設定、服装は軽装(クールビズ)での執務体制とし、冬時間帯は暖房温度を20度と設定、服装はウォームビズでの執務体制とすることによる省エネ・地球温暖化防止対策への取組みが平成17年度から始まっ

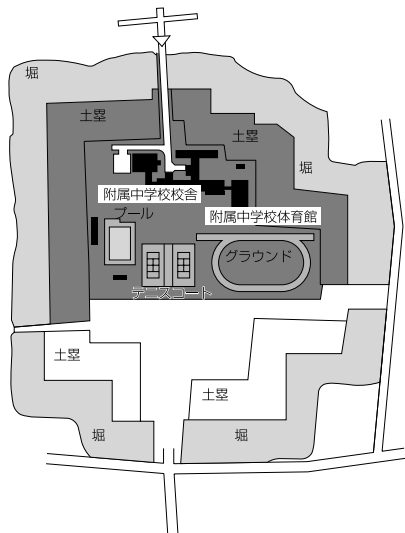
た。エネルギー管理においても、毎年光熱水量の調査を実施し、結果を学長団等に報告して、掲示板等でも周知している。

地球温暖化防止対策として上越教育大学は、さまざまな対策が検討され、実行に移されている。CO₂排出削減及び経費削減の観点からも消費電力削減、消し忘れ防止として自動点灯消滅(人感センサー)装置を整備することにより、大学は地球に優しい取組みをしている。

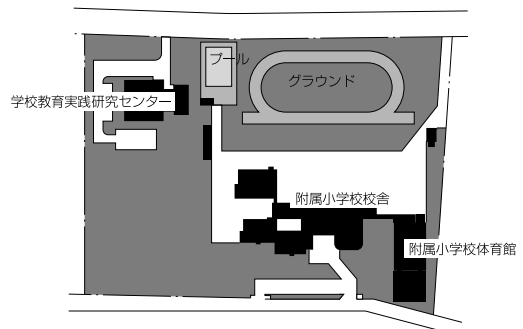
山屋敷地区



本城地区



西城地区



第11節 入学者選抜

1 学校教育学部

昭和56年度に本学として初の学生募集を行うための準備は、すでに大学創設準備室において始められており、さらに具体的な実施方法を決定するに当たり、昭和54年度から2年をかけて学外者の参加を得て入学者選抜委員会を開催し、基本的事項を検討した。

昭和56年度入学者選抜は、大学キャンパスが建築途上であったため新潟大学高田分校で行い、面接は同附属高田小学校(現本学附属小学校)の教室で行った。入学定員200人に対し一般入試約150人、推薦入試約50人の募集人員とした。一般入試は、共通第一次学力試験と大学で行う第二次試験(実技検査(美術・体育)、小論文、面接)の成績、調査書の内容及び健康診断の結果を総合して選抜し、また、推薦入試は、調査書の評定平均値4.3以上の者を対象とし、共通第一次学力試験を免除し、校長推薦書、小論文、面接、調査書及び健康診断の総合評価によって選抜した。いずれも個別の教科・科目試験を課していなかった。

現在の選抜方法は、①前期日程は、大学入試センター試験、小論文、実技検査(音楽・美術・体育から一つ)及び調査書の内容を総合して選抜し、②後期日程は、大学入試センター試験及び調査書の内容を総合して選抜し、また、③推薦入試は、調査書の評定平均値3.5以上の者を対象とし、面接及び大学入試センター試験の成績により選抜している。当初の入学者選抜で用いられた、個別の教科・科目試験を課さず、面接、小論文又は実技検査により初等教

育教員として必要とされる資質をはかるという選抜方法は、変遷の後も現在の入学者選抜方法に連綿と受け継がれているといえよう。

その後、一般入試は、昭和57年度には第二次試験の実技検査に音楽を追加、平成2年度には共通一次試験が大学入試センター試験に名称変更、平成4年度には受験機会の複数化を図るために分離分割方式(前期日程、後期日程)を導入し、現在に至っている。また、推薦入試は、推薦要件とする評定平均値を昭和62年度には4.0以上とし、さらに平成3年度には現在と同様の3.5以上としたほか、平成2年度にはそれまで課していなかった大学入試センター試験を課し、平成4年度には小論文を廃止して現在に至っている。校長から推薦できる人数は、平成20年度入試から制限しないこととした。

選抜状況については、昭和56年度は、募集人員200人に対して1,544人の7.7倍であり、現在までで最高の応募倍率であったことは、新構想の本学に対する社会の期待度を示す数値であったと思われる。以降、入学定員が200人の最終年度までの19年間では、平均応募者数約1,100人、平均倍率5.6倍であり、また、国立大学教員養成課程全体の入学定員の削減を受けて入学定員が160人となった平成12年度以降は、平均応募者数は約800人、平均倍率は約5.1倍となっている。平成17年度から教員養成課程の設置又は収容定員増に係る抑制方針が撤廃されたことから、いわゆるゼロ免課程から教員養成課程に入学定員を振替える揺り戻しが出てきたことにより、教員養成課程全体の入学定員が拡大傾向となっているため、今後は本学への応募者の減少が危惧されるところである。

2 学校教育学部入学者選抜方法の変遷

(1) 推薦による選抜

推薦による選抜方法等の変遷は、以下のとおりである。

① 昭和56年度の入学者選抜方法

募集人員	推薦要件	選抜方法	その他
約50人	現役で調査書全体の評定平均値が4.3以上の者	小論文及び面接の成績、調査書及び推薦書の内容並びに健康診断の結果を総合して選抜する。 (共通第1次学力試験は免除)	試験日程は1日

② 選抜方法等の変遷

募集人員	推薦要件	選抜方法	その他
昭和62年度 約70人	評定平均値4.0以上	共通第1次学力試験を参考として課す（全5教科5科目）	
平成2年度		大学入試センター試験に改称（5教科6科目）	
平成3年度	評定平均値3.5以上		
平成4年度 70人		小論文を廃止	推薦書で推薦する専修・コース（計10から1）を選択
平成9年度 60人			
平成13年度 50人			推薦書で推薦する面接内容の区分（計12から1）を選択
平成17年度 50人		<ul style="list-style-type: none"> ・大学入試センター試験の受験を要する教科・科目を5教科又は6教科7科目に変更 ・健康診断の結果により合否の判定をすることの廃止（ただし、疾病など心身の異常のため入学後の保健指導等を考慮しても修学上特に困難が予想される者のみ健康診断の判定を含め、総合して選抜する。） 	
平成20年度 50人		配点比の明確化 大学入試センター試験：面接＝10：3	<ul style="list-style-type: none"> ・面接内容の区分を廃止し、統一した面接内容・方法 ・自己推薦書も提出 ・校長推薦枠の撤廃

(2) 個別学力検査等による選抜

個別学力検査等（平成元年度以前は「第2次試験」）による選抜方法等の変遷は、以下のとおりである。

① 昭和56年度の入学者選抜方法

募集人員	選抜方法	その他
約150人	共通第1次学力試験（全5教科7科目）、第2次試験（実技検査（美術・体育）、小論文、面接）の成績、調査書の内容及び健康診断の結果を総合して選抜する。 配点比 共通第1次学力試験：第2次試験＝1：1	試験日程は3日

② 選抜方法等の変遷

募集人員	選 抜 方 法	そ の 他
昭和57年度	実技検査に音楽を追加	
昭和58年度	配点比 共通第1次学力試験：第2次試験＝10：7	
昭和62年度 約130人	共通第1次学力試験の科目数の変更（全5教科5科目） 配点比 共通第1次学力試験：第2次試験＝8：3 志願者が募集人員の約6倍を超えた場合は、2段階選抜を行う。	連続方式B日程に所属
平成2年度	大学入試センター試験に改称（5教科6科目）	
平成4年度 [前期] 100人 [後期] 30人	分離分割方式を導入 [前期] 大学入試センター試験（5教科6科目）及び実技検査等（小論文及び実技検査【音楽・美術・体育のうちから1科目選択】）の成績並びに調査書の内容及び健康診断の結果を総合して選抜する。 配点比 大学入試センター試験：実技検査等＝5：1 [後期] 大学入試センター試験（5教科6科目）の成績並びに調査書の内容及び健康診断の結果を総合して選抜する。 実技検査等は課さない。	試験日程は2日
平成9年度 [前期] 98人 [後期] 42人		試験日程を1日に短縮
平成12年度 [前期] 70人 [後期] 30人		
平成13年度 [前期] 77人 [後期] 33人		
平成17年度 [前期] 77人 [後期] 33人	・大学入試センター試験の受験を要する教科・科目を5教科又は6教科7科目に変更 ・健康診断の結果により合否の判定をすることの廃止（ただし、疾病など心身の異常のため入学後の保健指導等を考慮しても修学上特に困難が予想される者のみ健康診断の判定を含め、総合して選抜する。）	

(3) 私費外国人留学生の特別選抜

平成2年度から私費外国人留学生の特別選抜を実施している。

なお、平成15年度から「日本語能力試験」及び「私費外国人留学生統一試験」に変わり、「日本留学試験」及び「TOEFL」を利用することとした。

入学者の選抜方法等は、以下のとおりである。

募集人員：若干人

選抜方法：「日本留学試験」,「TOEFL」及び最終学校の成績並びに小論文,面接を総合して,入学
者を選抜する。ただし,疾病など心身の異常のため,入学後の保健指導等を考慮しても修学
上特に困難が予想される者については,その健康状況等も含め,総合して入学者を選抜する。

3 学校教育学部入学選抜状況(昭和56年度～平成20年度)

()内は女子で内数

年 度	区 分	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
昭和56年度	推 薦	約 50	454 (264)	58 (46)	58 (46)
	第2次	約 150	1,090 (413)	152 (79)	150 (79)
	計	200	1,544 (677)	210 (125)	208 (125)
昭和57年度	推 薦	約 50	290 (170)	50 (38)	50 (38)
	第2次	約 150	908 (423)	154 (87)	150 (86)
	計	200	1,198 (593)	204 (125)	200 (124)
昭和58年度	推 薦	約 50	280 (175)	49 (37)	49 (37)
	第2次	約 150	806 (385)	158 (113)	152 (109)
	計	200	1,086 (560)	207 (150)	201 (146)
昭和59年度	推 薦	約 50	271 (191)	53 (37)	52 (36)
	第2次	約 150	961 (528)	160 (120)	151 (114)
	計	200	1,232 (719)	213 (157)	203 (150)
昭和60年度	推 薦	約 50	261 (170)	52 (36)	52 (36)
	第2次	約 150	567 (267)	158 (104)	150 (101)
	計	200	828 (437)	210 (140)	202 (137)
昭和61年度	推 薦	約 50	237 (154)	52 (42)	52 (42)
	第2次	約 150	657 (337)	159 (107)	150 (102)
	計	200	894 (491)	211 (149)	202 (144)
昭和62年度	推 薦	約 70	186 (115)	80 (52)	80 (52)
	B日程	約 130	880 (437)	181 (98)	127 (74)
	計	200	1,066 (552)	261 (150)	207 (126)
昭和63年度	推 薦	約 70	166 (125)	76 (57)	76 (57)
	B日程	約 130	885 (470)	168 (96)	125 (68)
	計	200	1,051 (595)	244 (153)	201 (125)
平成元年度	推 薦	約 70	135 (98)	71 (56)	71 (56)
	B日程	約 130	657 (322)	206 (109)	133 (73)
	計	200	792 (420)	277 (165)	204 (129)
平成2年度	推 薦	約 70	211 (143)	71 (51)	70 (51)
	B日程	約 130	840 (452)	208 (130)	136 (88)
	私費外国人	若干人	0 (0)	—	—
	計	200	1,051 (595)	279 (181)	206 (139)
平成3年度	推 薦	約 70	236 (157)	70 (46)	69 (45)
	B日程	約 130	774 (415)	239 (123)	136 (74)
	私費外国人	若干人	0 (0)	—	—
	計	200	1,010 (572)	309 (169)	205 (119)

年 度	区 分	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
平成4年度	推 薦	70	367 (235)	70 (49)	70 (49)
	前期日程	100	502 (233)	106 (47)	98 (45)
	後期日程	30	455 (246)	137 (75)	35 (18)
	私費外国人	若干人	3 (3)	2 (2)	2 (2)
	計	200	1,327 (717)	315 (173)	205 (114)
平成5年度	推 薦	70	269 (164)	70 (46)	70 (46)
	前期日程	100	487 (252)	111 (59)	102 (52)
	後期日程	30	522 (316)	164 (106)	34 (19)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	200	1,278 (732)	345 (211)	206 (117)
平成6年度	推 薦	70	260 (165)	70 (52)	70 (52)
	前期日程	100	285 (152)	112 (59)	105 (53)
	後期日程	30	371 (199)	140 (75)	33 (17)
	私費外国人	若干人	5 (3)	4 (3)	4 (3)
	計	200	921 (519)	326 (189)	212 (125)
平成7年度	推 薦	70	278 (177)	70 (43)	70 (43)
	前期日程	100	447 (224)	113 (55)	105 (51)
	後期日程	30	581 (320)	119 (71)	27 (13)
	私費外国人	若干人	2 (2)	1 (1)	1 (1)
	計	200	1,308 (723)	303 (170)	203 (108)
平成8年度	推 薦	70	349 (216)	70 (41)	70 (41)
	前期日程	100	360 (205)	113 (60)	107 (57)
	後期日程	30	307 (177)	111 (65)	26 (15)
	私費外国人	若干人	5 (3)	1 (1)	1 (1)
	計	200	1,021 (601)	295 (167)	204 (114)
平成9年度	推 薦	60	288 (198)	60 (44)	60 (44)
	前期日程	98	470 (262)	109 (51)	102 (48)
	後期日程	42	764 (463)	67 (39)	43 (24)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	200	1,522 (923)	236 (134)	205 (116)
平成10年度	推 薦	60	296 (198)	60 (46)	60 (46)
	前期日程	98	265 (150)	108 (53)	104 (51)
	後期日程	42	248 (127)	62 (27)	40 (13)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	200	809 (475)	230 (126)	204 (110)
平成11年度	推 薦	60	272 (176)	60 (40)	60 (40)
	前期日程	98	477 (287)	112 (73)	108 (70)
	後期日程	42	482 (269)	65 (38)	36 (24)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	200	1,231 (732)	237 (151)	204 (134)
平成12年度	推 薦	60	260 (179)	60 (41)	60 (41)
	前期日程	70	319 (180)	83 (38)	81 (36)
	後期日程	30	223 (131)	40 (27)	22 (15)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	802 (490)	183 (106)	163 (92)

年 度	区 分	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
平成13年度	推 薦	50	243 (169)	51 (38)	51 (38)
	前期日程	77	368 (234)	87 (51)	83 (48)
	後期日程	33	213 (123)	53 (28)	30 (11)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	824 (526)	191 (117)	164 (97)
平成14年度	推 薦	50	284 (189)	50 (33)	50 (33)
	前期日程	77	271 (162)	89 (51)	85 (48)
	後期日程	33	235 (126)	58 (28)	39 (23)
	私費外国人	若干人	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	計	160	791 (478)	198 (113)	175 (105)
平成15年度	推 薦	50	269 (182)	50 (33)	50 (33)
	前期日程	77	294 (196)	87 (61)	85 (59)
	後期日程	33	350 (205)	48 (23)	33 (17)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	913 (583)	185 (117)	168 (109)
平成16年度	推 薦	50	283 (192)	50 (33)	50 (33)
	前期日程	77	321 (196)	86 (51)	83 (49)
	後期日程	33	212 (119)	53 (30)	36 (20)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	816 (507)	189 (114)	169 (102)
平成17年度	推 薦	50	252 (173)	50 (34)	50 (34)
	前期日程	77	280 (163)	88 (46)	88 (46)
	後期日程	33	476 (241)	59 (26)	31 (13)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	1,008 (577)	197 (106)	169 (93)
平成18年度	推 薦	50	198 (128)	50 (33)	50 (33)
	前期日程	77	248 (136)	88 (46)	85 (45)
	後期日程	33	192 (93)	56 (21)	42 (13)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	638 (357)	194 (100)	177 (91)
平成19年度	推 薦	50	176 (126)	50 (37)	50 (37)
	前期日程	77	287 (176)	85 (45)	83 (44)
	後期日程	33	365 (186)	58 (28)	35 (16)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	828 (488)	193 (110)	168 (97)
平成20年度	推 薦	50	118 (84)	50 (32)	50 (32)
	前期日程	77	229 (141)	85 (44)	81 (43)
	後期日程	33	299 (153)	60 (24)	34 (15)
	私費外国人	若干人	0 (0)	-	-
	計	160	646 (378)	195 (100)	165 (90)

4 大学院学校教育研究科

本学初の大学院入学者を昭和58年度に受け入れるために、昭和56年度に大学院入学者選抜委員会が設置され、2年間にわたって選抜方法等について検討した。昭和57年8月に実施された入学者選抜は、募集人員140人に対し応募者は97人、合格者は60人であった。このため第2次募集を行ったが、それでも入学者は83人（うち、現職教員等67人）に留まった。本学学部卒業見込者が出ていない時期であり、入学者の全てを学外から求めなければならない状況であったということ、このため他大学にはないような充実した内容の大学院案内を作成し、国公私立大学、都道府県教育委員会等に配布する等の広報を行った結果であったことは記しておかなければならない。さらに、翌昭和59年度には、学年進行により入学定員が300人に増員となったが、入学者は163人であった。まさか、このような定員不充足がその後長く続くとは、その時点では誰もが予期できなかったことであった。その後20年余りを経て、大学院で教員免許を取得できる「教育職員免許取得プログラム」を導入した平成17年度には、積極広報が功を奏したことにより298人と大台に近づき、翌平成18年度には313人となり念願の入学定員充足が実現できたことは記憶に新しい。なお、創設の趣旨・目的にある入学定員の3分の2程度を初等中等教育諸学校における3年以上の教職経験を有する者を充てることについては、派遣側の都道府県の財政状況が大学創設当時とは異なり厳しくなってきたこともあり、平成5年度に162人と最高の入学があったが一度も達成できないばかりか、平成18年度からは100人を割る状況となっている。

昭和58年度の入学者選抜方法は、共通科目（教職基礎、外国語又は教育実践）、専攻科目の筆記試験及び口述試験であり、教職歴3年以上の者は教育実践をもって外国語に代えることができることとした。現在は、各コース（科目群）ごとに筆記試験及び口述試験を行い、教職歴3年以上の者については、一部のコースを除き筆記試験を免除している。平成元年度からは、共通科目を廃止し論文及び外国語又は実技及び口述からなる専攻科目のみとしている。

平成14年度から、受験機会の複数化を図るため前期募集と後期募集に2分割し、さらに平成19年度募集からは、多様な社会経験や学習経験を有する者を

積極的に受け入れるとともに、入学定員充足を図るため、前期・中期・後期に3分割した。

平成20年度には教職大学院の設置が認められ入学者選抜を実施したが、募集人員50人に対し応募者は予想外の32人であった。これは、設置認可が12月3日と遅かったため、学生募集要項公表から出願期間までを短期間とせざるを得なかったことも要因の一つであると考えられる。このため、第2次募集を行い、さらに追加募集を行ったが、残念ながら入学者は32人であり、初年度から入学定員を満たすことはできなかった。しかし、平成21年度学生募集については、年度当初から十分な募集期間を確保できることから、充足できることを期待したいところである。

5 大学院学校教育研究科入学者選抜方法の変遷

昭和58年度 第1回大学院学校教育研究科入学者選抜試験は、共通科目（教職基礎、外国語又は教育実践）・専攻科目にわたる学力検査及び口述とし、実技は専攻科目に含めて必要に応じ課すこととし、共通科目のうち教育実践を受験できる者は教職歴3年以上の者としたほか、学校教育専攻については、専攻内の他コースへの第2志望を認めるが、教科・領域教育専攻については他専攻への第2志望を認めなかった。

昭和59年度 全専攻・コースに第2志望を認めた。

平成元年度 学校教育専攻を除く各専攻・コースにおいて、共通科目（筆記試験）を廃止し、各専攻・コースの筆記試験に組み入れた。その結果、専攻科目の筆記試験と口述試験（及び実技試験）のみの選抜となり、試験日程が短縮され、受験者の負担軽減が図られた。

平成8年度 学校教育専攻においても共通科目（筆記試験）を廃止し、すべての専攻・コースが専攻科目のみによる筆記試験と口述試験となった。

平成11年度 芸術系コース（音楽）の筆記試験内容をより明確にするとともに、第2志望としての教育方法コースと生徒指導コースを志望することができないこととした。この第2志望の取扱いは、両コースへの

応募が多く、「第2志望」とした場合に合格者がでていない状況に対する措置である。この措置は、平成12年4月の改組による専攻・コース名称及び専攻別入学定員の変更により、解消された。

平成12年度 平成12年4月の改組計画に基づき専攻別入学定員を変更して募集した。(ただし、改組に伴う選抜は平成12年4月に実施のため、第1次募集、第2次募集及び臨時に実施した第3次募集については、改組前の専攻・コース、募集人員で実施した。)なお、大学院入学資格の弾力化により、第2次募集から「個別の入学資格審査」を導入した。

平成13年度 「大学院入学者選抜実施要項(文部省高等教育長通知)」が改正されたことにより、出願書類の見直しを行い、調査書様式を廃止して成績証明書を提出書類とした。

平成14年度 入学定員を分割した募集人員を設定して、前期・後期の年2回学生募集を行うこととした。これにより、従来は欠員のある専攻・コースについて第2次募集を行ってきたものをすべての専攻・コースについて年2回の受験機会が確保されることとなった。

平成15年度 受験者の負担軽減のため、筆記試験時間及び筆記試験と口述試験の間の休憩時間を短縮することにより、学力検査を原則として1日で終了することとした。また、出願書類の見直しを行い、健康診断書を廃止した。

平成16年度 発達臨床コース(臨床心理学分野)を、新たに臨床心理学コースとして改組し、募集人員を明確にした。

平成17年度 都道府県の教育委員会から派遣教員として同意を受けた者についての選抜は、本学の使命及び派遣側での選抜等を考慮し筆記試験を課さないこととした。なお、発達臨床コース並びに臨床心理学コースを志望する者はこれに該当しない。

平成18年度 生活・健康系コースに「学校ヘルスケア」分野を新設した。初等中等教育における3年以上の教職経験者についての選

抜は、発達臨床コース、臨床心理学コース、障害児教育専攻を除いて、筆記試験を課さないこととした。

平成19年度 新たに中期募集も加え、前期、中期及び後期の年3回募集することとし、一層の受験機会の複数化を推進した。初等中等教育における3年以上の教職経験者について、障害児教育専攻も筆記試験を課さないこととした。

平成20年度 修士課程は、平成19年度と同様に前期、中期及び後期の年3回に分け募集した。

12月には教職大学院が設置認可され、初めての入学者選抜試験を1月の修士課程後期募集と同日に、筆記試験と口述試験により実施した。また、教職大学院の追加募集に係る入学者選抜試験を本学大宮サテライトにおいて初めて実施した。

6 大学院学校教育研究科入学者選抜状況（昭和58年度～平成20年度）

【修士課程】

年 度	入学定員	応募者数	合格者数	入学者数	入学定員に対する 入学者の割合(%)
昭和58年度	140	(104) 133	(74) 89	(67) 83	(47.9) 59.3
昭和59年度	300	(134) 225	(130) 207	(111) 163	(37.0) 54.3
昭和60年度	300	(147) 302	(141) 257	(124) 224	(41.3) 74.7
昭和61年度	300	(122) 246	(117) 223	(115) 202	(38.3) 67.3
昭和62年度	300	(134) 243	(131) 212	(129) 185	(43.0) 61.7
昭和63年度	300	(143) 255	(139) 228	(131) 203	(43.7) 67.7
平成元年度	300	(147) 263	(145) 240	(135) 213	(45.0) 71.0
平成2年度	300	(138) 260	(131) 240	(127) 211	(42.3) 70.3
平成3年度	300	(148) 294	(147) 259	(141) 222	(47.0) 74.0
平成4年度	300	(156) 295	(156) 270	(151) 232	(50.3) 77.3
平成5年度	300	(173) 321	(166) 282	(162) 247	(54.0) 82.3
平成6年度	300	(162) 319	(156) 269	(152) 235	(50.7) 78.3
平成7年度	300	(165) 349	(160) 293	(153) 242	(51.0) 80.7
平成8年度	300	(163) 354	(162) 306	(160) 259	(53.3) 86.3
平成9年度	300	(164) 334	(162) 287	(158) 242	(52.7) 80.7
平成10年度	300	(148) 302	(147) 267	(140) 225	(46.7) 75.0
平成11年度	300	(155) 281	(153) 266	(152) 245	(50.7) 81.7
平成12年度	300	(145) 332	(145) 297	(144) 268	(48.0) 89.3
平成13年度	300	(128) 289	(128) 269	(127) 240	(42.3) 80.0
平成14年度	300	(130) 309	(129) 282	(129) 256	(43.0) 85.3
平成15年度	300	(130) 304	(129) 253	(126) 226	(42.0) 75.3
平成16年度	300	(116) 311	(113) 255	(112) 215	(37.3) 71.7
平成17年度	300	(121) 391	(120) 332	(119) 298	(39.7) 99.3
平成18年度	300	(101) 483	(101) 388	(99) 313	(33.0) 104.3
平成19年度	300	(95) 416	(95) 342	(92) 278	(30.7) 92.7
平成20年度	250	(77) 451	(77) 335	(68) 255	(27.2) 102.0

() 内は現職教員（3年以上の教職経験を有する者）で内数である。

【専門職学位課程（教職大学院）】

年 度	入学定員	応募者数	合格者数	入学者数	入学定員に対する 入学者の割合(%)
平成20年度	50	(16) 39	(16) 38	(16) 32	(32.0) 64.0

() 内は現職教員（3年以上の教職経験を有する者）で内数である。



昭和56年 建設中の山屋敷キャンパス

第2章 教育・研究の歩み

第1節 教育活動の展開

1 学生の受け入れからアドミッション・ポリシーの策定へ

(1) 学校教育学部

本学がどのような学生を求めるとのことについては、アドミッション・ポリシーができるまでは大学案内で理解してもらっていたのであるが、本学志望者のなかには初等教育教員を養成する学部であるという認識を持っていない者が含まれていた可能性があった。平成12年の大学審議会答申「大学入試の改善について」で提唱されたこともあり、平成13年度に学校教育学部のアドミッション・ポリシーを策定・公表したことで、そのような状況は改善された。

アドミッション・ポリシーの内容は、教育の理念・目的、養成したい教員像、そして推薦入学、前期日程及び後期日程のそれぞれの選抜で求める学生像といったものであり、高校生にとってわかりやすいように平明な表現を用いた点が特徴である。直近の3年間の大学説明会参加者へのアンケートでは、約9割の参加者が「分かりやすかった」としており、また、高等学校の進路指導担当教員に対する3年連続で行ったアンケートでも、約7割が「求める学生像がイメージできる」としていることから、概ね好意的に受け止められていることがわかる。

本学への入学志望者に本学の学生生活イメージを持ってもらうための方策として、大学案内、大学ホームページ、大学説明会、企業主催の個別相談会、高等学校の進路担当者への訪問、及び高校内での説明会への参加等を行っていたが、高校生の9割以上が携帯電話を持ち、様々なサイトへのアクセスが容易となっていることから、平成19年度から民間の受験産業が開設する携帯サイトにも入試情報を掲載したところ、本学のページへの月間平均アクセスは約750件あった。今後も広報する媒体や方法については、常に工夫・検討していく必要がある。

なお、本学への入学志望者にとっての玄関ともいえる入学試験については、保護者及び進路指導教諭を含めて最大の関心を持っていることから、その透明性を高めることに腐心している。このため、本学に興味を持った人が、情報公開法に基づかなくても容易に入試情報を入手することができるよう、平成

13年度から、大学ホームページ及び学生募集要項に前年度の合格者成績情報（大学入試センター試験、小論文及び実技検査の平均点）を掲載することとした。併せて、平成19年度からは受験者の個人成績等（試験の得点、順位及び調査書の内容）についても個人情報保護法に基づかないでも入手できるよう本人からの請求に限り開示することとし、受験者の利便に配慮している。

(2) 大学院学校教育研究科

昭和58年度の入学者選抜試験以降から平成19年度学生募集までは、本学大学院としてどのような学生を受け入れるのかについては、学部同様、大学院案内で理解してもらっていたのであるが、平成18年12月に大学院全体の概要、各専攻・コースごとの概要及び求める学生像からなる大学院アドミッション・ポリシーを制定し、学生募集要項、本学ホームページ及び大学院説明会等で周知した。平成19年度に3回開催した大学院説明会の参加者に対して実施したアンケートでは、大学院アドミッション・ポリシーについて回答した214人のうち9割以上が、「良く理解できた」と及び「一応理解できた」としていることから、大学院としての一応の説明責任を果たしているものと考えられる。

大学院進学志望者は本学学部以外からの者が多いため、過去問題を求める傾向が強いことから、附属図書館での閲覧・複写に加えて、平成18年度からホームページにおいて過去2年間の試験問題を公表し便宜を図った。同時に、個人情報保護法に基づく開示請求によらなくても入試成績が入手できるよう受験者本人からの請求に限り個人成績（筆記試験得点、志望別の筆記試験の得点、口述試験得点、志望別の口述試験の得点、志望別の順位）を開示することとし、受験者の利便に配慮している。

2 創設期における教育組織とカリキュラムの策定

(1) 新構想教育大学の理念と教育課程

本学は、昭和53年6月に改正された国立学校設置法に基づき昭和53年10月1日に設置された「新構想」の教育大学であり、設置の理由として、「教員の資質能力の向上と初等教育教員の養成・確保という社会的要請に対処するため、主として、教員の研究・

研鑽の機会を確保することを趣旨とする大学院と初等教育教員を養成する学部を有し、全体として大学院に重点を置く大学として設置し、学校教育に関する実践的な教育研究を推進しようとするもの」と説明されている。特徴としては、①既存の大学とは異なり学部中心ではなく大学院中心に構想された（学部学生1学年定員200人、大学院学生1学年定員300人）、②学部には教育学部ではなく学校教育学部を置き、初等教育教員養成課程のみを置いて、初等教育教員養成の新局面を目指している、という2点に集約することができる。

「新構想」の教職観、それを踏まえての教師教育観について大きな影響を与えている昭和49年5月20日付の「新構想の教員養成大学等に関する調査会」（座長、鯉坂二夫）による「教員のための新しい大学・大学院の構想について」と題する報告書では（以下、「報告書」と略称）、教職を高度の資質能力が要求される専門職（profession）と捉えている。このような資質能力は「大学の学部段階における充実した教育に加えて、教員となってからの経験や学習、研究の積み重ねによって形成され、向上が図られていくもの」とし、学部段階での教育を「完成教育」として位置づけるのではなく、専門職としての基礎的な諸能力を身につけさせるべきものとして位置づけ、その後も、一定の現職経験を踏まえて、更に、専門的な研究と修養をするものとしている。

「報告書」では上述のような、教員に要請されている高度の資質能力が充分身につけられるようにするためには、「4年間の学部教育の内容・方法に必要な改善を加えるべきことはもとよりであるが、大学卒業後も、2～3年程度以上の教職経験を経た教員について、大学院における、より高度の学習・研究の機会を与えて、理論的、実践的な能力の向上を図り、再び教員の現場にもどってその成果を活かしていくことができるようにする施策を講ずることが必要と考える。」と述べている。

このような判断に基づき、教員の資質能力の向上という使命を担って「大学院レベル及び学部レベルにおいて、教員のための新しい教育研究機関」として創設されたのが「新構想」の教育大学である。大学院は、「主として、初等中等教育の実践にかかわる諸科学の研究を推進し、初等中等教育教員の資質能力の向上を図るためのものとして」構想され、既存の大学の大学院が、教育に関する基礎科学的な傾

向を特徴としていたのに対して、「新構想」の大学院の場合には、基礎科学的発展とともに臨床科学的及び応用科学的な発展が強く期待されていた。

学部は、「特に初等教育教員の養成に新しい工夫が加えられたものであるとともに、その需要の拡大に対処する役割を持つもの」として構想されていた。

このような構想の下に本学は設置され、教育課程の編成作業が進められた。昭和54年5月に、本学の教育課程等について審議するために「教育課程等検討委員会」が設置され、「主として学校教育学部の教育課程、年間・各学期の授業計画、教育実習計画、学校行事計画、単位の認定方法等」が検討された。その後、同年11月に「授業科目の名称、教養基礎科目の各分野の科目数と単位数、各年次別開設科目数等」についての検討がなされた。この討議の過程でカリキュラムの基本方針として配慮したことのうち重要と思われることは以下のとおりである。

- ① 卒業要件としての単位数の負担に配慮する。
- ② 専門的学力と教職教養の修得に配慮する。
- ③ 開設科目の設定は、分化より統合の方向で行う。
- ④ 各科目の学年配当に配慮する。
- ⑤ 専門科目を教養基礎科目、教職共通科目と関連させる。

（2）教育課程と取得免許状

① 学校教育学部

昭和56年4月、学校教育学部の学部1年生の入学により、教育課程に沿った教育活動が開始された。

本学では、既存の教員養成系大学・学部と異なり、学部には「初等教育教員養成課程」（入学定員200人）のみを置くこととしたが、その課程では、「初等教育全般にわたり総合的な理解を深めるとともに、初等教育教員として必要な資質能力を高める。」ことを目指しており、また、特定の分野についての専門性を深めるため、学生の履修コースとして、表1のような「専修・コース」が設けられていた。この専修・コース制度は、他の教員養成系大学・学部における、いわゆる「ピーク制」に相当するものと考えてよいが、学生は、入学試験の受験の際に、希望の専修・コースについて意思表示し、入学と同時にいずれかの専修・コースに属することとしていた。

(表1)

区 分	コ ー ス 名
学 校 教 育 専 修	
幼 児 教 育 専 修	
教 科 ・ 領 域 教 育 専 修	言 語 系 (国 語) コ ー ス
	社 会 系 コ ー ス
	自 然 系 (算 数) コ ー ス
	自 然 系 (理 科) コ ー ス
	芸 術 系 (音 楽) コ ー ス
	芸 術 系 (図 画 工 作) コ ー ス
	生 活 ・ 健 康 系 (体 育) コ ー ス
	生 活 ・ 健 康 系 (家 庭) コ ー ス

学部授業科目の区分については、①教養基礎科目、②専修専門科目、③教職共通科目の3種に区分されている。各専修・コースに所属する学生は、それぞれの専修・コースごとに示された履修基準に基づいて単位を修得することになるが、単位修得と取得免許状の関連では、卒業要件として138単位以上の取得と併せて、学校教育専修と教科・領域教育専修の場合は、小学校教諭1級普通免許状及び幼稚園教諭2級普通免許状の取得を、また、幼児教育専修の場合は、小学校教諭1級普通免許状及び幼稚園教諭1級普通免許状の取得を義務づけている。これを最低限の義務として、これに加えて、希望者は幼稚園教諭1級普通免許状、中学校教諭2級普通免許状を取得することができるようになっている。ただし、中学校教諭2級普通免許状が取得可能な教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭であり、外国語（英語）については認められていない（技術については、昭和62年度から認められることとなったが、英語については、平成12年度まで待つことになる）。

また、本学は3学期制（4～7月－1学期、8～11月－2学期、12～3月－3学期）を採っており、1時限は75分であった。

昭和56年度に実施された上述の標準履修科目の単位数は大筋において変えられことなく平成3年度入学生まで続いたが、平成4年度入学生からは、卒業要件単位数を138単位から124単位へ削減すると同時に、学校教育専修と教科・領域教育専修で、幼稚園教諭2級普通免許状の取得を卒業要件として課さないことなど、大きな変更が行われた。

② 大学院学校教育研究科

本学の学生受入れの予定は、昭和56年度の段階

では表2のように計画されており、この計画に従い、昭和58年4月、大学院学校教育研究科（修士課程）の学生83人が入学した。

(表2)

区 分		昭56	々57	々58	々59	々60	
学校教育学部初等教育教員養成課程		(200)					
大学院 (学 校 教 育 研 究 科)	学 校 教 育 専 攻	教育基礎コース		-(15)			
		教育経営コース		-(15)			
		教育方法コース		-(10)			
		生徒指導コース		-(10)			
	幼 児 教 育 専 攻	障 害 児 教 育 専 攻			-(15)		
		障 害 児 教 育 専 攻			-(25)		
	教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	言 語 系 コ ー ス			-(40)		
		社 会 系 コ ー ス			-(30)		
		自 然 系 コ ー ス			-(50)		
		芸 術 系 コ ー ス			-(50)		
生 活 ・ 健 康 系 コ ー ス				-(40)			

注) () は入学定員を示す。

本学の大学院学校教育研究科の教育課程の編成にあたっては、昭和49年5月の「新構想の教員養成大学等に関する調査会」の報告書『教員のための新しい大学・大学院の構想について』で述べられている教師の資質能力観および大学院のあり方を教育課程編成の基本方針とした。すなわち、「教員に対しては、教育者としての使命感と人間愛に支えられた、広い一般的教養、教科に関する専門的学力、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など専門職としての高度の資質能力が要求されている。」「大学院レベルの新しい教育研究科目は、主として初等中等教育の実践にかかわる諸制度の研究を推進し、初等中等教育教員の資質能力の向上を図るためのものとして構想される必要がある。」など、その内容は現在でも教育課程の編成方針の柱となっている。

以上の理念を踏まえ、本学の学則（昭和56年3月18日）第53条では、「学校教育に関する理論と方法を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授けるとともに教育にたずさわる者が、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進することのできる能力を高めることを目的とする。」と定め、本学の学校教育研究科にふさわしい独自性のある内容となっている。ここで昭和58年度の段階で実施が予定されていた教育課程の概要を紹介する。

ア 大学院における教育は、専攻に応じ、教育上必要なものとして開設する授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行われる。この

研究指導等を行うため各大学院学生に対して指導教官が置かれる。

イ 大学院学生は、学校教育専攻（教育基礎、教育経営、教育方法及び生徒指導の各コース）及び教科・領域教育専攻（芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修する（定員は表2のとおり）。

昭和59年度以降は、更に、幼児教育専攻、障害児教育専攻、教科・領域教育専攻の言語系コース、社会系コース、自然系コースの学生受入れも開始され、当初予定されていたすべての専攻、コースが整った。

ウ 大学院の授業科目は、共通科目、専攻科目、自由科目に区分されており、それらの位置づけは次のとおりである。

共通科目：初等中等教育教員としての幅の広い専門性を高めるため、教育の基礎的・実際的分野について広く開設する。

専攻科目：教員として高度の専門性を修得させ、教育についての研究能力を高めるため、各専門領域及び教育実践に係る領域等の分野について開設する。本学の特徴的な授業科目である「教育実践場面分析演習」や修士論文のための研究である「課題研究」も、区分としては、この専攻科目に属する。

自由科目：教育に関連の深い諸問題や、教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も考慮し開設する。

エ 大学院学生は、2年間で上記の共通科目、専攻科目、自由科目を合計30単位以上修得する。また、教育研究上有益と認めるときは、他大学との協議のもとで、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することが可能であり、10単位を限度として本学大学院において修得したと見なすことができる。

オ 大学院における開設授業科目と教員免許状との関連では、昭和58年度には、障害児教育専攻の学

生受入れがまだであったが、昭和59年度からは、障害児教育専攻において、養護学校教諭の1級又は2級普通免許状を取得することが可能となった。また、昭和61年度からは、聾学校教諭の1級又は2級普通免許状の取得も可能となった。更に、昭和63年度からは、教科・領域教育専攻において、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、外国語（英語）の高等学校教諭1級普通免許状の取得が可能となった。

（3）教育実習の充実

① 教育実習の基本構想とその実施

学部段階での教育実習は、本学を特徴づけているものの一つである。昭和56年度の教育実習の全体計画を表3に示す。教育実習の特徴は、次のようなものである。①各学年での教育実習は、先行する学年の教育実習を履修した者のみ受講することができる、②「教育実習Ⅱ」（観察・参加）の実習校は、全学生が小学校、幼稚園で行う、③「専修教育実習」は教科・領域教育専修学生は小学校で、幼児教育専修学生は幼稚園で実習を受ける、④「教育実習Ⅵ（教育工学実習）」で、教育工学機器（主にパソコン）についての知識・技術を修得する。

② 教育実習の見直しと改善

これらの実習は、①学校教育の全体を経験する目的での実習、②既得的知識・技能を土台にして視点を定めての実習、③教師の活動の一端を分担し、役割を自覚する実習、④創意工夫を実践の中で試行してゆく実習というように、学年を追って深まり、発展するものと構想されていた。それらを押し進めるために教育実習の諸問題が検討され、昭和60年度入学者から①教育実習Ⅰ（実態見学）を教育実習Ⅰ（観察・参加Ⅰ）と名称・内容を変更し、1単位を認定

（表3）

種類（名称）	実施学年	期間(週)	単位	受講対象	実習校
教育実習Ⅰ（実態見学）	1	1	／	全学生必修	小学校及び幼稚園
教育実習Ⅱ（観察・参加）	2	2	2	全学生必修	小学校及び幼稚園
教育実習Ⅲ（普通教育実習Ⅰ）	3	4	4	全学生必修	小学校
教育実習Ⅳ（普通教育実習Ⅱ）	4	2	2	全学生必修	小学校
教育実習Ⅴ（特別教育実習）	4	2	2	全学生必修	小学校
教育実習Ⅵ（教育工学実習）	4	(2)	2	全学生必修	大学その他
教育実習Ⅶ（中学校実習）	4	1	1	中免取得希望者必修	中学校
専修教育実習	4	2	2	教科・領域教育専修必修	小学校
				幼児教育専修必修	幼稚園

する、②教育実習Ⅴ（特別教育実習）の内容・方法を改善し、従来の2単位を1単位とする、等の見直しを行い、昭和60年度より実施することになった。

その後も更に見直しを行い、昭和62年度からは表4に示すような実習計画となった。改善点は、次に要約される。①それまでの「教育実習」を「教育実地研究」に改め、種別の性格により講義・演習・実習に分類し、全体計画の中に位置づける。②特別教育実習は、観察・参加Ⅱ及び普通教育実習に含める。③普通教育実習Ⅰ及びⅡを統合し、3年次、5週間、5単位とする。④中学校実習を1単位から2単位とし、その実施時期を4年次の秋から3年次の秋に繰り上げる。⑤専修教育実習の実施時期を4年次の秋から春に繰り上げる。⑥講義2単位を新設する。なお、この講義は、講義1及び講義2と称することとし、講義1は、1年次0.5単位と2年次0.5単位を合わせ、2年次末に1単位を認定し、講義2は、3年次末に1単位を認定する。

このように、新構想教育大学の教育課程の特色の一つである教育実習については、重要な改善がなされてきており、現在まで更に継続して行われている。

(表4)

○教職共通科目

名 称	実施年次	教育実習 期間(週)	単位	受講対象	実習校
教育実地研究Ⅰ (講 義 Ⅰ)	1・2	-	1	全学生必修	大学
教育実地研究Ⅱ (観察・参加Ⅰ)	1	1	1	全学生必修	協力校園 (小・特・幼)
教育実地研究Ⅲ (観察・参加Ⅱ)	2	2	2	全学生必修	協力校園 (小・幼)
教育実地研究Ⅳ (教育工学実習)	2・3	-	2	全学生必修	大学
教育実地研究Ⅴ (講 義 Ⅱ)	3	-	1	全学生必修	大学
教育実地研究Ⅵ (普通教育実習)	3	5	5	全学生必修	附属校(小) 協力校(小)
教育実地研究Ⅶ (中学校実習)	3	2	2	中免取得希望者必修	附属校(中) 協力校(中)

○専修専門科目

専修教育実地研究 「○○」 (演習及び実習)	4	-	2	幼児教育専 修教科・領 域教育専修 必修	大学
(専修教育実習)	4	2	2		協力校園 (小・幼)

注) 専修教育実地研究の名称中「○○」は、各専修・コースの教科名等(「国語」、「社会」等)を示す。

③ 大学院の教育実習

大学院での教育実習は、障害児教育専攻に関して、養護学校教諭免許状及び聾学校教諭免許状(共に1級及び2級普通免許状)の取得希望者が履修する。昭和63年度からは、教科・領域教育専攻についても、高等学校教諭1級普通免許状を取得するための課程認定がなされたが(教科:国語, 英語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 工業, 家庭), これらの教科については、高等学校2級普通免許状の所持を前提としていたため新たな教育実習は予定されていなかった。

3 課程認定と各種資格

(1) 学校教育学部

上越教育大学学校教育学部を設置するに際し本学が申請する免許状の種類は、初等教育教員養成課程の設置目的から小学校及び幼稚園の教諭免許状授与の計画であったが、次の理由により中学校教諭の免許状をも合わせて取得できるようにしてほしい旨、地元の要望があった。

① 県教委は、毎年度小学校教諭を新たに採用するにあたって、採用試験の成績はもとよりのことであるが、小学校教諭免許状のみを所有している者(ないし、これと幼稚園教諭免許状を併有している者)よりは、小・中学校の両方の教諭免許状所有者を優先している現状である。これは、戦後のベビーブームの影響等により、小・中学校の児童・生徒数に周期的な波動現象がみられ、これに伴って小学校から中学校、また逆に中学校から小学校に教諭を異動させることが必要となる。そこで、採用権者たる県教委は、小・中学校間を円滑に行うため、両方の教諭免許状を所有する者を優先して採用していること。

② 県教委は、指導主事等の採用に際し、小・中学校の両免許状を有することを資格要件としている。指導主事は、各教科の専門的指導者ということで採用されるので、また指導主事の定数の関係もあって、小学校教諭免許状のみでは、中学校の指導が十分できないので、両方の免許状が必要になる。また教頭への昇任の場合も小学校教諭免許状のみ所有しているものは、現行法では、中学校の教頭に昇任できない。教頭への昇任の機会が実質的にせばめられていること

になる。校長に昇任する場合においても同様のことがいえること。

- ③ 小・中学校教育の一貫性という観点からも、両者の教育を担当できることが、仮に小学校教諭になる場合においても必要である。また小学校においても最近教科担任制が普及してきており、小学校教諭といえども得意な教科について、中学校二級免許状を取得する程の学力は、必須の要件である。

以上のような県教委の人事に対する基本的な考え方やその実態に対処し、本学の卒業生を教育界に送り込むためには、小学校教諭免許状とともに中学校教諭免許状の取得が必要となる。一方、国立大学の教員養成学部は、小学校教員養成課程に入学した学生であっても中学校教諭免許状は、副免として取得している現状にある。本学の卒業生に中学校教諭免許状が与えられないことになれば、他の国立大学の卒業生に比べ明らかに不利となり、本学を志望する者が激減するであろうし、また仮に採用されても在職中に中学校教諭免許状を取得しない限りは、指導主事、教頭、校長等に承認する機会は制限されることになるし、在職中に中学校教諭免許状を取得するためには、専修制によって学力はありながら、形式的に通信教育等によって取得するほかなく、全く時間と経費のむだである。

上記の要望等について検討した結果、特に教科・領域教育専修を履修する者については、新たに中学校教諭二級免許状に関する授業科目を開設することなく中学校教諭免許状が取得できるよう教育課程が編成されており学内の条件が整っている。

以上により、小学校教諭一級免許状、小学校教諭二級免許状、幼稚園教諭一級免許状、幼稚園教諭二級免許状のほかに中学校教諭二級免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭）も合わせて課程認定を申請し、文部省から申請どおり認可された。

昭和62年度入学者から中学校における技術科担当教員に無免許の者が多いという現状から、中学校教諭二級免許状（技術）に係る課程認定を申請し、認可を受けた。

平成2年度入学生から教育職員免許法が改正されたことから、教育課程の改訂を行うとともに、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二級免許状及び中学校教諭二級免許状（国語、

社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）に係る課程認定を申請し、認可を受けた。

平成4年度入学生から初等教育の高度化、多様化及び社会の要請に応えるため、中学校教諭一種免許状（数学、理科、音楽、美術、家庭）及び高等学校教諭一種免許状（数学、理科、音楽、美術、工芸、家庭）取得に係る課程認定を申請し、認可を受けた。

平成5年度入学生から前年度に引き続き、中学校教諭一種免許状（国語、社会、保健体育）及び高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、保健体育）に係る課程認定を申請し、認可を受けた。

平成12年度入学生から入学定員の縮減、教育組織の見直し（学校教育専修に学習臨床コース及び発達臨床コースを新設）及び実践的人間理解、教科の専門性、臨床的な教育実践力の育成を柱として、授業科目を「人間教育学関連科目」、「相互コミュニケーション科目」、「ブリッジ科目」、「教育実践科目」、「専門科目」及び「卒業研究」に区分し、最低卒業要件単位数を124単位から128単位に変更するなど、カリキュラムの改革を行い、中学校教諭一種免許状（保健、技術、英語）及び高等学校教諭一種免許状（保健、英語）に係る課程認定を申請し、認可された。

平成18年度入学生から情報教育の充実化を図り、高等学校教諭一種免許状（情報）に係る課程認定を申請し、認可を受けた。

（2）大学院学校教育研究科（修士課程）

昭和59年度入学生から障害児教育専攻において養護学校教諭一級免許状、養護学校教諭二級免許状に係る課程認定を申請し、認可された。

昭和61年度入学生から障害児教育専攻において現職教員の研究・研修機会の確保のため聾学校教諭一級免許状、聾学校教諭二級免許状に係る課程認定を申請し、認可された。

昭和63年度入学生から教科・領域教育専攻において以前から高等学校教諭一級免許状の所要資格取得の希望者が多く、また、学生の修学意欲をいっそう高め、本学大学院の教育・研究の成果をより期待できるとの考えから、高等学校教諭一級免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、英語）に係る課程認定を申請し、認可を受けた。

平成2年度入学生から教育職員免許法が改正されたことから、学校教育専攻において小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、

理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教），高等学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）及び幼稚園教諭専修免許状，幼児教育専攻において小学校教諭専修免許状及び幼稚園教諭専修免許状，教科・領域教育専攻において小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語），高等学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，工業，英語）及び幼稚園教諭専修免許状に係る課程認定を申請し，認可を受けた。

平成4年度入学生から懸案となっていた障害児教育専攻における盲学校教諭専修免許状及び盲学校教諭一種免許状に係る課程認定を申請し，認可を受け，これにより盲学校・聾学校・養護学校すべての免許状取得が可能となった。

平成6年度入学生から教育職員免許法が改正されたことにより高等学校教諭専修免許状（地理歴史，公民）に係る課程認定を申請し，認可を受けた。

平成12年度入学生から教科・領域教育専攻生活・健康系コース（保健体育）において中学校教諭専修免許状（保健）及び高等学校教諭専修免許状（保健）に係る課程認定を申請し，認可を受けた。

平成14年度から学校教育専攻において高等学校教諭専修免許状（情報，福祉）に係る課程認定を申請し，認可を受けた。

平成18年度入学生から教科・領域教育専攻生活・健康系コース（学校ヘルスケア）の設置に伴い，養護教諭専修免許状及び栄養教諭専修免許状の課程認定を申請し，認可を受けた。

平成19年度入学生から特別支援教育専攻において教育職員免許法の改正されたことにより特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者に関する教育の領域）及び特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者に関する教育の領域）に係る課程認定を申請し，認可を受けた。

平成20年度から専門職学位課程（教職大学院）教育実践高度化専攻の設置に伴い，教育実践リーダー

コース及び学校運営リーダーコースについてそれぞれ幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教），高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）に係る課程認定を申請し，認可を受けた。

（3）保育士の資格取得

学校教育学部初等教育教員養成課程は，児童福祉法施行令第13条第1項第1号の規定による養成定員20人の指定保育士養成施設として平成15年3月に指定され，平成15年度から保育士の養成を行っている。例年養成定員の20人を超える申請があり，選抜試験を実施の上，20人を選考している。平成19年3月に第1回目の卒業生を輩出した。

（4）学芸員の資格取得

学校教育学部では，博物館法第5条第1項第1号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目を開設し，単位を修得することで，学芸員となる資格を得ることができる。

（5）社会教育主事の資格取得

学校教育学部では，社会教育法第9条の4第3号の規定により，大学において修得すべき社会教育に関する科目を開設し，単位を修得することで，社会教育主事となる資格を得ることができる。

（6）学校図書館司書教諭の資格取得

学校教育学部では，学校図書館法第5条第4項の規定により司書教諭の講習に関し，履修すべき科目を開設し，単位を修得することで，学校図書館司書教諭となる資格を得ることができる。

（7）臨床心理士の資格取得

現代は，子どもの不登校やいじめ，子育ての不安，中高年の心の危機など，心の問題が増加し，その解決をはかるためになんらかの援助を必要とすることが多くなってきている。大学院学校教育研究科（修士課程）学校教育専攻臨床心理学コースは，財団法人

人日本臨床心理士資格認定協会から同協会の実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院（第1種）として指定を受けており、修了時に受験資格が得られるよう授業科目を開設し、臨床心理学など心理学の知識や諸技法を生かして、心の問題にかかわる臨床心理士を輩出している。

（8）学校心理士の資格取得

学校心理士とは、子どもたちが学校生活で出会うさまざまな問題の解決を援助し子どもたちの成長を促進する「心理教育的援助サービス」を担う専門家であり、学会連合格「学校心理士」認定運営機構が認定を行っている。大学院学校教育研究科（修士課程）学校教育専攻学校臨床研究コース（学校心理）及び臨床心理学コースでは、[累計Ⅰ]の基準に対応しており、学校心理学に関する授業科目の単位を修得することにより、申請要件の一部を満たすことができる。

4 カリキュラム改革の過程

昭和53年の開学以来、本学の創設理念のもと、それぞれの時代の要請に応じた初等中等教育教員の養成を目指し、さまざまなカリキュラム改革を行ってきた。

開学から現在のカリキュラムに至るまでのその主な過程を以下に示す。

・昭和60年度（適用年度。以下同じ。）

〈大学院学校教育研究科〉

第1回入学生（学校教育専攻、教科・領域教育専攻の芸術系コース及び生活・健康系コース）が修了することから、その専攻の教育課程を見直し、授業科目の整備を行った。

〈学校教育学部〉

第1回入学生が卒業することから、これまで実施してきた教育課程を全面的に見直し、授業科目の整備を行った。

・昭和61年度

〈大学院学校教育研究科〉

全専攻の第1回（又は2回）入学者が修了することから教育課程を全面的に見直したことから、また、現職教員の研究・研修機会の確保のため聾学校教諭1

級及び2級普通免許状取得に係る課程認定を受けることに伴い、授業科目の整備を行った。

また、全授業科目について、これまで採られてきた履修年次の指定を廃止することとした。

・昭和62年度

〈学校教育学部〉

教育実習について大幅な改善を行ったこと、また、中学校における技術科担当教員に無免許の者が多いという現状から、中学校教諭2級普通免許状（技術）取得に係る課程認定を受けることに伴い、授業科目の整備を行った。

・昭和63年度

〈大学院学校教育研究科〉

以前から高等学校教諭1級普通免許状の所要資格取得の希望者が多く、また、学生の修学意欲をいっそう高め、本学大学院の教育・研究の成果により期待できるとの考えから、高等学校教諭1級普通免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、英語）取得に係る課程認定を受けることに伴い、授業科目の整備を行った。

・平成2年度

〈大学院学校教育研究科〉

教育職員免許法が改正されることから、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）、高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、福祉、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）及び幼稚園教諭専修免許状取得に係る課程認定を受けることに伴い、授業科目の整備を行った。

〈学校教育学部〉

教育職員免許法が改正されることから、教育課程の改訂を行うとともに、小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭1種免許状、幼稚園教諭2種免許状及び中学校教諭2種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）取得に係る課程認定を受けることに伴い、教育課程の変更を行った。

・平成4年度

〈大学院学校教育研究科〉

学生がゆとりをもった学習ができるよう、また、大学教育の大綱化を柱とする大学設置基準の改正により、次の教育課程の変更を行った。(エを除いて、学校教育学部においても同じ。)

ア 3学期制75分授業から2学期制90分授業への移行

イ 単位の計算方法

ウ 土曜日を除く授業時間割編成

エ 外国人留学生を対象とした授業科目「日本語・日本事情」の開設

また、懸案となっていた盲学校教諭専修免許状及び盲学校教諭1種免許状取得に係る課程認定を受けることに伴う教育課程の整備を行い、これにより盲学校・聾学校・養護学校すべての免許状取得が可能となった。

〈学校教育学部〉

最低卒業要件単位数を138単位から124単位に削減するとともに、初等教育の高度化、多様化及び社会の要請に応えるため、中学校教諭1種免許状(数学、理科、音楽、美術、家庭)及び高等学校教諭1種免許状(数学、理科、音楽、美術、工芸、家庭)取得に係る課程認定を受けることに伴い、教育課程の変更を行った。

・平成5年度

〈学校教育学部〉

前年度に引き続き、中学校教諭1種免許状(国語、社会、保健体育)及び高等学校教諭1種免許状(国語、地理歴史、公民、保健体育)取得に係る課程認定を受けることに伴い、教育課程の変更を行った。

・平成6年度

〈大学院学校教育研究科〉

高等学校教諭専修免許状(地理歴史、公民)取得に係る課程認定を受けることに伴い、授業科目の整備を行った。

・平成7年度

〈大学院学校教育研究科〉

情報教育の在り方について検討し、大学院の共通科目に情報教育に関する授業科目を開設した。

〈学校教育学部〉

1年次生が4年間の大学生活に主体的に取り組むための動機付けとなるよう、卒業要件単位として教養基礎科目に「基礎演習」を開設した。

・平成8年度

〈大学院学校教育研究科〉

前年度に引き続き、情報教育関係の授業科目を充実するため、大学院の共通科目に情報教育に関する授業科目を開設した。

・平成9年度

〈学校教育学部〉

新たに全体的見直しを行い、授業科目の区分を「教養教育科目」と「専門教育科目」の2区分とし、特に「教養教育科目」の内容には「基礎演習」に加え、従来からの人文、社会、自然の3領域に「情報領域」を加えた「教養基礎科目」と、従来の語学の枠を超え、それぞれの国の文化事情に触れる「国際理解科目」を置き、また、「健康・スポーツ科目」を整備し、「総合科目」を含み、幅のある教養教育科目群を整備するなどのカリキュラムの再編を行った。

・平成12年度

〈大学院学校教育研究科〉

20周年を迎える機会をとらえ、「新構想大学」を再検討する方向で改革が進められ、専攻別入学定員の改訂、教育組織の見直し(学校教育専攻の4コースを学習臨床コース及び発達臨床コースの2コースに再編成)及び高度な臨床的実践力の育成と教育実践学の構築を目的として、カリキュラムの改革を行った。(詳細は、「5 平成12年度における教育組織の改革と展開」を参照。学校教育学部についても同じ。)

〈学校教育学部〉

入学定員の縮減、教育組織の見直し(学校教育専修に学習臨床コース及び発達臨床コースを新設)及び実践的人間理解、教科の専門性、臨床的な教育実践力の育成を柱として、授業科目を「人間教育学関連科目」、「相互コミュニケーション科目」、「ブリッジ科目」、「教育実践科目」、「専門科目」及び「卒業研究」に区分し、最低卒業要件単位数を124単位から128単位に変更するなど、カリキュラムの改革を行った。

・平成17年度

〈大学院学校教育研究科〉

社会ニーズにあった改革を行い、長期履修学生制度に基づく教育職員免許取得プログラムの導入（詳細は、「7 長期履修学生制度及び教育職員免許取得プログラムの導入」を参照。）、並びに野外観察に秀でた理科を担当する教師を養成する「理科野外観察指導者養成部門」及び小学校教育現場で英語を指導できる実践的な教師を養成する「小学校英語教育部門」を開設した。

・平成20年度

〈大学院学校教育研究科〉

高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することを目的とする、専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）を設置した。

また、これに伴い、既存の修士課程の見直しを行い、学校教育専攻、幼児教育専攻、特別支援教育専攻を統合し、学校臨床研究コース、臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コースに再編した。（詳細は、「第6章 教職大学院の発足」を参照。学校教育学部についても同じ。）

〈学校教育学部〉

教職大学院の設置に伴い、教育課程の見直しを行い、学校教育専修と幼児教育専修を統合し、学校教育専修を学校臨床コース、臨床心理学コース、幼児教育コース及び教職デザインコースに再編した。

5 平成12年度における教育組織の改革と展開

(1) 改革の必要性

平成12年度実施に向けて検討された本学の大学改革は、時代の大きな変化の中で、「新たな時代に向けた教員養成」について、その具体的な「改善方策」を策定し実施する社会的責務を課せられている本学が、以下のような改革の必要性を直視することから着手したものであった。

- ① 21世紀初頭の教育改革を担いうる教員を養成し、教育実践の研究をリードする先端的なセンターの構築
- ② ヒューマニズム理解をコアに捉え、諸科学の成果と現代社会の諸課題を教材化し、子どもの行動と学習を支援・指導できる実践的教員の養成

③ 教科の専門性を教科教育の多様な視点から教材化するカリキュラム開発能力と子どもに対する高度な臨床的実践力をもつ現職教員の再教育

④ 教育をめぐる緊急な諸課題を早急に解決し、社会の国際化と情報化に対応するための学校現場との共同研究の促進

(2) 改革の理念と基本方針

① 改革の理念：

- 「新たな時代に向けた教員養成」システムの構築
- ア 新たな知を有し、現代的な諸課題に立ち向かう質の高い教員の養成
 - イ 実践的人間理解、教科の専門性、臨床的な教育実践力の三本柱の育成
 - ウ 大学院修士課程における教育実践研究の推進・強化
 - エ 教育現場からの提案・課題に関する附属学校等との共同研究の推進
 - オ 個人研究と共同研究を有機的に結合した研究機能の構築
 - カ 部・講座を横断した学際科目群による教育システムの構築
 - キ 「社会の教育課題に迅速に対応できる」教員養成プログラムの開発

② 期待される効果：

「豊かな未来」としての個性的教員の養成

ア 学部

人間理解に裏付けされた領域的・複合的な教科指導力と生徒指導力を備えた初等教員と、臨床場面におけるカウンセリングと教科指導、さらに一人ひとりの子どもがもつ固有の教育ニーズを理解し、それを実現するための発達の・教育的支援を行うことのできる保育者・学校職員・家庭養育者アドバイザーを養成する。

イ 大学院

教科の専門性を備えると同時に子どもの理解・指導に関する臨床的な知識・技能を身につけ、個別・集団指導法を開発・創造し、カリキュラムを開発する力量を身につけた、今日もっとも求められている教育現場の指導者を養成する。

(3) 学校教育学部改組

① 入学定員の改訂と専修・コースの再編

平成10年から平成12年にかけて、少子化を受け3年間で教員養成課程全体の入学定員を約5,000人を削減するという厳しい定員削減状況下において、本学が160人の入学定員を確保できたことは、それまでの本学の実績とともに、改革構想案が評価されたものであろう。

専修・コース	入学定員
学校教育専修	25
幼児教育専修	15
教科・領域教育専修	160
言語系 (国語) コース	(20)
社会系 コース	(20)
自然系 (算数) コース	(20)
(理科) コース	(20)
芸術系 (音楽) コース	(20)
(美術) コース	(20)
生活・健康系 (体育) コース	(20)
(家庭) コース	(20)
計	200人



専修・コース	入学定員
学校教育専修	40
学習臨床コース	(20)
発達臨床コース	(20)
幼児教育専修	10
教科・領域教育専修	110
言語系 コース	(25)
社会系 コース	(15)
自然系 コース	(20)
芸術系 コース	(20)
生活・健康系コース	(30)
計	160人

② 教育課程の再編

新たな教育課程は、実践的人間理解に対応する人間教育学関連科目、教科の専門性に対応するブリッジ科目と専門科目、教育実践力に対応する教育実践科目、及び情報・表現科目などから構成された。

学生は、1年次に、人間教育学関連科目の一つである人間教育学セミナーに所属し全学共通のカリキュラムによる教育を受け、2年次に各コースに所属し、3年次からは専門セミナーに所属して卒業研究の作成に当たり、新設の「実践セミナー」では、現職教員である大学院生の参加を得て、教科の専門

性を再び実践領域で授業等の面で応用できる指導法と教材開発を学ぶことが構想された。(図1)

ア 人間教育学関連科目

「教員に求められる資質能力の養成」を具体化するために実践的な人間理解をコアに教養教育科目と教職関連科目を再編・統合した科目であり、「人間教育学セミナー」、「実践的人間理解科目」及び「基礎的人間形成科目」から構成される。

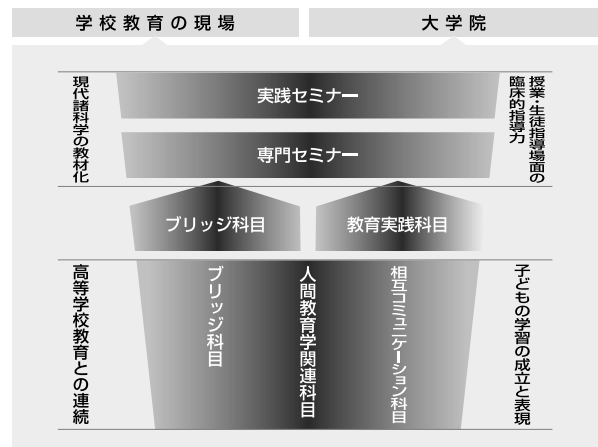
- a. 「人間教育学セミナー」は、教育の役割や教職の意義についての認識を深め、更に今日の教育問題を多面的に読み取る場となる。
- b. 「実践的人間理解科目」は、「幼稚園、特殊教育学校の観察・参加、介護体験、自然体験、フレンドシップ実習及びボランティア活動」、「異文化理解」及び「憲法と教育」の3領域から構成され、教育活動の基礎的資質の構成要素として不可欠な人間性を実践的に学ぶ。
- c. 「基礎的人間形成科目」は、学校と家庭における子どもの活動の理解の仕方と人間形成の仕組みを学ぶ。

イ 相互コミュニケーション科目

教員として求められている資質・能力のうち、特に今日必要とされている情報処理能力と自己・他者の相互関係を多様に表現する能力を育成する。特に「表現」は、本学が新たに開発した科目であった。

(図1)

◎ 教育理念図



ウ ブリッジ科目

教科に関する専門科目の履修を学生が既に身につけている知識のレベルに合わせ、更に学を学ぶ動機付けとなる科目である。「ブリッジⅠ」は、高校レベルの教科の内容を教える補習クラスではなく、新しい学の内容を理解し、それを使って人間・社会・自然現象を理解することができるようにする。特に将来、教師として楽しく教えたいような授業の開発が必要となるものである。「ブリッジⅡ」は、専門科目への橋渡しをする。

エ 教育実践科目

教育実践力を養成する科目群である。「カリキュラム・学習臨床」は、各教科の指導法を教科の全体的観点に立ってカリキュラムをコーディネートし、更に授業・学習の場面において学びの診断ができる指導法を習得する。「ガイダンス・発達臨床」は、子どもの心の問題及びそのケアと、一人ひとりの発達を支援する仕方を学ぶ。「教育実習」は、子どもが成長していく過程の理解とそれに対応した教育の理解を、学生の意識と専門性の深まりに即して実習体験から習得させていく。

オ 専門科目

コースの専門科目とともに、各コースから学際研究者が集まる複合領域科目群、専門セミナーそして実践セミナーから構成される。専門セミナーでは、学際領域を学生が个性的に選択し独創的にまとめていく仕方を学習する。

(4) 大学院学校教育研究科の改組

① 入学定員の改訂と専攻・コースの再編

大学院学校教育研究科は、現職教員の再教育という基本目的を堅持しながら、現職教員に今後ますます必要とされてくる臨床的な実践力を身につけさせることを具体化するために、専攻は現行の4専攻とし、各専攻の入学定員を含めたコースの再編を行った。

専修・コース	入学定員
学校教育専攻	50
教育基礎コース	(15)
教育経営コース	(15)
教育方法コース	(10)
生徒指導コース	(10)
幼児教育専攻	15
障害児教育専攻	25
教科・領域教育専攻	210
言語系 コース	(40)
社会系 コース	(30)
自然系 コース	(50)
芸術系 コース	(50)
生活・健康系コース	(40)
計	300人



専修・コース	入学定員
学校教育専攻	120
学習臨床コース	(60)
発達臨床コース	(60)
幼児教育専攻	10
障害児教育専攻	30
教科・領域教育専攻	140
言語系 コース	(25)
社会系 コース	(25)
自然系 コース	(30)
芸術系 コース	(30)
生活・健康系コース	(30)
計	300人

② 教育課程の再編

新たな教育課程は、現行の共通科目と専攻科目のより一層の構造的な関連性を図り、高度な実践的指導力を育成する観点から、専門セミナーと研究プロジェクト及び専門科目が構成された。

ア 実践場面分析演習

学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決できる実践力を育成する。

イ 専門科目

現代の教育課題と学際研究の進展に対応した科目群で、専門科目について个性的で複合領域的な専門性の高い能力を形成する。

ウ 研究プロジェクト

学際的・複合領域的な教育研究のテーマを共同研究によって学んでいく仕組みを習得させる。学生は、専門セミナーの教員が運営・参画する研究プロジェクトに所属し、開発的・複合領域的な研究を行う。

エ 専門セミナー

各自の研究テーマを具体化し、その研究手法を習得させる。学生は、専攻・コースにおいて各専門セミナーに所属し、修士論文を作成する。

オ 課題研究

具体化された研究テーマを修了研究へ発展させる。

(5) 学部と大学院の連続学習

平成12年度改革では、当初、改革の基本方針に「6年一貫カリキュラム」を構想し、学部と大学院の縦断的教育による教員養成システムの構築を予定していた。つまり、学部段階においては、第一に、実践と体験によって自分を発見することと、多様で個性的な人間関係の仕組みを学び、第二に、専門セミナーを中心に人間と文化・自然・芸術との関わりについての理解と洞察力を培い、そして、第三に、再び授業場面という実践の場で第一と第二を関連づけることによって実践的指導力の基礎を養成することを目指したものであった。

しかし、6年一貫の制度改革は免許法に関わる法改正を伴うものであることなどから、文部省と幾多の協議を重ねた結果、最終的に文部省の同意を得ることはできず、学部学校教育専修と大学院学校教育専攻について、両者をカリキュラム上の特色において継続する方向で具体化するというにとどまった。(平成11年6月9日「改革計画(案)」)

平成11年6月10日の文部省との協議で、学部と大学院の学習臨床コースと発達臨床コースのカリキュラムを検討した後に、改めて、学部と大学院の継続教育についての再確認と合意がなされたことは、平成10年10月の教育職員養成審議会第2次答申でいう「学部教育と大学院教育の6年一貫したカリキュラムの開発研究」の段階を一步進めたものであった。

6 教育実習への対応と教員養成の展開

(1) 教育実習

本学の教育実習は地元の幼・小・中学校との連携により運営されており、1校あたりの受入学生数が少人数であることなど、充実したものとなっており、全国的にも注目されてきた。特に創立以来、受入れ校側の温かい配慮、担当教諭のきめ細かい指導によって、多くの学生がより強く教職への希望を決

意し、その後の学生生活の質的改善につながるなどの成果をあげている。

平成10年度の特筆すべき点は地域校長会との連携が確立されたことである。それまでは、上越市校長会で組織される校長会教育実習連絡会と連携を図ってきたが、新井市校長会、中頸城郡校長会からも代表委員に参加を求め、全実習校を網羅できる校長会教育実習連絡会を整備した。それによって、教育実習期間延長、教育実習の円滑な運営、教育実習の質的な向上等に関する課題について、大学が協議できる正式窓口が確保され、大学の意向を校長会を通して事前に受け入れ校に周知されるルートが確立された。

平成12年度からは、教養審答申を受けて単なる実習期間の延長に留まらず、教育実習を本学の改革構想に位置づけ、実習前後の指導体制や体験活動、ボランティア体験、ブリッジ科目や教職科目の有機的な関連性を図りながら教師としての力量を高める教育実習の改革に取り組んだ。

また、教育実地研究Ⅱを開設するなど事前・事後指導も充実した。教育実地研究Ⅱでは、3年次初等教育実習に向けての事前学習として、2年次後期に位置付けていた。当時の教育実地研究Ⅱは、実習受入校の要望から、指導案の作成や子どもに対する話し方、板書指導の基本等の授業が重視されるようになった。指導体制は、学校教育研究センター所属の教員が中心となり、附属小学校の教員の協力を得て実施した。

平成17年度からは、新潟県教育委員会との交流人事が始まり、任期付き教員が授業担当者として参画した。その結果、より実践的な授業が行われるようになった。主な授業内容は、「板書の基本、授業づくり、多様な学習形態、発問の構成、学級経営、評価テスト」であった。

平成19年度からは、教育実地研究Ⅱは、2年次後期と3年次前半に分割して実施するようになった。2年次では授業の基礎作りと評価テスト、3年次では学習指導案の作成のしかたを中心に指導を行い、教育実習に向けてのチェック機能を有するようになった。3年次での主な授業内容は、「指導案の作成について、教材とクラス(子ども)の実態、具体的な指導案作成の手順、指導案作成についての個別面談」などである。

(2) 総合インターンシップ制

平成17年度から学校教育総合研究センターが中心となり総合インターンシップを導入した。その概要は以下の通りである。

① ねらい

現場教師の補助者として日々の教育活動に参画し、教科指導、学級経営について、より一層の理解を深めるとともに、学級の児童生徒とかかわり、教師の日々の職務を実践的に学ぶ。

② 対象となる学生と履修生

真に教職を目指そうとする4年次学生で、特に強い希望のある学生を対象として実施した。初年度の履修学生は7名で、そのうちの6名は附属小学校で、1名は附属中学校で履修した。

③ 内容

- ・教科指導やTT・TAとしての授業補助
- ・ワークテストの採点や添削、それに基づく評価
- ・生徒指導にかかわること（朝の会・帰りの会での講話、トラブルへの対応、清掃指導等）
- ・教室環境の整備（背面掲示、整理等）
- ・学級便りの一部を作成
- ・日直業務、教務室での電話対応等

④ 期間

9月の第2週から12月の終業式まで（11月までの履修も可）の週2日、あるいは3日の決まった曜日を決めて、終日教育活動に参加した。

⑤ 指導の実際

ア 事前の指導

8月に学校教育総合研究センターにおいて履修生を対象に「総合インターンシップ履修学生事前指導と激励会」を行った。ここでは、研究課題と勤務に対する心構えの2点に重点を置き、指導した。附属小・中学校でも、9月に入ってすぐに、それぞれに事前打合せの場を設定した。ここでは、勤務に関する注意事項の確認、指導教諭との具体的な担当業務の打合せなどを行った。

イ 期間中の指導

附属小・中学校では、指導教諭やその他の教諭の指導を観察し、児童生徒とかかわる中で、教師の有

り方、児童生徒理解の方法、学級経営の在り方を学んでいった。また、履修学生の担当授業については、教材研究の方法について具体的な指導を受けた。学校教育総合研究センターでは、インターンシップ担当の教員3名で担当を決めて、定期的に指導した。具体的には、実際に附属小・中学校での履修状況を参観して指導したり、1～2週間に一度面談をして、学習指導案や子どもへの対応の仕方について指導したりした。

ウ 事後の指導

11月で終了した学生が4名、12月終業式まで履修する学生が3名であった。履修中にポートフォリオを作成することを指示しておき、終了後、自分の研究課題についてまとめることを課題とした。また、履修学生全員でインターンシップについての議論も行い、成果と課題を共有できるようにした。

⑥ 課題

その効果の高いことを確信する声が多かった。指導教諭からは、「正直、初めは、教育実習生の他にインターンシップも指導することを負担に感じていた。しかし、清掃の指導、教室の掲示などでこちら側が助かることも多いことが分かってきた。来年は全クラスに来てほしい。」という好意的な声があった。しかし、履修学生が担当する授業時数や仕事の内容に、学校や担当教諭によって違いがあったり、履修学生の教材研究が十分でなかったりする等の問題も認められた。

(3) フレンドシップ事業

フレンドシップ事業は、教員を目指す学生が種々の体験活動を通して、子どもたちとふれあい、子どもの気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身につけることを目指した事業で、平成10年度から開始した。

本学では「体験学習」（1年次の必修科目）、「学びの広場」（学生の主体的な活動）「ボランティア体験」（選択科目）をすべて含めてフレンドシップ事業と称し、企画運営協議会及び実行委員会によって運営されている。

企画運営協議会は、新潟県教育庁上越教育事務所社会教育課長、独立行政法人国立少年自然の家国立妙高少年自然の家事業課長・主任専門職員、上越市教育委員会社会教育課長、新井市教育委員会社会教

平成20年度教育実習実施計画

H20. 4.16

実習区分	学年	単位	実習校	実施期間		事前指導	事後指導	
教育実地研究ⅠA (観察・参加)	学部1年	P0.5	特別支援学校 小規模小学校 附属中学校	A・Bクラス	9月8日(月)～9日(火) 特別支援学校	9月3日(水) 3限講301	9月17日(水) 4限講202	
					9月10日(水) 下保倉・末広・牧			
				C・Dクラス	9月11日(木) 附属中学校			
					9月9日(火) 附属中学校			
	学部2年	L0.5 P1.0	各幼稚園	B・Cクラス	9月8日(月)～12日(金)			7月2日(水)・9日(水)・16日(水) 5限講302
				A・Dクラス	9月19日(金)～26日(金)			9月3日(水)・10日(水)・17日(水) 5限講302
教育実地研究ⅠB (観察・参加)	免P1年	L0.5 P0.5	附属小学校	5月28日(水)	5月21日(水) 3限講202	6月4日(水) 3限講202		
			附属中学校	6月25日(水)	6月18日(水) 4限講202	7月2日(水) 4限講202		
(介護等体験)		-	特別支援学校	9月8日(月)～11日(木) 内の二日間	9月3日(水) 3限講302	9月17日(水) 3限講302		
教育実地研究Ⅲ (初等教育実習)	学部3年 免P2年	P4	各小学校	観察実習	5月26日(月)～30日(金)	●学部3年 5月14日(水) 4・5限講202 9月3日(水) 4・5限講202 ●免P 5月20日(火) 6限講202 9月2日(火) 6限講202	●学部3年 10月8日(水) 4限講202 ●免P 10月8日(水) 5限講301	
				本実習	9月8日(月)～26日(金)			
				実習校 オリエンテー ション	5月21日(水) 午後 各学校で			
教育実地研究Ⅳ (中等教育実習)	学部4年 免P3年	P4	各中学校	5月12日(月)～30日(金)		4月16日(水) 3・4限講202	6月4日(水) 4・5限講202	
				実習校オリエン テーション	4月23日(水), 4月30日(水), 5月7日(水) のいずれかの午後 各学校で			
総合インターン シップ	学部4年	P2	附属学校, 協 力校	9月～12月の間 (週2～3日)		別途連絡		
幼稚園専修教育実 習	学部4年	P2	附属幼稚園, 協力園	10月～11月の間の10日間		別途連絡		
保育実習Ⅰ	学部2年	P3	各保育園	H21年2月17日(火)～27日(金)		別途連絡		
保育実習Ⅱ	学部2年	P2	各施設	8月の間の10日間		別途連絡		
保育実習Ⅲ	学部4年	P2	各保育園	8月～9月の間の10日間		別途連絡		
保育実習Ⅳ	学部4年	P2	各施設	8月～9月の間の10日間		別途連絡		
特別支援学校教育 実習	大学院	P2	各特別支援学 校	10月～11月の間の10日間		別途連絡		
学校支援フィール ドワーク	教職大学 院	P10	各協力校	9月又は10月～		別途連絡		

育施設長，妙高高原町教育委員会教育課主任，新潟県青少年赤十字上越地区指導者協議会長（国府小学校長）及び実行委員会で構成されている。4月は年間計画，受け入れ事業の確認，人数調整，10月は参加学生の状況や成果についての意見交換，3月は年度の総括と次年度への要望事項等の意見交換を行った。

平成14年度を例にフレンドシップ事業の概要を以下に示す。

① 平成14年度実施事項

ア 「体験学習」は，勤労・生産・自然・物づくり体験の乏しい1年生に対して，教職を目指す上での意義ある基礎的体験を必修として位置付けている。教育活動創造のベースとなる体験活動として10コースを設定し，経験の不足を補完するとともに，個性の伸長，得意分野の育成という意味から，選択して履修させている。

教員27名が共同で展開し，履修記録簿からは「体で学ぶことの大切さと自らの経験の乏しさ，教職を目指して大学生活の中で求めて学ぶ必要性」等が記述され，アンケート調査でも90%の学生から充実した授業として極めて高い評価を得ている。

イ 「ボランティア体験」は，企画運営協議会に参加している関係機関との連携の上に，年間不定期で社会・学校教育活動にボランティアとして学生は参加し，子どもの指導補助に当たりながら，触れ合いと子ども理解を深めている。その結果，教育実習に積極性が出てきた，子どもとの接し方が変容してきたなど，多くの成果が報告されるようになった。また，多様な子ども向けの活動を習得できること，時間を守る，子どもに親しみながらも注意すべき所はきちんと注意する，あいさつや言葉かけは大きい声でなど，社会性も培われ，学社連携の成果は極めて大きいものがある。年間延べ参加学生数は452名であった。

7 長期履修学生制度及び教育職員免許取得プログラムの導入

(1) 長期履修学生制度等の概要

本学は平成17年度から，大学院修士課程に標準修業年限2年を超えた修業年限3年の長期履修学生制

度を導入した。この制度は，大学院修士課程学生のうち，職業を有しているなどの事情により2年分の授業料で3年間にわたり計画的に教育課程を履修することを目的とするものである。

また，長期履修学生制度の導入と合わせ，同制度を利用し，大学院修士課程で幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教員免許を取得できる教育職員免許取得プログラムを導入した。このプログラムは，学校教育現場において多彩な人材に活躍してもらおうという目的で，いわゆる教育学部や教員養成系大学以外の大学・学部を卒業した者や社会を経験した者が，大学院で専門的に勉学に励みながら修士論文のための研究を行う一方で，学部で開講されている教員免許取得に必要な授業をそれぞれの計画に基づいて受講できるプログラムである。

(2) 長期履修学生制度等導入の経緯

長期履修学生制度等の導入に当たっては，次のような経緯を経た。

平成15年11月5日開催の第55回運営評議会において，平成17年度から大学院長期履修学生制度を利用した教育職員免許取得プログラムを導入し学生を受け入れるための検討を行うこととなった。

平成15年12月10日開催の第56回運営評議会において，教育職員免許取得プログラム（①プログラムの概要，②趣旨・目的，③意義・期待される効果，④教育指導体制等，⑤教育課程等，⑥プログラム参加者の選抜方法，⑦その他の制度導入に関する事項の概略）が承認された。

平成16年3月22日開催の第62回運営評議会において，大学院長期履修学生の受入れについて承認され，教育職員免許取得プログラムの実施内容（①募集人員，②申請資格者，③入学者の確保策，④申請書の提出，⑤受講者の選考等，⑥取得することができる教員免許状の種類，⑦修学形態，⑧学位論文・研究指導などの概略）が承認され，平成17年度から受け入れることとなった。

(3) 長期履修学生等の受入れ等

平成17年度の大学院入学者のうち，長期履修学生は3人，教育職員免許取得プログラム受講生は当初の募集人員を上回る90人だった。また，長期履修学生制度及び教育職員免許取得プログラムの導入の効果から，大学院入学者が定員300人に対し297人と

なり、収容定員充足率は、平成16年度の74%から86.3%に改善した。

平成18年度の大学院入学者うち、長期履修学生は1人、教育職員免許取得プログラム受講生は120人だった。また、大学院入学者は定員300人に対し313人に達し、収容定員充足率も平成17年度の86.3%から102.5%に改善し、本学創立以来の念願であった定員充足の目標を達成することができた。

平成19年度の大学院入学者うち、長期履修学生は1人、教育職員免許取得プログラム受講生は101人、平成20年度は、教育職員免許取得プログラム受講生が109人だった。

長期履修学生等の入学状況は、次の表のとおりである。

	申請者	許可者	入学者
平成17年度	8	6	3
	108	101	90
平成18年度	5	1	1
	187	163	120
平成19年度	1	1	1
	154	125	101
平成20年度	2	0	0
	169	133	109

(注) 各年度の上段は長期履修学生を下段は教育職員免許取得プログラム受講生を示す。

長期履修学生等の選考方法において、平成17年度の長期履修学生制度及び教育職員免許取得プログラムに係る選考方法は、大学院の入学者選抜試験とは別に、書類審査で受講者を決定していた。その後、申請者や入学者の増加への対応などによる改正があり、平成20年度入学生の選考方法において、長期履修学生制度は、大学院の入学者選抜試験とは別に、申請書による書類審査で受講者を決定することとし、教育職員免許取得プログラムは、大学院修士課程の入学者選抜試験とは別に、面接、小論文及び申請書により、教職への適正及び教職への強い関心と意欲を持ち積極的に学習を進めていくことができるかを判断して受講者を決定することとした。

前掲の表のとおり平成17年度の90人に始まり毎年度100人を超える教育職員免許取得プログラム受講生の受入に当たって、大きな課題となったのが、多くの教育職員免許取得プログラム受講生が体系的に教育実習を経験していないということもあって、教育実習のための基礎的スキルにどう習熟させる

か、学部学生と合わせて260人に及ぶ実習生のための教育実習校をどう確保するか、ということであった。

その問題を解決するために、新潟県教育委員会との連携の下に優秀な現職教員3人を助教授として採用し、授業基礎研究や教育実習の指導体制をより強固なものにした。これによって、大学院学生は学部学生以上に少人数での実技演習を受けることが可能となり、本学の創立以来の地域学校との絆の強さから、それまでの実習生受入校を小学校で32校から51校へ、中学校で18校から27校へと一気に拡大を図ることができ、常時100人の教育職員免許取得プログラムを受け入れる基盤が確立された。

平成18年度に、教育職員免許取得プログラム受講生の一期生が初めて初等教育実習に臨んだが、当初の懸念は徒労に終わり、指導を受ける謙虚さ、実習や教材研究への熱心さにおいて、受入校から学部学生同様に高い評価を得た。

(4) 教育職員免許取得プログラム受講生への支援

本学は、平成17年4月に教育職員免許取得プログラム受講生の受入に際し、5人の特別担当教員を置き、指導教員、関係委員会及び事務局との連携の下、教育職員免許取得プログラムの履修指導体制を構築し、その対応に当たった。

平成18年4月に、教育職員免許取得プログラム受講生に対して修学、就職その他学生生活に関することについて、適切な指導・助言を行い、教育職員免許取得プログラムの実施に伴う運営・支援することを目的に、教育職員免許取得プログラム支援室を設置し、教員、事務局が一丸となった支援体制をしいてきた。

その後、教育職員免許取得プログラム支援室の目的を一層推進するため改善が行われてきた。現在の支援室における業務は、

- ① 教育職員免許取得プログラムの改善等に関すること。
- ② 修学上の相談に関すること。
- ③ 教員就職指導の支援に関すること。
- ④ 受講者相互の交流に関すること。
- ⑤ 関係委員会との連携に関すること。
- ⑥ その他教育職員免許取得プログラムに関する必要な事項

であり、組織は、

- ① 学長が指名した副学長
- ② 教務委員会、教育実習委員会、学生委員会及び就職委員会の各委員若干人
- ③ キャリアコーディネーター若干人
- ④ 学校教育学部授業科目「人間教育学セミナー(教職の意義)」授業担当教員若干人
- ⑤ 教育支援課長
- ⑥ その他学長が指名した者若干人

である。

また、教育職員免許取得プログラム支援室には、キャリアコーディネーターが常駐し、関係する支援職員と連携をとりながら、受講生からの修学や教員就職等に関する様々な相談等に応じており、高度な専門知識と実践力を備えた小学校教員等として学校の現場で活躍するために、積極的かつ有効的に支援室を活用できるようにしている。

このほかに、教育職員免許取得プログラム受講生に対しては、通常の新入生オリエンテーションに加えて、特別にオリエンテーションを実施しており、さらに4月下旬には、教育職員免許取得のための履修上の留意点や教員就職の指導等に関するガイダンスを実施している。

(5) 教育職員免許取得プログラムの成果

本学は、教育職員免許取得プログラム受講生が教員免許取得の要件と大学院の修了要件の充足が見込まれることから当該プログラム受講の取消しを希望する場合は、2年間で修了することができることとしている。

これを利用した受講生は、平成17年度入学者では25人、その教員採用(臨採は除く。)は48%であった。平成18年度入学者では24人、その教員採用は46%であった。

また、平成20年3月、初めての教育職員免許取得プログラム受講生が修了した。修了生の人数は、入学時の90人からプログラム途中で退学者や受講取消し者等を除いた56人で、その教員採用は29%であった。

このように、教育職員免許取得プログラム受講生の教員採用率は学部や修士課程と比べても遜色ないものであり、本学がこのプログラムで目指した社会人経験者も含む多様な人材を教員として育成し学校教育現場で多彩な人材に活躍してもらおうという目的を達成しつつある。

今後も、社会人経験者、教育学部や教員養成系大学以外の大学・学部を卒業した者など、教員への高い意欲を持った学生の入学が見込まれることから、教育職員免許取得プログラム発足後の検証等をすすめ、更なる改善を行いつつ、このプログラムを通して高度な専門知識と実践力を備えた教員養成を行っていくものである。

8 卒業論文・修士論文の成果

(1) 論文の数とその特徴

卒業論文・修士論文研究は、大学・大学院教育の中核を成すものであり、その大学の研究・教育水準を大きく反映している。

本学第1期生がはじめての卒業論文・修士論文を提出したのは、学部・大学院とも昭和59年度である。以来、平成19年度までの24年間に提出された卒業論文は総計4,589編、修士論文は総計5,136編を数える(表1)。平成20年度には、両者を合わせて、実に10,000編を越える研究が生み出されてきたことになる。そのいずれもが独創性と進取性にあふれる研究であることを考えると、これらはまさに、本学にとってかけがえのない貴重な財産といえよう。

24年間ともなれば、論文提出に至る過程での逸話も枚挙に暇がない。特に、論文提出期限が厳冬期に当たることもあって(卒業論文の提出期限は例年1月31日、修士論文は1月10日)、中には年末年始の帰省先から戻る途中で、雪崩による国道の通行止めを遭い、開通を待つ車中で寝泊まりしながら論文を書いたという人もいれば、この地方特有の冬の雷で大学が停電し、完成直前の論文原稿を収めたハードディスクを壊してしまった人もいる。10,000編と一口に言っても、その一つ一つには、論文の中には書かれていない著者の様々な思いが込められているのである。

さて、本学の卒業論文・修士論文にはどのような特徴が見られるだろうか。論文指導は各コース・研究室に任されている部分がきわめて大きいため、これまで全学的な分析は行われてこなかったが、一つ興味深いデータがある。本学は平成12年度のカリキュラム改革において「臨床研究」を基本コンセプトに掲げ、学校現場で実際に起こっている個々の事象と強く結びついた研究を重視する姿勢を鮮明にしているが、その一環として、各教員に、指導して

表1 修士論文・卒業論文提出数

年度	修士論文	卒業論文
平成19	265	161
18	221	170
17	204	173
16	213	153
15	252	164
14	239	204
13	247	201
12	244	200
11	210	197
10	232	197
9	246	203
8	237	206
7	233	200
6	235	190
5	219	203
4	216	193
3	205	195
2	209	200
元	190	200
昭和63	185	190
62	182	197
61	218	193
60	154	198
59	80	201
総計	5,136	4,589

※年次報告書にもとづく

いる卒業論文・修士論文の数とともに、各々の論文が臨床とどの程度関連しているかの申告を求めている。これは、平成19年度の大学機関別認証評価においても、優れた試みとして高く評価されているが、その平成19年度のデータ（平成18年度の指導実績を示す）を見てみよう。

平成19年度は、臨床研究への関連性が高いか低いかの2段階で評価されているが、これを集計したものが図1である。ここに見られるように、修士論文

に関しては全体の約3/4、卒業論文に関しては2/3の論文が、学校現場における具体的な問題と深く関連したテーマで書かれていると、指導教員から評価されていた。これは、一部には多くの現職教員が大学院に入学していることが影響していると考えられるが、それだけではこの高い比率を説明しきれない。それ以外の学生たちの中にも、臨床研究という本学の方向性が広く浸透していると考えられるべきであろう。

(2) 研究の発展

以前は、各自の研究を卒業論文・修士論文にまとめることが最終到達点と考える学生・院生が少なくなかったが、近年では、その後学会発表や専門雑誌への投稿といった形で、研究成果を積極的に外部に公表することが奨励され、またその気運も高まっている。先に紹介した教員の自主申告データによれば、平成18年度には、学会発表は大学院修了生27本、修士2年生71本、同1年生39本のほり、学部4年生でも9本の発表が報告されている。また専門雑誌への論文掲載は、修了生26本、修士2年生35本、同1年生29本、学部4年生2本であった（ただし統計上、この中には作品出展・競技参加などの実績も含まれている）。卒業論文・修士論文の作成は今や通過点の一つでしかなく、最終的に各種学会・研究会での公表という、より高いレベルの到達点を視野に入れた研究の進め方が、しだいに広がりを見せているといえよう。

この傾向は、本学の卒業論文・修士論文の質を確実に向上させている。そのことをよく表しているのが、修士論文が参照される機会の増加である。本学では、提出された論文の扱いは各コース等に任されているが、それとは別に、修士論文については附属

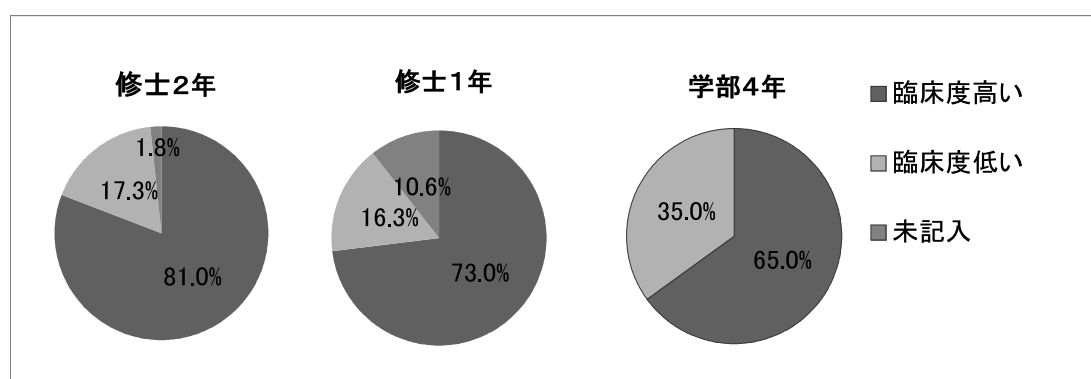


図1 卒業論文・修士論文の臨床関係係数の分布

図書館が一括して収蔵し、一般の利用に供している。表2は附属図書館が受け付けた修士論文の複写申込件数の推移である。年度間で波はあるが、特に平成16年度以降、学外者からの複写依頼が大きく増加しているのがわかる。一方学内者に関しては、古い記録が残っていないため年度推移は不明だが、最近のデータで見ると、かなりの利用頻度であることはまちがいない。学内利用者の場合、複写以上に、記録に残らない館内での閲覧や、各コース等で保管している論文の利用が多いと考えられることから、全体としては相当数の論文が参照され、次の研究を大いに刺激していると推測される。

以上のデータからは、学会・研究会での公表という高い目標を掲げることによって、質の高い卒業論文・修士論文が多く輩出され、その結果、他の研究への影響力も高まるという好循環が生まれている様子が読みとれるであろう。

なお、著作権法により、修士論文の複写には著作権者の許諾を得る必要があるため、従来は、複写依頼を受け付けた附属図書館が個々に修了生の確認をとる手続きに多大な時間を要していた。そこで平成12年度からは、修了時に修了予定者全員に利用確認書の提出を求め、複写の許可・不許可を附属図書館が一括して管理しており、複写依頼に対して円滑に対応できるよう工夫がなされている。

(3) 研究支援体制の充実

本学では開学当初より、卒業論文・修士論文の作成にかかわる指導・支援体制の充実に心を砕いてきた。ここではその歩みを、項目を分けてみていくことにしよう。

① 教員による指導体制の充実

卒業論文・修士論文研究の第一歩は、指導教員（ゼミ）の決定である。卒業・修了までの長期に渡り、

また論文作成の全般に渡って最も大きな影響を受けることになるのが指導教員であり、学生個々の研究テーマに合致した教員のゼミに所属することは、きわめて重要な第1ステップとなる。

しかし、まだこの段階では漠然とした研究テーマしか持っていない学生も多いことから、学生の問題意識をじっくりと聞き取り、また各教員の研究領域をよく説明しながら、慎重に指導教員を決定していく必要がある。特に大学院においては、現職派遣教員から教育学部以外の出身者まで実に多彩なバックグラウンドを持つ学生が入学するため、ほとんどのコースでは、入学式から約1ヵ月をかけて研究室訪問等を実施し、できるだけ丁寧に指導教員決定の手続きを進めている。

しかし、それでも時には、途中で研究テーマが変わったり、本人の問題意識と指導教員の専門領域とのずれに気づいたり、といった事態が起こる。ゼミ内の人間関係が修復不可能なまでにこじれてしまうこともある。こうした理由から学生がゼミの異動を希望してきた場合、従来は分野内での異動という形で、できるだけ学生の要望に添うよう努めてきたが、平成18年度には転専修（転専攻）・コースに関する規程が整備され、一定の条件を満たして受け入れ先専修（専攻）・コースの試験に合格すれば、分野を越えた異動も可能になった。突発的な事情や問題に対しても、より柔軟に対応できる体制が整えられたといえよう。

また修士論文研究に固有の問題として、学則に定められた正式な指導教員（現在は学位論文指導教員と呼ばれている）と、実質的に研究指導を行っている教員（同じく専門セミナー担当教員）という2種類の指導教員の存在がある。このことは、特に事務手続きの際、しばしば学生に混乱を生じさせる要因となってきたが、これについても、できるだけ学生から見た指導実態と一致させるべく、改善が図られている。例えば開学当初は、「学位論文概要」には両方の指導教員名が並記されていたが、平成3年度からは、実質的な指導教員である専門セミナー担当教員名だけの記載に変更された。さらに平成18年度には、専門セミナー担当教員の研究指導上の責任範囲が明確に規定され、それに伴って平成20年度からは、学位論文等題目届や審査願等、従来は学位論文指導教員の署名が必要だった各種提出書類も、すべて専門セミナー指導教員の責任において署名できる

表2 附属図書館への修士論文複写申込数

年度	学外者	学内者
平成19	24	62
18	16	30
17	17	—
16	26	—
15	1	—
14	14	—
13	2	—

ようになり、現在ではほぼ指導実態に沿った責任体制となっている。

② ゼミに関する改善

卒業論文・修士論文の研究指導において中心的な役割を持つのが、各指導教員ごとに運営されているゼミである。その実施形態や内容はゼミによって様々であるが、学生にとっても教員にとっても、ゼミとその準備に費やす時間と労力は、他とは比較にならないくらい大きなものとなる。しかし、それにもかかわらず、カリキュラム上では当初、ゼミは不定期開講の科目というきわめて曖昧な位置づけしか与えられていなかった。

そこで、平成12年度のカリキュラム改革では、新たに「専門セミナー」という授業科目が開設された。これは、学部3・4年次及び大学院1・2年次に通年科目として開講され、ゼミでの研究指導の実績を実質的に単位化することを目的としたものである。それはまた同時に、週1時間のゼミの時間を安定的に確保することや、教員によってまちまちになりがちなゼミの開催頻度に関して、全学的な目安を示すという効果も期待されていた。さらに、研究指導が授業科目の1つとなったことにより、他の科目と同様に学生からの授業評価が教員にフィードバックされやすくなったことも、この改革の重要な成果といえよう。

また平成19年度からは、修士論文の研究指導に関して、指導教員が各指導学生ごとに1年間の指導計画を立て、「研究指導計画書」を大学に提出すると同時に学生にも明示することが義務づけられ、研究指導の透明化・公開化が図られている。

③ 発表会の充実

ゼミとともに、卒業論文・修士論文作成に大きな意義を持つのが、論文の進捗状況に合わせて開催される発表会である。本学ではこの発表会にも力を入れており、どのコースでも構想発表会や中間発表会等、複数回の発表会が開催されている。この発表会は、様々な専門領域の教員・学生が一堂に会する機会であり、多様な視点から論文内容について検討し、意見や質問が活発に交換されている。これは、指導教員と学生との1対1の関係の中で、ともすると狭く偏りがちな研究の視野を広げ、新たな発想を得るという意味で大いに役立っているほか、参加してい

る下位学年の学生にとっても、研究の構想を練るうえで大変有益な機会となっている。

こうした発表会の利点を最大限に活かすべく、多くのコースでは発表会を学内他コースにも公開しており、一部では学外にも積極的に案内を出している。中には、学外からの参加を広げるため、外部団体による研究会の一環として学生・院生に発表させているコースもあれば、参加者の意見をできるだけ広く取り入れるため、個々の発表に対する「コメントカード」を参加者に配布・回収し、まとめて発表者に返すという試みを行っているコースもあり、各コースで様々な工夫が凝らされている。

一方、論文提出後に最終的な成果を発表する卒業論文・修士論文発表会も毎年開催されているが、このうち修士論文発表会については、研究成果の社会への還元や論文審査の公開性を高めることを目的に、平成16年度から全コースとも一般公開されるようになった。開催日程は本学公式ホームページ上で広報されているほか、関係する教育委員会や次年度入学予定者には案内を送付している。実際の発表会参加者数は、平成18年度から取り始めた統計によれば、18年度は、全コース総計でのべ899人の参加者中、学外者71人（うち現職教員は54人）、19年度はのべ865人中、学外者99人（現職教員58人、教育委員会関係者1人）と、公開の成果は着実に表れてきている。

(4) 卒業論文・修士論文のこれから

冒頭に述べたように、卒業論文・修士論文研究は、長く大学・大学院教育の中核を成してきたが、ここにも変化が起きようとしている。修士論文の作成が、修了の必須要件ではなくなりつつあるからである。従来から、大学院設置基準では「……特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。」という表現で、論文以外の成果を、修士論文の代替として審査対象とすることが認められてきたが、平成19年7月31日に改正された（平成20年4月1日施行）同設置基準においては、「……当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。」と表現が変わっている。すなわち、特定の課題は論文の代替物という扱いではなくなり、両者が対等な選択肢として位置づけられているのである。

この改定を受けて、本学においても学則・学位規則が改定されたが、実際、どのような課題であれば学位論文と同等のものとして認めるに足るか、またどのような審査基準でその成果を評価すべきかといった具体的な検討はこれからである。学位論文を課さない教職大学院が平成20年度に発足したこともあり、修士論文に代わる特定の課題についての検討は急務となっており、近い将来大きく進展するであろう。それに伴って、既存の修士論文の在り方もこれまで通りとはいかなくなるかも知れない。また卒業論文は、制度上この動きとは関連がないが、修士論文をめぐる変化が卒業論文の扱いにも波及することは、大いにあり得るであろう。いずれにせよ、創立40周年・50周年記念誌では、この項目の記載内容は本誌とは大きく変わっているにちがいない。

9 教育活動の評価

(1) 自己点検・自己評価

大学は公共的なものであることから大学の活動状況を社会に明らかにする責任があり、一方、大学自体においてもまず自己を点検することがなされなければならないという考えから、本学では昭和60年度から年次報告書を作成している。その中で、自己の教育活動の状況を自ら点検・評価し、課題を明らかにすることで、改善・充実・発展を図ってきた。

(2) ファカルティ・ディベロップメントの経緯

我が国の大学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）の制度化の動きは、平成3年 大学審議会答申『大学教育の改善について』、いわゆる「大学設置基準の大綱化」以降であり、平成8年以降には、FDの基本コンセプトの具体的な展開を示す教育及び学術研究の改革に係る答申が多数出されている。

なかでも、平成10年 大学審議会は、『21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―』において、「各大学は、個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修（FD）の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。」と答申した。これに基づいて、平成11年9月14日文部省

令第40号で、大学設置基準第25条の2に「教育内容等の改善のための組織的な研修等」が追加された。

本学では、上述のとおり、学年進行が終了した昭和60年度から年次報告書を作成し、教育活動に係る自己点検・評価に取り組んできたところであるが、更にFD活動を推進するため、平成12年度の将来計画検討委員会において検討され、平成13年2月14日に第1回ファカルティ・ディベロップメント講演会が開催された。講師として文部科学省大臣官房の永山賀久企画官を迎え、大学を取り巻く諸課題とFDの必要性について講演の後、質疑応答が行われた。

また、同年度の将来計画検討委員会において、各種委員会の見直しの検討の結果、平成13年度から自己評価等委員会を大学評価委員会に改組し、教育研究の理念・目的に照らした自己点検・評価の在り方について抜本的な見直しを行うとともに、その結果についての外部評価の導入、FDの推進に向けた体制の整備・充実を図ることとなり、同委員会にFDの推進のため、FD推進専門部会が設置された。

(3) FDの取組

大学評価委員会FD推進専門部会設置後の主な取組については、次のとおりである。

① 平成13年度

ア 学生による授業評価の実施

- ・授業評価実施の基本方針の策定
- ・授業改善のためのアンケート調査
- ・カリキュラム改善のためのアンケート調査
- ・教官の自己評価レポート
- ・学生による授業評価報告書の作成

イ FD講演会の実施

- ・平成13年7月4日
講師 有本 章 氏（広島大学高等教育研究開発センター教授）

演題 「今後の大学評価とFD
～その関係と課題～」

- ・平成13年11月21日
講師 阿部 和厚 氏（北海道大学大学院医学研究科・医学部教授）
- 演題 「教育改善戦略－合宿ワークショップ形式FDの実際と効果」

② 平成14年度

ア 学生による授業評価の実施

イ FDワークショップの実施

学生による授業評価報告書を基に、教職員、学生がより良い授業改善を求めてワークショップ形式で意見交換を行うことにより、参加者のFDへの意識を高めること及び参加者からの意見を吸収し、今後のFD活動や授業評価の実施に向け、次なるステップにつなげることを目的として実施した。

- ・平成14年12月18日
- ・テーマ1「授業評価の実施について」
- ・テーマ2「授業評価の方法について」
- ・テーマ3「授業評価報告書の活用について」
- ・テーマ4（学生は除く）「教官個々のFD活動の現況について」

③ 平成15年度

ア 学生による授業評価の実施

- ・平成15年度版から、報告書を本学ホームページで公開した。（学内限定）

イ FDワークショップの実施

- ・平成16年2月4日
- ・第1部 シンポジウム
テーマ 「大学における授業改善の方向と課題」
- ・第2部 講演会
講師 浅野 誠 氏（元中京大学教授）
演題 「授業づくり～小学校から大学まで～」
- ・FDを推進するための研修会
第2部終了後、第2部講師及び教官で開催。

④ 平成16年度（FD専門部会に名称変更）

ア 学生による授業評価の実施

イ FD講演会の実施

- ・平成17年2月9日
講師 木野 茂 氏（大阪市立大学大学教育研究センター副所長・専任研究員）
演題 「FD活動と授業改善」

⑤ 平成17年度

ア 学生による授業評価の実施

イ 大学授業公開（試行）の実施

大学の授業を小・中学校等の現職教員や教育委員会等の教育関係者に参観・評価してもらうとともに、

大学教員相互に評価することにより、一層の授業改善に資することを目的として実施した。

- ・公開授業科目名「研究プロジェクトセミナー」
（平成17年7月13日実施）

- ・公開授業科目名「環境教育特論」
（平成18年1月16日実施）

授業終了後、学校における「総合的な学習の時間」の実践と課題について、情報交換を行った。

ウ FD推進のためのパネルディスカッション・情報交換会の実施

- ・平成18年3月14日

エ パネルディスカッション

テーマ 「上越教育大学における授業改善の現状と課題—実践報告をもとに—」

オ グループワーク

- ・まとめと年度のFD活動の状況報告

エ 講座・コース（分野）単位での授業・研究指導の実情と改善への取組についてのアンケート調査の実施

⑥ 平成18年度

ア 学生による授業評価の実施

イ 教育の情報交換会（試行）の実施

本学の教員及び小・中学校等の現職教員等が、教育について情報交換できる機会を定期的に提供するシステムを策定・試行の上、実施することを目的として実施した。

- ・公開授業科目名 研究プロジェクトセミナー「大手町小学校の授業研究システムの特徴」
テーマ 「教師力の向上に寄与する授業研究の方向」

- ・実施日 平成18年8月8日

ウ 大学授業公開（試行）の実施

- ・公開授業科目名「臨床教育課程論」

- ・実施期間 平成18年10月12日から11月30日までの毎週木曜日5時限

エ FD研修会の実施

- ・平成19年3月12日

- ・年度のFD活動の概要報告

- ・平成17年度「講座・コース（分野）単位での授業・研究指導の実情と改善への取組についてのアンケート調査」の集計結果報告

- ・授業実践例の紹介・パネルディスカッション『シ

ラバスの現状と課題』

オ 関係委員会への提言（報告）

・学部授業科目区分「実践セミナー」に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告（平成19年3月）

・シラバスに係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告（平成19年3月）

カ 研究生に対する研修サービスのニーズ調査の実施（平成19年3月）

⑦ 平成19年度

ア 学生による授業評価の実施

毎年度の改善の結果、現在では、授業の内容、手法、満足度などの基本的な項目について無記名で調査を行い、また、課題発見のために自由記述の欄を設けるかたちで調査を行っている。アンケートの回収は、学生によって行われている。

イ 大学授業公開の実施

演習、大人数、実技系の3形態の授業を公開授業として設定し、授業公開期間を設けて実施した。

・実施期間 平成19年11月26日から12月13日まで
・公開授業科目名「生徒指導論」,「道徳の指導法」,「教育実地調査分析演習Ⅱ」,「球技」

ウ 教育・研究指導に係る教員の責任体制の明確化

平成19年度年度計画「学生及び院生に対する教育・研究指導に係る教員の責任体制を明確にするとともに、成績評価システムを整備し、教育・研究指導の質の改善を図る。」に係る教員個々の責任体制の明確化を図った。（平成19年11月）

エ 関係委員会への提言（報告）

・正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告（平成19年11月）

オ FD研修会の実施

・平成20年3月4日
・年度のFD活動の概要報告
・公開授業の報告
・授業実践例の紹介・パネルディスカッション『授業の方法』

第2節 研究活動の推進

1 教員の研究活動・学会活動の概況

ここでは、教員の研究活動・学会活動の概況について、(1) 教員の学会加入状況、(2) 本学における全国学会の開催状況、(3) 学会賞の受賞状況について整理して述べる。断るまでもないが、本学教員の研究活動はこれに限らない。

なお、本データは、「上越教育大学教育研究スタッフのプロフィール」（平成15年度までは印刷物、平成16年度以降はホームページ掲載の電子ファイル）及び必要に応じて各教員に情報提供を依頼した。

(1) 教員の学会加入状況

各所属毎の学会加入数について、表で示した。

専門によって学会加入数に違いがあるため絶対的なものではないが、教員の研究活動状況を示すデータの一つにはなると考えられる。

なお、所属講座名等が年度によって変更されている場合があるため、すでに退職している教員については、後段に、退職当時の所属により記載した。

区分	所属学会数															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
在職者																
学長団					4											
学習臨床研究コース（学習臨床）		1	1	3	6	1	1	3	1		1					
学校臨床研究コース（発達臨床）			2	1	3	1	2	1								
臨床心理学コース					3	1					1			1		1
幼児教育コース				1	2	1										
特別支援教育コース			2		6											
言語系コース（国語）			1	2	2	3				1						
言語系コース（外国語）					2	3		1		1	1					
社会系コース				1	5	3	1			2						
自然系コース（数学）	4			1												
自然系コース（理科）		1	3	1	3		1	2								
芸術系コース（音楽）	1	2	3	1	1				1							
芸術系コース（美術）		1	3	2	2											
生活・健康系コース（体育）		1	1	1	5					1						
生活・健康系コース（技術）					1		2								1	
生活・健康系コース（家庭）			2		2						1					
教育実践・学校運営リーダーコース			2	3	1	2	1	2				1				
特任教員				1	1		1									
退職者																
教育基礎						1							1			
教育経営					1											
生活指導（生徒指導総合）				1	2	1										
学習臨床（学習臨床総合）		1		2	2	1	1									
臨床心理			1		2											
発達臨床			1				1									
幼児教育					1	2										
障害児教育	1			1	3	2										
言語系教育（外国語）	1		1	1	2			1								
社会系教育			1	2	3	2	1									
自然系教育（数学）	1		1													
自然系教育（理科）	1				1	1										
芸術系教育（音楽）			3	3	1											
芸術系教育（美術）	1	1		2												
生活・健康系教育（保健体育）		1	2			4		1	1							
生活・健康系教育（技術）				1	2											
生活・健康系教育（家庭）				3	1	1										
特別支援教育実践研究センター			1													
保健管理センター				1	1											
計	10	9	31	35	71	30	12	11	3	5	4	1	1	1	1	1

(2) 本学における全国学会の開催状況

本学では、下表のとおり、例年全国規模の学会が開催されており、大学の規模を考慮すると、盛んに活動していると考えられる。

年度	学 会 名
10	美術教育実践学会
11	美術教育実践学会
12	美術教育実践学会
13	2001年度日本地理教育学会大会・総会
13	美術教育実践学会
13	日本教育大学協会全国書道教育部門
13	全国大学書写書道教育学会
13	全国大学書道学会
14	美術教育実践学会
15	平成15年度全国地学教育研究大会 ・日本地学教育学会第57回全国大会
15	美術教育実践学会
16	美術教育実践学会
17	美術教育実践学会
18	美術教育実践学会
19	美術教育実践学会
20	美術教育実践学会
20	日本教育社会学会

(3) 学会賞の受賞状況

本学では、下表のとおり、例年学会賞の受賞者がある。

年度	賞名	所属	受賞者名
10	日本舶用機関学会論文賞受賞	技術	黎 子椰
10	日本武道学会優秀論文賞	体育	直原 幹
10	日本理科教育学会 理科教育研究奨励賞	理科	西川 純
10	全国数学教育学会学会賞(学会奨励賞)受賞	数学	岩崎 浩
11	全国大学書写書道教育学会 学会賞	国語	押木 秀樹
11	臨床呼吸生理研究会奨励賞	保健管理センター	佐藤 誠
11	日本古生物学会 学術賞	理科	天野 和孝
12	日本数理科学協会賞(純粋数学部門)	理科	溝上 武實
12	日本理科教育学会 理科教育学会賞	理科	西川 純
13	日本産業技術教育学会論文賞受賞	技術	黎 子椰
14	日本生物教育学会学会賞(論文賞)	理科	小林 辰至

16	全国数学教育学会学会奨励賞 全国数学教育学会	数学	岡崎 正和
17	日本生活科・総合的学習教育学会第3回研究奨励賞(理論部門)	幼児	木村 吉彦
17	日本武道学会優秀論文賞	体育	直原 幹
18	教育思想史学会奨励賞(第3回)	生徒指導	下司 晶

2 外部資金の導入

(1) 文部科学省科学研究費補助金の採択状況と取り組み

① 採択状況

本学における科学研究費補助金の採択状況について、平成20年度の状況を述べると、採択件数45件、採択金額は67,325千円である。

過去5年間をみると年間の採択課題数は、およそ40件前後(新規分+継続分)、採択金額は年間およそ6,000千円(間接経費込み)で推移している。

詳細については、平成元年からの採択状況を別表1~別表6のとおりである。

平成19年度から本学教員の多くが申請する基盤研究(C)にも間接経費が措置されたことに伴い、間接経費の収入が伸びてきている。

申請件数については、新規・継続合わせて約80件前後と、本学の教員の約半数強が申請に関わっているが、まだ申請件数増加の余地はあろう。新規申請者の掘り起こしが喫緊の課題である。小中学校等の教員が応募資格を有する奨励研究については、ここ数年、附属幼稚園・小学校教員ほぼ全員が申請するなど、取組の意欲が顕著である。

② 申請件数増加の取組

申請件数増加の方策として、以下の取組を行っている。

ア 科学研究費補助金成果発表会

前年度に科学研究費補助金による研究が終了した者から、研究成果及び科学研究費補助金を獲得しての有効的な研究活動について紹介してもらう。

イ 科学研究費補助金説明会

例年9月に「科学研究補助金説明会」を実施し、科学研究補助金制度の説明、評価観点を説明する

と共に、採択実績のある教員から効果的な研究計画調書の書き方について紹介してもらう。

ウ 不採択者への研究費補助

平成19年度から、採択に至らなかった研究代表者へ当該研究課題の次年度への申請につなげてもらう意味合いとして、若干ではあるが研究費の手当を行っている。

エ 学内研究プロジェクトからの発展

学内予算措置により行っている研究プロジェクトについて、平成20年度公募から、当該研究プロジェクト終了後は、その成果を科学研究費補助金申請に結びつけることを奨励している。

科学研究費補助金というまでもなく外部資金獲得の上で重要な位置付けであり、また、その申請件数は本学の研究に対する姿勢の側面を表しているともいえるので、今後も申請件数増加の取組みを継続して行っていきたい。

(2) その他外部資金の受入

本学における外部資金として、下表のとおり毎年本学後援会、民間企業、財団法人等様々な団体から5～17件の寄附金を受け入れている。

なお、外部資金受入の詳細は別表7を参照のこと。

年度別寄附金一覧

年度	件数	金額 (単位：千円)
2	6	24,300
3	8	23,760
4	7	24,900
5	5	4,246
6	7	7,750
7	7	5,320
8	9	6,150
9	12	10,550
10	8	43,740
11	12	24,442
12	11	27,084
13	14	17,330
14	13	14,286
15	17	23,652
16	17	20,874
17	7	9,360
18	13	16,512
19	9	6,080

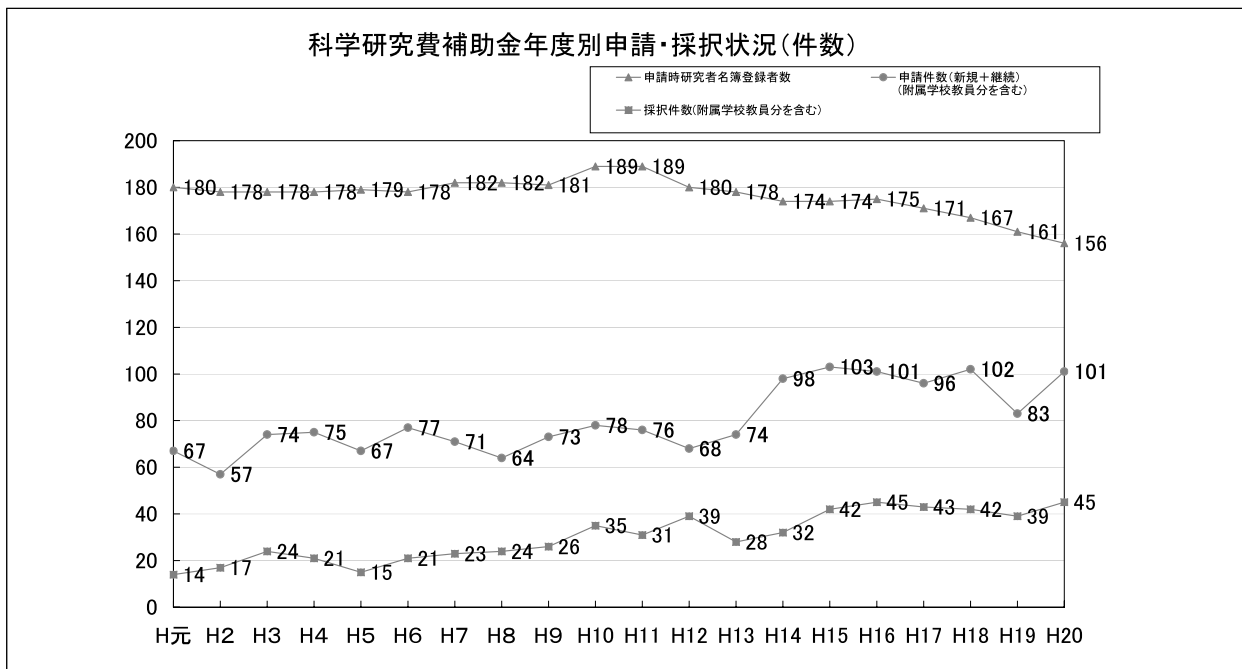
(3) 各種受託研究の取組み

本学における受託事業の実施状況は下表のとおりで、事業のない年度もあるがおおむね毎年300～500万円の受託をしている。平成14年度以降は地方公共団体や民間企業からの委託も増え、研究委託先の幅が広がっている。

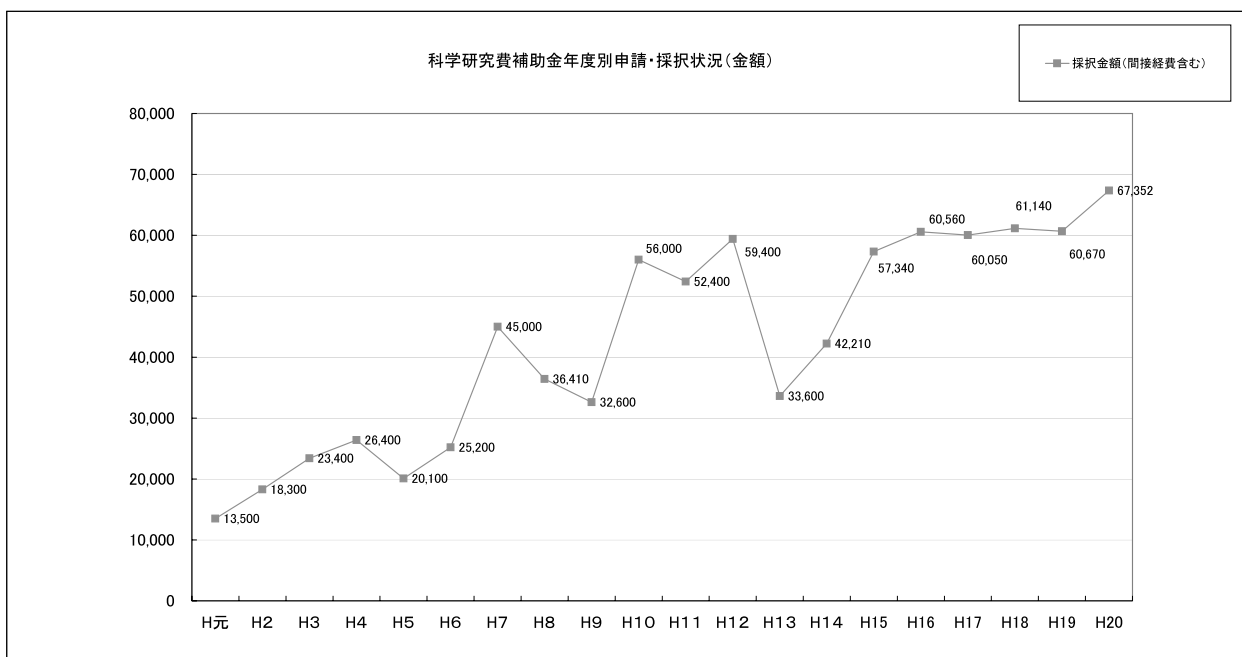
なお、受託研究の詳細は下の表を参照のこと。

年度	受託件数			受託総額 単位：千円
	国等の 機関	地方公 共団体	民間企業	
元	2			5,450
2	1			3,000
3	1			3,000
4	1			3,000
5	1			3,000
6	1			3,000
7	1			3,000
8	2			5,675
9	2			5,675
10	2			5,552
11				0
12				0
13				0
14	1	2		2,800
15				0
16	1			3,025
17	1		1	5,295
18	1		1	4,600
19	1	1	1	16,253
20		1	2	4,309

別表1



別表2



別表3 科学研究費補助金採択状況（平成元年～平成5年度）

（単位：千円）

研究種目	申請状況										採択状況											
	件数					金額					件数					金額						
	年度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	
特別推進研究																						
がん特別研究																						
重点領域研究	1	1	2	1	1	1,087	1,695	13,671	5,956	4,952			1	1	1			2,000	1,500	1,800		
特定研究																						
総合研究（A）	3	1	3	4	4	8,583	3,958	24,602	31,086	37,150	1					3,000						
〃（B）																						
一般研究（A）	2	2	1			8,291	27,804	12,115														
〃（B）	4	8	8	8	10	13,883	32,643	45,573	50,177	65,574	2	1	2	3	2	1,800	3,900	2,800	8,500	7,500		
〃（C）	33	30	41	44	34	56,965	54,180	88,858	97,938	72,966	5	8	15	10	7	4,000	7,600	14,200	9,900	6,300		
奨励研究（A）	20	15	17	15	16	21,551	17,110	19,894	17,513	17,403	6	8	5	7	5	4,700	6,800	4,200	6,500	4,500		
〃（B）	2		2			490		476					1					200				
試験研究（B）	1				1	5,650				4,991												
国際学術研究 （国際学術調査）	1			3	1	2,876			52,423	35,507												
計	67	57	74	75	67	119,376	137,390	205,189	255,093	238,543	14	17	24	21	15	13,500	18,300	23,400	26,400	20,100		

注）申請状況及び採択状況ともに、転出者は含まず、転入者及び継続採択者を含む。

別表4 科学研究費補助金採択状況（平成6年～平成10年度）

（単位：千円）

研究種目	申請状況										採択状況											
	件数					金額					件数					金額						
	年度	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	
特別推進研究																						
重点領域研究	2	1	1			5,738	2,234	2,180														
総合研究（A）	5	3	3			17,246	13,686	12,373			1	1				2,000	2,400					
〃（B）	1					2,340																
一般研究（A）	1	3	3			14,816	34,502	27,659				2				20,000						
〃（B）	8	8	6			28,860	30,690	27,501			3	2				7,500	1,500					
〃（C）	41	38	34			63,145	54,791	50,181			10	12				9,300	11,700					
試験研究（A）																						
〃（B）		1					6,427															
基盤研究（A）				2	1				5,100	21,146			3	2	1			12,800	5,100	14,800		
〃（B）				7	10				38,191	65,945			2	1	3			6,300	1,100	10,900		
〃（C）				39	42				68,352	70,910			13	18	21			12,600	20,400	21,800		
萌芽の研究				1	3				1,900	2,997				1	1					1,200	500	
奨励研究（A）	17	15	14	23	20	19,274	16,237	15,894	34,621	27,414	7	5	5	4	9	6,400	4,300	4,500	4,800	8,000		
小計	75	69	61	72	76	151,419	158,567	135,788	148,164	188,412	21	22	23	26	35	25,200	39,900	36,200	32,600	56,000		
奨励研究（B）			1		1			210		300			1					210				
国際学術研究	2	2	2	1	1	12,423	6,109	32,127	25,127	9,100		1				5,100						
小計	2	2	3	1	2	12,423	6,109	32,337	25,127	9,400	0	1	1	0	0	0	5,100	210	0	0		
合計	77	71	64	73	78	163,842	164,676	168,125	173,291	197,812	21	23	24	26	35	25,200	45,000	36,410	32,600	56,000		

注）平成8年度採択から総合研究、一般研究及び試験研究は、基盤研究（A）～（C）に統合され、萌芽の研究が新設された。

平成10年度採択から重点領域研究は廃止され、特定領域研究が新設された。

申請状況及び採択状況ともに、転出者は含まず、転入者及び継続採択者を含む。

別表5 科学研究費補助金採択状況（平成11年度～平成15年度）

（単位：千円）

研究種目	申請状況										採択状況											
	年度	件数					金額					年度	件数					金額				
		11	12	13	14	15	11	12	13	14	15		11	12	13	14	15	11	12	13	14	15
特別推進研究																						
特定領域研究		2	1	3	2		4,275	2,411	18,820	7,940		2	1				3,100	2,100				
基盤研究（S）																						
〃（A）	1	2	2	1	1	8,300	23,461	45,879	20,000	16,220	1	1				8,300	9,300					
〃（B）	13	13	13	16	11	83,656	53,621	68,353	83,635	47,794	6	6	4	4	5	23,400	13,200	11,700	13,200	21,900		
〃（C）	37	34	40	43	56	61,857	63,703	57,696	74,591	83,906	15	21	18	19	26	13,500	27,300	16,500	24,800	26,900		
萌芽的研究	5	3	5	8	7	7,698	3,330	7,573	10,059	13,266		1	1	1			700	700	500			
若手研究（A）					1					6,125												
若手研究（B） （奨励研究（A））	19	14	13	15	12	24,085	13,931	14,297	17,822	14,600	9	8	4	4	7	7,200	5,800	2,600	2,800	7,600		
小計	75	68	74	86	90	185,596	162,321	196,209	224,927	189,851	31	39	28	28	38	52,400	59,400	33,600	41,300	56,400		
奨励研究 （奨励研究（B））				12	13				3,456	3,861				4	4				910	940		
国際学術研究	1					6,450																
小計	1	0	0	12	13	6,450	0	0	3,456	3,861	0	0	0	4	4	0	0	0	910	940		
合計	76	68	74	98	103	192,046	162,321	196,209	228,383	193,712	31	39	28	32	42	52,400	59,400	33,600	42,210	57,340		

注）平成11年度採択から国際学術研究は、基盤研究及び特定領域研究に統合された。平成13年度採択から基盤研究（S）が採択された。
平成14年度採択から萌芽的研究が萌芽的研究に、奨励研究（A）が若手研究（A）と若手研究（B）に、奨励研究（B）が奨励研究に種目変更があった。
申請状況及び採択状況ともに、転出者は含まず、転入者及び継続採択者を含む。

別表6 科学研究費補助金採択状況（平成16年度～平成20年度）

（単位：千円）

研究種目	申請状況										採択状況											
	年度	件数					金額					年度	件数					金額				
		16	17	18	19	20	16	17	18	19	20		16	17	18	19	20	16	17	18	19	20
特別推進研究																						
特定領域研究	1	3	2			3,900	12,021	7,400			1	2	2			3,900	7,400	7,400				
基盤研究（S）																						
〃（A）	1		1			16,220		12,290														
〃（B）	10	13	9	9	10	50,019	101,574	43,311	54,265	53,331	5	6	5	4	4	18,900	22,300	20,300	16,000	13,800		
〃（C）	59	49	60	47	62	94,059	124,485	80,757	61,220	82,246	28	23	25	23	30	28,900	22,100	23,900	23,700	31,300		
萌芽（的）研究	7	8	5	2	1	14,071	37,445	10,763	1,920	2,050			1	1				600	500			
若手研究（A）																						
〃（B）	10	10	7	7	6	13,910	16,782	8,052	7,184	4,781	9	8	6	7	6	8,100	5,600	5,300	5,700	4,500		
若手研究 （スタートアップ）			1		4			1,032		3,480					2					1,140		
小計	88	83	85	65	83	192,179	292,307	163,605	124,589	145,888	43	39	39	35	42	59,800	57,400	57,500	45,900	50,740		
奨励研究	13	13	17	18	18	9,552	11,929	16,048	17,294	15,700	2	4	3	4	3	760	2,650	2,080	2,860	1,390		
合計	101	96	102	83	101	201,731	304,236	179,653	141,883	161,588	45	43	42	39	45	60,560	60,050	59,580	48,760	52,130		

注）申請状況及び採択状況ともに、転出者は含まず、転入者及び継続採択者を含む。採択状況には追加採択分を含む。

間接経費（千円）		
18	19	20
1,560	11,910	15,222

直接経費+間接経費（千円）		
18	19	20
61,140	60,670	67,352

別表7 外部資金受入状況

平成2年度

名 称	研究代表者等	寄 附 者	金額 (千円)
聴覚障害者の遠距離通信機（ファクシミリ）の利用とその問題点に関する調査研究	教 授 星 名 信 昭	財団法人 電気通信普及財団	1,500
現職再教育におけるタッチメソッド修得過程の研究	助 手 西 川 純	西 川 純	1,500
米日財団教師教育助成金		米日財団東京事務所	15,000
教育現場（小・中学校及び特殊教育諸学校）における実践研究		森 島 慧	900
海外教育（特別）研究助成		新 井 郁 男	400
国際交流事業助成		三 井 慶 昭	5,000
計		6 件	24,300

平成3年度

名 称	研究代表者等	寄 附 者	金額 (千円)
聴覚障害者の遠距離通信機（ファクシミリ）の利用とその問題点に関する調査研究	教 授 星 名 信 昭	財団法人 電気通信普及財団	1,000
生徒が物理の問題を解くときに図をどの様に利用するかを明らかにする研究	助 手 西 川 純	西 川 純	600
聴覚障害者に対する情報処理教育のための基礎研究—日本文とプログラム文入力時の健聴者と聴覚障害者の誤入力比較分析—の研究	助 手 西 川 純	土 田 理	2,000
高田平野における不圧地下水の流動系と涵養機構に関する研究	助教授 佐 藤 芳 徳	佐 藤 芳 徳	2,000
豪雪地域における障害者の相談サービスネットワークの構築に関する研究	教 授 湧 井 豊	湧 井 豊	1,000
米日財団教師教育助成金		米日財団東京事務所	15,560
教育現場（小・中学校及び特殊教育諸学校）における実践研究		関 間 豊 吉	1,000
海外教育（特別）研究助成		新 井 郁 男	600
計		8 件	23,760

平成4年度

名 称	研究代表者等	寄 附 者	金額 (千円)
海外教育（特別）研究助成		新 井 郁 男	950
米日財団教師教育助成金		米日財団東京事務所	18,600
国際交流事業助成		松 野 純 孝	1,000
学校教育に関する理論的・実践的研究を奨励し、研究と実践の活性化を図る。		関 間 豊 吉	1,300
生徒が物理の問題を解くときに図をどのように利用するかを明らかにする研究	助 手 西 川 純	西 川 純	570
実証的データをもとにした初等教育教員養成課程におけるコンピュータ教育カリキュラムの開発	講 師 井 田 仁 康	財団法人 電気通信普及財団	2,000
日本の理科教育の目的としての科学的自然観と倫理的価値観との関係の研究	助教授 庭 野 義 英	庭 野 義 英	480
計		7 件	24,900

第2章 教育・研究の歩み

平成5年度

名 称	研究代表者等	寄 附 者	金額 (千円)
海外教育 (特別) 研究助成		大 澤 健 郎	750
中国の教育事情視察に対する助成		加 藤 章	196
学校教育に関する理論的・実践的研究を奨励し、研究と実践の活性化を図る。		二 谷 貞 夫	1,300
附属幼稚園児用設備・備品等購入助成		中 澤 和 子	500
「活字文字と手書き文字が学習者に与える影響の比較研究」への研究助成	助 手 西 川 純	財団法人 電気通信普及財団	1,500
計		5 件	4,246

平成6年度

名 称	研究代表者等	寄 附 者	金額 (千円)
「糖質によるイネ α -アミラーゼ遺伝子の転写調節機構の解明 (植物生理学・基礎研究)」に対する助成金		光 永 伸一郎	1,400
「粘土鉱物の定量法の基礎研究」に対する研究助成	渡 邊 隆	クニミネ工業(株)	2,000
海外教育 (特別) 研究助成		大 澤 健 郎	850
学校教育に関する理論的・実践的研究を奨励し、研究と実践の活性化を図る。		二 谷 貞 夫	1,500
「ラマン分光法に関する研究」に対する助成	西 山 保 子	信越化学工業(株)	300
附属中学校の国際交流事業の助成		森 田 俊 雄	400
「穀物類 α -アミラーゼ遺伝子の転写調節に関する比較研究」に対する助成		光 永 伸一郎	1,300
計		7 件	7,750

平成7年度

名 称	研究代表者等	寄 附 者	金額 (千円)
「イネ α -アミラーゼ遺伝子発現におけるカタボライト転写調節機構の解明の研究」に対する助成金		光 永 伸一郎	1,250
「障害児のための教材・教具の開発研究」に対する助成金		星 名 信 昭	500
「水中運動の運動処方及び運動療法に関する研究」に対する研究助成	助教授 清 水 富 弘	(株)マック	120
海外教育 (特別) 研究助成		大 澤 健 郎	750
学校教育に関する理論的・実践的研究を奨励し、研究と実践の活性化を図る。		前 田 幹	1,500
「粘度鉱物の定量法の基礎研究」に対する研究助成	教 授 渡 邊 隆	クニミネ工業(株)	1,000
「イオノフォアを有するポリマーのグラフト化によるカーボンブラックへのカチオン認識能の付与」に足する研究助成	助 手 藤 木 一 浩	(財)江野科学振興財団	200
計		7 件	5,320

平成8年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額 (千円)
「ゾルゲル法によるポリマーグラフト化無機超微粒子含有無一有機複合膜の合成」に対する研究助成金	助 手 藤 木 一 浩	(株)日本板硝子材料工学助成会	1,000
「海水濃度が温浴時の体温変動に及ぼす影響」に対する研究助成	助教授 清 水 富 弘	(株)ソルト・サイエンス	600

関川水系における河川からの地下水涵養に関する研究	助教授 佐藤 芳徳	佐藤 芳徳	700
「学校教育に関する理論的・実践的研究」に対する助成		公孫会会長 水野 文俊	1,500
海外教育（特別）研究助成		公孫会会長 水野 文俊	400
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長 竹田 栄作	250
海外教育特別研究助成		上越教育大学大学院後援会会長 高見 資宏	200
「ステロイドの科学的基礎研究」に対する助成	助教授 高津戸 秀	タマ生化学(株)	1,000
「粘度鉱物の定量法の基礎研究」に対する研究助成	教授 渡邊 隆	クニミネ工業(株)	500
計		9件	6,150

平成9年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額(千円)
「海水含有成分が温浴時の体温変動に及ぼす影響」に対する研究助成	助教授 清水 富弘	(株)ソルト・サイエンス研究財団	500
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水 富弘	(株)ユアースポーツ	600
「高等教育における新しいメディア利用研究～衛星通信(SCS)を用いた授業改善に関する研究～」に係わる研究助成	助教授 南部 昌敏	(財)松下視聴覚教育研究財団	1,000
上越教育大学における教育研究活動等への助成		公孫会	1,500
海外教育（特別）研究助成		公孫会	300
海外教育研究助成		上越教育大学後援会	250
海外教育特別研究助成		上越教育大学大学院後援会	200
附属中学校の国際理解教育助成		上越教育大学学校教育学部附属 中学校助成会	700
得丸定子講師に対する学術研究助成	講 師 得丸 定子	(財)浦上食品・食文化振興財団	3,000
関川水系における河川からの地下水涵養に関する研究	助教授 佐藤 芳徳	助教授 佐藤 芳徳	1,000
上越教育大学における教育研究活動等への助成		久保田建設(株)	500
「ステロイドの化学的基礎研究」に対する助成	助教授 高津戸 秀	タマ生化学(株)	1,000
計		12件	10,550

平成10年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額(千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成		松下電器産業(株)外	25,290
附属中学校の国際理解教育助成		上越教育大学附属中学校助成会 理事長 小川 善司	450
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長 佐々木 法子	250
海外教育特別研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長 矢野 利雄	200

第2章 教育・研究の歩み

海外教育（特別）研究助成		公孫会会長 後藤 亮一	400
初等中等教育の場における米国理解教育の充実のための教員研修に対する助成	学長 加藤 章	米日財団東京事務所	16,830
佐藤芳徳助教授に対する研究助成	助教授 佐藤 芳徳	(株)日さく	200
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水 富弘	(株)ユアースポーツ	120
計		8件	43,740

平成11年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額 (千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成		公孫会外	2,150
海外教育研究助成		公孫会会長 加藤 淳一	400
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長 寺島 慶郎	250
海外教育研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長 矢野 利雄	200
初等中等教育の場における米国理解教育の充実のための教員研修に対する助成	学長 大澤 健郎	米日財団東京事務所	16,982
降雪地域におけるストリートファニチャーの調査及び開発研究—木材資源の有効利用のために—	助教授 阿部 靖子	阿部 靖子	473
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水 富弘	フットマーク(株)	360
イネ矮性突然変異体を利用した植物ホルモン・ジベレリンの受容シグナル伝達系の解明	助手 光永 伸一郎	光永 伸一郎	500
β -アミラーゼによるモチ米アンプン分解機構についての生化学的・生理学的研究	助手 光永 伸一郎	光永 伸一郎	1,900
高津戸助教授の研究助成 研究課題「ステロイドの化学的基礎研究」に対する助成	助教授 高津戸 秀	タマ生化学(株)	500
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水 富弘	(株)ユアースポーツ	120
ネパール地域植物調査研究に関する五百川裕助手の研究助成	助手 五百川 裕	(財)緑育成財団	607
計		12件	24,442

平成12年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額 (千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成		公孫会会長 小黒 正範	1,500
附属小学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 小学校後援会会長 大島 伸彦	3,800
附属中学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 中学校後援会会長 三上 敦	2,000
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 幼稚園後援会会長 中條 美奈子	1,000

海外教育研究助成		公孫会会長 小黒正範	300
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長 水澤幹雄	200
海外教育研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長 矢野利雄	200
初等中等教育の場における米国理解教育の充実のための教員研修に対する助成	学長 大澤健郎	米日財団東京事務所	14,804
β -アミラーゼによるモチ米デンプン分解機構についての生化学的・生理学的研究	助教授 光永伸一郎	光永伸一郎	1,700
大森康正講師に対する学術研究助成	講師 大森康正	財団法人 電気通信普及財団	1,200
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水富弘	フットマーク㈱	380
計		11件	27,084

平成13年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額(千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成		公孫会会長 小黒正範	1,500
附属小学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 小学校後援会会長 大島伸彦	2,900
附属中学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 中学校後援会会長 三上敦	5,250
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 幼稚園後援会会長 中條美奈子	1,500
海外教育研究助成		公孫会会長 小黒正範	300
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長 中島均	200
海外教育研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長 矢野利雄	200
β -アミラーゼによるモチ米デンプン分解機構についての生化学的・生理学的研究	助教授 光永伸一郎	光永伸一郎	1,100
山縣耕太郎助手に対する学術研究助成	助教授 山縣耕太郎	応用地質㈱	1,800
視覚障害者等の交通の安全を確保するための調査研究	教授 川島章弘	川島章弘	1,500
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水富弘	フットマーク㈱	380
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教授 佐藤誠	日本ベーリンガーインゲルハイム㈱	500
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教授 佐藤誠	帝人㈱	100
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教授 佐藤誠	帝人在宅医療東日本㈱	100
計		14件	17,330

第2章 教育・研究の歩み

平成14年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額 (千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成		公孫会会長 丸 田 勲	1,500
		名誉教授 萩 原 茂 男	450
附属小学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 小学校後援会会長 大 島 伸 彦	2,800
附属中学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 中学校後援会会長 三 上 敦	4,000
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 幼稚園後援会会長 田 中 里 枝	1,296
海外教育研究助成		公孫会会長 丸 田 勲	400
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長	200
海外教育研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長 新 部 嘉 一	200
学術研究助成金	助教授 光 永 伸一郎	(財)エリザベス・アーノルド富士 財団	500
山縣耕太郎助手に対する学術研究助成	助 手 山 縣 耕太郎	応用地質(株)	340
視覚障害者等の交通の安全を確保するための調査研究	教 授 川 島 章 弘	川 島 章 弘	620
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清 水 富 弘	(株)ダイレオ	480
西川純教授に対する学術研究助成	教 授 西 川 純	(財)電気通信普及財団	1,300
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教 授 佐 藤 誠	新潟スリーブラボ(株)	200
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教 授 佐 藤 誠	帝人在宅医療東日本(株)	100
得丸定子助教授の研究課題「日本的いのち教育」のための マルチメディア教材開発に対する学術研究助成	助教授 得 丸 定 子	(財)松下視聴覚教育研究財団	1,000
ネパール地域の植物調査・研究に対する学術研究助成	助 手 五百川 裕	(財)緑育成財団	500
石田文彦教授に対する国際学術研究助成	教 授 石 田 文 彦	(財)平和中島財団	2,000
NHK学校放送番組を利用した道徳教育の効果を明らかに する林 泰成の取組への研究奨励	助教授 林 泰 成	林 泰 成	1,000
計		18件	18,886

平成15年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額 (千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成		公孫会会長 丸 田 勲	1,500
附属小学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 小学校後援会会長 渡 辺 佐千雄	2,570

附属中学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 中学校後援会会長 池田孝市	4,000
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学学校教育学部附属 幼稚園後援会会長 秋山恵子	1,632
「第3回特色ある教育実践校・園」優良校賞金		上越教育大学学校教育学部附属 幼稚園園長 大山美和子	100
海外教育研究助成		公孫会会長 丸田勲	400
海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長 海野幹夫	200
海外教育研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長 新部嘉一	200
清水富弘助教授に対する学術研究助成	助教授 清水富弘	新潟県佐渡海洋深層水利活用組 合	1,000
(助)漁港漁村建設技術研究所研究助成金	助教授 河西英通	上越教育大学社会系教育講座助 教授 河西英通	500
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教授 佐藤誠	新潟スリープラボ(株)	200
		帝人在宅医療東日本(株)	100
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教授 佐藤誠	フジ・レスピロニクス(株)	100
		フクダライフテック新潟(株)	300
		シミズメディカルケア(株)	50
(助)佐川交通社会財団交通安全調査研究振興助成金	教授 佐藤誠	上越教育大学保健管理センター 教授 佐藤誠	4,350
得丸定子助教授への研究助成	助教授 得丸定子	(株)田辺アールアンドディー・ サービス	500
(助)緑育成財団ネパール植物研究寄附金	助手 五百川裕	(助)緑育成財団	500
東京財団2003年度研究助成	助教授 河合康	上越教育大学障害児教育講座 助教授 河合康	1,700
上越教育大学学校教育学部附属中学校教育活動助成金		上越教育大学学校教育学部附属 中学校後援会有志	3,750
計		17件	23,652

平成16年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額(千円)
上越教育大学における教育研究活動への助成		公孫会会長	1,500
上越教育大学における教育研究活動への助成		上越教育大学大学院同窓会会長	100
附属小学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学附属小学校後援会 会長	1,946
附属小学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学附属小学校校長	100
附属中学校の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学附属中学校後援会 会長	4,500
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学附属幼稚園後援会 会長	1,678
海外教育研究助成		公孫会会長	400

第2章 教育・研究の歩み

海外教育研究助成		上越教育大学後援会会長	200
海外教育研究助成		上越教育大学大学院同窓会会長	200
海外教育研究助成		上越教育大学国際交流推進後援会会長	150
光永伸一郎助教授に対する学術研究助成	助教授 光 永 伸一郎	財団法人 日産科学振興財団	400
		財団法人 飯島記念食品科学振興財団	1,700
斉藤一雄助教授に対する研究活動への支援金	助教授 斉 藤 一 雄	財団法人 ヤマハ音楽振興会	1,000
角谷詩織助教授に対する学術研究助成	助教授 角 谷 詩 織	公益信託 小貫英教育学研究助成記念基金	850
朝倉啓爾教授に対する学術研究助成	教 授 朝 倉 啓 爾	財団法人 佐川交通社会財団	4,850
清水富弘助教授に対する学術研究のため	助教授 清 水 富 弘	東京瓦斯株式会社総合研究所都市生活研究所	700
佐藤誠教授に対する学術研究助成	教 授 佐 藤 誠	タイコヘルスケアジャパン株式会社	200
佐藤誠教授に対する学術研究助成		フクダライフテック新潟株式会社	300
上越教育大学・研究活動に対する助成		中 川 清 隆	100
計		18件	20,874

平成17年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額(千円)
上越教育大学における教育研究活動への助成金		公孫会会長	1,900
上越教育大学における教育研究活動への助成金		上越教育大学後援会会長	200
上越教育大学における教育研究活動への助成金		上越教育大学大学院同窓会会長	200
附属小学校の教育・研究活動に対する助成金		上越教育大学附属小学校後援会会長	360
附属中学校の教育・研究活動に対する助成金		上越教育大学附属中学校後援会会長	4,500
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成		上越教育大学附属幼稚園後援会会長	1,000
藤木一浩に対する研究助成金(日本板硝子材料工学助成金)	助教授 藤 木 一 浩	財団法人 日本板硝子材料工学助成金	1,200
計		7 件	9,360

平成18年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額(千円)
上越教育大学における教育研究活動等への助成金		公孫会会長	400
上越教育大学における教育研究活動等への助成金		上越教育大学後援会会長	200
上越教育大学における教育研究活動等への助成金		上越教育大学大学院同窓会会長	200
教育実践研究に対する助成金		公孫会会長	1,500
上越教育大学の運営に対する助成金		上越教育大学サービスセンター 理事長	300
上越教育大学の運営に対する助成金		藤 原 義 博	100
附属小学校の教育・研究活動に対する助成金		上越教育大学附属小学校後援会会長	4,962

附属中学校の教育・研究活動に対する助成金		上越教育大学附属中学校後援会 会長	4,500
附属幼稚園の教育・研究活動に対する助成金		上越教育大学附属幼稚園後援会 会長	1,000
金融教育研究校助成金（教育研究費）		新潟県金融広報委員会事務局長	150
日本海学研究グループ支援事業助成金	助教授 天 野 和 孝	財団法人とやま国際センター	300
(財)浦上食品・食文化振興財団研究助成金	助教授 光 永 伸一郎	財団法人 浦上食品・食文化振興財団	2,700
清水富弘に対する研究助成金	助教授 清 水 富 弘	株式会社MTC	200
計		13件	16,512

平成19年度

名 称	研究代表者職・氏名	寄 附 者	金額（千円）
附属中学校における「金融教育研究校」としての教育・研究活動に対する助成		新潟県金融広報委員会事務局長 藤 澤 知 行	150
博報「ことばと文化・教育」研究助成 論理的説明力育成を通じた学習理解・人間理解の促進	准教授 角 谷 詩 織	角 谷 詩 織	3,000
附属小・中学校の学校図書を購入する資金として贈呈		㈱北越銀行代表取締役 野 崎 國 昭	300
上越教育大学の発展のための事業等に対する支援		上越教育大学サービスセンター 理事長 本 山 秀 樹	300
上越教育大学における教育研究活動等に関する助成		公孫会会長 中 野 敏 明	400
上越教育大学における教育研究活動等に関する助成		上越教育大学大学院同窓会会長 新 部 嘉 一	200
教育実践研究に対する助成のため		公孫会会長 中 野 敏 明	1,500
上越教育大学における教育研究活動等に関する助成		上越教育大学後援会会長 松 野 一 治	200
日本語変換用辞書ならびに作文支援ソフトの開発研究支援	准教授 高 本 條 治	㈱ジャストシステム部長 松 岡 明	30
計		9件	6,080

3 研究プロジェクト

本学研究プロジェクトは平成11年度に、当時新しく改革された教育システムにおける教育実践研究を推進していくための施策として創設されたものであり、平成19年度までに一般研究95件、特定研究9件、若手研究30件のプロジェクトを採用し、本学の教育実践学の構築に一定の役割を果たしている。近年は、研究終了後にシンポジウムを開催し、研究成果の地域の学校現場等への還元を積極的に行っている。

参考資料

- ・研究プロジェクトの予算額推移
- ・研究プロジェクト採択一覧(平成11年度～19年度)

4 GPプロジェクトの採択と取組

(1) GPとは

文部科学省では、各大学・短期大学・高等専門学校等が実施する教育改革の取組の中から、優れた取組を選び、支援するとともに、その取組について広く社会に情報提供を行うことにより、他の大学等が選ばれた取組を参考にしながら、教育改革に取り組むことを促進することにより、大学教育改革をすすめている。この「優れた取組」を「Good Practice」と呼び、近年、国際機関の報告書などで「優れた取組」という意味で幅広く使われており、諸外国の大学教育改革でも注目されている言葉となっている。この「Good Practice」という言葉を略して、「GP」と呼んでいる。

文部科学省では、「GP」をキーワードとして、教育の質向上に向けた取組や政策課題対応型の優れた取組など、大学における学生教育の質の向上を目指す個性・特色のある優れた取組を選び、その取組をサポートしている。

本学は、平成17年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」及び「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に申請し、それぞれ採択された。

(2) 特色GPの取組

① 特色GPとは

「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」は、文部科学省が平成15年度から始めた大学支援事業で、各大学、短期大学で実績をあげている教育方

法や教育課程の工夫改善などの学生教育の質の向上への取組を更に発展させる取組の中から、国公私立大学を通じて特色ある優れた取組を選び、サポートしている。また、選ばれた取組を社会に広く情報提供し、高等教育全体の活性化を促すことを目的とするものである。平成17年度は、全国の国公私立大学から410件の申請があり、その中から、47件が優れた取組として採択され、本学のプロジェクトもその一つに選ばれた。

② 本学の特色GP

ア 取組名称

「教職キャリア教育における実践的指導力の育成」

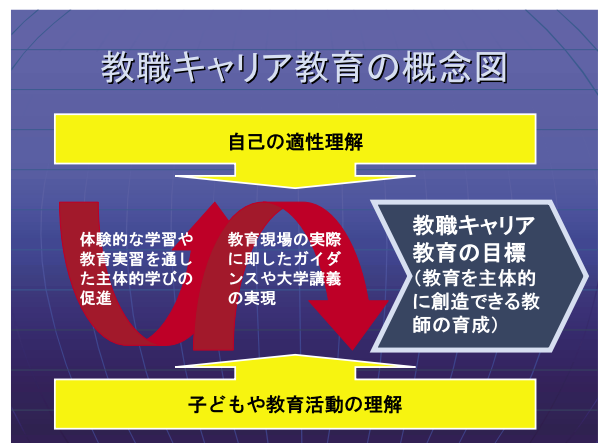
イ 取組年度

平成17年度～平成20年度

ウ 取組概要

本学の特色GPの目的は、「高度な専門的力量と教育実践に精通した有能な実践家を育てる」という教育目標の実現にある。具体的には、分離方式初等教育実習を中核とした、年次を踏まえた体系的な教職キャリア教育による実践的指導力の育成である。

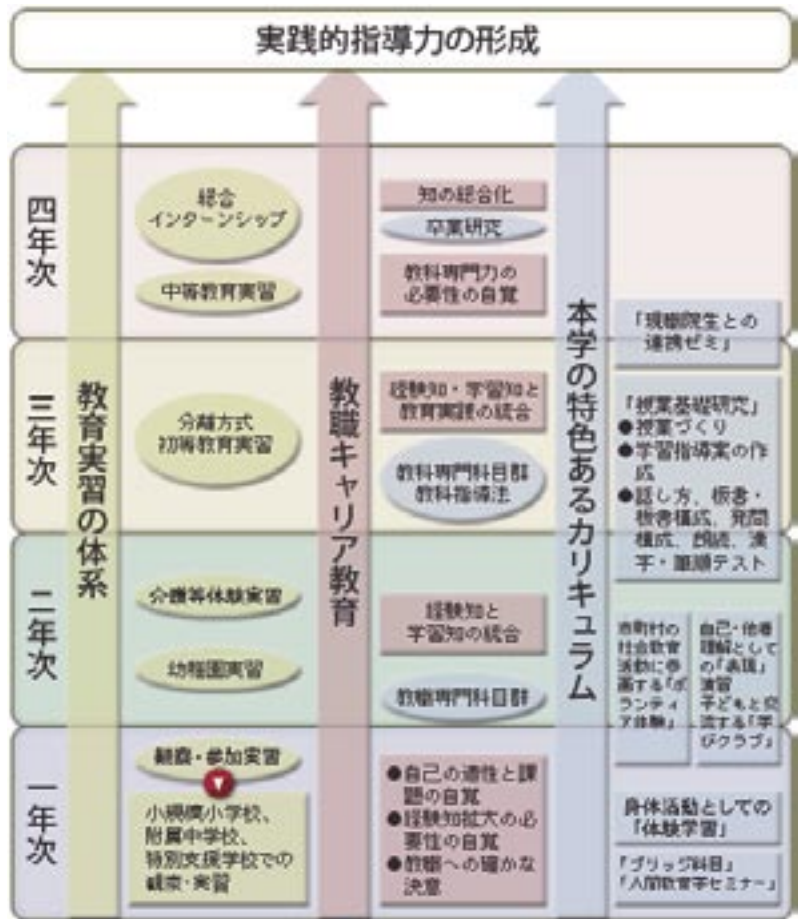
本学の平成12年度改革では、人間教育学セミナー、体験学習、フレンドシップ事業としての学びクラブ、ボランティア体験等を教育実習と連動させて位置付け、入学早期から教職への自覚と課題を確かなものにしてきた。21世紀を担う教師とは、マニュアル的教育姿勢から脱却し、教育創造の力量をもつ教師である。丸投げの教育実習ではなく、学生自身の主体的な教材研究を促す意味から、分離方式の初等教育実習、さらに総合インターンシップを導入したことにより、大きな変容を見てきた。



こうした改革方針を堅持し、更なる教職キャリア教育の方途を探って、本学が教育実習を展開する各教育委員会、受入校代表者と連携し、協議や各種調査を行いつつ条件整備を進めている。そして、教育実習の拡充と質の充実、学生の内省的評価の全面实施、教職科目と教育実地研究の充実など、カリキュラム改善を不断に図ることで、本学の教育目標を具現している。

さらに、平成19年度から、本学の教育目標をもとに到達目標及び具体的な到達基準を明確にして、カリキュラムを展開することを目指している。それは、教職キャリア教育の成果について基準に基づいて説明責任を果たしていく評価システムの構築でもある。

4年間計画で「教職キャリア教育による実践的指導力の育成」事業を推進し、本学の教育目標を具現する自立体制を確立していく。



○ 平成17年度

現教職キャリア教育の見直しと具体的改革構想のための検討を行う。

○ 平成18年度

教育実習の学生自身による内省的評価を行い、自己課題の上に総合インターンシップへと発展させる。

○ 平成19年度

教職キャリア教育の目標の再構築と具現化を図るために、「教育実習ルーブリック（学習目標になる具体的な評価基準）」の試案作成・検討・調査を実施する。

○ 平成20年度

「上越教育大学（上越・妙高地域連携）スタンダード（仮称）（教員養成における学生が卒業時、または各学年段階で習得すべき基準）」をもとに、4年間の事業推進を総括し、今後の自立体制を確立する。

(3) 教員養成G Pの取組

① 教員養成G Pとは

「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成G P）」とは、全国の大学のなかから教員養成や現職教育の充実・強化を図る特に優れた教育プロジェクトを、国公私立を通じた競争的な環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うものである。

教員養成G Pの選定は平成17年度から始まり、その年には合計で101件の申請があった。そのなかから34件が優れた取組として採択され、本学のプロジェクトもその1つに選ばれた。

② 本学の教員養成G P

ア 取組名称

「マルチコラボレーションによる実践力の形成」

イ 取組年度

平成17年度～平成18年度

ウ 取組概要

本学の教員養成G Pは、次の2つのねらいを同時に達成しようとするものである。

ねらい1：大学院における質の高い教師教育
(教員養成と現職教育)

ねらい2：学校現場の教育活動への貢献

この2つのねらいを同時に達成するため、それぞれの学校現場が抱えている課題への取組を支援する活動そのものを、本学の教員養成GPの中心に据えた。つまり、大学教員と大学院生が学校現場に足を運び、その学校が取り組んでいる教育活動の支援をする。そのような学校現場に密着した活動を通して、大学院生側は実践的な力量を高めることができ、学校現場側は大学教員や大学院生の助力を得ることによって、教育活動をさらに充実させることができる。

上記のようなやり方を、本学では「マルチコラボレーション方式」と名付けた。つまり、マルチコラボレーション方式とは、大学教員、現職院生、学卒院生、学校現場の教員といった立場の異なる者による「多面的な協働」を創り出し、これまで得られなかった新たな力や結果を生み出そうとするものである。

多面的な協働は、「院生チーム」と「協力校教員チーム」と「大学教員チーム」という3者の中で生み出されるだけでなく、各チーム内において、学卒院生と現職院生の間や、大学教員同士の間、協力校の教員同士の間にも生み出される。



○ 平成17年度「学校教育プログラムの開発・実施」
平成17年度は、教員養成GPに協力いただいた学校の抱えている課題への取組を支援する活動を12チームに分かれて行った。

それぞれのチームが学校現場に赴き、現場の教員と協働しながら、課題の解決に向けた学校教育プログラムを開発・実施した。

○ 平成18年度「教師教育プログラムの開発・実施」
平成18年度は、学校現場での支援活動の経験を、他の学生たちに伝える活動を行った。

そして、これから教員になろうとする学生や、力量を高めようとする現職教員に資する教師教育プロ



グラムとなるように、改善された授業の内容をホームページのコンテンツとしてまとめた。

エ 取組成果

○ マルチコラボレーション方式による学び

現職院生と学卒院生、院生と協力校の教員など、立場の異なった者同士が協働することにより、学卒院生は「教師のように考え、行動する」教職の専門性について学び、現職院生は、思考様式の異なる学卒院生との協働によって自らの実践を省察する力を高めるとともに、後進の学びをサポートするコーチングスキルをも向上することができた。

○ 実践現場での学び

学校現場での支援活動が教育内容の中心となることで、刻々と変わる現場の状況におけるすべての経験が、そのまま学校現場の課題に対応する実践力や、リーダーとして実践づくりを指導していく力を培う教育内容となった。

○ 省察と発信による学び

学校現場の支援活動を通して学んだことを省察し、省察したことを分かりやすく再構成し、伝達する機会を提供することで、学校現場の教員が、自分たちの学校での営みを振り返り、状況に応じて絶えず新たなものに作りかえていく原動力となった。

(4) その他のG Pの取組

上記の2つのG Pのほか、以下のG Pについても文部科学省の採択を受け、教育力の向上に向けた様々な取組を展開している。

○ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代G P)

ア 取組名称

「教員養成のためのモジュール型コア教材開発」
(東京学芸大学、福島大学、埼玉大学、上越教育大学、琉球大学との共同取組)

イ 取組年度

平成18年度～平成20年度

ウ 取組概要

本取組は、国立大学教育実践研究関連センター協議会加盟センター等の関係者が連携協働し学校現場で生起している教育課題の解決と改善に寄与できるような資質と実践的能力を有する教員を育成するための標準的なプログラムを目指したコア教材を開発する取組である。優れた教員養成のための標準的なプログラムとそのレベルアップを目的とし、講義演習及びe-Learning等の多様な方法で利用できるモ

ジュール型コア教材を共同開発する。

○ 大学教育における国際化推進プログラム【海外先進教育実践支援】(国際化G P)

ア 取組名称

「海外実習による異文化理解マインドの育成」

イ 取組年度

平成18年度

ウ 取組概要

本取組では、「海外教育(特別)研究」の実績を踏まえ、海外学校現場インターンシップを通して、自律的アクションリサーチの実践を行うための新たな大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開講と海外実習プログラムの開発を実施した。

○ 専門職大学院等教育推進プログラム(専門職大学院G P)

ア 取組名称

「即応力を育成する教職大学院教育課程の構築」

イ 取組年度

平成19年度～平成20年度

ウ 取組概要

本取組は、学校現場における様々な教育課題に対応できる実践的な即応力を育成するため、近隣の教育委員会・学校との緊密な連携のもと、実務的・実践的に教育活動の展開を支える「学校支援プロジェクト」を実施する。これを通して、本学の教職大学院(教育実践高度化専攻)の教育課程において、学校現場におけるミドルリーダーを養成するための「学校支援プロジェクト」科目を構築すること並びに地域の教育力の向上に資することを目的としている。

○ 大学院教育改革支援プログラム(大学院G P)

ア 取組名称

「学校教育実践学研究者・指導者の育成」

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科取組)

イ 取組年度

平成19年度～平成21年度

ウ 取組概要

本取組は、研究科のこれまでに積み重ねた実績を継承・発展させ、教職大学院の実務家教員を含めた高度な資質能力をもつ学校教育実践学研究者・指導者のより系統的な養成を実現するために、現代の教育課題に対する即応性と実践性を高めた教育課程を再編し、学校教育実践学の構築を具現化することを目指すものである。

5 学術的な刊行物・研究紀要の刊行

(1) 研究紀要

本学教員の研究成果の発表の場として、『上越教育大学研究紀要』（英文タイトル：Bulletin of Joetsu University of Education）第1号が昭和57年3月に発行され、現在まで毎年継続して刊行されている。第27巻（2008）までの総論文数は1,252篇であり、内容は狭義の教育にとどまらない多様な分野に及んでいる。

第1号（1982）から第4号（1985）までは各1冊であったが、次第に収録論文数が増えてきたため、第5巻（1986）からは3分冊で刊行することとなった。各分冊の内容は、第1分冊が学校教育、幼児教育、障害児教育、第2分冊が言語系教育、社会系教育、芸術系教育、第3分冊が自然系教育、生活・健康系教育である。

第10巻（1990）からは分野による分冊をやめ、年2回刊行となり、第1号は平成2年10月に、第2号は平成3年3月に、それぞれ刊行された。第13巻（1994-1995）までは、各冊毎のページ付けであったが、第14巻（1994-1995）からは巻での通しページが付されるようになった。

第26巻（2007）からは年1回の刊行となった。また、それまでB5判であった判型がこの巻からA4判と大きくなった。

なお、第2号（1983）からはISSN（国際標準逐次刊行物番号）が次のように付与されている。

第2号～第4号 ISSN：0286-6161

第5巻～第9巻

第1分冊 ISSN：0911-9612

第2分冊 ISSN：0911-9620

第3分冊 ISSN：0911-9639

第10巻～ ISSN：0915-8162

(2) その他の学術的な刊行物

『上越教育大学研究紀要』のほかに、附属学校や各センター、各コースなどでも独自に図書や雑誌を発行している。

研究成果が図書として刊行されることも多く、個人だけでなくプロジェクトやグループの研究成果が一冊にまとめられることもある。

また、大学院開設時からの各コース共通科目として「実践場面分析演習」があるが、国語、社会、障

害児などのコースではその結果の一部が報告書の形でまとめられた。

『上越教育大学研究紀要』発行概要

巻号		発行年月	論文数 (内訳)	ページ数 (内訳)
第1号		昭和57年3月	4	74
第2号		昭和58年3月	4	62
第3号		昭和59年3月	19	268
第4号		昭和60年3月	23	360
第5巻		昭和61年3月	44	685
	第1分冊		10	160
	第2分冊		14	215
	第3分冊		20	310
第6巻		昭和62年3月	58	848
	第1分冊		10	160
	第2分冊		18	293
	第3分冊		30	395
第7巻		昭和63年3月	51	694
	第1分冊		16	228
	第2分冊		18	264
	第3分冊		17	202
第8巻		平成元年3月	46	612
	第1分冊		15	212
	第2分冊		19	260
	第3分冊		12	140
第9巻		平成2年3月	55	690
	第1分冊		14	184
	第2分冊		17	244
	第3分冊		24	262
第10巻			64	851
	第1号	平成2年10月	30	404
	第2号	平成3年3月	34	447
第11巻			65	806
	第1号	平成3年9月	27	342
	第2号	平成4年3月	38	464
第12巻			64	838
	第1号	平成4年9月	29	362
	第2号	平成5年3月	35	476
第13巻			58	766
	第1号	平成5年9月	26	332
	第2号	平成6年3月	32	434
第14巻			47	604
	第1号	平成6年9月	24	306
	第2号	平成7年3月	23	298
第15巻			41	544
	第1号	平成7年9月	15	196
	第2号	平成8年3月	26	348
第16巻			49	688
	第1号	平成8年9月	23	342
	第2号	平成9年3月	26	346
第17巻			77	1,031
	第1号	平成9年9月	38	510
	第2号	平成10年3月	39	521
第18巻			65	934
	第1号	平成10年9月	31	437
	第2号	平成11年3月	34	497
第19巻			58	818
	第1号	平成11年9月	27	396
	第2号	平成12年3月	31	422

巻号		発行年月	論文数 (内訳)		ページ数 (内訳)	
第20巻	第1号	平成12年9月	42	20	574	264
	第2号	平成13年3月				
第21巻	第1号	平成13年10月	53	29	772	408
	第2号	平成14年3月				
第22巻	第1号	平成14年10月	50	20	696	292
	第2号	平成15年3月				
第23巻	第1号	平成15年9月	61	24	856	327
	第2号	平成16年3月				
第24巻	第1号	平成16年9月	55	21	866	316
	第2号	平成17年3月				
第25巻	第1号	平成17年9月	42	22	646	340
	第2号	平成18年3月				
第26巻		平成19年2月	29		432	
第27巻		平成20年2月	28		280	
合計	53冊		1,252		17,295	

6 学内における研究団体の組織と成果

上越教育大学国語教育学会

昭和58年7月に設立。国語教育及び国語・国文学の研究を深め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。上越教育大学国語コース教員、学部・大学院学生、卒業生・修了生をもって組織され、会員数は平成19年度現在約880名である。学会活動には、学会誌『上越教育大学国語研究』の発行（年1回）、学会報『上越教育大学国語教育学会報』の発行（年1回）、例会の開催（年2回）があり、6月の例会は卒業生・修了生による研究発表、2月の例会は卒業年度・修了年度の在学生による研究発表が中心で、教員の研究発表がこれに加わる。

上越英語教育学会（The Joetsu Association of English Language Education）

平成9年9月に設立、上越教育大学大学院言語系コース（英語）の教員、所属学生及び修了生を中心に組織され、会員数は平成20年4月現在およそ150名である。毎年7月に年次大会を開催し、機関誌『上越英語研究』を刊行し、会員の研究成果発表の場となっている。本会は、英語教育、英語学・言語学、英米文学の研究を深めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、研究発表会等会員の研究活動を促進する事業、会員間の情報交換及び親睦を促

進する事業等を行っている。

上越教育大学社会科教育学会

昭和61年3月に設立、本学社会系教員及び本学大学院社会系コース在籍者並びに修了者を中心に組織され、会員数は平成19年10月現在およそ500名である。会員の分布は北海道から九州まで全国に及ぶ。毎年一回、学術大会を開催するとともに、機関誌『上越社会研究』を刊行（最新のもののは平成19年10月発行の第22号）し、会員の研究成果発表の場としている。

7 学術交流

ここでは本学で行っている主な学術交流として、在外研究等について記述する。

本学教員が行っている学術交流は在外研究等だけではないが、同制度は文部科学省による審査を経るものであり、学術交流状況の推進状況の一つの指針として適切なものと考えられる。

在外研究等は、大学等の教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、先進的な研究や優れた教育実践に参画させることなどにより、教育研究能力の向上を図る優れた取組を選定し財政支援を行うことで、高等教育改革を一層促進させることを目的とした制度である。

この制度は平成16年度で大きな変更があり、平成15年度までは「文部科学省在外研究員制度」として教員個人の教育研究能力を向上させるためのものであったのに対し、平成16年度以降は「文部科学省海外先進教育研究実践支援プログラム」として大学等のビジョンを基に教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、大学等の教育の改善に資する取組を支援するものであり、個人研究に対する支援であるか大学としての取組に対する支援であるかという点に違いがある。

本学では、平成17年度を除き、毎年採択されている。

平成10年度以降の在外研究等の実績は下記（1）「採択者数一覧」のとおりである。

また、個別の採択内容は下記（2）採択内容に記載した。

(1) 採択者数一覧

年度	文部科学省在外研究等採択者数		
	長期(甲種)	長期(甲種・若手)	短期
10	1	1	1
11	1		
12			3
13	1	1	
14			3
15	1		
	海外先進研究実践支援採択者数		
16	1		
17			
18	2		
19	1		
20	1		

※ なお、複数年度にまたがるものは、それぞれ初年度に数えた。

(2) 採択内容

ここでは具体的な研究内容について記載する。

なお、各項目の内容は次のとおりである。

- ①採択者 ②採択プログラム名称 ③研究名称
④研究期間 ⑤研究受入機関

平成10～11年度

1 ①古賀 一博助教授 ②在外研究員長期(甲種)
③米国教科書行政の歴史的発展構造に関する研究
④平成10年9月1日～平成11年6月30日 ⑤カリフォルニア大学バークレー校(アメリカ・カリフォルニア州バークレー市)

2 ①大前 敦巳助手 ②在外研究員長期(甲種・若手)
③日仏の教育と社会移動に関する比較社会学研究
④平成10年9月1日～平成11年8月31日 ⑤社会科学高等研究院教育・文化社会学センター(フランス・パリ市)

3 ①林 泰成助教授 ②在外研究員短期 ③米国の教員養成における公立学校との協力体制
④平成10年9月1日～平成10年10月2日 ⑤コロンビア大学(アメリカ・ニューヨーク州ニューヨーク市)、カリフォルニア大学バークレー校(同・カリフォルニア州バークレー市)、イリノイ大学シカゴ校(同・イリノイ州シカゴ市)

平成11～12年度

①加藤 雅啓教授 ②在外研究員長期(甲種) ③照応表現、及び強意表現に関する統語論、機能論、及び語用論の日英比較研究 ④平成11年11月1日～

平成12年8月27日 ⑤ロンドン大学(イギリス・ロンドン市)、ハーバード大学(アメリカ・マサチューセッツ州ボストン市)

平成12～13年度

1 ①西 穰司教授 ②在外研究員短期 ③イギリスにおける教育課程経営の思想と方法に関する研究
④平成12年9月20日～平成12年11月24日 ⑤ケンブリッジ大学(イギリス・ケンブリッジ市)

2 ①福岡 奉彦教授 ②在外研究員短期 ③銅版画による一版多色刷りの研究 ④平成13年1月20日～平成13年7月18日 ⑤アトリエコンツルポワン(フランス・パリ市)

3 ①小埜 裕二助教授 ②在外研究員短期 ③イギリス・フランスにおける三島由紀夫を中心とした日本近代文学の受容研究 ④平成13年3月1日～平成13年8月25日 ⑤シェフィールド大学(イギリス・シェフィールド市)、パリ第7大学(フランス・パリ市)

平成13～14年度

1 ①木村吉彦助教授 ②在外研究員長期(甲種) ③ルソーとペスタロッチーの教育思想における内的関連について―「生活」と「教育」をキーワードとして― ④平成14年3月20日～平成15年1月19日 ⑤ペスタロッチ研究所(スイス・チューリッヒ市)

2 ①上野正人助手 ②在外研究員長期(甲種・若手)
③声楽作品の演奏法研究 ④平成13年7月1日～平成14年6月30日 ⑤デトモルト音楽大学(ドイツ・デトモルト市)

平成14年度

1 ①赤羽孝之教授 ②在外研究員短期 ③上海市における日系企業の立地と展開 ④平成14年6月1日～平成14年9月30日 ⑤上海師範大学(中国・上海市)

2 ①茂手木潔子教授 ②在外研究員短期 ③信仰における音楽の役割 ④平成14年6月1日～平成14年11月30日 ⑤バンベルク大学(ドイツ・ニュルンベルク市)、ライデン国立民族学博物館(オランダ・ライデン市)

3 ①南部 昌敏教授 ②在外研究員短期 ③米国の教員養成系大学における遠隔教育とその支援システムの調査研究 ④平成14年7月24日～平成14年8月

23日 ⑤コロンビア大学ティーチャーズカレッジ (アメリカ・ニューヨーク州ニューヨーク市), シラキユース大学 (同シラキユース市), 北アイオワ大学 (同・ワシントン州シアトル市), ハワイ大学ヒロ校・マノア校 (同・ハワイ州ホノルル市)

平成15～16年度

①阿部 靖子助教授 ②在外研究員長期 (甲種)
③環境造形教育の研究 ④平成16年3月25日～平成17年1月20日 ⑤ハンブルグ美術工芸博物館 (ドイツ・ハンブルグ市), サリー・ローハンプトン大学 (イギリス・ロンドン市)

平成16～17年度

1 ①岡崎 正和助教授 ②大学教育の国際化推進プログラム (海外先進研究実践支援) ③臨床的な数学科教員養成システムの開発研究④平成17年1月16日～平成17年7月15日 ⑤ヴァンダービルト大学 (アメリカ・テネシー州ナッシュビル市)
2 ①河西 英通助教授 ②大学教育の国際化推進プログラム (海外先進研究実践支援) ③地域史研究の方法論に関する国際的比較検討 ④平成17年2月26日～平成17年8月1日 ⑤プリンストン大学 (アメリカ・ニュージャージー州プリンストン市)

平成18年度

①得丸定子助教授 ②大学教育の国際化推進プログラム (海外先進研究実践支援) ③スピリチュアル教育の現状把握と日本的展開 ④平成18年8月20日～平成18年12月21日 ⑤Mount Ida College (マウント・アイダ大学, 米国マサチューセッツ州ニュートン市) 及び同大学内設置のNational Center for Death Education (NCDE, 全国死の教育センター)

平成19年度

①細江 容子助教授 ②大学教育の国際化推進プログラム (海外先進研究実践支援) ③学校教育におけるジェロントロジー教育 ④平成19年6月1日～平成19年10月31日 ⑤University of Texas Health Science Center at San Antonio (アメリカ・テキサス州サンアントニオ市)

平成20年度

①志村 喬准教授 ②大学教育の国際化加速プロ

グラム (海外先進教育研究実践支援 (研究実践型))
③リテラシー育成型の教科授業開発と評価研究 (イギリスにおける社会科・地理授業と教員養成を中心に)
④平成20年8月19日～平成20年12月21日 (予定)
⑤ロンドン大学 (イギリス・ロンドン市) 及びオックスフォード・ブルックス大学 (イギリス・オックスフォード市)



昭和56年 山麓線方向より望む山屋敷キャンパス

第3章 大学院連合学校教育学研究科

第1節 創立の経緯と理念

1 検討の経緯

- 昭和60年7月 将来計画検討委員会に博士課程検討小委員会を設置
- 昭和63年5月 将来計画検討委員会において、上越教育大学大学院博士課程設置構想案中間報告
- 平成元年10月 将来計画検討委員会に博士課程委員会を設置
- 平成4年6月 博士課程の設置は、新教育3大学(上越教育大学、兵庫教育大学、鳴門教育大学)の連合方式の方向で進めることとした。
- 平成5年5月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(仮称)設置準備委員会設置
- 6月 連合大学院推進委員会を設置
- 12月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科設置準備委員会に改称
- 平成6年11月 新教育3大学に岡山大学を加えた4大学間で「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科設置に関する構成大学間協定書」締結
- 平成7年12月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の設置が盛り込まれた平成8年度政府予算案が閣議決定
- 平成8年4月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科設置

2 設置の趣旨

近年の科学技術の高度化、社会の成熟化、児童・生徒を取り巻く教育環境の著しい変化に伴い、学校教育の現実において発生する課題は、多岐にわたり複雑化しており、このような状況の中で、教員養成大学には、21世紀の学校教育を洞察し、将来を見通した学校教育の質的改善・改革への寄与が強く求められている。

また、急速な科学技術の進歩と社会の多様化の進行に対処するため、学校教育を担う教員には、学校教育の在り方に関する識見を持ち、個々の地域や現場での条件にも即応した弾力性のある教育実践を遂行し得る資質と総合的な力量の一層の向上が強く求

められている。

このような現状から、教員養成大学には、

- ① 総合的・学際的な視点から学校における教育諸活動及び教科の教育活動に関する実践的研究を通して、今日の教育課題の解決に資する実践に根ざした学校教育学の一層の推進とその方法の確立を図る
 - ② 上記の研究を通して得られた成果を基に、実践的能力を養う教育プログラムを教員養成大学等に供給する
 - ③ 学校教育現場の実践的な経験を持ち、実践に根ざした学校教育学を教育研究できる人材を育成し、教員養成大学等に供給する
 - ④ 実践的研究に裏付けられた研究能力を持ち指導的役割を果たす専門的職業人を育成し、現職教員の各段階における研修において、都道府県教育委員会の教育センター等の現職研修の充実に指導的役割を果たす人材を供給する
- などを通して教員養成の改善・充実に資することにより、学校教育の質的改善・改革への貢献が期待されている。

このような学校教育を取り巻く諸問題を背景として、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学(以下「4大学」という。)が連合して、兵庫教育大学に後期3年のみの博士課程連合学校教育学研究科(以下「連合研究科」という。)を設置する。

「連合研究科」は、4大学の教育・研究組織を有機的に連合することによって、特徴ある教育・研究組織を編成し、教育研究の飛躍的發展を図り、教育課題の発生要因・メカニズムを掘り下げて課題解決方策の体系化を目指し、また新しい教科編成への展望をも目指す研究を行う。

3 連合研究科設置の意義

わが国では、これまで教育学研究科として既に8つの大学に博士課程が設置され、主として教育学について高度な研究能力を有する研究者の養成が進められてきた。

本学では開学以来、一貫して学校教育の実践を中心に据えた新しい学校教育学の教育研究を行い、学校の教育やそれを支える諸活動に関わる教育研究と、教科の教育に関わる諸分野の教育研究を有機的

に関連付ける研究を推進し、大学院レベルにおける現職教員の継続教育の在り方、学校教育の内容・方法及び教育活動等に対する研究方法の開発等、学校教育の実践に根ざした研究に努めてきた。本学が構想する博士課程は、教育諸科学、教科教育学及び教科専門諸科学を包摂した学校教育学の学問体系の基礎を固めてきた3新教育大学とこれらの教育・研究の基本方針に賛同し、当該方針を推進させ教員養成系学部の活性化を図ろうとする岡山大学の4大学が連合研究科（博士課程）を設置し、学校教育の実践を対象とした広範で奥深い教育と研究の推進を図り、学校教育現場において発生する諸課題に的確に対処できる教育・研究者の養成を目指すものである。4大学の適度な緊張関係の中で、教員相互の協力と牽制により切磋琢磨が行われ、次のような相乗的効果が期待できる。このことは、既設の連合大学院で、教官選考や学位論文審査等において極めて高い水準を維持していることに示されている。

(1) 層の厚い教官組織

今日の学問領域の広がりや個々の専門分野の深まりに伴って、いずれの大学も教員養成に関する教官組織は十分であるが、研究者養成には不十分な組織であるといわざるを得ない。このため、連合研究科で複数の大学が協力し合い、層の厚い教官組織を整えることは、その中から真に博士課程にふさわしい優れた教育研究体制を選りすぐることができる。

また、4大学のそれぞれには、同じ研究分野でも特徴がみられる。これらが連携を図ることにより教育研究体制の相乗的な効果が期待できる。

一例を挙げれば、学校教育相談の基礎理論を構成している心理療法の研究分野についてみると、4大学それぞれにおいて特徴のある研究の推進に当たっており、同じ研究分野でもそれぞれ独自の研究開発に努めている。これらの特徴を有機的に組み合わせることによって、登校拒否児やいじめの対象となる子どもへの臨床など、教育病理への対応につながる研究指導が可能となる。また、先端的科学技術の教育分野への導入の方途に視点を置いたエネルギー変換技術の教育に関する研究分野においても、それぞれ特徴がみられ、これらの特徴を有機的に組み合わせることによって新しい技術科教育の内容論に関する研究指導が可能となる。

(2) 4大学教官の交流と共同研究

すでに昭和61年度より3新教育大学は文部省調査経費による現職教員教育調査委員会を設置し、現職教員の生涯研修体系の在り方に関する調査研究や、大学院博士課程の構想に関する調査研究等を実施し今日まで研究の成果をあげてきた。

また3新教育大学では修士課程の授業について、講座によっては教官の交流等を行い、教育面での成果もあげてきた。

さらに3新教育大学の教育研究の基本方針に賛同する岡山大学を加えて4大学が講座として連合すれば、4大学それぞれがこれまで培ってきた独自性を生かした総合的な共同研究が推進され、新たな研究分野の開発が可能となると考えられる。

(3) 附属学校（園）の活用

博士課程における研究、特に博士論文に結実する研究においては教育に関する実証的、検証的な研究が求められ、これらの研究において附属学校（園）の果たす役割が期待されるが、附属学校（園）の活用に当たって連合大学院方式をとることに大きな意味がある。

即ち、検証的なプロセスを経て課題の解決を図るような実践的研究においては、なるべく条件の異なる学校や児童生徒を対象として複数の実践を繰り返して研究を進めることが望ましい。

連合4大学の附属学校（園）を相互に共同的に利用して、実践的な研究を行う体制を築くことは、一大学ではできない充実した教育と研究を可能にするものと考えられる。

4 連合研究科の特色

(1) 教育研究の基本方針

本連合研究科においては、実践的研究を志向する学校教育学の一層の推進とその方法の確立を図るものである。即ち、学校教育の質的改善・改革に寄与することを目的として、現実の教育事象そのものを研究の対象とし、研究成果を教育現場に還元することを前提とし実証的に研究を行い、検証的なプロセスを経て課題の解決を図り、望ましい教育現実の創造を目指すことを教育研究の基本とする。

① 学校教育学の確立

本連合研究科においては、学校教育の質的改善・改革に寄与するため、学校教育学を確立して、現代社会における学校教育の使命、課題、機能を追究するものである。

そのためには、学校もしくは学校教育実践を研究の対象とし、教育諸科学、教科教育学、教科専門諸科学を統合化することによって実践的で総合的な科学である学校教育学を確立し、課題に応じて学校教育実践学と教科教育実践学を構築する。

本連合研究科においては、関連諸科学を統合し、実践から理論を導く方向を基本としている。

② 実践的研究の推進

実践的研究は、教育実践の本質・内容・方法に関する諸問題の解決を目的とし、現実の教育事象そのものを直接の対象として、教育に関する諸仮説・理論の有効性を教育現場において実証的研究によって見出し、現場に還元して検証する方法を取ることによって解決の方法を見出すものであり、課題に応じて、教育課程の全体構造及び教科以外の教育活動に関わる研究を行う学校教育実践学と教科の教育に関わる研究を行う教科教育実践学に分類される。

ア 学校教育実践学の内容

学校教育実践学は、主として初等・中等学校における教育諸活動に関わる教育課程、教師の教育行為、教師・生徒関係、児童・生徒の行動など、教育実践に関わる諸事象を具体的事実即して実証的に研究し、その成果を実践の中で検証し、現場に還元することによって、実践を改善するには「どのようにすればよいか」（望ましい教育現実の創造）を究明することを目的とする。

学校教育実践学は、文献研究や外からの調査・観察だけでなく、実践の中で観察などの方法によって現実の姿を明らかにする実証研究を組織的に推進し、その成果を現場に還元することによって「どのようにすればよいか」を明らかにする開発研究を目指すものである。

イ 教科教育実践学の内容

教科教育実践学では、各教科の意義・内容や方法に関わる実践活動を研究の対象とし、学校での人間形成における教科の役割や成立基盤、教育課程編成の理論など教科に関わる研究を教育科学、教科教育学、教科専門科学を基礎として総合的・統合的に行

うもので、教科指導の技術的方法論のみを展開するものではない。

教科教育実践学は、原論と方法論に内容論を加えて、3側面を統合しようとするものである。この内容論は、理学部や文学部等で行われてきた専門科学そのものを対象とするのではなく、教科に関連する諸科学の成果を基本概念に基づいて取捨選択、あるいは再構成し、原論、方法論との連携のもとに教材を産み出す母胎となるものである。

また、各講座における分野の細分は現行の初等・中等教育の各教科を基盤としているが、将来教科の編成方法が変化してもこれに対応できる素地や能力は上記の総合的な教育研究によって養うことができるものと考えられる。

(2) 教育研究の特色

① 研究プロジェクトに基づく共同研究の推進

学校教育の荒廃に係る教育病理への対応、新しい教育課程の開発、さらに地域的な教育問題等を対象とする研究課題は、それぞれ極めて幅広く複合的な性格を有している。したがって、地域において多岐にわたる教育問題に対しては、教育委員会やその他の研究機関等の協力を得て、共同で具体的問題解決のための研究を行い、その研究成果による方策を学校教育現場に導入する。

なお、当該プロジェクトに学校教育現場等の実践者の参加を積極的に求め、高度の研究活動を行うことにより、教育研究の充実を図る。

② 実践研究の場として、附属学校（園）や学内共同教育・研究施設との連携

教育実践の主体である教員は、独自の理論と方法をもって実践課題の解決を志向している。実践研究では、当該教員を教育実践に関する研究の共同研究者として組織し、研究の促進を図る。

教育実践研究の場としての附属学校（園）や学内共同教育・研究施設と連携しながら研究を推進する。

さらに、地域の研究協力校（園）や教育・研究施設とも連携しながら実践的研究の推進を図る。

第2節 教育課程

1 教育研究の概要

(1) 連合研究科の構成

本連合研究科には、設置の趣旨に沿い、学校教育の実践に関わる諸科学に関する高度な教育研究が円滑かつ効果的に行われるように「学校教育実践学専攻」と「教科教育実践学専攻」の2専攻を設置している。

学校教育実践学専攻	学校教育方法連合講座 学校教育臨床連合講座
教科教育実践学専攻	言語系教育連合講座 社会系教育連合講座 自然系教育連合講座 芸術系教育連合講座 生活・健康系教育連合講座

(2) 連合研究科の内容

① 学校教育実践学専攻

学校教育実践学専攻では、各連合講座を基盤にして学校教育諸活動の実践的な理論と方法の開発及び学校教育臨床の体系と方法論の確立を目指す。現実の生きた学校という教育環境とそこから生じる教育事象や日々の教育活動そのものを研究の対象とし、幼児・児童・生徒の健全な人格形成という視点から実践の方向や発展を示す開発研究を総合的に行う。

② 教科教育実践学専攻

教科教育実践学専攻では、各連合講座の基本概念を基盤にして教科教育学、教科専門諸科学の実践に関わる原論、内容論、方法論による教育研究を目指す。基礎的原論では、教科の存立根拠や目的を追求し、内容論では、教育実践の視点において教科専門諸科学を統合して教科内容の基礎を固め、方法論では、幼児・児童・生徒の認識や行動の発達の側面を追求しながら教育実践を推進し、さらに、この3者を統合して次世代を先導する創造的な教育課程（実践的原論）を構築する。このように、幼児・児童・生徒の健全な人間形成という視点から教科に関わる実践の方向や発展を示す研究を総合的に行う。

2 研究指導と履修形態

研究指導においては、当面する実践的課題について個々の現実在即しながら総合的、学際的な視点から研究指導が可能となるよう、複数指導教員制（主指導教員1人、副指導教員2人とし、副指導教員のうち1人は主指導教員の所属大学と異なる大学の教員とする。）とする。

なお、学生は、主指導教員が所属する大学に配属される。

本博士課程は、原則として、標準修業年限3年の全日制とする。本博士課程では、当該専門分野を中心とした教育実践学についての十分な学識・展望を有し、博士の学位論文作成にふさわしい学力と適切な研究方法を備えていることの確認をするため、学位論文提出の6か月前までに「博士候補認定試験」を行う。

本博士課程では、職業を有する学生又は在学中に就職した学生に対する教育方法の特例として、主指導教員の指導のもと、夜間その他特定の時間又は時期において授業科目の履修と研究指導を受けることができる「フレックスタイム・カリキュラム制度」を設けている。

この制度は、学生の申請に基づき、総合共通科目を除いた授業科目（専門科目、課題研究）及び学位論文の作成等に対する指導について適用し、指導教員や講義担当教員との調整により土・日・祝日の時間帯や夏期、冬期、春期の休業期間中に集中講義等により履修することができる制度である。

なお、この制度の適用に当たっては、出願の際に制度適用について希望する主指導教員に了承を得ておく必要がある。

3 履修方法等

(1) 学期

本博士課程は、2学期制とする。

(2) 履修基準及び単位数

	学校教育実践学専攻	教科教育実践学専攻
総合共通科目	4	
専門科目	8	8
課題研究	10	
単位数合計	22	22

(3) 授業科目

① 総合共通科目

総合共通科目は、学校教育学に関する幅広い学識と高度の専門性を修得させることを目的とし、4大学の教員が共同で行う授業科目である。

- ア 本科目は、必修（2科目、4単位）とする。
- イ 本科目は、1科目につき講義及び演習（セミナー）による2単位30時間とする。
- ウ 本科目の課題は、「現代社会における学校教育」及び「現代の文化と教育内容」とする。
- エ 本科目の実施に当たっては、当該授業科目の内容に関して最も関連の深い研究分野の教員（1回の開講につき4人程度）を中心に行う。
- オ 本科目は、夏期及び春期の休業期間に2泊3日の合宿方式により実施する。

② 専門科目

専門科目は、個別の研究課題について、多様な専門的視点から総合的に検討し、その課題解決能力を修得させることを目的とした授業科目である。

ア 学校教育実践学専攻

- a 所属する連合講座が開設する授業科目のうちから2科目（4単位）以上を選択する。
- b 同専攻の他の連合講座が開設する授業科目のうちから1科目（2単位）以上を選択する。
- c 同専攻以外の専攻の連合講座が開設する授業科目のうちから1科目（2単位）以上を選択することができる。

イ 教科教育実践学専攻

- a 所属する連合講座が開設する授業科目のうち「総合」・「原論」・「内容論」及び「方法論」のうちから3科目（6単位）以上を選択する。
- b 同専攻以外の専攻の連合講座が開設する授業科目のうちから1科目（2単位）以上を選択することができる。

③ 課題研究

課題研究は、博士論文研究への発展を期待する上で必要不可欠な演習として、学生の研究課題に即して開設する。この課題研究は、主指導教員と副指導教員により第1年次から第3年次前期までの5学期間を通して開講し、10単位を履修する。

(4) 学位

学位に付記する専攻分野の名称は「学校教育学」を基本とするが、博士論文の内容によっては「学術」とすることができるものとする。

第3節 教育組織

平成8年4月の本研究科開設当時から、「学校教育実践学専攻」と「教科教育実践学専攻」の2専攻を設置し、その中に別表のとおり7連合講座を置いている。

なお、平成19年7月10日の構成国立大学法人間連絡調整委員会において、「連合学校教育学研究科将来構想」—今後の連合学校教育学研究科の在り方について—が承認され、平成21年度に学校教育実践高度化専攻（教育課題実践開発連合講座）を新設し、3専攻8連合講座体制となる予定である。

また、本研究科の各構成大学に、当該構成大学内における教育研究及び運営に関する総括を行うとともに、研究科長及び研究主幹のもとで構成大学間の連絡調整等を行うため副研究科長（平成16年3月までは連合研究科幹事）各1人を置いている。

本学の副研究科長（連合研究科幹事）及び連合研究科担当教員（○：主指導教員有資格者）は、別表のとおりである。

【別表】

副研究科長（連合研究科幹事）及び連合研究科担当教員（○：主指導教員有資格者）（上越教育大学）

専攻・連合講座等 副研究科長（連合研究科幹事(16年3月まで)）	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	林 康久	林 康久	林 康久	小宮 三彌	小宮 三彌	二谷 貞夫	二谷 貞夫	有澤俊太郎	有澤俊太郎	有澤俊太郎	溝上 武實	溝上 武實	溝上 武實
学校教育方法 連合講座	平山 満義	→平山 満義											
	前田 幹○	→前田 幹○											
学校教育臨床 連合講座	森島 慧○	→森島 慧○											
	大塚 文雄○	→大塚 文雄○											
言語系教育 連合講座	前川 幸雄○	→前川 幸雄○											
	有澤俊太郎○												有澤俊太郎○
社会系教育 連合講座	神成 嘉光○	→神成 嘉光○											
	澁谷 久○	→澁谷 久○											

専攻・連合講座等	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度		
自然系教育 連合講座	田中 博○								田中 博○						
	黒木 伸明○									黒木 伸明○					
	森 博○											森 博○			
	溝上 武實○											溝上 武實○			
	中川 仁○											中川 仁○			
				松本 健吾										谷川 智幸○	
	渡邊 隆○		渡邊 隆○												
	林 康久○					林 康久○									
	中川 清隆○								中川 清隆○						
	戸北 凱惟○									戸北 凱惟○					
	森川 鐵朗												森川 鐵朗		
	西山 保子												西山 保子		
					室谷 利夫○								室谷 利夫○		
										小林 辰至○			小林 辰至○		
	高津戸 秀○												高津戸 秀○		
								中村 雅彦		中村 雅彦○			中村 雅彦○		
												藤岡 達也○	藤岡 達也○		
	西川 純									西川 純○			西川 純○		
	庭野 義英												庭野 義英		
	小川 茂												小川 茂		
					天野 和孝					天野 和孝○			天野 和孝○		
	芸術系教育 連合講座	伊達 博			伊達 博										
		山形 忠顯○								山形 忠顯○					
		工藤 智昭									工藤 智昭				
		重嶋 博									重嶋 博				
						小川 昌文					小川 昌文				
						池田 操								池田 操	
		茂手木潔子								茂手木潔子○				茂手木潔子○	
		後藤 丹												後藤 丹	
						山本 茂夫								山本 茂夫	
平野 俊介													平野 俊介		
峯田 敏郎○															
西野 範夫○													西野 範夫○		
増谷 直樹○													増谷 直樹○		
山ノ下堅一○													山ノ下堅一○		
太田 將勝○													太田 將勝○		
西村 俊夫										西村 俊夫○			西村 俊夫○		
					大嶋 彰									大嶋 彰	
														川村 知行	
										高石 次郎				高石 次郎○	
														松本 健義	
生活・健康系 教育連合講座	太田 昌秀○				太田 昌秀○										
	今泉 和彦○				今泉 和彦○										
	三浦 望慶○									三浦 望慶○					
										佐藤 誠 佐藤 誠					
	青木 眞									青木 眞					
													下村 義夫		
	伊藤 政展									伊藤 政展○			伊藤 政展○		
													市川 真澄		
														清水 富弘	
	塚原 実 塚原 実														
	石田 文彦○												石田 文彦○		
														平田 晴路	
	川崎 直哉○													川崎 直哉○	
	山崎 貞登○													山崎 貞登○	
														黎 子椰	
	大山 秀夫○													黎 子椰○黎 子椰○	
														大山 秀夫○	
														坂本 宗仙○坂本 宗仙○	
	大瀧ミドリ○													大瀧ミドリ○	
															滝山 桂子
														滝山 桂子	
														得丸 定子	
														得丸 定子○	
立屋敷かおる														立屋敷かおる○	
															藤木 一浩 藤木 一浩

第4節 入学者の状況

大学院連合学校教育学研究科が平成8年度に受入れが開始されて以降の選抜状況は次の表のとおりである。兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学の4

大学で構成されていることから、本来であれば入学定員24人の4分の1程度は本学に配属される学生であってほしいところであるが、やや満たない状況が続いているのは今後の問題点である。

大学院連合学校教育学研究科（平成8年度～平成20年度）

年度	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	左記入学者内訳			
					主指導教員予定者所属大学別			
					上越	兵庫	岡山	鳴門
平成8年度	24	91	25	25	7	9	5	4
平成9年度	24	38	24	24	3	9	4	8
平成10年度	24	44	24	24	5	4	4	11
平成11年度	24	31	20	20	5	8	4	3
平成12年度	24	43	24	24	2	11	7	4
平成13年度	24	62	26	25	5	5	4	11
平成14年度	24	59	25	25	6	6	8	5
平成15年度	24	51	27	27	4	10	8	5
平成16年度	24	38	27	24	2	11	4	7
平成17年度	24	61	30	30	9	9	2	10
平成18年度	24	50	30	29	4	6	11	8
平成19年度	24	58	30	30	9	12	8	1
平成20年度	24	59	31	31	4	14	6	7

第5節 研究活動

1 出版活動

○ 「教育実践学の構築」刊行 平成11年3月

連合研究科の学術論文集「教育実践学論集」の創刊に先立つ準備号として、教育実践学とは何かを明確に示すため、連合研究科内にワーキング・グループを設置し、刊行した。

○ 「教育実践学論集」創刊 平成12年3月

連合研究科の研究活動の推進及び研究者間の研究交流を図り、教育実践学の構築と発展に貢献するための論文集として創刊した。

平成19年3月発行の第8号までに計82編を採録。

○ 「教育実践学の構築—モデル論文の分析と理念型の提示を通して—」 平成18年9月

連合大学院創設からの実績と評価に焦点を当てつつ、教育実践学構築の今後の方向性を示すため基幹プロジェクト「教育実践学の理論構築及びモデル研究」を平成17年4月に開始。このプロジェクトは連合研究科の国際化対応を主眼に研究計画を策定。同時に連合大学院創立10周年記念事業として活動し、平成18年9月に記念出版した。

2 共同研究プロジェクト（平成17年4月以降）

連合研究科は、連合大学院の利点を生かし、構成4大学の教員が所属大学、専門領域の枠を越えたプロジェクト型の共同研究を実施している。

この共同研究プロジェクトは、その研究成果を論

文、研究集会等により社会に発信する他、学生を積極的に共同研究へ参加させ、研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

平成17年4月以降の採択プロジェクトは次のとおりである。

○ project：E

名称 教育実践学の理論構築及びモデル研究

期間 平成17年度～平成19年度

○ project：F

名称 教育実践の観点から捉える「教科内容学」の研究

期間 平成18年度～平成20年度

○ project：G

名称 初等教育段階における系統的英語教育に関わる教師教育プログラムの協働開発—連合大学院の特性を生かした学校教育実践学構築のモデルとして—

期間 平成18年度～平成20年度

○ project：H

名称 教師の実践的指導力育成の方略に関する日独共同研究—学部・大学院の養成・研修カリキュラムにおける教育科学教育と実習教育（インターンシップ）の機能的位置づけを中心にして—

期間 平成19年度～平成21年度

○ project：I

名称 社会科教科目の授業実践を支援する学習材の開発—教師・学習材・子どもの相互関係の解明をめざして

期間 平成20年度～平成22年度

第6節 修了者等の動向

1 学位取得者学位論文題目一覧（本学関係）

○課程修了による博士の学位

平成20年3月末現在

連合講座	氏名	論文題目	主指導教員	専攻分野 名称	授与年月日
学校教育方法 (4人)	黒羽 正見	教育課程経営の継続的更新に関する研究 ―公立S小学校対象の事例研究を通して―	西 穰司	学校教育学	平成12年3月24日
	水戸美津子	変容する高齢者像と教育実践への視座	新井 郁男	学校教育学	平成13年3月27日
	坂本 徳弥	小学生のメディア活用に関する研究	中野 靖夫	学校教育学	平成15年3月27日
	牛 志奎	中国における教員法制の整備及びその運用に関する研究	若井 彌一	学校教育学	平成17年3月28日
学校教育臨床 (2人)	加藤 哲則	聴覚障害児のきこえに関する自己評価の研究	星名 信昭	学校教育学	平成18年3月28日
	野口理英子	抑うつへの反応スタイルに関する研究 ―ruminationの分類に着目して―	内田 一成	学術	平成20年3月24日
言語系教育 (2人)	藤井 知弘	読書教育実践学研究 ―「読者論」による学びの構築―	有澤俊太郎	学校教育学	平成11年3月26日
	桑原 哲朗	芦田恵之助の綴り方教師修養論に関する研究	有澤俊太郎	学校教育学	平成15年3月27日
社会系教育 (2人)	吉田 剛	地理的見方・考え方, 地理的技能を育成する社会科地理授業のための学習指導システム ―世界イメージ形成のための方策から―	赤羽 孝之	学校教育学	平成14年3月26日
	新木 武志	近現代の都市空間における歴史表象の研究 ―歴史表象分析による歴史認識の形成をめざして―	二谷 貞夫	学校教育学	平成15年9月30日
自然系教育 (12人)	嶋根 紀仁	On relations between generalized metric spaces and hyperspaces (generalized metric spaces と hyperspaces の関係について)	溝上 武實	学術	平成11年3月26日
	古屋 光一	中学生の電気領域学習における科学的概念の構成を支援する指導方略に関する実践的研究	戸北 凱惟	学校教育学	平成13年3月27日
	鈴木久米男	理科学習指導における観察・実験の役割に関する実践的研究	戸北 凱惟	学校教育学	平成14年3月26日
	佐藤 康浩	Finite switchboard state machines and fuzzy finite switchboard state machines (有限スイッチボード・ステート・マシンとファジー有限スイッチボード・ステート・マシン)	黒木 伸明	学術	平成15年3月27日
	諏訪田文男	A study of generalized metric properties (一般距離空間の属性の研究)	溝上 武實	学術	平成16年3月26日
	池田 仁人	低学年児童の科学的思考の萌芽に関する研究	戸北 凱惟	学校教育学	平成17年3月28日
	佐伯 昭彦	テクノロジーを活用した数学的活動の教材開発とその有効性に関する研究	黒木 伸明	学校教育学	平成17年3月28日
	久保田善彦	理科における学習コミュニティへの参加に関する臨床的研究	西川 純	学校教育学	平成18年3月28日
	中村 好則	聴覚障害生徒の数学的思考力を育成するための教材の開発に関する研究	黒木 伸明	学校教育学	平成18年3月28日
	寺田 光宏	理科教育における「ものづくり」の研究	西川 純	学校教育学	平成19年3月27日
	中尾 賢一	九州北西部の下部～中部更新統口之津層群産化石群の古生物地理学的研究	天野 和孝	学術	平成20年3月24日
	水落 芳明	理科実験場面におけるCSCLによる相互評価に関する臨床的研究	西川 純	学校教育学	平成20年3月24日
芸術系教育 (6人)	犬童 昭久	つくることの教育の構築と実践に関する研究	西野 範夫	学校教育学	平成11年7月31日
	秋山 敏行	子どもの造形的な活動の論理と展開に関する研究	西野 範夫	学校教育学	平成12年3月24日
	新野 貴則	子どもの表現行為の意味と実践に関する研究	増谷 直樹	学校教育学	平成13年3月27日
	佐々木貴子	〈他者性〉の育成を担う美術教育の実践に関する研究	西野 範夫	学校教育学	平成14年3月26日
	飯田 史帆	生活とつくる行為にかかわる教育の実践に関する研究	西村 俊夫	学校教育学	平成16年9月30日
	三浦 忠士	学ぶということの意味とその成立の過程としての美術の行為に関する研究	西村 俊夫	学校教育学	平成19年3月27日

第3章 大学院連合学校教育学研究科

生活・健康系教育 (3人)	原田 咲織	In Vivo Studies on the Possible Mechanism of Sex Difference in Rat Liver Cytosolic Alcohol Dehydrogenase Activity (ラット肝臓サイトソル内アルコール脱水素酵素活性の性差のメカニズムに関するin vivoレベルの研究)	今泉 和彦	学術	平成12年3月24日
	伊藤 大輔	北アイルランドと日本の技術科カリキュラムのデザインに関する研究	山崎 貞登	学校教育学	平成16年3月26日
	磯部 征尊	技術科評価基準の開発とカリキュラムのデザイン	山崎 貞登	学校教育学	平成17年3月28日
合計 31人					

○論文提出による博士の学位

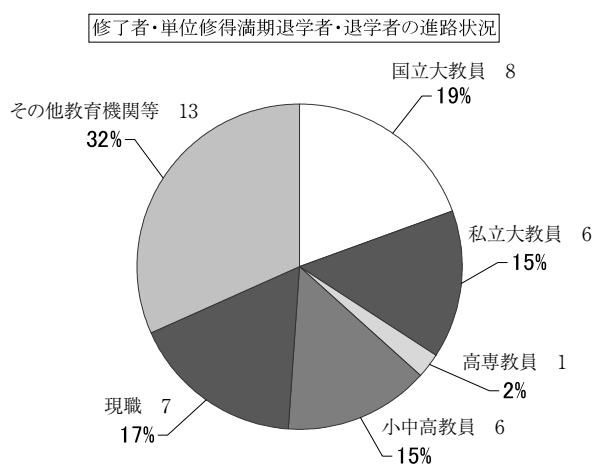
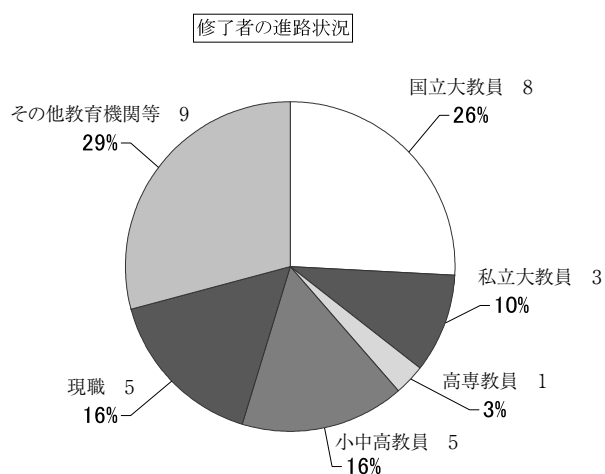
関与した 連合講座	氏 名	論 文 題 目	推薦教員	専攻分野の 名称	授与年月日
自然系教育	小林 辰至	原体験を基盤とした科学的問題解決学習のモデル化に関する研究	戸北 凱惟	学校教育学	平成12年9月6日
自然系教育	鈴木 誠	理科教育における自己効力に関する基礎的研究 —新しい学習指導の可能性—	戸北 凱惟	学校教育学	平成13年3月15日
芸術系教育	西園 芳信	「芸術の知」の能力の育成を目的とした小学校音楽科カリキュラム構成に関する教育実践的研究	西野 範夫	学校教育学	平成14年9月4日
社会系教育	梅野 正信	戦後初期における中学校社会科歴史教科書の成立に関する研究	二谷 貞夫	学校教育学	平成15年3月13日
生活・健康系教育	伊藤 政展	Relation of Repetition Effect and Response Programming in Serial Reaction Time (系列反応時間における反復効果と反応プログラミングのかかわり)	三浦 望慶	学校教育学	平成15年3月13日
自然系教育	中込 雄治	多様な考え方を引き出す数学教材の開発に関する研究	黒木 伸明	学校教育学	平成16年3月11日
自然系教育	三崎 隆	認知型を主とする観察の構造とそれを支える理科教育の実践的研究 —地層観察事例を中心として—	戸北 凱惟	学校教育学	平成16年3月11日
自然系教育	小池 守	直接体験を取り入れた化学領域における実験教材の開発と教育実践に関する研究	高津戸 秀	学校教育学	平成16年3月11日
自然系教育	田中 孝志	穀類に含まれるステロールの分析およびステロールを題材とした実験教材の開発に関する研究	高津戸 秀	学校教育学	平成17年3月28日
自然系教育	荻原 彰	日米比較を中心とした、初等中等教育における環境教育の制度と内容に関する研究	戸北 凱惟	学校教育学	平成17年3月28日
生活・健康系教育	吉澤 千夏 (※)	母子のままごと遊びにおける食のスク립トに関する縦断的研究	大瀧ミドリ	学校教育学	平成17年3月28日
学校教育臨床	齋藤 一雄	知的障害児のリズム同期の発達とその指導に関する研究	星名 信昭	学校教育学	平成17年9月28日
芸術系教育	北澤 晃	〈子ども—私〉の成り立ちと教育の基礎学としての造形遊び	西村 俊夫	学校教育学	平成18年3月28日
学校教育方法	木村 松子 (※)	戦後の女性教員運動と教育研究の歴史的展開に関する研究 —奥山えみ子の記述と語りを通して—	西 穰司	学校教育学	平成20年3月24日
社会系教育	志村 喬	現代イギリス地理教育の展開 —『ナショナル・カリキュラム地理』改訂を起点とした考察—	大嶽 幸彦	学校教育学	平成20年3月24日
自然系教育	宮下 治	野外自然体験学習の推進を図る学校教育と教員の在り方に関する実践研究 —学習評価と学習支援の新たな方法の提言—	西川 純	学校教育学	平成20年3月24日
自然系教育	益田 裕充	中学生の科学的な概念の深化・拡大に関する研究	小林 辰至	学校教育学	平成20年3月24日
自然系教育	大澤 力	科学性の芽生えを促進する幼児期自然教育におけるビオトープの実践的研究	小林 辰至	学校教育学	平成20年3月24日
合計18人 (注) ※は、本学博士課程退学者を示す。					

2 修了者等の進路状況（本学関係）

平成20年4月1日現在

区 分	大 学（短期大学含む）									高専・小中高					現職	その他	合計	
	国 立		小計	公 立		小計	私 立		小計	高 専		小計	小・中・高					小計
	常勤	非常勤		常勤	非常勤		常勤	非常勤		常勤	非常勤		常勤	非常勤				
修了者	7	1	8	0	0	0	2	1	3	1	0	1	5	0	5	5	9	31
単位修得満期退学者	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	1	0	1	1	3	8
退学者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
計	7	1	8	0	0	0	4	2	6	1	0	1	6	0	6	7	13	41

※ 修了・退学後の追跡調査による





昭和58年 メインアプローチ

第4章 学 生 生 活

第1節 学生生活

1 学生の募集

(1) 大学説明会

本学への入学志望者に対して大学生活等を最も効果的に伝える手段として、平成5年度から大学説明会を実施している。初年度の参加者は147人であったが、高等学校における進路指導では志望する大学の説明会に行くよう指導しているところが多くなっているようであり、平成15年には572人とそれまでの最高となった。しかし、それ以降は減少に転じ平成19年度は326人に甘んじた。これは、開催時期が7月中旬であり模擬試験又は補講等により参加しにくいといったことが原因であったため、平成20年度は、高等学校が夏休みに入った後の平日に開催することとした。

平成19年度の開催内容は、①入学者選抜、カリキュラム、就職（教員就職者の体験談発表を含む）及びキャンパスライフ（在学生の体験談発表を含む。）についての全体説明、②体験授業、③施設見学、④質問コーナー及び⑤学長室訪問としており、参加者へのアンケートによれば、ほとんどが「たいへん役立った」と及び「役立った」と回答している。また、アンケートで、「必ず受験する・必ず受験を勧める」と回答した39人は、「少人数教育で学べる」、「学生が教育にとっても真剣に取り組んでいる」、「教員になるための体制がしっかりしている」、「教師という職業に一番近い大学」、「学生宿舍費が安く食堂などの生活面が整っている」と及び「楽しそうな学生生活を送れそう」等と回答しており、ホームページや印刷物等では伝わりづらい情報を、大学説明会でダイレクトに得ることにより本学での学生生活のイメージを持ってもらえたことが伺える。また、平成19年度

入学者に入学直後に行ったアンケートでも、本学を志望した理由として「高就職率」、「教育内容」、「先生推薦」、「良い教育」及び「学生宿舍」の順に挙げられており、大学説明会、ホームページ及び大学案内等から積極的に情報を得て入学していることがわかる。

(2) 大学院説明会

慢性的な定員未充足を打開するため平成12年度から大学院説明会を実施したが、初年度に2回開催した延べ参加者数は43人であった。平成16年度は、翌年度から導入予定の「教育職員免許取得プログラム」を中心に据えて、教員の国公立大学訪問（いわゆる大学キャラバン）、学長団の都道府県教育委員会訪問、主要駅への大学院説明会のポスター掲示、新幹線車内常置のフリーペーパーや各種雑誌への広告掲載等、国立大学法人化前では考えられない規模で積極広報を継続して行ったことにより、延べ参加者数は、110人、180人、162人と増加し、平成19年度は過去最高の230人となった。これに比例するように当該翌年度以降の入学定員の充足状況の向上が図られたことは前述したとおりである。

平成19年度入学者に入学直後に行ったアンケートによれば、本学に入学を決めた理由は、「研究を深める」、「上司・先生から推薦された」、「教員がよい」、「先輩・友人から薦められた」、「設備の良さ」が上位となっており、大学院説明会及びホームページを始めとする各種の情報により、具体的な学生生活のイメージを持ってもらえたことが伺える。

これらのことから、受験産業等が積極的に広報してくれる学部とは異なり、大学院についてはマスコミ等で取り上げられる機会が少ないため、今後とも本学自らが様々な工夫をこらしつつ継続して情報を発信していくことが重要である。

大学説明会の実施状況（平成5年度～平成19年度）

回	実施日	参加者数	回	実施日	参加者数
1	平成5年8月3日（火）	147人	9	平成13年7月14日（土）	290人
2	平成6年8月22日（月）	133人	10	平成14年7月13日（土）	272人
3	平成7年7月8日（土）	215人	11	平成15年7月19日（土）	572人
4	平成8年7月13日（土）	166人	12	平成16年7月17日（土）	433人
5	平成9年7月12日（土）	208人	13	平成17年7月16日（土）	469人
6	平成10年7月11日（土）	250人	14	平成18年7月15日（土）	391人
7	平成11年7月10日（土）	232人	15	平成19年7月14日（土）	326人
8	平成12年7月8日（土）	264人			

2 オリエンテーションと新入生合宿研修

本学におけるオリエンテーションには、入学時に行われる新入生オリエンテーション及び4月下旬に行われる新入生合宿研修がある。

(1) 新入生オリエンテーション

大学生活に必要な諸問題について理解させ、大学生活に溶け込み、大学という組織の中に入った学生が新しい環境にできるだけなじみ、適応性を持たせることを目的として行われている。主な内容は次のとおりである。()内は対象学生

- ① 大学教育 (学部)
- ② 大学院の教育と研究 (大学院)
- ③ 教育課程と履修方法 (学部・大学院)
- ④ 海外教育研究及び海外派遣制度 (学部)
- ⑤ 海外教育特別研究及び海外派遣制度 (大学院)
- ⑥ 学生指導 (学部・大学院)
- ⑦ クラス担当教員の指導 (学部)・個別指導 (大学院)
- ⑧ 附属図書館について (学部・大学院)
- ⑨ 就職指導 (大学院)

(2) 新入生合宿研修

新入生合宿研修は、学部の新入生を対象として、入学後間もない時期に集団活動(生活)を通じて、新入学生相互並びに教職員との親和を図り、お互いの理解を深め、その後の学業上・生活上の安定・充実に努めることを目的として実施されている。



「開講式」

新入生合宿研修実施状況 (平成11年度以降)

年度	期 日	場 所	参加人数	プログラム名
11	H11.4.22(木) ～23(金)	国立妙高少年 自然の家	203 人	遠足, 教育課程と履修方法・教育実習・介護体験, ビデオ等研修 (「イッキ飲み」「カード破産」), 学生歌・学園歌指導, クラス交歓会, クラス討議, 講演 (いまを生きる), 学生スピーチ大会, 講演 (体験学習)
12	H12.4.25(火) ～26(水)	同 上	159	遠足, 講演 (大学生活と健康), ビデオ研修 (「未成年者とアルコール」), 学生歌・学園歌指導, レクリエーション, アトラクション, クラス討議, 学生スピーチ大会, 副学長講話, ネイチャーゲーム
13	H13.4.24(火) ～25(水)	同 上	164	遠足, ビデオ研修 (「未成年者とアルコール」), 学生歌・学園歌指導, レクリエーション指導, クラス討議, アトラクション, 学生スピーチ大会, 副学長講話, ネイチャーゲーム
14	H14.4.23(火) ～24(水)	同 上	174	遠足, ビデオ研修 (「未成年者とアルコール」「カメラは証言する」), レクリエーション指導, クラス討議, アトラクション, 学生スピーチ大会, 副学長講話, 学生歌・学園歌指導, スピーチ大会 (クラス討議)

年度	期 日	場 所	参加人数	プログラム名
15	H15. 4 .22(火) ～ 23(水)	国立妙高少年 自然の家	171 人	遠足, ビデオ研修 (「未成年者とアルコール」「許されざる者—交通事故, 責任の重さ—」), レクリエーション指導, クラス討議 (クラス活動Ⅰ), アトラクション (クラス活動Ⅱ), 学生スピーチ大会, スピーチ大会の感想(クラス活動Ⅲ), 学生歌・学園歌指導, 就職指導
16	H16. 4 .22(木) ～ 23(金)	同 上	169	遠足, ビデオ研修 (「悪徳商法!?若者編」「飲酒・ひき逃げの波紋」), レクリエーション指導, クラス活動Ⅰ (アトラクション), 学生スピーチ大会, 学生歌・学園歌指導, 就職指導, クラス活動Ⅱ (クラス討議)
17	H17. 4 .18(月) ～ 19(火)	同 上	167	遠足, クラス担当教員自己紹介, ビデオ研修 (「悪徳商法!?若者編」), 就職指導, 学生スピーチ大会, クラス活動Ⅰ (アトラクション), 学生歌・学園歌指導, レクリエーション指導, クラス活動Ⅱ (クラス討議等)
18	H18. 4 .24(月) ～ 25(火)	国立妙高青少 年自然の家	177	遠足, ビデオ研修 (「悪徳商法!?若者編」), クラス担当教員自己紹介, 就職指導, 学生スピーチ大会, クラス活動Ⅰ (アトラクション), 学生歌・学園歌指導, レクリエーション指導, クラス活動Ⅱ (クラス討議等)
19	H19. 4 .27(金) ～ 28(土)	同 上	167	遠足, クラス担当教員自己紹介, 学生歌・学園歌指導, レクリエーション指導, 健康管理指導, 就職指導, クラス企画発表会, 学生スピーチ大会, クラス活動・討議
20	H20. 4 .26(土) ～ 27(日)	同 上	163	遠足, クラス担当教員自己紹介, 学生歌・学園歌指導, レクリエーション指導, 健康管理指導, 就職指導, クラス企画発表会, 学生スピーチ大会, クラス活動・討議



「学生歌・学園歌指導」



「クラス活動・討議」

3 クラス制度

(1) クラス制度の改定

近年の少子化による児童・生徒の減少に伴い、教員採用者数も減少していくことが見込まれたことから、こうした教員需要の動向や教員養成の質的向上への要請等を踏まえ、平成12年度には初等教員養成課程の入学定員が200人から160人へと改定された。また、それに伴って、本学でも学部教育課程の新たな制定が試みられ、クラス制度は以下の各号により編成されることとなった。

- ① 1年次においては、学籍番号により振り分けた16クラス
- ② 2年次以降においては、学年別、専修・コース別等

すなわち、それまでは入試選抜の段階で、受験者が各希望の専修・コースを受験し、それぞれの合格者を決定していたのに対し、平成12年度以降は一括して学校教育学部として160人の合格者を出すに至ったのである。

これは、従来のクラス制度を根本から改める一つの契機となった。つまり、従前は入学者が希望するコースの教員が1年次から担任を行っていたが、新制度では「学籍番号により」機械的に16のクラスに振り分けられるため、1年次の担任と2年次以降の担任とが異なる専修・コースの所属となる場合が多数を占めるようになったことがそれである。上述したように、こうした改定は学校教育学部の改組に伴う教育課程再編の一環であったが、本学の場合、その主たる改革構想は以下の3点であった。

- ① 教育の原点である人間理解を、体験と観察・参加を通じて深め、個性的な他者に対する鋭敏な理解と知識をもつとともに、多様な個性的他者、自然そして異文化と共生する仕組みを学びとり、カウンセリングマインドに基づいた教育関係を作り上げていく力量を備えた教師を養成すること
- ② 今日教員に求められている教科指導力について、幼一小の学習内容からさらに中一高の学習内容までを見通すことのできる専門性を備えること
- ③ 教科学習をめぐる基本的な問題点を、教育ヒストリーの総体の中で把握する教科指導力を養成すること

本学では、従来、上記の3点は、学校教育専修、幼児教育専修、教科・領域教育専修のそれぞれで別的に追求されてきたという経緯を持つ。しかし、授業場面と生徒指導場面において一人一人の子どもの学習と行動を診断し適切な指導と発達の支援を行うためには、例えば、各専修・コースごとに分化されていたシステムに拠るだけでは必ずしも充分ではない。そこには、教科学習をめぐる基本的な問題を複数の視点から把握する指導力も必要であるし、領域を横断する複合的な視点、また、学際的な応用力の育成も必須の条件であろう。

本学のクラス制度の改革は、こうした理念に基づき、1年次において人間理解を中心とする複合的科目群の履修を土台とし、2年次以降で現代諸科学の教材化や授業・生徒指導場面の臨床的指導力の育成が図られるよう考案された教育課程再編の一翼を担い今日に至っている。

(2) クラスを基本とした人間教育学セミナー

人間教育学セミナーは、「人間教育学関連科目」の1つとして新たに設置された1年次対象の科目であり、教育の役割や教職の意義についての認識を深めることと、今日の教育問題を多面的に読み取る場としての機能を担うことを目的としている。そもそも「人間教育学関連科目」とは、平成9年7月の教育職員養成審議会第一次答申『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』で指摘された「教員に求められる資質能力の養成」を図るために、教養教育科目と教科教育法を除く教職関連科目を再編・統合した科目の総称であり、実践的人間理解科目と基礎的人間形成科目の2つに上記の人間教育学セミナーを加えた3つの科目から構成される。

このうち、人間教育学セミナーは、1年生の160名が前項において述べた16クラスに分かれ、1クラス10人の少人数による討議を中核としたクラスセミナーを実施している。またこの他、教職への確かな決意を促すことや、教師という職業の喜びとその責任の大きさの自覚を促すことなどを目的に、講師による講演会、指定読書を通じたスピーチ、弁論大会等が1年次の前期15回の中に機能的に盛り込まれている。

また、平成17年度からは教育職員免許取得プログラムの学生も対象になり、学部1年次を対象にした16人の本学教員に加え、6人の教員が教育職員免許

取得プログラムの学生を10名程度のクラスに組織して、教育の役割や教職の意義について当該の学生が認識を深められるよう討議等を行っている。

4 教員養成課程学生合宿研修

本研修は、学部3年次生が3年次初等教育実習の後に、教育実習の体験を整理し、相互に発表・討議することや、先輩の体験談を聞くことなどを通して、教職に対する理解を一層深めるとともに、それを生かし、今後の学習や就職・進学に向けた学生生活の方向づけを行うことを目的として実施している。

なお、本研修の前身は、平成2年度に「クラス合宿」、平成3～5年度に「クラス合宿研修」という研修名であり、当時は実施期間を定めて、各クラス別に赤倉野外活動施設や国立妙高少年自然の家等において、1泊2日の日程で実施されていた。現行の3年次生全員と一緒に宿泊して実施する方式は、平成6年度から「教員養成課程学生合宿研修」として始まった。



「学長講話」



「学長講話」



「クラス活動」



「クラス討議」



「クラス討議」

教員養成課程学生合宿研修実施状況（平成11年度以降）

年度	期 日	場 所	参加人数	プログラム名
11	H11.10.21(木) ～22(金)	国立妙高少年 自然の家	187 人	講演Ⅰ（「就職指導」）、クラス活動Ⅰ（教育実習体験発表・討議）、レクリエーション指導、全体活動（教育実習関係（全体発表・討議））、講演Ⅱ（「心の健康」）、セクシャルハラスメント相談窓口について、講演Ⅲ（先輩の体験談）、進路指導、クラス活動Ⅲ
12	H12.10.26(木) ～27(金)	同 上	151	講演Ⅰ（「就職指導」）、レクリエーション、全体討議（教育実習関係（全体発表・討議））、クラス活動Ⅰ（教育実習関係（体験発表・意見交換））、レクリエーション指導、講演Ⅱ（「先輩の体験談」「先輩を囲んで自由討議」）、クラス活動Ⅱ（進路指導）
13	H13.10.15(月) ～16(火)	同 上	175	全体会Ⅰ（就職指導）、野外観察、全体会Ⅱ（教育実習関係（全体発表・討議））、全体会Ⅲ（「先輩の体験談」「先輩を囲んで自由討議」）、クラス活動（進路指導）
14	H14.10.15(火) ～16(水)	同 上	122	全体会①（就職について）、野外活動（クラス活動）、全体会②（教育実習での体験に基づく発表）、グループ討議①（テーマ別）、全体会③（グループ討議①を受けて）、クラス活動、全体会④・グループ討議②（「先輩の体験談」「先輩を囲んで自由討議」）、クラス活動（進路指導）
15	H15.10.14(火) ～15(水)	同 上	142	全体会①（就職について）、クラス活動（レクリエーション）、クラス討議①、グループ討議①（テーマ別）、学長との懇談、ビデオ研修（「セクシャルハラスメントを考える—よりよい職場環境をつくるために—」「スクール・セクハラ（小学校編）」）、クラス別討議・進路指導、全体会②・グループ討議②（「先輩の体験談」「先輩を囲んで自由討議」）、全体会③（クラス討議①・グループ討議①の報告・全体討議）
16	H16.10.14(木) ～15(金)	同 上	154	学長講話、クラス討議準備、クラス活動（レクリエーション）、クラス討議、全体会①（クラス討議の発表、意見交換及びまとめ）、全体会②（ビデオ研修他「教師誕生—新採用教員の一年—」）、全体会③（「先輩の体験談」）、先輩との懇談
17	H17.10.20(木) ～21(金)	同 上	158	副学長講話、クラス討議準備（ワークシート記入）、クラス活動（レクリエーション）、クラス討議、全体会①（クラス討議の発表、意見交換及びまとめ）、全体会②（教員採用試験に向けて）、全体会③（先輩の体験談）、先輩との懇談①②
18	H18.10.16(月) ～17(火)	国立妙高青少 年自然の家	161	学長講話、実習体験ワークシート作成、クラス活動（レクリエーション）、クラス討議、クラス討議の交流とまとめ、就職指導（教員採用試験に向けて）、先輩の体験談、先輩との懇談

年度	期 日	場 所	参加人数	プログラム名
19	H19.10.15(月) ～16(火)	国立妙高青少年自然の家	157人	学長講話，実習体験ワークシート作成，クラス活動（レクリエーション），クラス討議，クラス討議の交流とまとめ，就職指導（教員採用試験等に向けて），先輩の体験談，先輩との懇談



「先輩との懇談」



「先輩との懇談」

5 学びのひろば・学びクラブ

「学びのひろば」（学生の主体的な活動）は、「体験学習」（1年次の必修科目）及び「ボランティア体験」（選択科目）と共にフレンドシップ事業として位置づけられ、企画運営協議会及び実行委員会によって運営されている。フレンドシップ事業は、教員を目指す学生が種々の体験活動を通して、子どもたちとふれあい、子どもの気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身につけることを目指した事業で、平成10年度から開始し、今日に至っている。

「学びのひろば」は「体験学習」及び「ボランティ

ア体験」の経験を土台に、学生達自身が企画・準備・運営する触れ合い活動である。従前の年2回のイベント型活動から、平成14年度より年間を通じた活動を視野に入れた継続型の活動「学びクラブ」として展開した。平成19年度は、大学での触れ合い活動はキャンパスで6回、国立妙高青少年自然の家で2泊3日の活動（8月22日～24日）を行った。地元児童の申込みは毎年多く、地域の期待は年々高まっている。学生達の企画力と実践力は、教員の指導の下で事業計画、細部計画、案内状の作成、名簿づくり、参加への通知など諸活動を通して、目を見張るほどに培われてきている。

平成19年度「学びのひろば」実施状況

フレンドシップ事業実行委員会

(1) 2007年度の評価

- 1 本年度のスローガン 「危機管理、情報交換」
- 2 学生事務局 36名
事務局長・吉越真帆③ 副事務局長・澤田直明③ 委員長・前田祥子③
物品・佐藤文人② 受付・近藤みどり② 会場・大岡晋② 広報・三浦宏子②
会計・白石真世③ 記録・原田圭輔③ 衛生・栗林芳恵②
- 3 事務局指導教員 学びクラブ委員長・小林辰至教授 幹事・釜田聡准教授
委員・松沢要一准教授、浅野秀之准教授、古閑晶子准教授
- 4 参加学生 1年生137名、2年生56名、3年生17名、
4年生5名 計211名
- 5 募集児童数 約300名
- 6 各クラブの概要

クラブ名	チーフ (サブチーフ)	担当教員	主な活動内容	対象学年
わんぱくプロジェクト	金子 裕亮② 吉谷 友希② 吉川 晋史②	藤田武志准教授 大前敦巳准教授	子どもたちで話し合いをし、活動を企画・運営する。	4～6年生
カラフレンズ	大桃 光貴② 栗林 芳恵② 田中 陽香②	阿部靖子准教授	美術を通して、自分の「個性」に気づく。	4～6年生
スマイル★チャレンジャー	東條 秀大② 近藤みどり② 松谷 悠②	五百川裕准教授	さまざまな活動に挑戦し、思いやりの心を身につける。	3～6年生
あそぼーや	鈴木 道照② 谷中 進一② 牧野 ゆい②	松沢要一准教授	既知の遊び・スポーツに自分たちで新しいルールを考え、実践する。	3～6年生

あつまれ!! サイエンスアミーゴ	藤巻 雄也② 植田多恵子② 大岡 晋②	西山保子教授	理科の楽しさを知り、考える力を身につける。	3～6年生
キッズクラブ チップ	加藤依吏子② 川崎 浩大② 平野 恵②	木村吉彦准教授 浅野秀之准教授	1年間で「冒険」「遊び」「理科」「すごろく」「工作」の5つの活動をする	1・2年生
キッズクラブ デール	遠藤 貴裕② 青木 邦彦② 田中 紗代②		12月活動はチップとデールの合同活動	

7 クラブ別日程及び参加者数

活動日 クラブ	5月26日 (土) 8:30- 15:00	6月16日 (土) 8:30- 15:00	7月14日 (土) 8:30- 15:00 大学説明会	8月22日 (水)～ 24日(金) 2泊3日	10月21日 (日) 8:30- 15:00	12月1日 (土) 8:30- 15:00	12月8日 (土) 8:30- 12:30
わんぱくプロジェクト	○	○	○	○	○	○	○
カラフレンズ	○	○	×	○	○	○	○
スマイル★ チャレンジャー	○	○	×	○	○	○	○
あそぼーや	○	○	○	○	○	○	○
あつまれ!! サイエンスアミーゴ	○	○	×	○	○	○	○
キッズ	○	○	○	×	○	○	○
参加児童数(人)	135	262	154	152	84	230	227
参加学生数(人)	190	178	104	111	161	181	181

8 その他

8月22日～24日は2泊3日で妙高合宿を実施。

12月8日に1年間のまとめとして、学びフェスタを実施。学びフェスタは、全クラブ参加。

3月には、国立妙高青少年自然の家で、全国フレンドシップを開催。

4月下旬に、学生対象に不審者対策、避難誘導訓練等の講習会を開催。

学びクラブ当日には、警備員2名配置と養護教諭1名配置。

前日には、活動場所の安全点検と避難経路の確認等を行う。

(2) 課題

- ① これまで、「学びクラブ」では、内省的評価や仲間同士の相互評価を重視していた。また、教育実習を経験してきた先輩からの助言も有効であった。しかし、学生自身が教育実習との関連や日々の大学での授業との関係を理解し、関連付けるまでには至っていない。
- ② 地元小学校との行事の調整
本年度、地元小学校の各種行事と「学びクラブ」の日程が重なり、子どもの参加が十分でなかった。できる限り日程調整を行いたい。

6 大学院学生の生活

大学院学生の生活は、本学広報誌「J U E N 上越教育大学学園だより」によって知ることができる。

7 大学会館・学生宿舎

(1) 大学会館

大学会館は、学生及び職員の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動を促進することを目的としている。

大学会館内には、第1食堂、第2食堂、売店（食料品、日用品、文房具、書籍等）、喫茶室、理容室、美容室、第1～5集会室（和室2室を含む）、ゆうちょ銀行及び第四銀行のキャッシュサービス並びに保健管理センターがある。

第1～5集会室は学生の課外活動のほか、大学祭、学びのひろば、学生代表者会議及び院生協議会など幅広く利用している。

また、学生及び職員の福利厚生を目的として設置された食堂、売店、喫茶室、理容室及び美容室について、サービスの向上、施設の充実・改善を図るため、平成16年10月に学生、教職員を対象にしたアンケート調査を実施した。

アンケート調査を基に食堂、売店及び喫茶室で価格を下げるイベントを開催した。

施設等の改善では、売店の入口を自動ドアに更新、陳列商品の模様替え、第1食堂の内装改修など順次改善を行った。

アンケート調査での利用率は「食堂86.7%」、「売店99.2%」、「喫茶室45.4%」、「理容室・美容室49.6%」であったが今後さらなる利用率の向上を期待したい。

さらに近年、上越ケーブルビジョン（J C V）で大学会館内の食堂、売店等、各店舗が紹介された。

また、上越エリア情報誌「ジャックランド」に喫茶室が紹介されるなど学外から注目を集めた。

今後、大学会館は、学生、教職員のみならず上越地域の住民の福利厚生施設として利用されることが期待される。

(2) 学生宿舎

本学の学生宿舎は、山屋敷地区の一画に昭和55年度から平成6年度の間に順次整備され、単身用学生

宿舎5階建12棟（630人収容）、世帯用学生宿舎5階建2棟（80戸収容）、国際学生宿舎5階建1棟（単身室17人、夫婦室・家族室25戸収容）が設置された。また、学生のニーズや社会状況の変化に対応するため、単身用学生宿舎浴室にガス給湯器付シャワー、単身用学生宿舎と国際学生宿舎玄関のセキュリティ強化、駐車場所の拡張、男子棟と女子棟の分断等の整備が行われた。学生宿舎は、学生に良好な勉学と生活の場を提供するとともに、共同生活を通じて自立的な生活を体験させ、人間形成を図ることを目的としている。

単身用学生宿舎は、十代の学部生から教育委員会から派遣された二十代後半から三十代後半の現職教員、社会人学生まで、幅広い年齢層の学生が共同生活を送っている。

世帯用学生宿舎は、家族を同伴した学生及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の単身学生が入居している。

国際学生宿舎は、家族を同伴した日本人学生及び外国人留学生が入居し、親睦を深めている。

平成19年度は、単身用学生宿舎、世帯用学生宿舎、国際学生宿舎を併せて772人の入居希望者があり、707人に入居を許可した。収容定員充足率は94%であった。

寄宿料（月額）は、単身用学生宿舎はⅠ型（10㎡）4,300円、Ⅱ型（20㎡）7,700円、世帯用学生宿舎はⅢ型（43㎡）9,500円、Ⅳ型（56㎡）11,900円、国際学生宿舎は単身室（学生用、15㎡）5,900円、単身室（研究者用、18㎡）11,400円、夫婦室（学生用、35㎡）9,500円、夫婦室（研究者用、35㎡）18,300円、家族室（学生用、53㎡）14,200円であり、ほかに共益費（単身用学生宿舎1,300円（月額）、世帯用学生宿舎・国際学生宿舎1,000円（月額））、光熱水料等の雑費が必要である。

単身用学生宿舎の設備は、居室内に机、椅子、本棚、ロッカー、畳式ベッド等、共用部分の補食室には、簡単な食事が作れるように流し台、ガスコンロを、洗面・洗濯室には、洗濯機、乾燥機が備え付けられている。また、入居者の憩いの場としての談話室には、ミーティングテーブル、椅子等が備え付けられている。

世帯用学生宿舎には、流し台、湯沸機、網戸、消火器等基本的な設備が整っている。

国際学生宿舎には、世帯用学生宿舎と同様の設備が整えられ、外国人留学生用居室には生活に必要な

ベッド、机、椅子、冷蔵庫、電気コンロ等の生活備品も備え付け、異国での不慣れな生活を援助している。また、单身室の外国人留学生用として共用の洗濯機、乾燥機、ユニットバスが備えつけられている。

また、平成14年度より、インターネットの利用が全居室で可能になった。(有料、希望者のみ)

学生宿舎には、上越教育大学学生居住施設規則、上越教育大学学生宿舎及び国際学生宿舎入居者心得が制定され、また、单身用学生宿舎には各階連絡委員会が構成され、世帯用学生宿舎及び国際学生宿舎には入居者自治会が組織され、大学との連絡を密にしている。

学部学生と大学院学生との交流も、勉学、課外活動等、学生宿舎での生活を通じて盛んに行われている。また、外国人留学生の受入も年々増加し、学生宿舎全体で日本人学生との混住が珍しくなくなった。

世帯用学生宿舎では、入居者自治会を中心に避難訓練や除草作業を行い、また、婦人部も結成され、各種会合や花壇の整備等生活環境の充実に努めながら親睦を深めている。

8 学生表彰・懲戒制度

(1) 制定趣旨

創設以降、学部学生の表彰及び懲戒に関して、学則第50条及び第51条により、それぞれ教授会の議を経て学長が行うこととなっていた。また、大学院生の表彰及び懲戒に関しては、学則第68条の準用規定により、研究科委員会の議を経て学長が行うこととなっていた。

学生に対する表彰、懲戒は、賞罰を公正かつ厳格に行い、評価の中立、公平性を確保することにより、学生の学習及び課外活動等への意欲を高めることが期待でき、一方、懲戒処分等においては適切な教育的指導の実施及び違法行為等を未然に抑止することが期待できる。

さらに、学生の自主的活動に対して、優秀者に対する表彰制度を設けることは、「大学における学生生活の充実方策について」(平成12年6月文部省調査研究会)などでも提言されているところであり、一方、学生の懲戒についても、国立大学として、社会や国民に対する説明責任という観点からも、一定の基準や指針を明確にしておく必要があった。

本学においては、学則以外に表彰及び懲戒に関する何らの規定がなく、適切に対処することに問題があったことから、学生表彰及び懲戒規定の整備を図ることとなった。

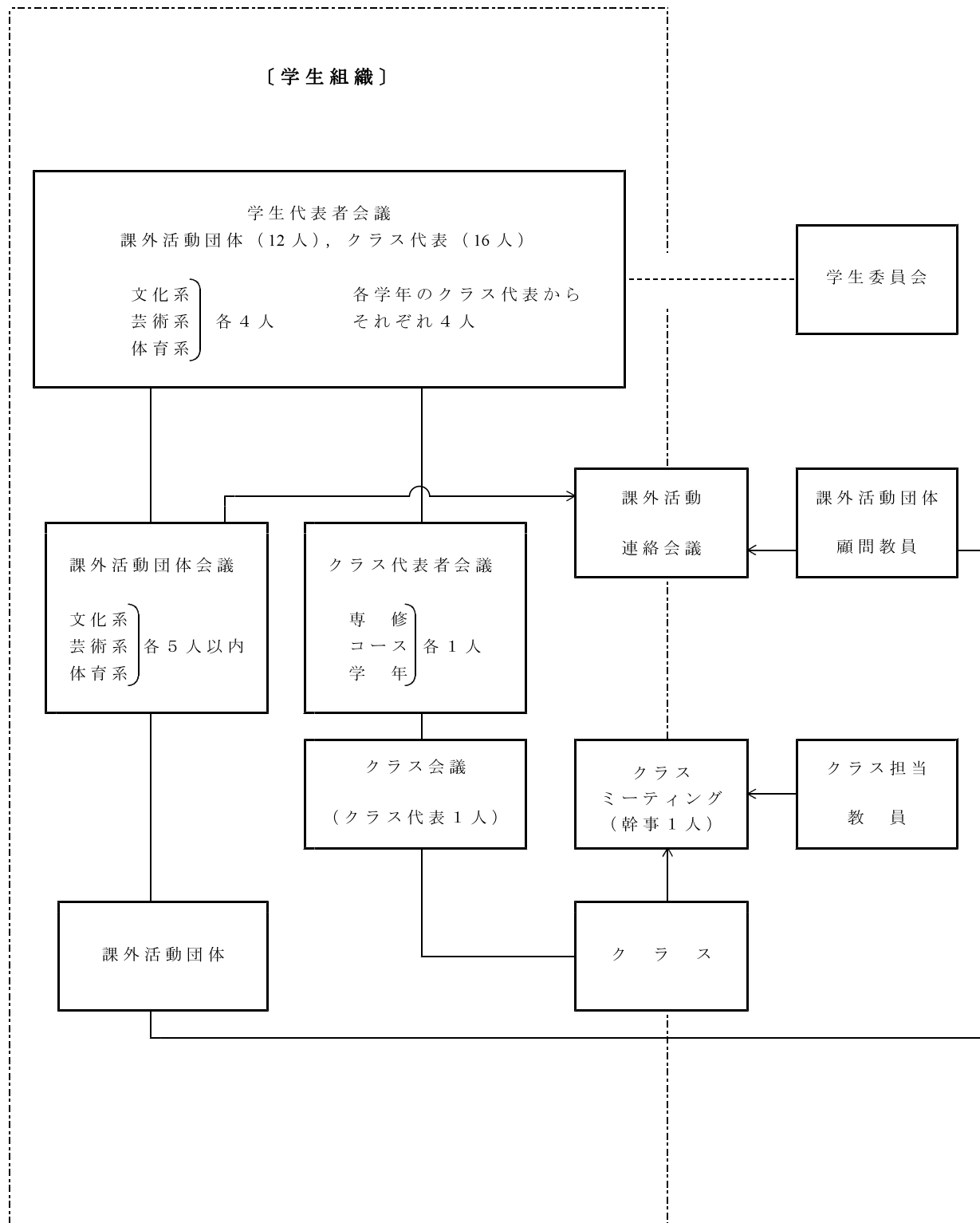
(2) 規定制定の経緯

- ① 平成13年7月より、学生委員会で検討開始
- ② 平成13年9月教授会において、学生委員会より規定の検討の開始を報告
- ③ 学生委員会内の検討に加え、学生委員が各講座、分野へ持ち帰り意見を求め、成案を得る
- ④ 以降、5回の学生委員会内の検討を経て、平成14年7月教授会、研究科委員会で審議了承
表彰規定は即日適用、懲戒規定は学生への周知のため、平成15年4月から適用

第2節 課外活動

1 学生組織について

課外活動に関わる組織は、図のように構成され、学生の活動をサポートしている。



2 課外活動

(1) 学生団体

本学では、学生が課外活動に参加することにより様々な経験をし、様々な人たちと出会い、その中でかけがえのない仲間や、将来を考えるきっかけに出会えるなど、より充実した学生生活を送ることができるよう、課外活動に対する支援・充実を積極的に図っている。

本学の学生団体は、文化系、芸術系及び体育系に分かれ、全学生（学部・大学院）の約9割が学生団体に所属しており、1人の学生が複数の団体に所属することも珍しくない。また、各学生団体の活動内容は、積極的に活動しているものと同好会的なものがあるが、社会性及び人間性の涵養の上からは、その目的が概ね達成されているとよい。



「モダン・ミュージック・ソサイエティ (MMS)」



「三弦・箏曲部」



「茶道部」



「ラグビー部」



「吹奏楽団」



「野球部」

平成11年度以降の学生団体数及び加入者数

(各年度5月1日現在)

		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
区 分		団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数
文化系	課外活動団体	5	人 76	5	人 95	7	人 152	8	人 149	10	人 143
	学 生 団 体	4	46	4	64	3	22	0	0	0	0
	計	9	122	9	159	10	174	8	149	10	143
芸術系	課外活動団体	9	287	9	293	10	230	10	221	10	220
	学 生 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
	計	9	287	9	293	10	230	10	221	11	234
体育系	課外活動団体	29	603	28	563	27	457	26	460	27	468
	学 生 団 体	1	14	1	15	0	0	0	0	0	0
	計	30	617	29	578	27	457	26	460	27	468
その他	課外活動団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学 生 団 体	1	473	1	524	1	509	1	496	1	493
	計	1	473	1	524	1	509	1	496	1	493
合計	課外活動団体	43	966	42	951	44	839	44	830	47	831
	学 生 団 体	6	533	6	603	4	531	1	496	2	507
総 計		49	1,499	48	1,554	48	1,370	45	1,326	49	1,338

		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
区 分		団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数
文化系	課外活動団体	10	人 139	9	人 104	9	人 151	9	人 139	8	人 129
	学 生 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	139	9	104	9	151	9	139	8	129
芸術系	課外活動団体	10	188	10	182	10	217	9	199	9	189
	学 生 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	188	10	182	10	217	9	199	9	189
体育系	課外活動団体	25	408	26	421	27	468	27	482	27	562
	学 生 団 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	25	408	26	421	27	468	27	482	27	562
その他	課外活動団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学 生 団 体	1	444	1	518	1	615	1	648	1	650
	計	1	444	1	518	1	615	1	648	1	650
合計	課外活動団体	45	735	45	707	46	836	45	820	44	880
	学 生 団 体	1	444	1	518	1	615	1	648	1	650
総 計		46	1,179	46	1,225	47	1,451	46	1,468	45	1,530

平成20年度学生団体一覧（5月1日現在）

No.	区分	団体名	構成員数
1	文 化 系	書道部	17人
2		紙ひこうき	8
3		ちるど連	19
4		坐禅・不識会	5
5		国際交流クラブ	30
6		上越アドベンチャーサークル (JAC)	21
7		EnglishAcademy	5
8		茶道部	24
9	芸 術 系	演劇部	6
10		モダン・ミュージック・ソサイエティ (MMS)	27
11		吹奏楽団	52
12		管弦楽団	20
13		混声合唱団	25
14		アジア音楽サークル	11
15		三絃・箏曲部	10
16		アートワーク	7
17		アカペラサークル (JADE)	31
18		ソフトテニス部	47
19		男子バレーボール部	25
20	女子バレーボール部	21	
21	野球部	28	
22	卓球部	17	
23	剣道部	14	
24	男子バスケットボール部	25	
25	女子バスケットボール部	14	
26	陸上競技部	28	
27	体 育 系	ワンダーフォーゲル部	12
28		水泳部	7
29		サッカー部	21
30		弓道部	11
31		スキー部	32
32		バドミントン部	25
33		ソフトボール部	13
34		硬式テニス部	36
35		ダンス部	3
36		ハンドボール部	24
37		女子サッカー部	13
38		ラグビー部	32
39		アイスホッケー部	18

No.	区分	団体名	構成員数
40	体 育 系	柔道部	7人
41		女子アイスホッケー部	20
42		ストリートダンス部	31
43		セパタクロ部	7
44		少林寺拳法部	31
45	他	大学院学生協議会	650
計			1,530

No.1～44…課外活動団体

No.45 ……学生団体



「バスケットボール部」



「アイスホッケー部」

(2) 課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修
 本研修は、課外活動団体のリーダー、副リーダー及びマネージャーが、その任務を深く認識し、意見交換を通してリーダーとしての基本的知識の修得を図るとともに、課外活動団体相互の親睦と理解に基づき、課外活動の発展向上を目的として、昭和62年度から毎年1回実施している。



「開講式」

課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修実施状況（平成11年度以降）

年度	期 日	場 所	参加人数	プログラム名
11	H12.3.2(木) ～3(金)	国立妙高少年 自然の家	92 人	班別討議，全体討議，セクシャルハラスメントの相談窓口について，意見交換，交流レクリエーション，パネルディスカッション（テーマ「サークル活動におけるよりよいリーダーシップのあり方」）
12	H13.3.1(木) ～2(金)	同 上	78	班別討議，全体討議，意見交換，レクリエーション，パネルディスカッション（テーマ「サークル活動におけるよりよいリーダーシップのあり方」）
13	H14.3.7(木) ～8(金)	同 上	71	交流レクリエーション，班別討議，全体討議，意見交換，パネルディスカッション（テーマ「あがりとつきあう方法」「応急処置，救急処置」）
14	H15.3.6(木) ～7(金)	同 上	65	交流レクリエーション，班別討議，全体討議，意見交換，パネル・ディスカッション（テーマ「救急救命法」「アスレチックテーピング」「叱り方，褒め方」）
15	H16.3.4(木) ～5(金)	同 上	80	ストレッチング，班別討議，全体討議・学長との懇談，意見交換，課外活動団体援助等説明，救急救命法講習会，テーピング講習会
16	H17.3.3(木) ～4(金)	同 上	87	ストレッチング，班別討議，全体討議，メンタルトレーニング，テーピング講習会（体育系学生対象），イベント実施等講習会（文化・芸術系学生対象），救急救命法講習会
17	H18.3.6(月) ～7(火)	同 上	88	ストレッチング，企画討議，メンタルトレーニング，テーピング講習会（体育系学生対象），コミュニケーショントレーニング（文化・芸術系学生対象），救急救命法講習会
18	H19.3.8(木) ～9(金)	国立妙高青少 年自然の家	86	ストレッチング，テーピング講習会（体育系学生対象），コミュニケーショントレーニング（文化・芸術系学生対象），メンタルトレーニング，企画討議，救急救命法講習会

年度	期 日	場 所	参加人数	プログラム名
19	H20.3.10(月) ～11(火)	国立妙高青少年自然の家	91人	ストレッチング、テーピング講習会（体育系学生対象）、コミュニケーショントレーニング（文化・芸術系学生対象）、メンタルトレーニング、企画討議、救急救命法講習会



「ストレッチング」



「班別討議」



「全体討議」



「救急救命法講習会」

3 大学祭

本学の大学祭は、第1期生入学2年目の昭和57年に第1回が実施され、創設30年で第26回を迎える。平成16年7月教授会が定めた「大学祭に関する学生指導の基本方針」に基づいて、学生代表者会議によって自主的に企画・運営されている。

過去5年間の実施概要は次の通りである。

○第21回（平成15年）

- ・期 日 11月7日（金）～11月9日（日）
実行委員長 瀧澤剛志
- ・テーマ enjoint —創造力 発想力 自由形—



○第22回（平成16年）

- ・期 日 11月5日（金）～11月7日（日）
実行委員長 阿部太輔
- ・テーマ 越後一会



○第23回（平成17年）

- ・期 日 10月28日（金）～10月30日（日）
実行委員長 濱田啓輔
- ・テーマ 上教物語—3日間ハマっちゃお!—



○第24回（平成18年）

- ・期 日 11月3日（金）～11月5日（日）
実行委員長 濱田大輔
- ・テーマ 友and愛—じょうえ24in♥



○第25回（平成19年）

- ・期 日 11月2日（金）～11月4日（日）
実行委員長 堀口尚敬
- ・テーマ 笑”越—エッサイガッサイ25祭—





大学祭



大学祭

4 ボランティア

(1) 7.13新潟豪雨水害の被災学校等への支援

平成16年7月の新潟県中・下越地方を中心とした「7.13新潟豪雨水害」では、被災地の小・中学校等においても、床上浸水等により教室や体育館が泥に埋まるなど大規模な被害を受けた。

本学では、被災地のうち、新潟県見附市、三条市の学校より災害復旧支援の要請があり、学内で学生へボランティア活動の募集を行い、現地でボランティア活動を行った。

7.13新潟豪雨水害 活動内容等

年月日	派遣先	派遣用務	派遣学生人数
H16.7.17	見附市立見附養護学校	泥の除去等校内清掃作業	6人
7.18	三条市立四日町小学校	〃	4人
7.19	〃	〃	27人
7.20	〃	〃	15人
7.26	三条市立条南小学校 三条市立南小学校 三条市立四日町小学校	〃	43人
7.27	三条市立条南小学校 三条市立四日町小学校	〃	34人
		延人数	129人

(2) 10.23新潟県中越地震の被災学校等への支援

平成16年10月に発生した「新潟県中越地震」では、本学での被害は幸いにも建物の一部にクラックが生

じた程度であったが、県内国立大学等の長岡技術科学大学及び長岡工業高等専門学校においては、ライフラインや建物に大規模な被害を受けた。

また、被災地の小・中学校等においても、建物の損壊や、児童・生徒の自宅の被害等により避難生活を強いられるなど、児童・生徒の精神面でのケアや、授業の補助などで支援の要請があり、学内で学生へボランティア活動の募集を行い、現地でボランティア活動を行った。

10.23新潟県中越地震 活動内容等

年月日	派遣先	派遣用務	派遣学生人数
H16.11.4	十日町市立下条小学校	学校運営支援	5人
11.15	小千谷市立東小千谷小学校	〃	5人
11.17	〃	〃	8人
11.18	〃	〃	1人
11.19	〃	〃	4人
11.22	〃	〃	3人
11.24	〃	〃	5人
11.25	〃	〃	1人
11.26	〃	〃	4人
		延人数	36人

10.23新潟県中越地震 活動内容等

(被災小学校の受入れ・学習支援状況)

年月日	受入相手方	派遣用務	対応学生
H16.12.17	小千谷市立東山小学校	体育、図工の学習支援	保健体育・美術分野
12.22	〃	体育、音楽の学習支援	保健体育・音楽分野
H17.2.22	〃	理科(理科実験)の学習支援	理科分野

11.14	小千谷市立東山小学校	体育、図工の学習支援	保健体育・美術分野
11.28	〃	〃	保健体育・美術分野

10.23新潟県中越地震 活動内容等
(学生の派遣支援)

年月日	派遣先	派遣用務	派遣学生
H17.3.1	小千谷市立東山小学校	アルペンスキー授業の学習支援	保健体育分野
10.28	〃	児童共同制作造形物に係る打ち合せ	美術分野
11.8	〃	児童共同制作造形物に係る打ち合せ	美術分野
H18.2.14	〃	児童共同制作造形物発表会場準備	美術分野
11.28	〃	学習発表会への参加	美術分野

(3) 7.16新潟県中越沖地震の被災学校等への支援

平成19年7月に発生した「新潟県中越沖地震」では、「国立大学法人上越教育大学における地震等による大規模災害に伴う被災地等への支援活動指針(平成16年11月10日学長裁定)」に基づき、学内で学生ボランティア活動の募集を行い、現地でボランティア活動を行った。

7.16新潟県中越沖地震 活動内容等
(学生の派遣支援)

年月日	派遣先	派遣用務	派遣学生人数
H19.7.26	柏崎市立内郷小学校	学習支援	1人
7.27	〃	〃	1人
〃	柏崎市立柏崎小学校	〃	2人
〃	柏崎市立比角小学校	〃	1人
7.30	柏崎市立柏崎小学校	〃	2人
〃	柏崎市立比角小学校	〃	2人
〃	柏崎市立鯨波小学校	〃	1人
7.31	柏崎市立柏崎小学校	〃	2人
〃	柏崎市立比角小学校	〃	2人
8.1	柏崎市立柏崎小学校	〃	3人

8.1	柏崎市立比角小学校	学習支援	3人
〃	柏崎市立二田小学校	〃	1人
8.2	柏崎市立柏崎小学校	〃	3人
〃	柏崎市立比角小学校	〃	3人
8.3	柏崎市立柏崎小学校	〃	2人
〃	柏崎市立比角小学校	〃	1人
〃	柏崎市立二田小学校	〃	1人
8.6	柏崎市立比角小学校	〃	1人
〃	柏崎市立児童クラブ	〃	3人
8.7	柏崎市立比角小学校	〃	2人
8.8	〃	〃	2人
〃	柏崎市立日吉小学校	〃	4人
8.9	柏崎市立比角小学校	〃	5人
〃	柏崎市立児童クラブ	〃	5人
8.10	柏崎市立比角小学校	〃	5人
〃	柏崎市立二田小学校	〃	2人
8.20	〃	〃	2人
8.21	柏崎市立日吉小学校	〃	6人
8.22	柏崎市立二田小学校	〃	2人
8.24	〃	〃	4人
		延人数	74人

第3節 学生支援

1 就職指導関係

本学が創立されてから30年目を迎えるが、その間の教育界の変動は教員養成や採用にも関わり、就職を中心とした本学の就職指導にも大きな影響を与えている。

就職指導に関する時代のニーズに応えた、近年の大学の主な組織的な取組を以下に紹介する。

(1) プレイメントプラザ(就職支援室)の設置と学生への開放

本学の就職指導や支援については、就職支援室が

設置、整備されている意義が大きい。

平成16年度には、プレースメントプラザと呼ばれる新しい機能を持った就職支援室が学生支援課から独立して設置された。また、平成18年度には従来の場所からキャンパスライフスクエアに移転、拡張された。ここでは、各都道府県の教員採用試験の過去問題や教育界の動向、教員採用関係の資料など、教職に関する多数の情報が整理され、学生がこれらを閲覧できるようになっている。

さらにプレースメントプラザの重要な役割は、就職支援室長、専属のスタッフをはじめ、元教育委員会幹部や小・中学校長が就職指導相談員として常駐し、面接試験対策・論述試験対策をはじめとした学生の個別相談や指導にあたっていることである。学生・院生の個別指導に対する要望は強く、平成20年度から、それまでの3名の相談員から6名の相談員に増えたことにも表れている。

また、プレースメントプラザが中心となって、以下に述べるような教職講座等の企画・運営等にあたっている。

(2) 教職講座の開講と学校行事における就職指導の位置づけ

毎年、最新の教員採用試験の特徴を分析・考察し、それにもとづいた教職講座を開催している。特別教職講座では、外部からの教員採用試験に関する専門家を講師とするとともに、本学の教職に関する内容を専門とする教員が、関連した科目の講師を務めている。また、平成19年度からは、講師の了承を得て、授業内容をビデオ撮りし、出席できなかった学生に貸し出す方法もとられている。将来的には、ホームページサーバーから希望学生や卒業生にも配信することが検討されている。

さらに学部・大学院ともに入学後のオリエンテーション、新入生合宿研修など早い時期から就職指導に取り組むなど、学校行事に教職を中心とした就職指導を位置づけている。なお、それらの就職指導計画は平成20年度を例にして図に示す。

また、毎年、6月の教職講座の後、激励会を行っている。ここでは、学長・副学長等も出席し、その年の採用試験の受験生に激励の言葉を送り、受験生の代表者が決意表明を述べる機会を設けている。他

平成20年度就職指導計画

対象学年	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学部1年次	講座等 人間教育セミナー 新入生合宿研修 「就職指導」		教職講座 「各県の教育事情」										
	内容 就職への意識付けを図る		各県教育委員会講師による教育事情等の説明・指導										
学部2年次	講座等		教職講座 「各県の教育事情」	就職ガイダンス 「Pプラを知ろう」				教職講座（入門編） ※教員採用試験の最新動向・一般教養・教育論文の基礎等の講義・演習により基礎的知識を養う（月1回）					
	内容		各県教育委員会講師による教育事情等の説明・指導	就職活動に向けてPプラの使い方・案内する									
学部3年次 院1年次	講座等	教職講座（基礎編） ※入門編に加え教育論文、教員採用試験対策勉強法について講義・演習を行う（月1回程度）						教職講座（実力養成編） ※教職教養、教員採用試験対策等の講義・実技・面接・集団討論・模擬授業についての指導・演習（月1回+集中講座）					
	内容		教職講座 「各県の教育事情」 就職ガイダンス 「教採試験スタート」		就職ガイダンス 「企業ガイダンス」 「公務員ガイダンス」			就職ガイダンス 「就職活動体験談」 大学院学生教員養成強化研修	特別教職講座 「基礎編」	特別教職講座 「基礎編」	特別教職講座 「生徒指導編」		
学部4年次 院2年次	講座等	就職ガイダンス 「教採試験対策」 教採試験の最新情報と直前の受験勉強方法を指導			教職講座 「各県の教育事情」 各県教育委員会講師による教育事情等の説明・指導	教職講座 「直前講座」 直近の教採試験対策の講義、個人面接・集団面接の指導		直前模擬面接		臨採ガイダンス			就職ガイダンス
	内容							最新臨採情報職務等についての指導					就職に就くにあたり、心得等を指導
備考		新入生合宿研修 4/26～27	4年次中等教育実習 5/12～30 3年次初等教育実習 5/26～30	激励会	教採1次試験 授業最終7/24～30	教採2次試験 集中講義7/31～8/8 集中講義8/18～9/30 夏期休業8/5～9/30	3年次初等教育実習9/8～26 2年次教育実習9/19～26	教員養成課程学生合宿研修 10/18～19 大学院教員養成強化研修10/8～29（4日）	教採最終合格通知 大学祭11/1～2	冬期休業 12/22～1/7		授業最終2/4～10 集中講義2/11～20	課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修3/9～10 春期休業3/16～4/7 卒業式3/19

大学ではあまり見られない催しであり、本学の教員採用試験の受験意識を高める点でも、重要なイベントと考えられる。

(3) 就職委員会の設置と運営

教員組織としては、各講座等から選出された委員による就職委員会が設置されており、就職支援室との連携のもと、学生指導・支援にあたっている。平成16～17年度にかけては、そのワーキンググループにより、「教員就職率向上のための総合的戦略」、「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」、「教員採用試験受験への意欲を向上させるキャリア開発プログラム」が作成され、本学の就職支援に関する重要な戦略として位置づけられている。この取り組みの一環として、就職に関する学生アンケートが行われ、就職支援室の活用頻度の高い学生ほど、採用試験の合格率が高いことが実証されている。そのため、就職委員会を中心に全学を挙げて教職講座等への出席・参加を呼びかけている。

さらに、例年、年度末に就職委員会委員長はじめ委員や就職支援室のスタッフが、特に本学学生の受験割合の高い県・市の教育委員会を訪れ、情報収集にあたっている。直接訪問により、各地域の受験情報だけでなく、本学受験生の特色や問題点も明らかになることも多く、次年度の教職講座などに反映されている。

2 学生相談

(1) 学生相談の仕組み

学生生活で起きる様々な問題を解決するために、図のような体制で相談に応じている。

(2) オフィス・アワー

「高等教育の一層の改善について（答申）」（大学審議会 平成9年12月18日）によると、「個々の授業や学習成果の評価の在り方についても改善する必要がある。平成3年の大学設置基準の改正により新しい単位の計算方法を導入した趣旨を踏まえ、レポートなど教室外における学習を含め、きめの細かい配慮を行うことが必要である。特に、大学設置基準では、1単位は教室外の学習を含めた標準45時間の学習を要する教育内容をもって構成されるものとされている趣旨に鑑み、授業に当たっては、学生が

事前・事後に教室外において相当時間分学習を行うように指導上工夫することが、教員の責任であることを十分に踏まえておくことが重要である。そのためには、オフィス・アワーを設け、学生の学習に個別に対応することも有効である。」と述べられている。

また、「大学における学生生活の充実方策について（報告）」（文部省・大学における学生生活の充実に関する調査研究会 平成12年6月14日）によると、「現在、大学によっては、クラス担任制度が設けられたり、また、学生生活の中で担当の教員が学生に指導・助言を行うアドバイザー制度などが実施されている。今後は、入学の時点から卒業まで教員と学生が人格的にふれあい、修学上の助言や学生の個人的な相談に乗ることなどを通じて、教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システムを積極的に導入することが重要である。その際、同一の教員が4年間一貫して学生を見守ることができる仕組みが有効であると考えられる。また、授業を受ける学生に対して教員が相談に応じる専門の時間帯としてオフィス・アワーを設けていくことも重要である。」と述べられている。

本学では、第278回教授会（平成13年10月24日開催）及び第274回研究科委員会（平成13年10月24日開催）において、オフィス・アワーの設定が承認され、平成14年4月から実施された。教員があらかじめ設定した特定の時間帯（オフィス・アワー）に、学生は基本的に予約なしで教員の研究室等を訪問し、履修相談や授業に関する質問等を行うことができる。

承認された実施事項は次のとおりである。

① 業 務

学生からの履修相談や担当授業に関する質問等の相談に応じる。

② 実施者

実施を希望する教員とする（非常勤講師は除く）。

③ 実施時間

実施者の指定する任意の時間とする。

④ 学生への周知

電子シラバスに授業科目毎に掲載するとともに、実施教員一覧を本学ホームページに掲載する。また個々の教員が必要に応じて各研究室の扉に掲示を行う。

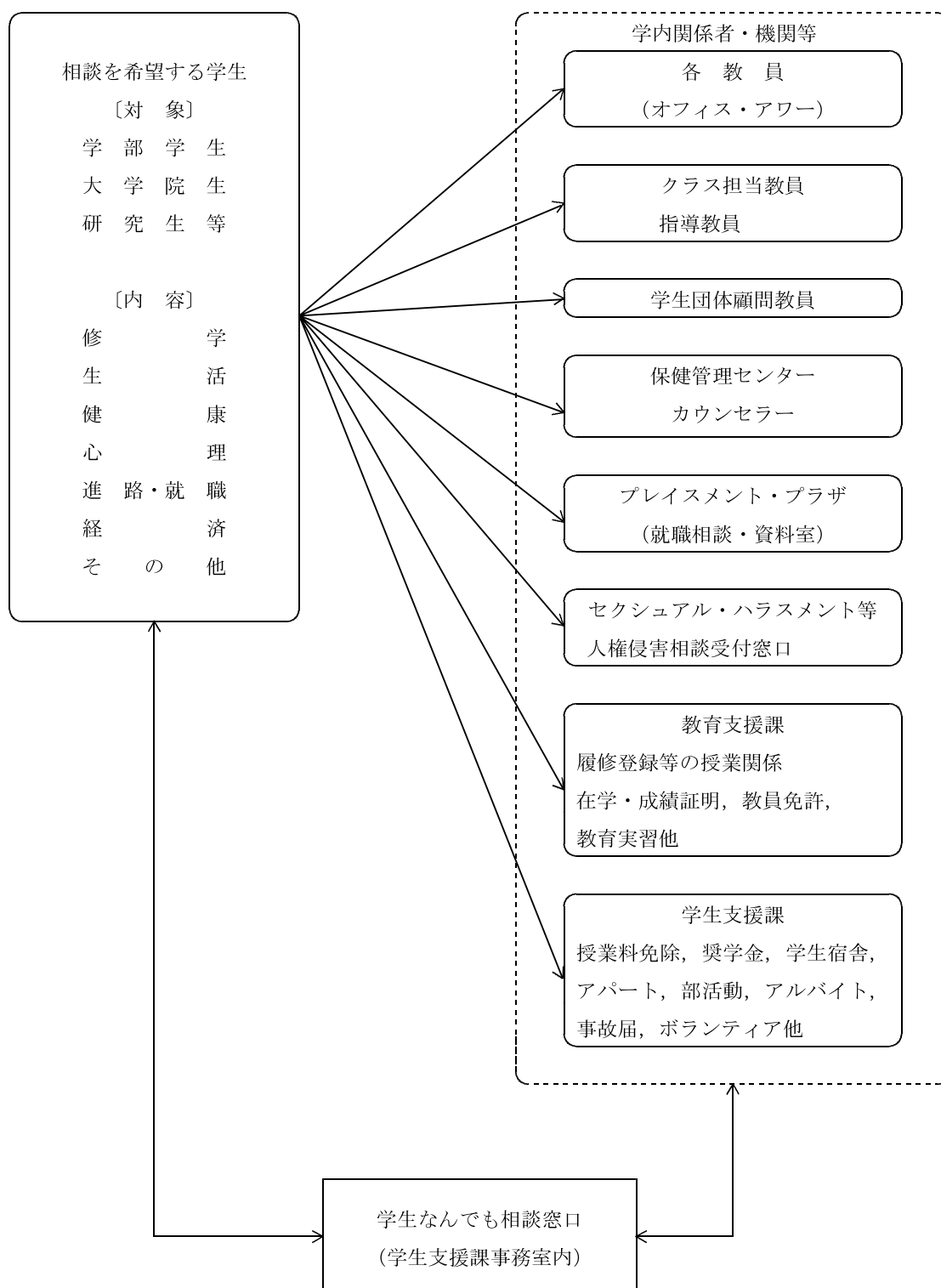
平成16年12月に、学部1・2・3年生を対象に実

施したアンケートでは、オフィス・アワーという言葉を知っていると答えた学生が80%、本学にオフィス・アワーが導入されているのを知っていると答えた学生が65%であった。

そのうち学部2・3年生では、オフィス・アワーという言葉を知っていると答えた学生が95.5%、本

学にオフィス・アワーが導入されているのを知っていると答えた学生が85%であった。

その後、本学学校教育学部及び大学院学校教育研究科の授業科目におけるオフィス・アワーについて、その実施を促進することに伴い、上越教育大学オ



大学前パブリック・アート推進委員会の10年

県道上越新井線（通称山麓線）から本学正面入り口までの約250mのアプローチ道路は、大学の玄関口として機能しているだけでなく、地域の方が憩う場として存在し、さらに大学と地域を結ぶ空間の役目を果たしています。これは、本学がこの場所に建設された後、大学前にふさわしい整備を行うために上越市の土地区画整理事業が実施されたことによるものです。

この大学前土地区画整理事業は、国の「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」と「地区計画」を導入し、平成4年から約5年の歳月と総事業費約20億5千万円をかけてグレードの高い施設整備、大学前の玄関口にふさわしい、うるおいのある緑豊かな学園まちの形成を図るべく行われました。平成5年には大学前土地区画整理組合と上越市が中心となり、大学の教員・学生を含むメンバーで大学前街づくり研究会の報告書が作成され、道路の両側に幅12mの遊歩道を整備することや電線の地中化、ポケットパークや植栽、ベンチなどの提案を行い、それに基づき造成・整備が進められました。

パブリック・アート推進委員会は、道路整備が整った平成9年10月26日に地域住民、大学関係者、行政の有志によって設立され、同11月3日には、上越市長、本学学長、彫刻家らの来賓が出席する中オープニングセレモニーが行われました。その時、本学大学院美術コース院生の作品2点が遊歩道に初めて展示され、この場所での芸術文化的活動がスタートしたと言えます。初代会長は大学前に住む榊原僚子さん、二代目会長は大学前の事業主である井口哲雄さんで、会員約20名で現在まで活動を継続しています。

美術に関する活動以外で特筆すべきイベントとして、「インドネシア バリ島のガムラン音楽と舞踊」を大学前通りの道路上で行ったことがあげられます。これは、上越教育大学バリ・ガムランクラブとバリ舞踊の専門家によるパフォーマンスで、平成13年8月1日夕刻、地域の方々や大学関係者、そして音楽愛好家などが数多く集まる中披露されました。初めて見る楽器やその舞踊の迫力に子どもたちも目を見張り、演奏後の交流会も楽しく、夏の夕刻ガムラン音楽と舞踊を堪能していただけたことと思います。また、演奏しながら大学前周辺のいくつかの町内を練り歩き、その音楽で町内を清めて下さったというお話は地域と大学のつながりを示す興味深いものでした。



ガムラン演奏の様子



屋外彫刻展の様子

現在、遊歩道には16の作品が設置されていますが、峯田敏郎氏の作品を除くこれらの作品は、上越教育大学の大学院生や修士生、そして他大学の学生らが制作したものです。若々しいエネルギーを感じる心温まる作品を選び、銘板とともに設置しています。それらは本学の美術の授業でも教材として取りあげられたり、町内活動のオリエンテーリングのクイズに出題されていたり、次第にこの場になじんできているようです。

今後もさらに豊かな大学前の環境づくりを目指し活動を続け、それらの活動を通して地域と大学のつながりが深まることを願っています。
(阿部 靖子)



整備直後の大学前通り線



オープニングセレモニー

今まで行った主な活動は、毎年1～2点の作品設置、パブリック・アート推進委員会会員によるイベント（七夕祭り、壁画制作、オブジェ制作、花の立体作品展示、野外彫刻展など）などで、安らぎのある文化的環境づくりとともに地域と大学の連携を深める活動を目指しています。活動を始めた当初は、遊歩道の至る所にゴミや犬の糞が見受けられましたが、最近ほとんどなくなりました。禁止の看板を立てずに豊かな環境をつくるには、この通り自体を美しく親しみのある皆の通りにすることが最良の方法であると考え、委員会では活動を続けています。

また、平成13年7月28日には、上越市発足30周年記念事業「名物通りをつくろう」という市民提案に基づき、本学名誉教授峯田敏郎氏の彫刻作品「記念撮影 ー遠い日の風音ー」を設置し、セレモニーと除幕式を行いました。そして、街路灯にハンギングバスケットを飾る活動をその時から加え、毎年、6月から9月まで実施しています。このハンギングバスケットをつくる時、1年生の体験学習の一環として学生も参加するようになり、地域の方の指導を受けながらつくり方を学んでいます。



ハンギングバスケットが飾られた景色



学生によるハンギングバスケットづくり
平成18年6月4日上越タイムスより

フィス・アワー実施要項（平成19年2月16日 学長裁定）が制定され、平成19年4月1日から施行された。

規定は次のとおりである。

（目的）

- 1 上越教育大学（以下「本学」という。）におけるオフィス・アワーとは、授業担当教員（非常勤講師を含む。以下同じ。）が各研究室等において、学生からの履修相談や授業に関する質問等の相談に応ずるため、当該授業担当教員があらかじめ設定した時間帯であり、学生が、気軽に研究室等を訪問してオフィス・アワーを積極的に活用することで、修学上の問題解決に役立てることを目的とする。

（実施担当者）

- 2 本学学校教育学部及び大学院学校教育研究科の授業科目を開講している授業担当教員が実施するものとする。

（実施方法）

- 3 オフィス・アワーの実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週一定日において1時間以上の時間帯を設けること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 学生からの事前連絡を要件とすることなく相談に応じること。
- (3) 非常勤講師等で研究室を有しない場合は、電子メール等を利用して相談に対応すること。

（周知方法）

- 4 オフィス・アワーの周知は、Web上のシラバス、履修の手引及び掲示等を利用して、その徹底を図る。

（点検・改善）

- 5 授業担当教員は、オフィス・アワーの実施状況及び実施方法を自ら点検し、必要に応じて改善に努めるものとする。

（その他）

- 6 この要項に定めるもののほか、オフィス・アワーの実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

現在は、学校教育学部及び大学院学校教育研究科の授業科目を開講しているすべての授業担当教員がオフィス・アワーを実施することとなっている。

学生へは、履修の手引や掲示により周知し、学務情報システムのシラバス及びオフィス・アワーの参

照メニューにおいて確認することができるなど、学生にとって利用しやすいよう努めている。

（3）セクハラ等

近年、セクシュアル・ハラスメント等による被害が重大な社会問題として認識されており、全国の各機関において、予防のための啓発活動等様々な取組が行われている。

大学の教育研究環境においては、構成員相互の信頼関係の上に成り立っており、お互いの人権を尊重し、信頼関係に裏付けされた良好な教育研究を確保するためにも、ハラスメント等人権侵害の防止に全力をあげて取り組んでいく必要がある。

① ガイドラインの制定

本学では、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者の救済等のため、平成10年2月にセクシュアル・ハラスメント対策のガイドラインの作成及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の実施を目的とした「セクシュアル・ハラスメント対策ガイドライン等制定委員会」を設置した。

同委員会では、学生及び教職員を対象に調査を実施し、被害の有無、被害を見聞きした有無、各種防止策の有効性、防止のための施設整備の改善点について回答を求めた。調査の結果、本学においてもセクシュアル・ハラスメントの実態があり、防止策に対する認識は、学生と教職員で違いがあることが明らかになった。

平成11年1月にこれらの実態調査の結果を踏まえてガイドラインを制定し、セクシュアル・ハラスメントの防止と救済に向け積極的に取り組むことになった。ガイドラインでは、本学のセクシュアル・ハラスメントに関する考え方、定義、相談窓口、組織体制、対応手続き等を明確にし、同ガイドラインを学生及び教職員全員に配付した。

② ハラスメント等対策委員会の設置と防止対策

平成11年度には防止及び救済に関する対策を総合的に取り扱い、快適な就学・就労環境を確保することを目的として「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」を設置した。防止対策として、外部講師を招き、学生及び教職員を対象とした講演会の実施、相談員、相談窓口担当者並びに対策委員会委員を対象とした研修会の実施、学生の合宿研修等における

委員長による講演の実施，さらには啓発活動の一環で，リーフレットの作成及び配付，ホームページの開設等を行った。

平成13年2月には，本学のセクシュアル・ハラスメントの防止対策の効果及び実情を知るためにアンケート調査を実施した。意見の中には，相談窓口が設置されていることは知っているが，相談の具体的な方法がわからないとか，相談したいが相談し易い相談員が見あたらないなど，制度及び対応に問題があることがわかった。

また，平成15年10月には，本学構成員がハラスメントについての的確に理解し，ハラスメント防止に積極的に取り組むことができるようにするためアンケート調査を実施した。

平成16年度からはセクシュアル・ハラスメントのみでなく，アカデミック・ハラスメント，パワー・ハラスメント，その他のハラスメントによる人権侵害に関する必要な事項についても取り扱い，もって人間の尊厳に配慮した就学・就労環境を確保することを目的として「人権及びセクシュアル・ハラスメント委員会」を設置，平成17年度には「セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会」に改称した。

③ 相談窓口

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会では，ハラスメント等人権侵害に関する相談をすることができる機会を確保するため，相談受付窓口を設置し，電話及びメールでいつでも相談を受け付けている。また，相談に対応するための相談員については，相談しやすい環境を考慮し半数は女性で構成しており，所属を問わずどの相談員にも自由に連絡できるシステムとなっている。相談があった場合はまず，相談者の要望を優先し，相談したことによって相談者が不利益を被らないよう配慮される。相談内容の報告を受けて必要があれば，調査委員会を設置し，事実関係に基づいて対処の方針を検討する体制をとっている。

④ 今後の課題

現在の大学の教育研究環境においては，アカデミック・ハラスメントが問題となっているが，これらの事態が相談窓口や学外相談先に報告されにくい性格を持っており，例えば，担当教員による被害の場合，自身の研究に支障が出るケースが考えられる。また，授業中の発言等は，相談員に報告するまでのことではない等，問題が表面化しにくい現状がある。

今後，より詳細にセクシャルハラスメントの実態把握に努めるとともに，セクハラ等のハラスメントを「慣習」として受け入れないなど，大学構成員一人一人のハラスメント等に対する意識を高めるため，引き続き講演会等を中心とした啓発・防止対策活動の一層の充実を図ることが必要である。それらを通してキャンパス環境の整備を行っていく予定である。

3 健康管理

保健管理センターの行う業務は，上越教育大学保健管理センター規則(平成16年4月1日規則第28号)に記載されているように，開設以来，(1)保健管理についての企画，立案を行うこと，(2)定期及び臨時の健康診断の実施並びに事後措置に関すること，(3)健康相談及び精神保健相談に関すること，(4)応急措置に関すること，(5)伝染病予防の指導助言に関すること，(6)保健管理に係る調査研究に関すること，(7)その他保健管理に関すること，の7項目である。すなわち，保健管理センターの業務活動のほとんどすべては健康管理に関するものであり，10周年以降も変わっていない。

(1) 健康診断

① 学生定期健康診断

センター開設時から今日まで，身長，体重及び血圧の測定，胸部レントゲン間接撮影検査を学生全員に行っている。また，尿検査も昭和60年度以降学生全員に行っている。内科健診については，健康調査票をもとに平成14年度までは学部学生，大学院生全

表1 年度別健康診断受診率及び利用状況

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受診率(%)	91.4	92.4	94.7	94.8	93.9	94.9	95.0	95.9	95.4
利用状況(人)	1,556	1,343	1,079	905	973	1,016	1,059	930	983

員に行ってきたが、平成15年度は学部1，4年次生と大学院1，2年次生に、平成16年度から現在まで学部，大学院とも新入生のみに行っている。眼科と耳鼻咽喉科の健康診断も今日まで、健康調査票により問題のある学生と希望学生について行っている。

以上の健診で高度の肥満ややせ、高血圧、胸部レントゲン間接撮影有所見者、聴診異常など他覚的身体異常所見の学生は呼び出し、面接による健康指導または医療機関への紹介を行い、尿検査陽性者には再検査を実施し、持続陽性者には医療機関への紹介を行ってきた。

なお、学生の健康診断受診率は毎年ほぼ95%と高率である（表1）。

② 学生特別健康診断

昭和59年から学部4年次生を対象に心電図，血液検査（末梢血液検査，肝機能，脂質）が開始された。昭和63年から心電図検査がマリンスポーツ，スノースポーツ，課外活動，教育実習の事前健康診断という意味付けで学部1年次生を対象に開始され，今日に至っている。平成2年度から血液検査でMCV（平均赤血球容積）の検査，平成7年度から肝機能の γ GTP，平成16年度から尿酸，平成17年度から血糖の検査が追加された。

貧血などの末梢血液検査異常，肝障害，高脂血症，高血糖，高尿酸血症の学生には連絡し，栄養指導など事後指導を行い，必要に応じて再検査や医療機関

への紹介を行ってきた。心電図も精査が必要な場合には医療機関に紹介した。

③ 精神保健

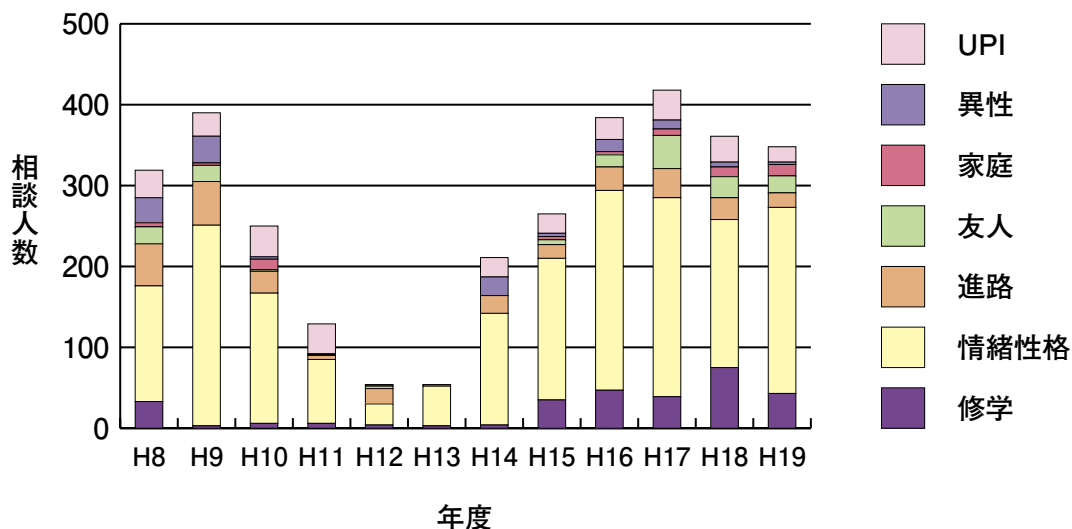
昭和59年からCMI調査に代わり，UPI（University Personality Inventory；大学生精神健康調査）の調査を学部と大学院の新入生全員に行い，特定項目の所見の多かった学部生を呼び出し，カウンセラーによる面接相談を行ってきた。

(2) 健康相談及び精神保健相談

学生の内科的な健康相談については，昭和63年以降も内科医師の所長と看護師が随時担当し，指導してきた。精神保健相談も学内カウンセラー，アドバイザー，学外カウンセラー，精神科医が随時担当してきた。特に学外カウンセラーによるカウンセリングは平成15年10月から開始され，週3回，予約制で1回約1時間ずつ行われ，学生が相談しやすい体制としてきた。

なお，学生の精神保健相談件数の過去10年間の推移を図1に示す。平成9年から徐々に減少し，平成12・13年度は最も少なかったが，平成14年度から増加し，学外カウンセラーの配置とともにここ数年多くなっている。相談の内容は情緒性格に関するものが最も多い（図1）。そこで，平成19年度より不適応状態（行動）にある学生に対する学内支援体制を立ち上げた。すなわち，不適応学生に対して，保健

図1 精神保健相談状況



管理センターを中心として、担当教員、関係課（事務）、カウンセラーとともにネットワークを形成し、協動的に対応するシステムであるが、今後さらに学内での啓蒙を進め、さらなる改善に努める方針である。

（3） 応急措置

内科的、外科的応急措置については、昭和63年以降も（平成17年度を除き）内科医師の所長と看護師が随時担当し、内科的診察、処置、薬物処方（無料）と事後指導（必要によって医療機関への紹介）を行ってきた。急性上気道炎、急性胃腸炎、頭痛、生理痛、打撲による疼痛や軽度の挫傷、捻挫など軽症の急性疾病については、センターでの処方と指導で対応した。しかし、精査・加療の必要な内科的疾患、外科的疾患、眼科疾患、耳鼻咽喉科疾患、皮膚科疾患については医療機関へ紹介し、重症の過換気症候群、急性アルコール中毒、てんかん発作など重症緊急病態の学生については救急車による医療機関への救急搬送を行ってきた。

（4） 伝染病予防対策

① エイズ・性感染症

エイズ感染症対策として、第1回エイズ講演会として平成5年3月新潟大学医学部第二内科の荒川正昭教授が講演した。第2回は平成6年1月センター所長の山本教授、第3回は平成7年1月新潟大学医学部第二内科の和田光一講師、第4回は平成7年12月東京大学大学院生ニクン・ジッター氏、第5回は平成9年1月センター所長の山本教授、第6回は平成9年12月東京大学大学院生ニクン・ジッター氏、第7回は平成10年12月東京大学教育学研究科健康教

育学専攻博士課程の兵藤智佳氏、第8回は平成11年12月新潟県立中央病院の小林理内科部長がそれぞれ講演を行った。その後しばらく行っていなかったが上越保健所との共同開催で、平成18年7月に大学前クリニック笹川医院の笹川真人院長が、平成19年12月に「ひこう船」代表の瀧澤ミチ子氏がそれぞれ講演した。

② 結核感染症

結核感染症は近年再興感染症の一つとして位置づけられ、平成15年度と16年度に佐藤所長により学部1年次生と希望者にツベルクリン反応検査を行い、陰性・弱陽性者には指導を行った。その後、ツベルクリン検査は廃止した。

③ 麻疹感染症

平成19年4月より東京都内の大学において学生の麻疹感染者が多く発生し、その後全国の大学でも麻疹感染者が多く発生した。そこで本学では上野所長の緊急対応を要するとの判断のもと、平成19年5月21日緊急対策会議が行われ、本学学生全員に対する抗体検査と陰性または弱陽性者に対するワクチン接種を大学の公費で行うことを決定し、5月下旬から開始した。平成20年2月中旬までに96.7%の学生に抗体検査を行い、ワクチンも要接種者90人中同意を得られた89人に接種できた。その結果、本学では感染者の発生も起こらず、文部科学省からの教育実習前の抗体検査とワクチン接種の事務連絡にも対応できたことは幸いであった。

平成20年度以降の新入生に対しては入学前の自費による麻疹抗体検査とワクチン接種を義務付け、その他風疹、水痘、ムンプスに対する抗体検査とワク

表2 上越教育大学平成19年度喫煙調査

	対象者	回答者	非喫煙者	卒煙者	喫煙者	喫煙率 (%)
学部1年	154	147	143	4	0	0
学部2年	148	147	137	8	2	1.4
学部3年	149	145	129	12	4	2.8
学部4年	153	151	127	18	6	4.0
	604					
院1年	244	242	171	51	20	8.3
院2年	221	217	161	40	16	7.4
院3年	36	36	24	8	4	11.1
	501					
計	1,105	1,085	892	141	52	4.8

チン接種も勧奨することにした。今後は、新型インフルエンザ感染対策など学内の感染症対策の確立が求められている。

(5) 保健管理に係る調査研究

① 年報に掲載した調査研究

健康管理に関係する調査研究報告が、創刊号から第11号まで各1編ずつ報告された。詳細は各年報をお読み願いたい。

② 喫煙に関する調査、受動喫煙防止対策と禁煙相談

平成19年度学部学生と大学院生の全員に喫煙に関する実態調査を本センターによって初めて行った。その結果、学生の喫煙率は平均して48%であった(表2)。また、学部学生の喫煙率は入学時0%であったが、その後学年が上がるごとに増加していた。一方、大学院生の喫煙率は高かった。今後も毎年、全学生を対象に喫煙率を調査する予定である。

また、平成12年健康日本21が、平成15年5月健康増進法も施行されたことに伴い、本学の受動喫煙防止対策として平成15年9月から完全分煙化となった。それ以後徐々に喫煙場所を少なくしている。

また、学生の禁煙支援対策として、平成18年12月の健康月間に本センターでの禁煙相談を始めた。平成19年4月からはビデオ学習、呼気一酸化炭素測定器を用いた禁煙指導を開始した。

第4節 卒業生・修了生の動向

1 卒業生の進路

本大学は昭和53(1978)年に設置されたことを考えると、確かに平成20(2008)年に30年目を迎えるのは事実である。しかし、第1回の卒業生を昭和60(1985)年に送り出しているため、平成20年に実施された平成19年度の卒業式で24回を数えることになる。

昭和59年度から平成18年度までの学部卒業生の就職状況を表1に示す。

新規採用の教員数は、その時期の各都道府県の採用状況に大きく左右される。大学設立当時は全国的に教員採用者数が大きかったが、その後、少子化の影響を受け、採用者数が減少する。ここ数年は、い

わゆる教員の団塊の世代の退職に伴い、全国的に大都市を中心として、大量採用の時期と言える。近年、教員採用数の多いところでは、推薦枠を設けており、このような推薦枠(第一次検査免除)を利用して、採用されるケースも多い。

ただ、本学学生の出身地は新潟県をはじめ、長野、富山などの北信越の地域に集中しているため、地元指向が強いことが採用試験の合格率に影響を与えている。確かに平成20年度前後の教員採用試験において、新潟県の小学校の倍率は3.4倍台だったため、比較的採用数は増えている。しかし、新潟県を除く他の地域においては、依然と採用試験の倍率は高い。

近年の上越教育大学の教員就職率は、ほぼ60%~65%であり、各年9月末の文部科学省高等教育局による国立の教員養成大学・学部卒業生の教員就職率と比較すると、常に上位に位置している。近年の特色として、平成18年度を除き、例年10%以上が大学院に進学していることが挙げられる。ただ、この文部科学省による教員就職率では大学院進学者数が母数から省かれなため、大学院進学者数が大きくなるほど、教員就職率は低くなるという問題が生じている。しかし、今日の我が国において、大学院進学への要望は強く、さらに本学の大きな特色は、現職教員を含んだ大学院生と学部生が実践場面分析演習や実践セミナーなどで共同の実践的演習を行っているところにも見られる。そのため、学部生に進学への刺激を与え、そのような雰囲気各ゼミナールがつくっていることは、重要なことと捉えられる。

2 修了生の進路

大学院は学部の入学生を迎えてから2年後の昭和58(1983)年に初めての大学院生を受け入れることになった。第1回の修了生は、学部生と同じ昭和60(1985)年に送り出している。そのため、平成20年に実施された平成19年度の修了式は24回目となった。学部生と同様に、昭和59年度から平成18年度までの大学院修了生(現職教員を除く)の就職状況を表2に示す。

その間、多くの大学院生を修了させることになったが、現職教員といわゆるストレートマスターとでは、修了後の進路に違いが生じる。そこで、本稿では、それぞれについて述べるが、平成17年度に初めての教育職員免許取得プログラム受講者(以下「免

許プログラム」と言う。)の制度ができたため、これについても分けて述べる。

(1) 現職教員について

本大学設立の趣旨からも、派遣修了後、長期的に見た場合、都道府県、市町村教育委員会等の指導主事、校長・教頭等の学校管理職に採用される割合は高い。また、修了後すぐに、各学校での教科指導、学校運営の中核的なリーダーとなるだけでなく、教育学部の附属小学校・中学校の教員となる場合も多い。現職教員派遣修了後の追跡調査は今後の課題である。

ところで、本学は、平成8年度から兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成大学となっている。現職の教員が修了し現場復帰後、フレックスタイムを利用して、博士課程に進学する数も多い。そして、学位取得や取得見込みで本学や他大学の教育学系の教員に採用される場合も目立っている。平成20年度から本学に専門職大学院が設置されたのをはじめ、日本各地で専門職大学院の設置が進みつつある。そのため、今後、本大学院修士課程修了後、引き続き博士課程へ進学し、大学教員になる者も増加すると考えられる。

(2) 現職教員以外の院生

① ストレート院生の場合

次に述べる免許プログラムの院生と比べて、教員免許を取得して大学院に進学した場合、教員採用試験の合格率は高い。特に本大学を卒業後、大学院で2年間、教員採用試験対策とともに、修士論文に取り組んだ場合、就職後も教員としての資質に大きな期待ができる。

平成20年度からは、専門職大学院が設置され、平成21年度には、教育実践高度化専攻から初めての大学院生が修了する。「スーパーティーチャー」育成をスローガンに挙げているだけに、この就職状況は大きな注目を集めると予想される。

また、本学大学院には外国からの留学生も多い。留学生の進路は大学院博士課程への進学から民間企業まで様々である。民間企業では、その国と取引があるなど関連した企業への就職に限られるが、そのような企業は大企業が多い。今後は、日本人でも、民間企業に就職を希望する院生も考えられ、その対策も課題となっている。

② 免許プログラムの院生の場合

国立大学法人化以降、本大学にとっても定員充足率の確保が重要な課題となっている。大学キャンパスや広報誌、教育雑誌などでの紹介など、本学大学院の積極的なアピールに取り組んだ結果、定員数はほぼ確保されるようになった。さらに、免許プログラム制度の導入などカリキュラム上の改革による定員充足への効果が挙げられる。すなわち、大学院において修士号を習得するとともに、同時に小学校等の教員免許状等の単位を取得することができるようになった。そのため、他大学の教育学部以外の出身者でも教員を目指す大学院生が多く入学するようになった。

しかし、これらのことは、教員採用試験対策への課題がより大きくなったことを示す。同時に、比較的若い本学修了生の全国への広がりが期待できる。それは、学部生と異なり、他大学出身の免許プログラム院生の場合、都市域出身者が多く、自分の出身地や採用数が多い都道府県、市を受験する意識が高いからである。そのため、今後、採用試験合格者数の上昇が期待される。実際、平成19年度の修了生には、初めての免許プログラムの院生も含まれていたが、大学院生全体の合格者としては、48名という数字に上った。

表1 学部卒業生の就職状況

(注) [] 内は卒業者に占める割合(%)を表す。() 内は女子で内数を表す。

各年5月1日現在

年 度	区 分	教 員			企業・ 官庁等	進 学	その他 (未就職等)	合 計	教 員 内 訳						
		正 規	臨 時	計					区 分	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	盲・聾・ 養護学校	計
昭和59年度	男	30	9	39	5	30	6	80	正 規	55(32)	9(5)		5(5)	4(1)	73(43)
	女	43	26	69	5	19	28	121	臨 時	29(23)	3		1(1)	2(2)	35(26)
	計	73 [36.3]	35 [17.4]	108 [53.7]	10 [5.0]	49 [24.4]	34 [16.9]	201 [100]	計	84(55)	12(5)		6(6)	6(3)	108(69)
昭和60年度	男	41	11	52	3	15	4	74	正 規	71(37)	9(4)		5(4)	1	86(45)
	女	45	25	70	17	12	25	124	臨 時	32(23)	4(2)				36(25)
	計	86 [43.4]	36 [18.2]	122 [61.6]	20 [10.1]	27 [13.6]	29 [14.7]	198 [100]	計	103(60)	13(6)		5(4)	1	122(70)
昭和61年度	男	32	6	38	1	3	8	50	正 規	77(50)	14(10)		6(6)	2(1)	99(67)
	女	67	24	91	23	4	25	143	臨 時	26(21)	3(2)		1(1)		30(24)
	計	99 [51.3]	30 [15.6]	129 [66.9]	24 [12.4]	7 [3.6]	33 [17.1]	193 [100]	計	103(71)	17(12)		7(7)	2(1)	129(91)
昭和62年度	男	37	7	44	2	4	2	52	正 規	65(38)	11(3)		6(5)	2(1)	84(47)
	女	47	35	82	19	8	36	145	臨 時	32(27)	8(6)		1(1)	1(1)	42(35)
	計	84 [42.6]	42 [21.3]	126 [63.9]	21 [10.7]	12 [6.1]	38 [19.3]	197 [100]	計	97(65)	19(9)		7(6)	3(2)	126(82)
昭和63年度	男	39	8	47	4	4	2	57	正 規	80(47)	12(7)		1(1)	2(1)	95(56)
	女	56	27	83	24	9	17	133	臨 時	26(20)	6(4)		1(1)	2(2)	35(27)
	計	95 [50.0]	35 [18.4]	130 [68.4]	28 [14.7]	13 [6.9]	19 [10.0]	190 [100]	計	106(67)	18(11)		2(2)	4(3)	130(83)
平成元年度	男	36	7	43	9	5	2	59	正 規	80(49)	6(4)		4(4)	5(2)	95(59)
	女	59	35	94	30	5	14	143	臨 時	36(31)	4(3)			2(1)	42(35)
	計	95 [47.0]	42 [20.8]	137 [67.8]	39 [19.3]	10 [5.0]	16 [7.9]	202 [100]	計	116(80)	10(7)		4(4)	7(3)	137(94)
平成2年度	男	50	11	61	7	9	2	79	正 規	93(45)	5(3)		1(1)	3(3)	102(52)
	女	52	28	80	30	6	5	121	臨 時	27(20)	12(8)				39(28)
	計	102 [51.0]	39 [19.5]	141 [70.5]	37 [18.5]	15 [7.5]	7 [3.5]	200 [100]	計	120(65)	17(11)		1(1)	3(3)	141(80)
平成3年度	男	42	11	53	8	5	7	73	正 規	99(60)	6(4)		6(6)	2(1)	113(71)
	女	71	19	90	18	6	8	122	臨 時	22(14)	7(5)		1		30(19)
	計	113 [57.9]	30 [15.4]	143 [73.3]	26 [13.3]	11 [5.7]	15 [7.7]	195 [100]	計	121(74)	13(9)		7(6)	2(1)	143(90)
平成4年度	男	39	4	43	7	14	4	68	正 規	77(47)	13(4)		5(5)		95(56)
	女	56	26	82	28	11	4	125	臨 時	25(22)	4(3)		1(1)		30(26)
	計	95 [49.2]	30 [15.6]	125 [64.8]	35 [18.1]	25 [13.0]	8 [4.1]	193 [100]	計	102(69)	17(7)		6(6)		125(82)
平成5年度	男	23	15	38	1	7	17	63	正 規	67(47)	9(7)		5(5)	2(1)	83(60)
	女	60	34	94	25	10	11	140	臨 時	35(23)	7(5)	4(3)	3(3)		49(34)
	計	83 [40.9]	49 [24.1]	132 [65.0]	26 [12.8]	17 [8.4]	28 [13.8]	203 [100]	計	102(70)	16(12)	4(3)	8(8)	2(1)	132(94)
平成6年度	男	30	19	49	7	8	10	74	正 規	59(34)	9(4)	1(1)	2(2)	2(2)	73(43)
	女	43	20	63	16	13	24	116	臨 時	26(13)	11(6)		1(1)	1	39(20)
	計	73 [38.4]	39 [20.5]	112 [58.9]	23 [12.1]	21 [11.1]	34 [17.9]	190 [100]	計	85(47)	20(10)	1(1)	3(3)	3(2)	112(63)
平成7年度	男	22	21	43	9	16	18	86	正 規	43(27)	5(2)		9(9)	5(2)	62(40)
	女	40	22	62	23	17	12	114	臨 時	32(14)	7(4)	1(1)	2(2)	1(1)	43(22)
	計	62 [31.0]	43 [21.5]	105 [52.5]	32 [16.0]	33 [16.5]	30 [15.0]	200 [100]	計	75(41)	12(6)	1(1)	11(11)	6(3)	105(62)
平成8年度	男	28	26	54	9	11	17	91	正 規	31(15)	11(4)		5(4)	4	51(23)
	女	23	44	67	17	7	24	115	臨 時	38(24)	21(11)	4(3)	4(4)	3(2)	70(44)
	計	51 [24.7]	70 [34.0]	121 [58.7]	26 [12.6]	18 [8.8]	41 [19.9]	206 [100]	計	69(39)	32(15)	4(3)	9(8)	7(2)	121(67)
平成9年度	男	21	20	41	11	5	29	86	正 規	25(13)	11(4)		3(3)	2	41(20)
	女	20	30	50	27	10	36	123	臨 時	22(13)	21(12)	5(5)	1	1	50(30)
	計	41 [19.6]	50 [23.9]	91 [43.5]	38 [18.2]	15 [7.2]	65 [31.1]	209 [100]	計	47(26)	32(16)	5(5)	4(3)	3	91(50)
平成10年度	男	13	27	40	13	16	22	91	正 規	20(9)	2		5(5)	1(1)	28(15)
	女	15	29	44	21	7	34	106	臨 時	31(16)	19(11)	3	2(2)	1	56(29)
	計	28 [14.2]	56 [28.4]	84 [42.6]	34 [17.3]	23 [11.7]	56 [28.4]	197 [100]	計	51(25)	21(11)	3	7(7)	2(1)	84(44)

第4節 卒業生・修了生の動向

年度	区 分	教 員			企業・ 官庁等	進 学	その他 (未就職等)	合 計	教 員 内 訳						
		正 規	臨 時	計					区 分	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	盲・聾・ 養護学校	計
平成 11 年度	男	6	26	32	18	17	18	85	正 規	4(1)	4(1)		8(8)		16(10)
	女	10	41	51	29	10	22	112	臨 時	42(26)	16(9)	5(2)	2(2)	2(2)	67(41)
	計	16 [8.1]	67 [34.0]	83 [42.1]	47 [23.9]	27 [13.7]	40 [20.3]	197 [100]	計	46(27)	20(10)	5(2)	10(10)	2(2)	83(51)
平成 12 年度	男	14	27	41	8	17	19	85	正 規	26(14)	2(1)		9(8)		37(23)
	女	23	42	65	26	3	21	115	臨 時	42(25)	19(12)	5(2)	2(2)	1(1)	69(42)
	計	37 [18.5]	69 [34.5]	106 [53.0]	34 [17.0]	20 [10.0]	40 [20.0]	200 [100]	計	68(39)	21(13)	5(2)	11(10)	1(1)	106(65)
平成 13 年度	男	17	33	50	10	16	13	89	正 規	22(11)	6(2)	1(1)	10(8)		39(22)
	女	22	39	61	20	16	12	109	臨 時	49(27)	21(11)		1	1(1)	72(39)
	計	39 [19.7]	72 [36.4]	111 [56.1]	30 [15.1]	32 [16.2]	25 [12.6]	198 [100]	計	71(38)	27(13)	1(1)	11(8)	1(1)	111(61)
平成 14 年度	男	13	31	44	6	13	11	74	正 規	36(23)	2(2)		4(4)	1(1)	43(30)
	女	30	47	77	27	10	17	131	臨 時	54(35)	22(11)	1	1(1)		78(47)
	計	43 [21.0]	78 [38.0]	121 [59.0]	33 [16.1]	23 [11.2]	28 [13.7]	205 [100]	計	90(58)	24(13)	1	5(5)	1(1)	121(77)
平成 15 年度	男	18	26	44	5	13	10	72	正 規	31(18)	5		5(5)		41(23)
	女	23	31	54	19	5	14	92	臨 時	33(20)	16(7)	4	3(3)	1	57(31)
	計	41 [25.0]	57 [34.8]	98 [59.8]	24 [14.6]	18 [11.0]	24 [14.6]	164 [100]	計	64(38)	21(7)	4	8(8)	1	98(54)
平成 16 年度	男	21	23	44		15	4	63	正 規	37(23)	8(2)		4(4)	1	50(29)
	女	29	26	55	18	8	9	90	臨 時	31(18)	14(7)	1	2(1)	1	49(26)
	計	50 [32.7]	49 [32.0]	99 [64.7]	18 [11.8]	23 [15.0]	13 [8.5]	153 [100]	計	68(41)	22(9)	1	6(5)	2	99(55)
平成 17 年度	男	16	21	37	6	20	6	69	正 規	36(23)	4(1)		4(4)		44(28)
	女	28	34	62	17	13	12	104	臨 時	37(24)	14(6)	1(1)	3(3)		55(34)
	計	44 [25.4]	55 [31.8]	99 [57.2]	23 [13.3]	33 [19.1]	18 [10.4]	173 [100]	計	73(47)	18(7)	1(1)	7(7)		99(62)
平成 18 年度	男	27	17	44	4	7	7	62	正 規	48(25)	7(3)		5(5)		60(33)
	女	33	33	66	25	6	11	108	臨 時	34(22)	13(8)		1(1)	2(2)	50(33)
	計	60 [35.3]	50 [29.4]	110 [64.7]	29 [17.1]	13 [7.6]	18 [10.6]	170 [100]	計	82(47)	20(11)		6(6)	2(2)	110(66)

表2 大学院修了生（現職教員を除く）の就職状況

(注) [] 内は卒業者に占める割合(%)を表す。()内は女子で内数を表す。

各年5月1日現在

年 度	区 分	教 員			企業・ 官庁等	進 学	その他 (未就職等)	合 計	教 員 内 訳								
		正 規	臨 時	計					区 分	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	盲・聾・ 養護学校	その他	計	
昭和 59 年度	男	5	2	7			1	8	正 規	1	4(2)	4(2)					9(4)
	女	4		4			2	6	臨 時	1		1					2
	計	9 [64.3]	2 [14.3]	11 [78.6]			3 [21.4]	14 [100]	計	2	4(2)	5(2)					11(4)
昭和 60 年度	男	22	2	24	3		6	33	正 規	5(1)	12	6(1)	1				24(2)
	女	2	1	3	3		2	8	臨 時	1	1					1(1)	3(1)
	計	24 [58.6]	3 [7.3]	27 [65.9]	6 [14.6]		8 [19.5]	41 [100]	計	6(1)	13	6(1)	1			1(1)	27(3)
昭和 61 年度	男	37	10	47	3		13	63	正 規	15(2)	21(7)	11(4)	3(3)	3(1)	1		54(17)
	女	17	5	22	4		5	31	臨 時	4(2)	7(1)	2	1(1)	1(1)			15(5)
	計	54 [57.4]	15 [16.0]	69 [73.4]	7 [7.5]		18 [19.1]	94 [100]	計	19(4)	28(8)	13(4)	4(4)	4(2)	1		69(22)
昭和 62 年度	男	26	4	30	5		11	46	正 規	11(4)	9(2)	8(2)	1	3	2		34(8)
	女	8	6	14	2		7	23	臨 時	3(2)	1(1)	4(3)		2			10(6)
	計	34 [49.3]	10 [14.5]	44 [63.8]	7 [10.1]		18 [26.1]	69 [100]	計	14(6)	10(3)	12(5)	1	5	2		44(14)
昭和 63 年度	男	17	4	21	4		13	38	正 規	7(1)	5(2)	3	1	6(2)			22(5)
	女	5	1	6	3		9	18	臨 時			3	1			1(1)	5(1)
	計	22 [39.3]	5 [8.9]	27 [48.2]	7 [12.5]		22 [39.3]	56 [100]	計	7(1)	5(2)	6	2	6(2)	1(1)		27(6)
平成 元 年度	男	18	4	22	2		8	32	正 規	10(6)	12(4)	3(1)		5(1)			30(12)
	女	12	7	19	2		5	26	臨 時	4(4)	5(1)	2(2)					11(7)
	計	30 [51.7]	11 [19.0]	41 [70.7]	4 [6.9]		13 [22.4]	58 [100]	計	14(10)	17(5)	5(3)		5(1)			41(19)
平成 2 年度	男	31	1	32	3	1	6	42	正 規	17(6)	8(1)	14(6)	1(1)	5(3)	4(1)		49(18)
	女	18	4	22	3		3	28	臨 時	2(1)	1(1)	1(1)		1(1)			5(4)
	計	49 [70.0]	5 [7.1]	54 [77.1]	6 [8.6]	1 [1.4]	9 [12.9]	70 [100]	計	19(7)	9(2)	15(7)	1(1)	6(4)	4(1)		54(22)
平成 3 年度	男	22	9	31	6	4	5	46	正 規	15(5)	9(3)	2(1)	1(1)	6(4)	3		36(14)
	女	14	6	20	3		9	32	臨 時	3(1)	4(2)	4(2)	1(1)	3			15(6)
	計	36 [46.2]	15 [19.2]	51 [65.4]	9 [11.5]	4 [5.1]	14 [18.0]	78 [100]	計	18(6)	13(5)	6(3)	2(2)	9(4)	3		51(20)
平成 4 年度	男	12	10	22	5		12	39	正 規	11(7)	5(3)	4	1	2(1)			23(11)
	女	11	5	16	8		14	38	臨 時	5(1)	5(2)	2(1)	1(1)	1	1		15(5)
	計	23 [29.9]	15 [19.5]	38 [49.4]	13 [16.9]		26 [33.7]	77 [100]	計	16(8)	10(5)	6(1)	2(1)	3(1)	1		38(16)
平成 5 年度	男	15	12	27	6	1	13	47	正 規	6(1)	5	7(4)		5(3)			23(8)
	女	8	7	15	4		6	25	臨 時	7(4)	3(2)	5		4(1)			19(7)
	計	23 [31.9]	19 [26.4]	42 [58.3]	10 [13.9]	1 [1.4]	19 [26.4]	72 [100]	計	13(5)	8(2)	12(4)		9(4)			42(15)
平成 6 年度	男	18	7	25	4	1	11	41	正 規	6(2)	7(2)	5(2)		5	2(1)		25(7)
	女	7	10	17	3		14	34	臨 時	7(2)	3(1)	4(4)	1(1)	2(2)			17(10)
	計	25 [33.3]	17 [22.7]	42 [56.0]	7 [9.4]	1 [1.3]	25 [33.3]	75 [100]	計	13(4)	10(3)	9(6)	1(1)	7(2)	2(1)		42(17)
平成 7 年度	男	14	13	27	1		4	32	正 規	3(1)	9(4)	5(2)	1(1)	4(2)	4(2)		26(12)
	女	12	4	16	7	1	23	47	臨 時	3(1)	5(2)	7(1)		2			17(4)
	計	26 [32.9]	17 [21.5]	43 [54.4]	8 [10.1]	1 [1.3]	27 [34.2]	79 [100]	計	6(2)	14(6)	12(3)	1(1)	6(2)	4(2)		43(16)
平成 8 年度	男	10	6	16	7	3	17	43	正 規	5(4)	8(1)	1		1	2(2)		17(7)
	女	7	8	15	4	1	21	41	臨 時	5(3)	4(3)	5(2)					14(8)
	計	17 [20.2]	14 [16.7]	31 [36.9]	11 [13.1]	4 [4.8]	38 [45.2]	84 [100]	計	10(7)	12(4)	6(2)		1	2(2)		31(15)
平成 9 年度	男	13	7	20	1	1	18	40	正 規	4(1)	4(1)	5(1)	1(1)	3	1(1)		18(5)
	女	5	15	20	10	1	16	47	臨 時	3(1)	8(5)	9(7)		2(2)			22(15)
	計	18 [20.7]	22 [25.3]	40 [46.0]	11 [12.6]	2 [2.3]	34 [39.1]	87 [100]	計	7(2)	12(6)	14(8)	1(1)	5(2)	1(1)		40(20)
平成 10 年度	男	6	3	9	9		14	32	正 規	3(1)	3(1)	2		1(1)	1(1)		10(4)
	女	4	11	15	7	1	17	40	臨 時	4(2)	4(3)	4(4)		2(2)			14(11)
	計	10 [13.9]	14 [19.4]	24 [33.3]	16 [22.2]	1 [1.4]	31 [43.1]	72 [100]	計	7(3)	7(4)	6(4)		3(3)	1(1)		24(15)

第4節 卒業生・修了生の動向

年度	区 分	教 員			企業・ 官庁等	進 学	その他 (未就職等)	合 計	教 員 内 訳							
		正 規	臨 時	計					区 分	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	盲・聾・ 養護学校	その他	計
平成 11 年度	男	8	9	17	10	4	9	40	正 規	2(1)	2	1	2	2(2)	2	11(3)
	女	3	15	18	3	2	11	34	臨 時	5(4)	8(5)	5(2)		5(4)	1	24(15)
	計	11 [14.9]	24 [32.4]	35 [47.3]	13 [17.6]	6 [8.1]	20 [27.0]	74 [100]	計	7(5)	10(5)	6(2)	2	7(6)	3	35(18)
平成 12 年度	男	8	14	22	3	4	12	41	正 規	5(1)	4(1)	1(1)	1		2(2)	13(5)
	女	5	12	17	9	2	25	53	臨 時	6(1)	6(4)	9(4)	2(1)	3(2)		26(12)
	計	13 [13.8]	26 [27.6]	39 [41.4]	12 [12.8]	6 [6.4]	37 [39.4]	94 [100]	計	11(2)	10(5)	10(5)	3(1)	3(2)	2(2)	39(17)
平成 13 年度	男	14	15	29	6	4	20	59	正 規	8(2)	5(1)	1		6(3)	1(1)	21(7)
	女	7	19	26	8	1	10	45	臨 時	11(3)	8(4)	7(4)	2(2)	6(6)		34(19)
	計	21 [20.2]	34 [32.7]	55 [52.9]	14 [13.5]	5 [4.8]	30 [28.8]	104 [100]	計	19(5)	13(5)	8(4)	2(2)	12(9)	1(1)	55(26)
平成 14 年度	男	10	24	34	9	2	13	58	正 規	4	3(1)	2(1)		4(2)	4(3)	17(7)
	女	7	21	28	12	2	14	56	臨 時	23(12)	13(4)	5(1)		2(2)	2(2)	45(21)
	計	17 [14.9]	45 [39.5]	62 [54.4]	21 [18.4]	4 [3.5]	27 [23.7]	114 [100]	計	27(12)	16(5)	7(2)		6(4)	6(5)	62(28)
平成 15 年度	男	13	20	33	3	3	31	70	正 規	9(5)	5(1)	3(1)		2	2(1)	21(8)
	女	8	21	29	1	2	22	54	臨 時	10(5)	17(9)	7(4)		5(2)	2(1)	41(21)
	計	21 [16.9]	41 [33.1]	62 [50.0]	4 [3.2]	5 [4.0]	53 [42.8]	124 [100]	計	19(10)	22(10)	10(5)		7(2)	4(2)	62(29)
平成 16 年度	男	3	18	21	4	4	14	43	正 規	8(7)	2(1)		2(2)	3(2)		15(12)
	女	12	12	24	7	3	10	44	臨 時	12(6)	13(4)	2(1)		3(1)		30(12)
	計	15 [17.2]	30 [34.5]	45 [51.7]	11 [12.6]	7 [8.1]	24 [27.6]	87 [100]	計	20(13)	15(5)	2(1)	2(2)	6(3)		45(24)
平成 17 年度	男	10	15	25	7	7	12	51	正 規	7(2)	2	4(2)		2(1)	2(2)	17(7)
	女	7	13	20	13	1	10	44	臨 時	11(4)	8(4)	7(3)		2(2)		28(13)
	計	17 [17.9]	28 [29.5]	45 [47.4]	20 [21.0]	8 [8.4]	22 [23.2]	95 [100]	計	18(6)	10(4)	11(5)		4(3)	2(2)	45(20)
平成 18 年度	男	6	20	26	5	3	17	51	正 規	16(14)	4(1)	1	1(1)	2(2)	1(1)	25(19)
	女	19	10	29	11	2	13	55	臨 時	12(4)	10(2)	2(1)		5(3)	1	30(10)
	計	25 [23.6]	30 [28.3]	55 [51.9]	16 [15.1]	5 [4.7]	30 [28.3]	106 [100]	計	28(18)	14(3)	3(1)	1(1)	7(5)	2(1)	55(29)

3 同窓会

(1) 上越教育大学学校教育学部同窓会

本同窓会は、会員相互の連携と親睦を図り、併せて上越教育大学の発展に寄与することを目的として、昭和61年3月に発足した学部の同窓会である。

卒業されたみなさんの教育現場等での実践の成果や大学の地域への研究成果の発信など、在校生を含め意義ある情報交換ができた方がいいと考えている。

会員4,596人、会長は笠原芳隆

(2) 上越教育大学大学院同窓会

昭和60年に設立した上越教育大学大学院修士会を母体に、平成10年に上越教育大学院同窓会が設立された。大学院同窓会の目的は、会員相互の親睦と啓発をはかるとともに教育に関する諸問題に対して意見を交流し、併せて上越教育大学の発展充実に寄与することである。平成16年の国立大学法人化にともない、各県やブロック単位の支部をおくことなど会則を一部変更した。現在までに新潟県、長野県、東京都、宮城県、静岡県、石川県、群馬県、千葉県、富山県、沖縄県に支部が設立されている。

大学院同窓会の役員、会則、活動は本学ホームページに掲載され、各県支部の活動等は「JUEN 上越教育大学学園だより」に掲載されている。また、修了生の住所については、データベースをその都度更新し、修了生の動静を把握しており、同窓会支部の立ち上げ、各種の研修、研究における連絡事務の他、会員相互の連絡調整として活用されている。

会員5,136人、会長は寺田喜男、事務局長は中村雅彦

第5章 地域と大学及び国際交流

第1節 地域と大学

1 地域連携の推進

(1) 本学の地域連携のスタートと地域連携推進室の誕生

近年、本学に限らず各大学には、地域への貢献という従来の研究・教育以外の新たな役割が要望されている。平成16年度にそれまでの国立大学が法人化されたことも、存在意義が問われる大学の動きに一層拍車をかけている。地域連携と言っても、大学や地域の特色に応じて、様々な方法や形態があるのは言うまでもない。この10年ほどの本学の取組を概観する。

まず、平成7年10月には、上越市と「上越教育大学と上越市間のネットワーク相互接続に関する覚書」を取り交わし、学術研究の情報の交換の推進を図ることを目的として、ネットワークの相互接続を実施した。最初の年には、小学校3校と中学校2校とネットワークが接続された。これには、同年本学情報処理センターが新築されたことも大きい。

平成14年度には、地域との連携を組織的・総合的に取り組みかつ積極的に推進するため、上越教育大学地域連携推進室が設置された。5月設置時点において、室長以下、次長及び室員の計15名をもってスタートすることになった。なお、室の業務が整理・整備されるのに従い平成16年度以降は、6名で構成されている。

(2) 現職教員支援のための推進事業

地域連携推進室が取り組み始めた現職教員支援のための推進事業を紹介する。代表的なものとして、文部科学省が設置した地域貢献特別支援事業に、新潟県と新潟大学、長岡技術科学大学及び本学の3大学が連携して申請を行い、上越教育大学が主体となり申請、採択された事業（現職教員支援のための総合的「学校コンサルテーション」事業（平成14～16年度、以後「学校コンサルテーション事業」と称する）は国立大学法人の役割を明確化するものとなった。また、情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援推進事業（平成14年度）、障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業（平成14年度）が開始された。この他に学校教育相談研修システム構

築支援事業（平成15、16年度）、地方分権化時代に即応した自律的な学校経営力育成のためのスクールリーダー研修支援事業（平成15、16年度）の二つの事業が立ち上げられた。

平成14年には、本学地域連携推進室と学校教育総合研究センターが共同で実施することによって先述の「学校コンサルテーション事業」が一層発展することになった。「学校コンサルテーション事業」は各学校への出前授業や従来から行われている教員研修等での講演や助言とは異なった「対話型支援事業」と呼ばれる教育大学が実施する新たな試みである。本事業は（1）学校現場を実際に訪問して行われた指導等（2）学校コンサルテーションサーバーを用いた相談事業「NiSCoS」（Niigata School Consultation System）（3）（2）をもとに展開されたシンポジウム、に分けられる。NiSCoSの利用方法は学校単位としているため、まず学校として登録する必要があり、大学周辺の学校には管理職等を通じて連絡を行う。その後、学校あてに承諾書と利用の手引きが送られ、さらに個人あてにユーザーIDとパスワード等が送付される。会員は学校だけでなく、自宅のパソコンからも質問等を送信できるようになっており、プライバシーも配慮されている。ただ、学校からのコンサルテーションホームページへのアクセスは教員にとって取り扱いにくい現状もあり、学校教育現場への一層の浸透を図るため、平成19年度以降は、教育委員会が校長会や各学校へ紙媒体の情報を発信し、将来的なホームページサーバーの活用構築に努めている。

また平成14年度から、コンサルテーションホームページの活用だけでなく、教育現場からの相談の多い内容や関心の高い内容についてシンポジウムも開催されている。同年では3つのシンポジウム「食育に関するシンポジウム」、「スクールリーダー養成・研修講座」、「特別支援教育シンポジウム」が開催された。このシンポジウムでは、新潟県教育委員会や上越市教育委員会が後援になったり、新潟大学との連携のもとに実施されたりした。それぞれのシンポジウムには多くの学校や教育委員会などの関係者が参加し、教育大学の目的に照らして、地域連携事業に係わる教育サービスとして意義のあるものと考えられる。

(3) 近隣の教育委員会、大学との連携

新潟県及び上越地域教育委員会との連携、新潟大学及び信州大学との連携により展開している。特に平成15年度からは、現職教員の高度研修機関である上越教育大学の特徴を活かし、高度な臨床的指導力の向上を図る人材養成及び教育相談等を中核に、組織的・継続的な地域貢献を推進し、上越地域を中心とする上越市・柏崎市・糸魚川市・新井市（現妙高市）の各教育委員会との一層の連携協力を行うことを目的に連携協議会が定期的に実施されている。

大学間における地域連携では、平成14年以降、北信越地域の教員養成・研修を趣旨として信州大学、新潟大学との互いの良い点を補い合うという、相互の向上をねらいとした活動が行われており、近年では、富山大学との連携・協力体制も進められつつある。また、平成16年には上越市内に立地する新潟県立看護大学との間で地域貢献に関する連携協議会が設置され、平成17年協議会開催、平成18年上越市も交えた地域貢献部会開催と展開されている。

(4) 地域連携時の災害支援

近年、自然災害に対する被害が国内外で目立っている。新潟県においても平成16年新潟豪雨、中越地震、平成19年中越沖地震等によって近辺の学校にも大きな被害が生じた。本学としてもこれに対応すべく被災した学校からの支援要請を受け、復旧のための支援活動を行った。最近では教育委員会、学校、本学との復興に向けての連携システムは構築され、スムーズなボランティア学生の派遣が可能になっている。また、平成18年には、上越市と「上越市地域防災計画等に基づく避難所の開設等についての覚書」を締結した。これにより、地震、豪雨等の災害による被害が生じた場合などに本学、附属小学校、附属中学校を一時的な避難場所とすることが可能となっている。

(5) 地域連携の課題

これからの教育大学が、事業を活性化したり、広報したりするには、教育現場のニーズを押さえておくことが必要である。そのためには、日常からの教育現場との情報共有、相互理解などにもとづくパートナーシップの構築が不可欠になる。さらに、地元の教育センター等と連携することも重要であり、その場合、大学でしかできないことは何かを踏まえて

おく必要がある。様々な事例をデータベース化しながら、地域の要望の高い課題について、具体例を大学の立地する新潟県だけでなく、全国各地や場合によっては海外の事例も掌握しておく意義がある。地域連携をはじめとした、学生支援、国際交流を中心とした活動は、今後も大学改革の重要な核となることが予想される。

2 地域教育界への貢献

本学は、教員養成目的大学として、さらに、大学院レベルでの教員再教育機関として専門的力量をもった教師を輩出してきた。現場ニーズに応えるための大学改革も順次実施し、教育研究指導においては、現実の学校現場で発生している課題については、現実の学校現場で発生している課題について実態を踏まえた上での問題解決を支えてきた。定型の形にはめる「伝統知」から「臨床の知」という新しい創造的テーマに向けた取り組みが進んでいる。学校現場の課題は目の前に発生する時々刻々のホットなテーマであり、個別的であり、必ずしも一般論で解決できるものとは限らない。状況に応じた解決策が必要であり、問題解決に当たる組織力や協働力によって解決されるべき性格を持つ。大学は、こうした現場の生々しい声を受け入れ、これを大学の新たな課題として受け入れ、研究テーマとすることによって新しい活動を展開する。今や、地域貢献はこのような地域のニーズを受け止め、これらの課題と連携しながら協働的に解決していくことを目的として、教育・研究と同列に位置づけられる課題であると受け止めている。

(1) 内地留学生の受入れ

現職教員に対する研修サービスとして、上越教育大学学則第87条、上越教育大学研究生規則及び上越教育大学研究生取扱細則に規定されているとおり、特定の専門事項について研究する研究生の受入れを行っている。現職教育のため、任命権者（都道府県教育委員会又は市町村教育委員会）の命により派遣される現職教員（以下「内地留学生」という。）については、出願期間は設けず、原則として入学を希望する月の2か月前とし、希望する指導教員の内諾を得た上で出願させている。なお、規定により、検定料、入学料及び授業料は徴収していない。

過去7年間の内地留学生の受入れ人数は、次のと

おりである。

平成13年度	11人
平成14年度	10人
平成15年度	16人
平成16年度	9人
平成17年度	13人
平成18年度	13人
平成19年度	9人

上記のとおり、過去7年間で81人を受け入れており、研究生全体に対する内地留学生の割合は、平均で36%を有している。

所属別人数では、特別支援教育32人、臨床心理19人、学習臨床11人、生徒指導6人、国語3人、学校心理2人、英語2人、社会2人、保健体育2人、幼児教育1人、美術1人となっている。このことから、現職教員の研修ニーズは、教科に関するものよりも、特別支援教育や臨床教育に関するものが多いことがわかる。

所属学校種別人数では、小学校32人、中学校26人、高等学校4人、養護学校19人である。

派遣元都道府県別人数では、富山県37人、新潟県22人、鳥取県15人、長野県3人、福井県2人、埼玉県1人、千葉県1人となっている。隣県である富山県が最も多く、新潟県と合わせて、この2県で受入数の大半を占めている。また、平成15年度以後、鳥取県から毎年度2～4人を特別支援教育に受け入れている。

今後も、内地留学生を受け入れることにより、新潟県教育界はもとより、他県教育界への貢献も担っていくことであろう。

(2) 認定講習会等の開催

新潟県教育委員会、富山県教育委員会等の要請に応じて、教育職員免許法認定講習の開催に協力している。新潟県教育委員会は、新潟大学と本学を会場として、それぞれの大学の教員が講師として協力して開催している。また、富山県等は本学教員を講師として派遣している。

この認定講習は、教育職員免許法に定める「教科に関する科目」、「教職に関する科目」等に対応する科目を開催し、現職教員が教育職員検定により上位の免許状、他教科の免許状、隣接校種の免許状又は特別支援学校の教諭の免許状を取得しようとする場合に必要科目を履修できることになっている。

さらに平成19年度から3年間程度の間、文部科学省の特別支援学校教員専門性向上事業に基づき、本学が特別支援学校教諭免許法認定講習を開催している。

また、学校図書館法に基づき、文部科学省が委嘱する学校図書館司書教諭講習を実施している。このような講習会をとおして、広く全国及び地域の現職教員の資質向上に貢献している。

3 各種文化事業の実施（文化講演会、公開講座、出前講座）

人生80年時代を迎え、生涯学習が今日的課題としてクローズアップされている。本学は、こうした社会的ニーズに基づいて、昭和57年度から大学を一般市民に開放し、開かれた大学としての事業に公開講座と文化講演会を実施してきた。更に平成14年度からは、本学の研究成果を地域社会に還元するため、地域の教育関係機関等の求めに応じ出向して講義等を行う出前講座を開始した。

平成16年度の法人化に際しては、中期目標・中期計画中に「社会との連携」を明記し、地域社会等との連携・協力、社会サービスの提供を目指している。

(1) 公開講座

公開講座を開始したのは、開学4年目の昭和57年度である。学内に公開講座委員会が結成され、方針、調査、立案、内容の検討等が行われ実施に移された。

公開講座の基本方針は概ね次のようなものである。

① 1講座を5回とし、1講座の総時間数は15時間を原則とする。

② 実施時期は、特別な事情がない限り5月、6月、9月、10月の4ヶ月以内で行うものとする。

講座の内容や程度については、一般市民を対象とするもの、現職教員を対象とするもの、婦人を対象とするもの等、できるだけ受講者の側の要求にそうよう配慮している。

基本方針はそのまま受け継がれ、公開講座立案方針へと発展し、平成16年度の法人化に際しては、次のような公開講座立案方針となり、ほぼ現在に至っている。

① 開設講座数 10講座以上

② 講座の種類

一般公開講座 地域住民を主たる対象とする。

現職教育講座 現職の教員を主たる対象とする。

特別公開講座 小・中・高校生を主たる対象とする。

免許法認定公開講座 教育職員免許法施行規則に基づくもの

③ 開設時期 6月上旬～11月上旬

④ 時間数 目安として1講座あたり15時間程度

⑤ 定員 一講座あたり20人程度

⑥ 講師への謝金 本学教員が担当する場合、謝金は支払わない。

また、平成17年度には、公開講座の目的を次のように定め、地域住民に対する大学の役割が明確化し、教員養成大学としての特性を生かした講座の開設が期待されるとともに、受講者からも学ぶというシステムを生かし、地域に密着した教育・研究の相互交流を推進するものとした。

① 生涯学習・大学開放事業として、地域住民に知的エネルギーを与え、人生を楽しむ「こつ」を伝授することを目的に、多くの市民が参加しやすいように配慮した講座を開設する。

② 教員養成大学の特性を生かし、現職教員のニーズに合わせた研修内容を設定し、内容に応じて、講師と受講者の双方向的な交流ができるように配慮した講座を開設する。

(2) 文化講演会

文化講演会は、地元上越市からの要望もあって本学と上越市が共催ということで、昭和57年から先に示した公開講座と二本立ての形で始められた。

この文化講演会は本学学生に対しては授業の一環として、5回の聴講をもって一般教養の授業に読み替え、総合分野「文化研究」の1単位を認定する(聴講毎に「文化研究レポート」を提出し、その採点結果の合格したものを5回分をあわせて1単位とする)。また一般市民に対しては生涯教育・教養講座という二面性を持つものとしてスタートした。

近年、こうした教養講座の行事は地域においても多く持たれるようになった。地域の各行政機関の企画による講演会等が、次第に増えた。このような状況の中で、この文化講演会が市民の参加を維持し続

けるのは、なかなか至難のことである。特に昭和60年度においては、入場者数が減少したこともあって、平成61年度の委員会で対策が検討された。

その結果、次のような結論に達した。

① 実施回数の5回を3回に減らす。

② 学生の単位認定の関係上、61年度入学生が卒業するまでは、5回数を維持するため、この他に2回の講演会を本学教員で実施する。

以上のことが、市にも承認されて昭和62年度からそのように変更され、学内講演会は平成元年度まで行われた。

平成2年度学部入学者より、授業科目としての扱いはなくなった。ただし、平成元年度以前の入学者に対しては、なお従来どおり(5回聴講し、レポート採点が全て合格の場合に1単位認定)とする。

平成11年度からは、例年の3回から2回にし、講師の推薦は本学に一任されてきたが、平成12年度からは、本学が1人、上越市が1人講師を選考することとした。さらに平成16年度からは、上越市の予算減額等があり2回を1回にし、講師の選定は、本学と上越市が互いに選出し、旅費を本学が、講演謝金を上越市が負担して実施した。

現在は、地域の他の講演会との調整や財政的支援のあり方も含めて、困難な運営に直面している。

(3) 出前講座

平成14年度から、本学の多彩な人的資源を活用して地域社会の多様なニーズに対応するとともに、本学の研究成果を広く地域社会に還元するため、地域貢献事業の一環として地域の教育関係機関等の求めに応じ、出向して講義等を行う出前講座を実施した。

出前講座の基本方針は大体次のようなものである。

① 対象地域は、上越地区内(上越市、新井市、糸魚川市、東・中・西頸城)とする。

② 受講対象者は、学校教職員、保護者、児童・生徒及び地域住民とする。

③ 受講者数は、15人以上見込めるものとする。

④ テーマ等の募集は、各教員に実施可能な出前講座を募集する。応募は、希望する教員1人あたり2テーマ以内とする。

⑤ 申し込み手続きは、年度当初にテーマ及び講師一覧を作成し、対象とする学校(園)長、教育委員会委員長等に送付する。申込者は、公・

私立学校（園）長，教育委員会委員長とする。申し込み受付後は，速やかに当該教員と日程等の調整を行い，その実施の可否を回答する。

- ⑥ 費用については，依頼先からの旅費，謝金等は受け取らないこととする。会場費は，申込者の負担とする。
- ⑦ その他事項として，出前講座は本務とする。テーマ及び講師一覧の追加変更等の更新は，原則として年度当初に行う。出前講座の実施は，原則として1テーマにつき，年間2回までを限度とする。出前講座の総実施講座数は，20講座以内とする。本学が提示するテーマ及び講師一覧以外に出前講座の希望があった場合は，関連領域の分野に属する教員と協議し，その実施の可否について申込者に通知する。

基本方針はそのまま受け継がれ，平成16年度から対象地域を新潟県内全域に拡大して実施し，上越市以外の地域（上越市は在勤地内となるため旅費は支給していない。）からの申し込みは旅費を負担してもらうことになった。また，1テーマにつき，年間2回までを限度とすること，希望する教員1人あたり2テーマ以内，総実施講座数は，20講座以内とすること，の方針を削除することになった。年々順調に開催されてきた。

平成20年度には，受講対象に企業を加え，出前講座講習料として，1講座当たり20,000円を負担してもらうこととした。ただし，新潟県内の諸学校は，従来どおり無償としている。かなり地域に定着してきた。

第2節 国際交流

1 国際交流・留学生交流の整備

(1) 本学の理念

グローバル化が進む現代において，教員養成大学である本学は，これまでの教師教育に加え，異文化理解に関する研究・教育を実践し，異文化理解マインドを持った教員を養成することが，上越教育大学の重要な使命の一つである。これからの教員に求められるものは，異なる文化的背景を有する人々と共存して生きる力とともに，国境を超えた適応能力を獲得することである。異文化理解マインドを持った教員達は，教育現場において豊かな国際感覚を持って，子ども達に接することができる。

(2) 制度の整備

昭和57年度，「海外教育実地研究計画準備委員会」が設立され，海外教育実地研究（現「海外教育（特別）研究」）を立案・実施した。昭和58年度からは国際交流委員会として，派遣留学生の送り出し，外国人留学生の受入れ等を取り扱っている。平成3年2月に国際交流委員会規程を制定し，平成4年度からは同規程に基づき，①学術の国際交流に関する事項，②学生の留学及び外国人留学生に関する事項，③その他本学の国際交流に関する事項を審議することとした。その後，国際交流委員会は，学術・文化の国際化に伴い，異文化に対する理解と関心を一層深めるために，主として，国際交流の推進に関する基本的事項，研究者の国際交流に関する事項，大学等との国際交流協定に関する事項，学生の留学及び外国人留学生に関する事項，その他国際交流に関し，学長が必要と認めた事項を審議する委員会として，各部から選出された研究科担当を命じられた教授各2人，日本語・日本事情担当専任教員及び学長が指名した者の計12人の委員から組織された。

平成14年度，国際交流推進の指針として『上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方』（平成14年6月19日運営評議会承認）が策定され，本学の国際交流及び留学生交流の推進に寄与することを目的として，国際交流推進室が設置された。国際交流推進室は，コーディネーター部会，留学生支援部会，研修プログラム部会によって構成されている。

平成16年4月の法人化に伴い，平成15年まで設置

されていた国際交流委員会と国際交流推進室の業務内容と機能が統合され、国際交流推進室として発足した。また、国際交流担当の学長特別補佐が配置された。

平成2年3月外国人留学生規則が制定され、4月から施行された。平成5年11月、外国人研究者規程が制定・施行された。平成15年12月、「私費外国人留学生（研究生）の受入れ方針」が実施された。

(3) 施設の整備

平成6年、多種にわたる留学生に対し、効果的・効率的な指導を行うことを目的とし、コンピュータや視聴覚教材を活用した個別指導及び予習・復習の個別学習を行うための環境整備として、留学生演習室が設置された。

また、国際化の進展に伴い、ますます増加しつつある外国人留学生及び外国人研究者の宿泊施設を確保するとともに、本学学生との共同生活の場を提供することにより、国際交流の一層の推進に資することを目的とし、国際学生宿舎（混在方式学生宿舎）が平成7年1月に、山屋敷団地に完成した。

(4) 国際交流推進後援会の設立

平成14年10月、上越教育大学における国際交流を支援し、教育及び学術研究の進展に寄与することを目的に上越教育大学国際交流推進後援会が設立された。

2 海外の交流協定校

(1) 海外との交流協定締結について

平成19年度現在、アメリカのアイオワ大学、イギリスのグラスゴー大学、中国のハルビン師範大学、北京師範大学、内蒙古民族大学、韓国の韓国教員大学校、トルコのチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学、台湾の国立嘉義大学、オーストラリアのウーロンゴン大学と大学間交流協定を結んでいる。各国別にコーディネーター教員を配置し、協定校との連絡調整や学生への留学相談を担当している。(表1：海外の交流協定校)

(2) 海外からの研究者の受け入れ

海外からの研究者受け入れは、昭和63年度、韓国の研究者を受け入れたことから始まった。平成元年

度から現在に至るまで、中国、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ロシア、カナダ、韓国、マレーシア、台湾、ポーランド、インドと、受け入れ国は多岐にわたっている。(表2：外国人研究者国別受け入れ数、表3：外国人研究者受け入れ実績参照)外国人研究者の受け入れについては、平成5年11月に制定された「外国人研究者規程」に基づき受け入れ期間は1ヶ月以上1年以内を原則として、国際交流推進室の審議を経て、学長が決定する。また、平成6年度に設置された国際学生宿舎内に外国人研究者用の宿舎を確保した。

3 外国人留学生の受け入れ

昭和60年4月、最初の留学生を1名受け入れた。その後、平成2年度、10名超、平成4年度、20名超、平成8年度、30名超、平成12年度、40名超、平成19年度現在、40名の外国人留学生を受け入れている。(表4：外国人留学生在籍状況参照)

(1) 教員研修留学生

平成5年度から教員研修留学生（国費）の受け入れが開始され、タイ、韓国、ブルネイから、計5名が受け入れられたのが最初で、その後、毎年1名から5名の範囲で、受け入れが行われている。受け入れの分野もさまざま、教員研修留学生の出身国も多岐にわたっている。(表5：教員研修留学生の受け入れ状況参照)

4 学生の海外留学・研修

昭和58年度から平成7年度までの間、教員養成大学・学部学生海外派遣制度により、シンガポール、イギリスへの学生派遣が行われた。また、平成4・5年度には、学生国際交流制度により、カナダへの学生派遣が行われた。しかし、「短期留学推進制度(派遣)」が平成8年度に創設されたことに伴い、既存の制度は廃止された。平成8年度から平成19年度現在まで、短期留学推進制度(派遣)により、これまで年に1～2名の割合で、イギリス、カナダ、韓国、中国に派遣されている。(表6：海外派遣留学生参照)

5 海外教育（特別）研究

短期間ではあるが外国に生活することにより、その国の教育の実情や生活文化に直接触れ、異文化・異民族に対する理解を深めるとともに、教育者として必要とされる広い視野や高い見識及び豊かな人間性の育成を図る目的で、学部学生については、昭和58年度から「海外教育研究」として、大学院学生については昭和63年度から「海外教育特別研究」として実施されている。第1回目は、シンガポールで実施され、参加学生83名が参加した。第9回、平成3年度まで、シンガポールで継続されたが、第10回目、平成4年度は、初めてカナダで実施された。それ以降、イギリス、韓国、アメリカ、中国でも実施されるようになった。平成13年度には、韓国教員大学校との学生交流（短期留学プログラム）も開始され、相互交流が行われるようになった。平成14年度、15年度と新たにオーストラリアで実施された。これまでの受け身的な形から、海外での授業実践が加えられ、参加型のプログラムとなった。平成18年度から、「海外教育（特別）研究A・B・C」の授業として、韓国、アメリカ、オーストラリアで実施されている。（表7：海外教育（特別）研究実施状況、表8：韓国教員大学校短期留学プログラム実施状況参照）

（1）海外フィールド・スタディの開講

上越教育大学では、平成18年度文部科学省の「大学教育の国際化推進プログラム」として、海外教育現場の視察訪問調査が行われ、その調査に基づき、平成19年度、大学院新科目「海外フィールド・スタディ」が立ち上がった。カリキュラム化された科目の実施先は、オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ州にあるウーロンゴン地域にある小学校から高校である。

「海外フィールド・スタディ」の開講は、「海外教育特別研究」の参加学生から、語学力強化のための研修、海外学校現場における長期的実習、ホームステイによる滞在を実現してほしいという要望が出ており、その要望を満たすプログラムの実現が検討された結果である。オーストラリアでの実施は、それまでに、学生の自主参加の形で、インターンシップを実施していること、また、本学大学院生約400名へのアンケート調査を行った結果、オーストラリアへの海外研修希望が64%と多量に多く、研修の内

容として、学校での授業参観や異文化体験、教育事情研修などを希望する学生が70%～80%と、関心の高さを示したことに基づくものである。

「海外フィールド・スタディ」は教育実践研究の海外版である。上越教育大学では、教職キャリア教育として、入学早期から体験的な学習や教育実習を通じた主体的な学びの機会、総合インターンシップによる教育現場体験を系統的に導入していた。また、教師教育においては、学校現場における長期的なアクション・リサーチによる課題解決にあたる学校教育プログラムと、その成果を省察し、学部学生、大学院生、現職教員大学院生間の協働、協力校教員、専門の異なる大学教員の協働から、学校現場の実践に基づいた教師教育プログラムへの還元というマルチコラボレーション方式によるプロジェクトを実践していた。「海外フィールド・スタディ」は、地域の学校における本学の研究・実践を、海外の学校現場に適応したプログラムである。この科目のカリキュラムは、4つの段階：事前学習—実践—省察—表現に分けられ、一年間を通して、リフレクションを継続していきながら、参加学生が自律的に、かつ協働的に活動し、実践していく。

開講初年度、平成19年度の受講学生は、10名で、そのうち現職教員が5名であった。参加学生の分野はさまざまで、研修校は、小学校、高等学校（ジュニア）、高等学校（シニア）に分かれ、実践をおこなった。

資料：

表1：海外の交流協定校

表2：外国人研究者国別受け入れ数

表3：外国人研究者受け入れ実績

表4：外国人留学生在籍状況

表5：教員研修留学生の受け入れ状況

表6：海外派遣留学生

表7：海外教育（特別）研究実施状況

表8：韓国教員大学校短期留学プログラム実施状況

6 上越教育大学の30年と国際交流の歩み

昭和53年10月 開学

昭和56年4月 学部学生の受入開始

昭和58年4月 大学院学生の受入開始
国際交流委員会を設置

- 昭和59年3月 第1回海外教育特別研究をシンガポールで実施
- 昭和60年3月 最初の学部卒業式, 大学院修了式
4月 留学生受入元年(最初の留学生1人受入)
- 昭和63年12月 開学10周年記念式典
- 平成元年 学部において私費外国人留学生の特別選抜を開始(平成2年4月入学生より)
- 平成2年3月 外国人留学生規則を制定(平成2年4月から施行)
5月 留学生受入10人を超える
6月 ブランドン大学(カナダ)と交流協定締結
- 平成3年6月 セント・アンドルーズ教育大学(イギリス)と交流協定締結
- 平成4年5月 留学生受入20人を超える
- 平成5年11月 外国人研究者規程を制定・施行
- 平成6年 留学生演習室を設置
- 平成7年1月 国際学生宿舎竣工
4月 国際学生宿舎入居開始
6月 上越市北東アジア留学生受入事業による留学生の受入開始
8月 ハルビン師範大学(中国)と交流協定締結
- 平成8年4月 連合研究科(博士課程)が設置, 学生の受入開始
5月 留学生受入30人を超える
上越国際交流協会の留学生支援事業開始
9月 オックスフォード・ブルックス大学(イギリス)と交流協定締結
12月 韓国教員大学校(韓国)と交流協定締結
- 平成10年6月 アイオワ大学(アメリカ)と交流協定締結
10月 開学20周年記念式典
- 平成12年5月 留学生受入40人を超える
- 平成13年5月 ハルビン師範大学と研究生受入れに関する協定締結(平成14年度から受入開始)
7月 韓国教員大学校との学生交流(短期留学プログラム)を開始
11月 北京師範大学(中国)と交流協定締結
- 平成14年6月 「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」の策定
7月 国際交流推進室を設置
10月 上越教育大学国際交流推進後援会の設立
- 平成15年12月 「私費外国人留学生(研究生)の受入れ方針」の実施
- 平成16年4月 国立大学の法人化(国際交流委員会と国際交流推進室の機能統合, 国際交流担当学長特別補佐の配置)
- 平成17年12月 チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学(トルコ)と交流協定締結
- 平成18年10月 国立嘉義大学(台湾)と交流協定締結
10月 内蒙古民族大学(中国)と交流協定締結
12月 アジア教師教育コンソーシアム(A T E C)の設立・参加
- 平成19年4月 「海外フィールド・スタディ」を大学院に開講
6月 ウーロンゴン大学(オーストラリア)と交流協定締結
10月 第2回A T E C国際シンポジウムを本学で開催

表1 海外の交流協定校

H20. 3

大学名	国名	締結年月	協定の内容	備考
ブランドン大学	カナダ	平成2年6月 更新 平成7年5月 平成13年4月	①「友好協力協定の原則」 ②「学生交流に関する協定書」	平成18年4月に協定失効
セント・アンドルーズ教育大学	イギリス	平成3年6月 更新 平成8年4月	①「教育・研究に関する交流協定」 ②「学生交流に関する覚書」	平成11年4月からグラスゴー大学となる。
哈爾濱師範大学	中国	平成7年8月 更新 平成12年12月	①「教育研究に関する交流協定」 (期限なし) ②「学生交流に関する覚書」 (①の協定が有効の間) ③「研究生受入れに関する協定」 (5年間, 期限H23. 5)	コーディネーター 黎 教授
オックスフォード・ブルックス大学	イギリス	平成8年9月 更新 平成11年9月	①「協定書」 ②「学生交流に関する付属文書」	平成14年9月に協定失効
韓国教員大学校	韓国	平成8年12月 更新 平成13年9月	①「学術協力協定書」 (期限なし) ②「学生交流に関する覚書」 (①の協定が有効の間)	コーディネーター 釜田 准教授
アイオワ大学	アメリカ合衆国	平成10年6月 更新 平成18年5月	①「教育・研究に関する協定書」 (期限なし) ②「学生交流に関する協定書」 (3年間, 期限H21. 5)	コーディネーター 庭野 准教授
北京師範大学	中国	平成13年11月	①「教育・研究に関する交流協定」 (期限なし) ②「学生交流に関する覚書」 (①の協定が有効の間)	コーディネーター 黎 教授
グラスゴー大学教育学部	イギリス	平成17年7月	①「学術協力協定」 (5年間, 期限H22. 7) ②「学生交流協定」 (5年間, 期限H22. 6)	コーディネーター 加藤 教授
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	トルコ	平成17年12月	①「学術交流に関する協定書」 (5年間, 期限H22. 12) ②「学生交流に関する覚書」 (①の協定が有効の間)	コーディネーター 白杵 学長特別補佐
国立嘉義大学	台湾	平成18年10月	①「教育研究に関する交流協定」 (5年間, 期限H23. 10) ②「学生交流に関する覚書」 (①の協定が有効の間)	コーディネーター 藤岡 教授
内蒙古民族大学	中国	平成18年10月	①「教育研究に関する交流協定」 (5年間, 期限H23. 10) ②「学生交流に関する覚書」 (①の協定が有効の間) ③「研修生(教員)派遣に関する協定」 (5年間, 期限H23. 10)	コーディネーター 黎 教授
ウーロンゴン大学 (ウーロンゴン・カレッジ・オーストラリアを含む)	オーストラリア	平成19年6月	①「了解覚書」 (5年間, 期限H24. 6) ②「付属文書—学生プログラムに関する申し合わせ」 (5年間, 期限H24. 6)	コーディネーター 白杵 学長特別補佐

表2 外国人研究者 国別受け入れ数

区分	中 国	イギリス	アメリカ	オーストラリア	ロシア	カナダ	韓 国	マレーシア	台 湾	ポーランド	インド	合 計
昭和63年度							1					1
平成元年度			1				2					3
平成2年度			1				1			1		3
平成3年度	1		1									2
平成4年度			1									1
平成5年度						1					1	2
平成6年度					1							1
平成7年度	1											1
平成8年度	2				1							3
平成9年度	2	1										3
平成10年度			1									1
平成11年度				1	1							2
平成12年度												0
平成13年度							1					1
平成14年度	1							1				2
平成15年度					1							1
平成16年度												0
平成17年度	1		2									3
平成18年度	2		2									4
平成19年度							1		1			2

表3 外国人研究者受け入れ実績

年度	氏名	国・地域	所属機関	研究期間	受入教官	旅費等の出所
63	崔 乗喆 (チョイ・スンチル)	韓国	徳成女子大学校	元. 1. 15～ 2. 1. 14	猪俣 公宏 (体育)	私費
元	Jean.S.Moog	アメリカ	ワシントン大学	元. 7. 10～ 元. 7. 26	星名 信昭 (障害児)	私費
	金 根英 (キム・クニヨン)	韓国	徳成女子大学校	元. 8. 30～ 2. 8. 30	猪俣 公宏 (体育)	大韓民国政府
2	Raul E.Curto	アメリカ	アイオワ大学	2. 8. 10～ 2. 8. 31	長 宗雄 (数学)	私費
	W.Zelazko	ポーランド	ポーランド科学アカデミー	2. 8. 10～ 2. 8. 31	長 宗雄 (数学)	私費
3	Suinn Richard	アメリカ	コロラド州立大学	3. 4. 18～ 3. 5. 16	猪俣 公宏 (体育)	コロラド州立大学
	孫 万林	中国	国務院発展研究中心	3. 8. 1～ 4. 1. 31	赤羽 孝之 (社会)	中国政府
4	Janet Montgomery	アメリカ	オハイオ州立大学	4. 4. 1～ 4. 10. 1	仲瀬 律久 (美術)	私費
5	Harihar Vishnupant Kumbhojka	インド	シハジ大学	5. 10. 4～ 5. 10. 31	黒木 伸明 (数学)	日本学術振興会
	John. A Dines	カナダ	ブランドン大学	5. 11. 8～ 5. 12. 6	新井 郁男 (教育基礎)	文部省
6	Vladimir D. Khudik	ロシア	ロシア科学アカデミー	6. 9. 8～ 6. 10. 7	天野 和孝 (理科)	私費
7	陳 連松	中国	遼寧師範大学	7. 10. 1～ 9. 9. 30	福島 謙二 (理科)	私費
8	Vladimir D. Khudik	ロシア	ロシア科学アカデミー	8. 7. 18～ 8. 8. 23	天野 和孝 (理科)	私費
	趙 新尼根	中国	内蒙古民族師範学院	8. 12. 1～ 10. 3. 31	戸北 凱惟 (理科)	内蒙古民族師範学院
9	Dorothy Suzanne Hunter	イギリス	ストラスアラン中・高等学校	9. 5. 26～ 9. 7. 8	高石 次郎 (美術)	私費
10						
11	Andreas Houben	オーストラリア	アデレード大学	11. 7. 1～ 11. 7. 25	光永伸一郎 (家庭)	オーストラリア科学アカデミー, 日本学術振興会
	Vladimir D. Khudik	ロシア	ロシア科学アカデミー	11. 8. 1～ 11. 8. 31	天野 和孝 (理科)	私費
12						
13	金 八星 (キム・パルソン)	韓国	ソウル市立白雲中学校	13. 5. 20～ 13. 6. 20	二谷 貞夫 (学習臨床)	私費
14	趙 徳宇	中国	南開大学	14. 7. 22～ 15. 3. 22	石田 文彦 (技術)	(財) 平和中島財団
	Yap Socy	マレーシア	国立ラジャアリ高等学校	14. 8. 15～ 14. 11. 12	古賀 一博 (生徒指導総合)	(財) 日本国際教育協会
15	Vladimir D. Khudik	ロシア	ロシア科学アカデミー	15. 8. 1～ 15. 9. 10	天野 和孝 (理科)	私費
16						

年度	氏名	国・地域	所属機関	研究期間	受入教官	旅費等の出所
17	Christopher B. Bjork	アメリカ	バツサー大学	17.7.13～ 18.7.12	和井田清司 (学習臨床)	フルブライト委員会
	包 満都拉	中国	内蒙古民族大学	17.10.1～ 18.9.30	小林 惠 (学習臨床)	中国政府
	Ernest Normand Savage	アメリカ	ポーリンググ リーン州立大学	18.3.15～ 18.5.15	山崎 貞登 (技術)	日本学術振興会
18	王 承云	中国	上海師範大学	19.1.4～ 19.3.31	赤羽 孝之 (社会)	日本学生支援機構
19	許 信恵 (ホ・シン ヒェ)	韓国	韓国教員大学校	19.4.1～ 19.12.16	釜田 聡 (学校教育総合 研究センター)	私費
	林 明煌	台湾	国立嘉義大学	19.7.1～ 19.9.10	藤岡 達也 (学習臨床)	私費

表4 外国人留学生在籍状況 (在学別)

区 分	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
連 合	国 費 計																				2	3	4	3
	私 費 計																		1	1		1	2	4
大 学 院	国 費 計			1	2	1	2	4	1	2	2	5	5	3	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2
	私 費 計		2	4	4	6	10	11	12	6	9	11	8	10	13	21	19	22	23	19	25	25	27	23
	計		2	5	6	7	12	15	13	8	11	16	13	13	17	25	22	25	26	21	27	27	29	25
学 部	国 費 計																							
	私 費 計							2	2	6	7	6	5	3	1			1	1	1	1			
	計							2	2	6	7	6	5	3	1			1	1	1	1			
研 究 生	国 費 計	1	1	2	3	2	1	5	3	3	4	5	3	6	5	10	11	17	12	14	11	7	3	8
	私 費 計	1	1	3	3	2	3	5	5	9	10	9	10	5	11	13	16	18	19	17	17	12	10	13
	計	1	1	3	3	2	3	5	5	9	10	9	10	5	11	13	16	18	19	17	17	12	10	13
国 私 合	国 費 計			1	1	2	3	2	6	7	8	7	10	7	8	12	10	9	5	8	5	5	8	7
	私 費 計	1	1	4	7	6	7	15	16	17	16	20	22	16	19	19	31	30	40	37	35	37	32	35
	計	1	1	5	8	8	10	17	22	24	24	27	32	23	27	31	41	39	45	45	40	42	39	45

(各年5月1日現在)

表4 外国人留学生在籍状況（国別）

区分	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
中国	1	1	2	4	5	6	8	9	10	13	12	13	11	14	16	29	30	35	31	32	36	35	34	35
台湾			1	2	1	1	4	9	8	6	8	10	5	3	2	3	3	4	2	2	2	2	1	1
韓国			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	4	2	3	3	4	4	2	1	1	2
ブラジル			1	1	1									1		1	1	1	1					
タイ						1	1	1	3	1	2	1			1				1					
マレーシア						1	1	1			1	1			1		1	1	1					
ドイツ							1									1								
オーストリア							1																	
フィリピン								1														1		
ブルネイ									1															
メキシコ									1	1	1	2		1	2	1								
インドネシア										1	1		1				1	1	2					
ベネズエラ										1														
イギリス											1	1	1	1	1	1						1		
カナダ												3				1								
香港													1	1	1									
フランス													1	1	1									1
ロシア													1	1										
アメリカ														1					1					
ベトナム															1									
パナマ															1	1								
ホンジュラス																1								
ミャンマー																			1					
サウジアラビア																			1					
スリランカ																				1	1			
ウクライナ																				1				
チェコ																						1	1	1
リトアニア																						1	1	1
ペルー																							1	
トルコ																								1
モンゴル																								1
バングラディッシュ																								1
フィジー																								1
計	1	1	5	8	8	10	17	22	24	24	27	32	23	27	31	41	39	45	45	40	42	41	39	45

(各年5月1日現在)

表5 教員研修留学生の受け入れ状況

年 度	人数	分 野	出身国	指導教員
平成5年度	5	教育経営	タイ	村田 貞雄
		教育方法	ブルネイ	平山 満義
		教育方法	タイ	中山勘次郎
		幼児教育	タイ	細井 房明
		社会	韓国	二谷 貞夫
平成6年度	2	数学	韓国	手島 勝朗
		体育	タイ	砥堀 雅信
平成7年度	3	障害児教育	メキシコ	森島 慧
		理科	タイ	戸北 凱惟
		美術	インドネシア	西野 範夫
平成8年度	2	教育基礎	中国	新井 郁男
		社会	メキシコ	二谷 貞夫
平成9年度	1	外国語	インドネシア	小野 昭一
平成10年度	2	教育方法	中国	田中 敏
		音楽	メキシコ	茂手木潔子
平成11年度	5	教育経営	中国	西 穰司
		教育方法	韓国	中山勘次郎
		幼児教育	メキシコ	細井 房明
		数学	タイ	森 博
		音楽	韓国	時得 紀子
平成12年度	2	教育経営	中国	古賀 一博
		教育方法	ホンデュラス	高田喜久司
平成13年度	1	国語	インドネシア	田島 弘司
平成14年度	1	社会	中国	赤羽 孝之
平成15年度	4	学習臨床	インドネシア	和井田清司
		生徒指導	タイ	荻原 克男
		社会	ミャンマー	志村 喬
		外国語	サウジアラビア	大場 浩正
平成16年度	2	理科	韓国	庭野 義英
		学習臨床	ブルネイ	北條 礼子
平成17年度	1	幼児教育	フィリピン	大山美和子
平成19年度	1	数学	ペルー	高橋 等
平成20年度	3	学習臨床	モンゴル	角谷 詩織
		外国語	バングラデッシュ	大場 浩正
		保健体育	フィジー	伊藤 政展
合計人数	35			

表6 海外派遣留学生（昭和58年度～平成19年度）

区 分	教員養成大学・学部学生海外派遣制度		学生国際交流制度	短期留学推進制度（派遣）				私 費
	シンガポール	イギリス	カナダ	イギリス	カナダ	韓国	中国	
昭和58年度	2							
昭和59年度	2							
昭和60年度	2							
昭和61年度	2							1 中国
昭和62年度	2							1 シンガポール
昭和63年度	2							
平成元年度	2							2 シンガポール
平成2年度	2							2 シンガポール
平成3年度	2							
平成4年度	2		1					
平成5年度	2	1	2					1 カナダ
平成6年度		3						
平成7年度		3						
平成8年度				2	1			
平成9年度				1	1			
平成10年度						1		
平成12年度				1				
平成13年度								
平成14年度						1		
平成15年度					1		1	
平成16年度						1		
平成17年度								
平成18年度				1				
平成19年度				1				

(注)・文部省の「短期留学推進制度（派遣）」が平成8年度に創設されたことに伴い、既存の「教員養成大学・学部学生海外派遣制度」及び「学生国際交流制度」は平成7年度をもって廃止された。

表7 海外教育（特別）研究等実施状況（昭和58年度～平成20年度）

区 分	実施場所	時 期	参加者数			引率者数		引 率 者 数		
			学部	大学院等	計	教員	事務官	教 員	職 員	
第1回	昭和58年度	シンガポール	S59.3.25～ S59.3.31	70	13	83	5	0	◎木庭 修一, 大山美和子, 渡邊 寛治, 萩原 茂男, 関間 豊吉	
第2回	昭和59年度	〃	S60.3.25～ S60.3.31	44	3	47	3	0	◎川本 崇雄, 高田喜久司, 田中 博	
第3回	昭和60年度	〃	S61.3.31～ S61.4.6	24	7	31	3	0	◎川本 崇雄, 森島 慧, 鈴木 敏紀	
第4回	昭和61年度	〃	S62.3.30～ S62.4.5	31	9	40	2	0	◎塚田 泰彦, 宮坂 元裕	
第5回	昭和62年度	〃	S63.3.28～ S63.4.3	24	4	28	2	0	◎新井 郁男, 篠田 功	
第6回	昭和63年度	〃	H元.3.27～ H元.4.2	23	9	32	2	0	◎仲瀬 律久, 渡辺 彩子	
第7回	平成元年度	〃	H2.3.30～ H2.4.5	11	19	30	3	1	松野純孝学長 ◎小野 昭一, 若井 彌一	小山田健児
第8回	平成2年度	〃	H3.3.25～ H3.3.31	7	22	29	2	0	◎小野 昭一, 南館 忠智	
第9回	平成3年度	〃	H4.3.8～ H4.3.14	39	14	53	3	1	◎金澤 良樹, 藤原 義博, 大倉 浩	後藤 公夫
第10回	平成4年度	カナダ	H4.11.22～ H4.11.28	27	15	42	3	1	◎金澤 良樹, 仲瀬 律久, 三浦 望慶	池田 健助
第11回	平成5年度	シンガポール	H5.9.27～ H5.10.3	9	14	23	2	1	◎齋藤 九一, 佐藤 芳徳	舟見 登
第12回	平成6年度	イギリス	H6.9.20～ H6.9.27	11	17	28	3	1	◎新井 郁男, 森島 慧, 黒木 伸明	田中 一夫
第13回	平成7年度	シンガポール	H7.9.17～ H7.9.23	10	22	32	2	1	◎大嶽 幸彦, 大悟法 滋	外立 鉄夫
第14回	平成8年度	イギリス	H8.9.15～ H8.9.23	7	29	36	2	1	◎小野 昭一, 後藤 丹	田中 芳一
第15回	平成9年度	韓国	H9.9.22～ H9.9.28	6	13	19	2	1	◎小野 昭一, 加藤 泰樹	浅岡 芳郎
第16回	平成10年度	イギリス	H10.9.16～ H10.9.24	19	11	30	3	1	◎坂本 宗仙, 森島 慧, 川村 知行	霜越 隆晴
第17回	平成11年度	アメリカ	H11.9.21～ H11.9.29	13	15	28	2	1	◎坂本 宗仙, 庭野 義英	高橋 輝昭
第18回	平成12年度	中国	H12.9.18～ H12.9.25	20	15	35	3	1	◎森 博, 佐藤 芳徳, 黎 子椰	西條江美子
第19回	平成13年度	韓国	H13.9.20～ H13.9.27	9	11	20	2	1	◎田島 弘司, 植村 幸生	宮越 節子
第20回	平成14年度	オーストラリア	H14.9.16～ H14.9.24	14	13	27	3	1	渡邊 隆副学長 ◎加藤 雅啓, 伊藤 政展	田上 弘美
第21回	平成15年度	〃	H15.9.15～ H15.9.23	16	5	21	2	1	◎加藤 雅啓, 庭野 義英	秋山由美子
第22回	平成16年度	アメリカ	H16.9.20～ H16.9.29	21	6	27	2	1	◎庭野 義英, 五十嵐透子	石田 一正
第23回	平成17年度	〃	H17.9.21～ H17.10.1	10	6	16	2	0	◎齋藤 九一, 五十嵐透子	

区 分	実施場所	時 期	参加者数			引率者数		引 率 者 数		
			学部	大学院等	計	教員	事務官	教 員	職 員	
第24回	平成18年度	オーストラリア	H18.9.16～ H18.9.24	7	5	12	2	1	◎北條 礼子, 大橋奈希左	新井まり子
		韓国	H18.8.24～ H18.9.5	13	2	15	2	1	◎下西善三郎, 角谷 詩織	大貫 健治
第25回	平成19年度	アメリカ	H19.9.16～ H19.9.27	11	6	17	2	0	◎我妻 敏博, 五十嵐透子	
第26回	平成20年度	オーストラリア	H20.9.14～ H20.9.23	8	5	13	2	0	◎大場 孝信, 角谷 詩織	
		韓国	H20.4.29～ H20.5.12	11	4	15	1	1	◎加藤 泰樹	伊藤 孝之

注)・「海外教育研究」(学部)は昭和58年度から、「海外教育特別研究」(大学院)は昭和63年度から実施している。

・平成18年度からは、「海外教育(特別)研究A」「同 B」「同 C」の3科目を開設し、それぞれ隔年開講で実施している。

表8 韓国教員大学校短期留学プログラム実施状況(平成14年度～平成20年度)

区 分	実施大学	時 期	参加者数			引率者数		備 考
			学部	大学院	計	教員	事務官	
平成14年度	本 学	H14.2.9～ H14.2.21	12	2	14	1	1	受入れ
平成15年度	韓国教員大学校	H15.10.17～ H15.10.30	12	2	14	3	0	派遣
平成17年度	本 学	H17.8.16～ H17.8.26	10	4	14	1	1	受入れ
平成18年度	韓国教員大学校	H18.8.24～ H18.9.5	13	2	15	2	1	派遣
平成19年度	本 学	H19.7.6～ H19.7.17	14	2	14	1	1	受入れ
平成20年度	韓国教員大学校	H20.4.29～ H20.5.12	11	4	15	1	1	派遣

注)派遣プログラムは、平成18年度から「海外教育(特別)研究C」として実施している。



昭和58年6月 山屋敷キャンパス

第6章 教職大学院の発足

第1節 教職大学院発足の経緯

本学での教職大学院設置に向けた検討は、平成15年度に専門職大学院制度が創設された翌年の平成16年8月10日に河村文部科学大臣が公表した「義務教育の改革案」において、「教員養成に特化した専門職大学院の設置」が提案され、8月20日に「文部科学省が来年度から、教員の資質向上を目指し、全国の国公私立大学を対象に教員養成プロジェクトを公募し、優れた取り組みの大学を重点的に財政支援するとともに、選定した優良校を専門職大学院設置時の候補とする構想を固めた」などの新聞報道があった時期に遡る。この新たな制度の導入について、本学における専門職大学院の在り方、特に学部・修士課程との関係などの基本的な考え方を学長私案としてまとめることから作業は開始された。その結果、本学における専門職大学院の設置は、本学が実施した平成12年度大学改革の延長線上にあるものとし、志向した改革を更に充実・発展させていくために、専門職大学院制度を活用するものであること、そのため、専門職大学院の設置は、学部・修士課程の見直しを含む大学改革全体の一環として捉え、その目的は、当然、中期目標の達成に向けた取り組みでなければならないこと、などを基本的な方針とした。

同年9月1日に「これからの教育を語る懇談会」から教員養成の専門職大学院の設置促進を含む提言がなされ、10月20日には、中山文部科学大臣から中央教育審議会に対し、教員養成における専門職大学院の在り方と教員免許制度の改革を柱とする「今後の教員養成・免許制度の在り方」が諮問された。中央教育審議会では、初等中等教育分科会教員養成部会での数回の自由討議や有識者からの意見聴取を経て、平成17年3月4日に専門職大学院WGが設置され、具体的制度設計に係る検討が開始された。

本学でも、基本的な方針にそって、平成19年度の専門職大学院設置を目指して、専門職大学院と学部・修士の在り方について全学的な検討を行うため、平成17年4月13日開催の教育研究評議会において、同評議会の下に「専門職大学院等検討特別委員会」を設置するとともに、特別委員会に「専門職大学院検討部会」と「学部・修士検討部会」を置くことが承認された。それぞれの検討部会は直ちに作業を開始し、特に、専門職大学院検討部会では、デマンドサイドである教育現場の意見を設置構想に反映させる

ため、新潟県教育庁上越教育事務所長と地元小学校長2名の計3名の協力を仰ぎ、学外委員として貴重な意見を得ることが可能となった。そして、7月上旬まで集中的な審議を重ね、設置構想（原案）を取りまとめ、7月13日に、学内教職員から広く意見招請を行うため公開した。さらに、7月27日、全学教職員集会を開催して、直接、設置構想（原案）の説明を行うとともに質疑・意見交換を行った。そこで寄せられた意見等を基にさらに修正を加え、8月2日開催の教育研究評議会で設置構想（一次案）として承認された。この設置構想（一次案）を本学経営協議会、新潟県教育委員会及び文部科学省に説明し、得られた意見・感想等を基に、その都度、見直し作業を重ねていった。

平成17年12月8日、中央教育審議会から「今後の教員養成・免許制度の在り方（中間報告）」が公表され、教職大学院についての具体的な制度設計、教育課程や教育方法、カリキュラムイメージが示された。

本学では、平成18年2月1日に全学教職員集会を開催し、見直しを終えた設置構想案を説明した上で、2月8日の教育研究評議会で審議し、承認された。これをもって、専門職大学院等検討特別委員会を廃止し、設置に向けたより具体的な課題を検討するため、教職大学院設置準備委員会を新たに設置した。また、学部・修士課程の検討などを目的とする大学改革委員会も併せて設置した。

その後、平成19年度学生受け入れに向けた諸準備を進めていたところ、平成18年5月23日、国会審議の情勢などから、教職大学院の設置時期は早くとも平成20年4月となることが明らかとなった。これを受け、本学の設置に向けたスケジュールの見直しを行い、この間を利用して設置構想の改善・充実に向けて、特に現職教員の派遣実績の多い教育委員会への説明と意見招請に重点を置くこととした。

平成18年7月11日、中央教育審議会から「今後の教員養成・免許制度の在り方」が答申され、そこで示された内容に沿って、本学設置構想を補正する必要が生じ、その対応は、10月11日の教育研究評議会で設置が承認された準備講座を中心に実施した。

10月からは、学長、理事・副学長、理事・事務局長を代表とする3チームが、全国12教育委員会（新潟県、長野県、埼玉県、群馬県、静岡県、石川県、秋田県、愛知県、富山県、沖縄県、さいたま市及

び新潟市)を訪問し、本学の設置構想を説明した上で、意見・感想を募った。また、平成19年2月13日には、東京都をはじめ9都県の教育委員会担当者を招聘し、説明を行ったほか、本学大学院に現職教員の派遣実績がある31都道府県教育委員会に対し、本学の設置構想に対するアンケート調査を実施し、寄せられた意見を基に、学校危機管理、普通学級における特別支援教育など具体的授業科目を開設するなど、設置構想の改善・充実に努めた。

教職大学院で特に重要とされている学校における実習、その現場となる連携協力校については、上越市教育委員会及び妙高市教育委員会の全面的な協力を得、また、それぞれの小学校校長会及び中学校校長会の協力の下、本学附属学校を含む97施設を連携協力校として確保することができた。

文部科学省との事前協議で、最大の課題となったのは、修士課程の現状評価と新たに設置される教職大学院との関係、それぞれの設置目的、特色、役割についてであった。本学設置構想における教職大学院と修士課程が相互補完的に併存する体制について、準備講座はもとより、関係する講座の多くの教員からの協力を得、最終的な理解を得ることができた。

これら多くの課題を一つ一つ整理しつつ、設置審査に向けた準備を進め、平成19年6月末に設置計画書を提出した。9月7日には、本学の提出した計画書について、設置審査会からの審査意見伝達を受け、是正意見をはじめとする審査意見についての対応を検討した。9月26日に行われた面接審査では、その対応を中心とした質疑応答が行われ、それらの結果を踏まえ、計画内容を補正した補正計画書を10月11日に提出した。

平成19年12月3日、文部科学省において、清水高等教育局長から本学渡邊学長に対し、教職大学院の設置を可とする通知が交付された。設置申請は21大学(国立15大学、私立6大学)が行い、当日、設置認可を受けたのは19大学(国立15大学、私立4大学)であった。

第2節 教職大学院の理念(特色)

1 教育上の理念

本学の教職大学院は、広範囲な研究対象・内容と

多様な方法によって成立している諸学問の応用的・学際的な分野として、本学がこれまで展開してきた学校教育実践学を基盤とし、学校と大学が真に協働的・継続的な関係を保ちながら大学院に在籍する学生・大学教員・現場教員の三者がともに学び合える場を創造し、大学院学生の教育とともに、学校現場の今日的課題の解決をも行うことにより、教職に関する精深な学識を身につけ、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を有する教育者を育成し、社会に送り出すことを目的とする。

2 どのような教員を養成するのか

教職には、目の前の子どもや学校の抱えている課題や問題状況を、「いま、ここ」で即時的に把握し、対応することが求められる。たとえば、学力保障に向けた授業実践の改善、不登校を予防する生徒指導の実施、地域ボランティアを導入した学校運営の展開など、各種の高度な知識や技能を活用しながら、与えられた条件のもとで、子どもや学校にとって最適な状況を実践のなかで作り上げていくことがそれにあたる。

その一方で教職には、子どもや学校及び教育のあるべき姿や現状を的確に分析し、中・長期的な視点にたって新しい方向性を打ち出すことも必要である。たとえば、市民科や総合学習など、既存の枠にとらわれない新しい学習内容や方法の探究、知られていなかった郷土史や植生の発見などによる教育内容の革新、子ども理解に関する新たな心理学理論の提案、市民が参加する新しい教育制度のあり方の探究など、これまでの枠組みを乗り越える実践的な研究を行うことによって各種の高度な知識や技能を自ら生み出し、教育のさまざまな側面において新たなビジョンを構想することがそれにあたる。

両者はいずれも、教員に必要な職能であるとともに、精深な学識と高度な専門性が求められる点で共通している。しかしながら、前者で求められる力量は、刻々と変化する学校現場の状況を「いま、ここ」で把握し、実践のなかで対応する「即応力」であるのに対し、後者で求められているのは、中・長期的な視点に立って特定の領域についてじっくりと研究し、それをもとに新しい方向性を打ち出す「構想力」である。そして、「即応力」は実践の過程を通して

身についていくのに対し、「構想力」は研究を通して備わっていくのである。

これらのことから、本学の教職大学院においては、教職に関わる深い学識を学校教育の現場の中で活かしながら教育実践を展開することを通して、上記の「即応力」を備え、多様な人々と協働しながら教育現場の課題の解決に向けて実践していくことのできる教員を育成することとする。そして、後者の「構想力」を備えた教員については、主に既存の修士課程において実践的な研究を行うことを通して育成する。なお、ここでいう実践的な研究とは、個別分野の学問的知識・能力の育成を過度に重視するものではなく、学校現場での実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成につながるような研究である。

また、本学の教職大学院が対象とするのは、次の①と②のような教員である。中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、「教員に対する様々な要請や、各大学における大学院段階での取り組みの実績等を考慮すると、教職大学院は、当面、①学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、②一定の教職経験を有する現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成、の二つの目的・機能とする。」と述べられている。

教員のライフステージから考えて、②は更に二つに分けられる。第一には新人から中堅に移行しつつある段階である。この段階の教員は、勤務校及び地域学校において新人教員の職能、特に授業・学級経営能力形成のサポーターとしての役割を果たすことが期待される。同時に、勤務校及び地域学校の教員・学校が連携して行う、授業・学級経営の実践者・調整者としての役割を果たすことが期待される。第二に、上記に述べた中堅としての役割を一定期間努めた段階である。この段階の教員は、授業・学級経営の企画者としての役割が期待される。

以上のことから、対象とする教員は以下の3つに分類される。

- ① 学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者で、学習指導や学級経営、

生徒指導などに関する高度な実践的能力が求められる者。

- ② 現場での一定の教育経験を有する小・中学校等の現職教員で、若手教員の資質向上及び、学年や学校、地域において学習指導や学級経営、生徒指導などに関する指導的役割を果たす者。
③ 現場での一定の教育経験を有する小・中学校等の現職教員で、学校のスクールリーダーとしての役割が期待される者。

上記①・②は、ともに学習指導や学級経営、生徒指導などに関わる、教育実践上の能力の高度化を期するものである。一方、③は、スクールリーダーとして指導的な立場に立って学校を運営していく能力の高度化を期するものである。

以上の内容を「人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標」を明確にする観点から整理して表現するならば、本学の教職大学院は、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することを目的としていると言えることができる。

3 育成しようとする資質

本学の教職大学院では、前述のように、特に『即応力』の育成を中心として、教員に必要とされる知識・技能を生涯にわたって学び取る意欲と能力を持ち、自らの知識・技能を用いて、多様な人々と協働しながら教育現場の課題の解決に向けて実践していくことのできる教員を育てていくことを目的とする。

学校現場における「即応力」は、臨床力と協働力という二つの力量によって構成されている。臨床力とは学問知と実践知の動的なバランスを保持する力である。実践のただ中に身を置き、学問知を用いて教育実践の記録・分析を行い、それに基づいて実践知を組み替えていく力である。具体的には、臨床場（教育に関わる現象が生起する実際の場面。具体的には学級、学校等）において、長期間にわたって学習者・教員等を記録・分析しつつ、意思決定を行うことのできる力を指すものである。

臨床力の育成については、本学には20年以上に及

ぶ現場教員とともに積み上げてきた教育研究の実績がある。そこでは現場教員の問題意識と、学術研究の融合がなされている。それらの研究は学術的でありつつ、常に個々の教員特有の文脈に繋げるのできる糸口を持っている。また、現場教員の問題意識は、一度の授業の成否ではなく、最短でも1学期という長期の教育の成果である。そのため、本学における臨床研究は、そのような長期にわたる教育実践の記録・分析に基づいている。教職大学院は、そうした学術研究と現場教員の問題意識が融合した、学問知と実践知の動的なバランスの上に立つ教育システムである。

一方、そもそも教職は、学年部会や校務分掌に見られるように協働によって成し遂げられる仕事である。しかも最近では、少人数指導や総合的な学習の時間などによって協働の機会が増すとともに、子どもの学びを協働によって組織することも求められている。そのため教員には、それらの人々と繋がりを持ちつつ課題を解決し得る能力や、人々の中に協働性を構築する能力がますます必要になっている。すなわち、協働力とは、教員同士はもちろん、保護者や地域の人々など、様々な人々との繋がりを持ちつつ課題を解決し得る能力や、人々の中に協働性を構築しつつ教育実践を形作っていく力であり、また、子どもたちの協働的な学びを組織していく力でもある。

協働力の育成について、本学大学院（修士課程）では、開学以来の特色ある科目である「実践場面分析演習」において、教職経験のない大学院学生と現職教員である大学院学生がともに学ぶところが特徴的な協働の場における学びを積み重ねており、教員の側にもノウハウの蓄積がある。また、学部学生と大学院学生がともに学ぶ授業も設定されており、協働的關係を作りあげる機会が保障されている。教職大学院ではそれを発展させ、教員経験のない大学院学生と現職教員である大学院学生、更には学部教育と連携することにより、多様なメンバーが、臨床場において共通の実践的課題に取り組む機会を設定する。両者の間に一定の知識・経験にかかわる差異があることは言うまでもないが、教職経験のない大学院学生や学部学生の純粋な疑問に現職教員である大学院学生が答えようとすることで隠された問題性や課題が明らかになったり、また逆に現職教員である大学院学生が具体的に持つ教育課題や知識・経験に

学ぶことで教職経験のない大学院学生が臨床的な問題意識を磨いたりすることができる。こうした協働の学びを実現できるよう大学の教員はコーディネートを進めるものとする。必要な場合には教職経験のない大学院学生に個別的なカウンセリングや補充的な学習を実施することも必要である。

上記のことから本学が構想する教職大学院の名称は、臨床場において多様なメンバーとともに教育実践を分析し、その実践を高度化していく活動のなかで臨床力と協働力を高めていくことによって、複雑な教育現場の状況を即時に判断し、対応する「即応力」を備えた教員を養成することを目的としているものであることを明示する表現が適切であると判断し、大学院学校教育研究科（専門職学位課程）「教育実践高度化専攻（英文名称：Teachers Professional Development）」とする。

4 コースの設置とその目標

本学の構想する教職大学院の教育実践高度化専攻は、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することを目的としている。このように、高度専門職業人としての初等中等教育教員の養成に特化又は焦点化された専門職大学院としての教職大学院の目的を効果的に達成していくために、先に述べた3種類の対象のうち、主に①及び②の教員・学生が協働して学ぶ「教育実践リーダーコース」と、主として③の教員が学ぶ「学校運営リーダーコース」を設ける。

両コースの「人材養成上の目的」と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」は以下のとおりである。

教育実践リーダーコースは、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、子どもの経験の総体としてのカリキュラムを教室や学校で自らデザインできる「指導的立場から方向性を示す教員」と「即戦力となる新人教員」を養成することを目的とする。

【注】本コースの名称である教育実践とは、教科学習だけでなく、教科外学習をも含むものである。

学校運営リーダーコースは、教職に関わる精深な

学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、生き生きとした子どもの学びや教師の活動を実現する学校を自ら企画・運営していくことのできる「学校において指導的な役割を果たす教員」を養成することを目的とする。

【注】本コースの名称である学校運営リーダーとは、狭義に校長や教頭という学校経営リーダーを指すものではなく、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事など学校教育法施行規則上の各種の主任や主事をはじめとする中核の中堅教員（ミドルリーダー）を指すものである。

第3節 教職大学院の運営

教職大学院は専門職学位課程（教育実践高度化専攻）として、修士課程（学校教育専攻，教科・領域教育専攻）とともに本学大学院学校教育研究科を構成する1課程，1専攻である。従って，その運営は，学部，修士課程と同様に大学として一元的に管理運営され，その具体的運営体制については，第1章第2節「運営体制」で記載されているとおりである。

教職大学院（教育実践高度化専攻）固有の事項を処理するために，専攻長を置き，専攻会議が置かれること，また，専攻長を補佐するコース長，コース会議が置かれることも修士課程の各専攻と同様に組織される。

なお，事務組織も一元化されていることから，現行の事務管理体制の下で業務は処理される。

1 教員組織

本専攻は，教職者に必要とされる高度の専門的力量を組織全体で養成することとし，個別教員の自主性に依拠して教育課程の編成を行うのではなく，専任教員同士のチーム力を基本とし，かつ，組織全体で有機的・統合的な教育課程を編成して実施し，教育効果を上げるものである。このことから，専任教員16人のうち7人を実務家教員として配置するものである。

なお，コース別選択科目のプロフェッショナル科目は，学校教育における実践に直接結びつく真の得意分野を形成できるように配慮しているため，当該科目分野に実績のある専任教員に加え，全学的な協力体制により兼任教員を配置し，開設授業科目の充

実を図っている。

配置する専任教員は，研究者教員については，「臨床」若しくは「教師又は教育等の実務」に係る研究業績及び教育研究指導の実績を有する者であり，そのうち2人は学校教育学に関する博士の学位を有している。また，実務家教員については，教諭としての実践の経験，教頭・校長としての学校管理の経験，教育委員会における学校行政の経験など，本専攻の教育課程を教授するに十分な実務経験を有する他に，加えて，修士の学位を有する者，実践論文等が高く評価され教育委員会・教育団体の賞を受賞した者，また，学校教育学に関する博士の学位を有するものなど，実務経験と研究又は実務に関する業績の両方を兼ね備えた者である。

2 教育方法，履修指導の方法

教育方法，履修指導の方法及び修了要件等については，次のとおりとし，学内規則により整備する。

(1) 学期（授業期間）

学年を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に区分し，1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

(2) 授業の方法

授業は，講義，演習，実験，実習及び実技のいずれかにより，又はこれらの併用により行い，個々の科目内部において，4～6人を単位としたグループ討議，事例研究や授業観察・分析，模擬授業，現地調査等を含めたものとし，教職大学院の目的を達成し得る実践的な教育を行うための授業の展開を図ることとしている。具体的方法は，次のとおりとする。

1) 臨床共通科目の授業方法

原則として，半期単位で行うこととし，1年次の前期に位置付けている。

なお，科目の内容が広範囲であるため，複数の教員で担当することが考えられるが，授業担当教員同士の連絡・連携・協働を欠いたオムニバス方式になることを避けるため，次の内容に基づき構成・実施する。

- ① 各領域の必修単位を4単位とする。
- ② 臨床共通科目の履修により，初等中等教育諸学

校における教育課題について、包括的・体系的な理解を共有し、学校における実践場面において、自らの担当部分以外との関連も広く見据えながら、指導のリーダーシップを発揮することのできる教員の基礎的な力量の醸成を目指すため、各科目の内容は特定の教科や学校種のように偏らないような方法を採用する。

- ③ 最初に、全体の3分の1程度の時間を使って複数の教員が分担しながら、各領域で求められる目標に対応した内容を講義する。

この講義を通じて、臨床共通科目全体をとおしたシソーラスを形成する。そのため、講義内容及びその順序は、専任教員が中心となり関係全担当教員が協働して構成を行う。この講義によって、学生は、教員が学校教育全般に関する高いレベルの理論的・実践的知識や技術の蓄積の中から、いつでも必要な情報、知識、技術等を検索し、引き出し、それらを課題解決に役立てることができるシソーラスを形成する。

- ④ 単なる「座学」を廃し、学校現場における実際の「事例（想定事例を含む。）」に即して、学生相互が多様な「事例」（多様な校種、多様な教科種、多様な問題群に及ぶことを基本とする）を交換しあうことを通じて、それらの問題の所在、対処法、背景を含む構造的な理解を醸成するとともに、その分析力、理解力を修得することにより、将来における類似の事例への応用・展開能力を養成することを企図している。
- ⑤ 授業形態は次のとおりとし、受講者を小グループに分け、主体的な探求を促すために発表課題を課す。発表形式は発表内容に合わせて、「ケーススタディ形態」、「ワークショップ形態」、「プレプロジェクト形態」、「その他各形態を複合した形態」などの多様な形態を組み合わせる。

ア 講義形態

基本的に従来の講義に近いが、実験室での実験や学校での短期調査、文献資料等に基づく研究の成果や知識の解説のみを、講義の主な内容とはしないで演習等の方法を含むものとする。

イ ケーススタディ形態

教育における様々な場面（ケース）に関連した様々な二次資料（教育統計、プロトコル、学校が発行する紀要等）情報を与え、それに対する自分の対策を講じ、他のメンバーと討議する。

ウ ワークショップ形態

自ら活動に参加・体験し、グループの相互作用の中で学びあったり創り出したり、自らを見つめたり他者に共感したりしていくことを通じて学ぶ。

エ プレプロジェクト形態

教育現場の1次資料生情報（ビデオ等の画像、ICレコーダー等の音声情報等）を自ら分析し、一定の結論を引き出す。

オ その他

上記ア～エのいずれかを複合した形態

- ⑥ グループ編成はランダムを基本とする。このことによって臨床共通科目を通して、多様なメンバーと協働する場を確保する。

なお、この科目は、グループ活動を中心とするが、専任教員が支援を行う。

- ⑦ 発表時間及び受講者全員の質疑の時間を確保する。最後に、授業担当教員がまとめる。質疑の進行は発表グループが行うが、受講者全員の質疑が活性化するように、授業担当教員が支援する。他と同様に専任教員が中心となり関係全担当教員が共同して運営する。このような運営によって、限られた専任教員が全テーマに対して責任を持って担当できる。

- ⑧ 上述のように、履修者全員で一つのことを学ぶ部分と、テーマによって小グループで学ぶ部分を併用し、その全体を専任教員が中心となり関係全担当教員が共同運営することによって、臨床共通科目が実現しなければならない「教職大学院で学ばなければならない共通事項」と「少人数による実践的な授業」の両方の内容を修得することができる。

2) コース別選択科目の授業方法

コース別選択科目として、「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を設定し、臨床共通科目を確かな土台とした上で、各コースの専攻分野、研究（実践）・テーマ等に応じた科目を履修する。

これは、臨床共通科目との十分な関連の上で、学生が更に専門的に絞り込んで修得したいと希望する選択分野である。

コース別選択科目における学校支援プロジェクト科目は、学校支援リフレクションと学校支援プレゼンテーションから構成されており、それらは実習科

目の学校支援フィールドワークと連携する。

3) 実習科目の授業方法

実習科目は、学校支援フィールドワークとして位置付け、実習を通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解の上に、ある程度長期間にわたり、教科指導や生徒指導、学級経営等の状況を経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を培うものである。

教育実践高度化専攻の教育目標の実現を目指し、実習担当教員の専門性及び大学院学生の課題意識と連携協力校の持つ課題を勘案して実習計画を立案し、学生の明確な課題意識の上に、主体的に学校運営や学級運営に関わり、実習校の責任ある一員として参加し、支援を行う高度に専門的な「実務実習」となっている。

実習内容は次のとおりであり、実習担当教員の指導のもとで実習を履修する。特に現職院生は、理論と実践の架橋・融合・往還の意味と意義を実感し、理論知を実践知に変換する資質・能力を獲得することができる。

- ① 実習においては、実習校担当教諭とともに実習担当教員が実習中に随時指導し、その指導方法は、実習担当教員の直接指導の他にインターネットを活用する。同時に、実習の計画においては、学生個々の指導力の向上だけでなく、所属する学校全体あるいは地域の学校全体の教育力の充実につながる視点が組み込まれることとなる。
- ② 学生の課題意識及び実習校、更に実習クラスによって、充実すべき課題は多様である。従って、実習校との間で十分な実習計画が詰められている必要があるため、実習校との間で綿密な調整の上に、実習内容・期間を定めることとするが、実習期間は原則的に後期に設定するものとする。
- ③ 学生及び実習校（クラス）によって課題が異なるため、実習（具体的にはフィールドワーク）の内容については様々であるが、学生によって実習内容に不均衡を生じさせないように、共通に扱われる内容として「教科学習」、「特別活動」及び「生徒指導・進路指導」を含むこととし、フィールドワークの単位数に相当する時間を確保する。ただし、その中に実習担当教員の指導の時間を含む。
- ④ 実習における課題を設け、それに対する実践レポートを課し、その中に「教科学習」「特別活動」及び「生徒指導・進路指導」に対応する項目を設

けて、実習校との間で十分に実習計画を詰めることにより、質的水準の維持及び内容の均一化を保証する。

3 指導体制

(1) アドバイザーの設置

本学の教職大学院では、全ての学生が教員による修学その他学生生活全般について指導助言（アドバイス）を受けられるよう、アドバイザー制度を設けて、入学から修了までの間、学生一人ひとりに担当の専任教員をアドバイザーとして選任し、適切な指導・助言を行うものとする。学生は、自由にアドバイザーを訪ね、修学目的、履修計画、また、将来等についての質問・相談を可能とする。

このような機会を積極的に活用し、授業内容の理解を深め、あるいは当該教員とのコミュニケーションの大切さ、素晴らしさを実感させる。

(2) アドバイザーの主な役割

- ① 担当する学生の履修や学業成績等について必要に応じて相談を受け、助言に当たる。
- ② 担当する学生の休学・退学などの身分の異動等について相談を受け、指導する。
- ③ 必要に応じて担当する学生との面談等を実施し、大学生活についての意見聴取並びに必要なアドバイスに当たる。
- ④ 授業等についての欠席状況や成績不振等の情報を受けて指導を行う。
- ⑤ 担当する学生に問題が生じた場合には、関係事務組織と連携しカウンセリング等指導の方法を検討し指導に当たる。

上越教育大学の立地と周辺環境の変化

上越教育大学は昭和49年に調査費、50年に設置決定、51年に創設準備室、53年秋に開学、56年春に学生の入学が始まったのであるが、上越教育大学の校地が、なぜこの地に決まったのかについてはその前史まで遡らなければならない。新潟大学による教育学部統合問題と地元の統合反対運動、45年頃からの文部省の新教育大学構想、新大学の誘致と新潟大学統合：高田分校の閉校、という歴史的経緯がある。上越市は新構想教育大学誘致の中心的存在で、校地の選定買収造成・遺跡発掘・周辺道路の取付等の基盤整備など市役所内にも大学創設準備室を設けて当たっていたが、上越市は昭和47年頃からすでに新大学誘致の候補地を探し始めていた。当初、候補地は5ヶ所あり、岩木地区・下馬場地区・杉野袋地区・大貫地区・今池地区であった。そして後に、市（小山元一市長）は比較検討し地元とも相談して最有力候補地として岩木地区を選定したのであった。取得方法は、新大学用地を先行取得（買収）し、その用地と新潟大学高田分校の西城校地を等価交換する方法であった。昭和48年には岩木・藤新田・藤巻・飯・滝寺・下正善寺の代表が集まって春日地区大学誘致促進期成同盟会が結成され、期成同盟会は地権者から売渡し同意書を徴集して上越への新大学誘致のために陳情等を行っている（『上越教育大学の設置と五年の歩み』昭58年、『上越教育大学十周年記念誌』昭63年、須田八郎「草創期の思い出」より）。そして岩木が上越教育大学の校地に選定された経緯には、その立地条件と昭和46年の高田・直江津の対等合併による上越市の成立が影響している。

昭和51年には文部省調査団が岩木地区を含む4ヶ所を現地調査に訪れた。岩木の地は道路等の交通条件、電気水道等の社会基盤の条件で優れ、また謙信公の居城・春日山にも近く歴史的由緒があり、田中角栄・元首相の唱えていた「大学は山紫水明の地に」にもかかっていた。また、52年6月に当時の海部文部大臣が来越し大学予定地を視察した。愛の風段丘の続きのこの丘陵地（平山段丘）に案内したとき、大臣は「市街地にも近く環境も申し分なく、立派な大学ができると思います」と称賛したという。その後、市の努力もあって用地買収、遺跡発掘調査等もスムーズに進んだ（『上越教育大学十周年記念誌』植木公「草創期の思い出」より）。上越市は46年に高田市と直江津市が対等合併して生まれたが、両方の中間の春日地区木田に市役所・市民会館・商工会議所等の行政公共機関を移転しており、やはり新しい上越市の中心に近く、森林・河川もある丘陵で緑

豊かな地として選定されたのである。

大学が開学してから、この地の環境は大きな変貌を遂げるようになった。現在の大学キャンパスの丘陵部の地権者は期成同盟会の構成にも見られるように、岩木のみでなく藤新田・藤巻・滝寺など複数の集落にまたがっていた（山屋敷という小字は藤巻・岩木に属す）、東西の岩木は春日村に属した。旧春日村（行政村）は明治38（1904）年に高志・春日・国府が合併して生まれた村で、春日村の中門前・中屋敷等は春日山城の麓の根小屋・山下集落であり、山屋敷という地名も戦国期城下町の起源で、建設時に校地内から屋敷地・空堀跡が見つかり、北方には小峰ヶ原（上杉時代の出陣の場とも言う）があった。春日村は昭和30（1955）年に高志・春日と国府が南北に分かれて高田市（大正3年～）と直江津市（昭和29年～）に合併したが、その後、紆余曲折の末、昭和46年に高田・直江津両市は対等合併にこぎ着け上越市が誕生することになった。そして対等合併で複眼都市の解消の為、高田・直江津の間に市役所が建設され、新市街地の開発整備が進められることになった。こうして上越市春日地区は二つの町の中間に位置することから、国道18号（現・上越大通り）の南北軸に沿って高度成長期、そして2市合併後には一層、郊外化、市街地連担化が進み大きく変貌することになった。このように春日地区が再び上越の新市街地、市の中心として急速に開発が進んだのであり、例えば、昭和45年～平成7年の人口増減率では春日地区（280%）次いで金谷・五智であり、春日が飛びぬけて高く、直江津（43%減）高田（16%減）の減少とは対照的である。

上越教育大学が位置する春日地区は昭和40年代以降、農地改廃と都市化が進行し、住宅地化のための土地区画整理事業が積極的に行われ、民間の宅地開発業者も団地造成・宅地分譲に大きく関わってきた地域である。春日地区では、昭和30年代後半には薄袋・木田・中屋敷など旧国道18号沿いの地域での開発が進み、40年代後半にはそれが土橋・藤巻等へと広がり、昭和50年代後半以後には岩木・山屋敷・大豆・寺分へと広がりをを見せていた。市の人口統計では昭和56年に山屋敷という町名が出現、特に55～60年には人口増加率259%であり、上越教育大学開学による学生・教職員による人口増を記録している。その後、岩木・寺分の団地や、大豆の上越ニュータウンなどで住宅地化による人口急増があらわれている。そして平成9年には「大学前」の町名も出現した。このように春日地区における世帯数の変化の面では、その増加は極めて人為的・計画的に誘導され、上越市の都市計画に沿った用途地域の指定が住宅地や企業・商店等の立地を誘導促進したといえる。

地形図や航空写真で大学周辺の景観の変化をみると、戦前から昭和30年代まで、周辺地域の春日地区の景観は大きくは変化していない。48年の2.5万分1地形図では、水田・稲作と森林の景観がこの地域のほぼ全域を覆っている。そして、加賀街道に沿って幾つかの集落が並んでおり、南から土橋・藤巻・藤新田（小峰ヶ原）



2.5万分1地形図「高田西部」昭和9年より



2.5万分1地形図「高田西部」昭和56年より



2.5万分1地形図「高田西部」平成11年より



航空写真 平成元年より

寺分・中屋敷・大豆があり、また木田新田からは今町道（至・直江津）に沿って木田・薄袋の集落があり、その中間に関川の蛇行跡・大曲が見られる。そして西方から正善寺川・大瀬川が東流して関川（荒川）に合流し、山屋敷周辺は丘陵地で森林になっており、段丘の開析谷を利用した稲作用の溜池が4つあり（現・雨池・弁天池）、段丘と沖積平野との境を稲荷中江用水の水路（現・大学正門付近の水路）が北上している。

平成11（1999）年の地形図では、丘陵部を上越教育大学キャンパスが大きく占め、山屋敷町の町名が南方に見える。また大学の東方に「大学前」の地名も加わっている。そして北陸自動車道が東西に通る（昭和62年：名立～上越間開通）、西方には上信越自動車道と上越JCT（平成11年開通）が見える。春日山駅から西へ伸びる直線道路沿いは幾つかの住宅団地で埋められ、五智から南に伸びる通称・山麓線の道路が開通しており、それに直交する形で謙信公大通り・立体交差・謙信公大橋、その北に上越ニュータウン、春日山や岩木にも団地（春日山団地・岩木団地）が形成されている。

大学近辺の変貌に関しては、大学開学以前には、付近の丘陵地には森林と溜池と畑地、正善寺川沿いや東側の沖積平野には水田が広がっており、南側の丘陵地に僅か数戸の農家と製材所、自動車学校（昭和35年開業、上越自動車学校）があった。大学の建設とほぼ前後した昭和55年頃に福岡団地（岩木）が造成分譲、12階建の南ハイツも建てられ、後に福岡団地（滝寺）も分譲された。開学後、次第に福岡団地の内部に学生向けアパート群が建てられ食堂・レストラン、酒・飲料店なども生まれた。そして大学の北側で北陸自動車道の工事が始まり、数年後の昭和末期に開通した。正善寺川の対岸、西岩木の北部の住宅団地（岩木団地）は昭和47年頃と早かったが、開学後にはここにも道路沿いに学生・単身者向けアパートが広がった。藤新田の西側の団地（藤新田団地）も昭和48年頃と比較的早かったが、この辺を起点に昭和56年の頃から通称「山麓線」の道路が南北に作られていった。山麓線は五智へと北上もしたが、南へも次第に伸びて昭和50年代末には昭和町・飯交差点、平成に入ってから金谷山、後の平成11年頃には高田IC・灰塚付近まで達した。また、東西軸の謙信公大通りも信越線立体交差によって上越大通りと接続、平成15年には関川を跨ぐ謙信公大橋が開通し郊外型商業集積・富岡ジャスコ地区や上越ICと山麓線が繋がった。

大学周辺では、大瀬川の南の滝寺の丘陵地が、学びが丘団地として昭和57～58年頃に開発され、昭和60年頃には福岡団地の西側、犀ヶ池付近に学園台ニュータウンが、少し遅れて61年頃には大学幼稚園の向いに、南が丘団地が、昭和63年頃には御殿山ニュータウンが造成され、団地造成・宅地分譲の波はさらに広がりを見せた。そして、また開学後十年以上の間は水田地帯であった大学正門前の水田が、平成7（2005）年頃から大学前団地として宅地開発され（土地区画整理組合が造成・分譲）、団地の山麓線沿道にはレストラン、食堂、ガソリンスタンド、飲食店、古本・リサイクル ショップ、事務所などが並び、藤巻のお宮踏切へ向かう十字路にもコンビニ・中古車店が立地した。また、大学正門への道路両側には、上越市が土地を提供して並木と歩道、パブリックアートが配された公園緑地が広がり（片幅12m、両側に13個ほどのアートが配置、平成9年より）、沿道にはプティック・歯科・レストラン・アートギャラリーなどが立地した。さらに平成16年頃からキャンパス北西部、テニスコートに近い正善寺川沿いの農地が造成され、グリーンタウン岩木の団地が作られて、現在もなお宅地分譲が進行中である。

このように、開学後の30年間、上越教育大学の周辺では大きな地域変化が進行したのであり、新しい上越の中心・春日地区の発展に伴って、都市化（市街地化と住宅地化）が以前の農地・林地を覆い尽くしていったのである。そして更に将来も同様な都市化の変化が予想され、春日山駅と高田駅の間にも新駅も計画されており（平成14年に春日山駅を北方の市役所脇に移転させた後、高田駅との中間に新駅が可能になった）、附属中・小学校の移転問題などもあり、山麓線東方の水田地帯も将来は非農地化しそうな気配である。

〔本文章を書くにあたり、平成13年社会系修士論文：金澤勝巳「上越市春日地区における都市的土地利用の拡大」を参照した。また（株）山和、田辺軍治氏、周辺町内会の方々には聴取等でお世話になりました。記して感謝申し上げます。〕

（赤羽 孝之）

年 譜

年 月 日	事 項
昭和42年 7月3日	中央教育審議会に対し、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」文部大臣の諮問
昭和45年 6月5日 12月12日	教育職員養成審議会（教養審）において「教員養成の改善方策について」検討開始 自民党文教制度調査会教員養成に関する小委員会において、改善方策のとりまとめ
昭和46年 4月	昭和46年度予算に「新構想大学等の調査に必要な経費」計上
昭和47年 7月1日 7月3日	自民党文教制度調査会の中間報告 教養審の答申
昭和48年 4月 5月12日	昭和48年度予算に「新構想の教員養成大学等に関する調査費」計上 新構想の教員養成大学等に関する調査会の発足
昭和49年 4月 5月20日	昭和49年度予算で一般会計に「新構想の教員大学、大学院の設置に関する調査費」、国立学校特別会計において「新構想の教員大学・大学院の創設準備費（兵庫県）」計上 新構想の教員養成大学等に関する調査会の報告
昭和50年 4月	昭和50年度一般会計予算に上越市，鳴門市，鹿屋市の3か所分として創設準備調査費計上
昭和51年 4月 4月28日 7月29日 8月1日 10月5日 11月4日～5日 11月27日	昭和51年度国立学校特別会計予算に上越市分の創設準備費計上 新潟大学教育学部教授会において、上越市に教員大学院大学が創設されること等を条件として教育学部の統合を決定 教員大学院大学創設準備室設置要項の定めにより、「新潟大学教員大学院大学（仮称）創設準備室規程」等を制定 新潟大学教員大学院大学創設準備室が文部省庁舎内に開設され、準備室長に須田八郎就任 文部省において教員大学院大学用地問題等打合せ会開催 文部省調査団による岩木地区他4候補地についての現地調査実施 文部省関係者による教員大学院大学用地等に関する打合せ会開催
昭和52年 3月23日 6月5日 8月3日 8月11日 8月31日 12月29日	須田準備室長と北村新潟大学長が、教員大学院大学創設問題及び新潟大学教育学部統合問題に関し懇談 海部文部大臣が岩木地区の教員大学院大学候補地を視察 昭和53年度概算要求に教員大学院大学の創設費が計上されるよう、上越市及び新潟県が文部省等に陳情 佐野大学局長，北村新潟大学長，須田準備室長による三者協議 昭和53年度概算要求に教員大学院大学（仮称・上越市）の創設費要求を決定 昭和53年度予算案に上越及び兵庫両教員大学院大学の創設費計上を閣議決定
昭和53年 2月10日 4月1日 4月1日 4月4日 6月13日 6月19日 7月27日 8月11日 10月1日 10月1日 10月3日 10月30日	国立学校設置法の改正案が第84回国会に提出される。従来の「教員大学院大学」の名称が「教員大学」に変更 教員大学創設準備室の総主幹に岩本一太を発令 高田分校講堂の一部を改装し、創設準備室の分室を設置。前田幹新潟大学教授が勤務 昭和53年度予算が成立し、上越教員大学創設のための予算が決定 第84回国会で「国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律」（6月17日公布・施行）の成立。本学の名称が「上越教育大学」に決定 準備室に「上越教育大学創設準備室」の看板を掲げる 附属小学校は現在地に存置することを決定 山屋敷地区の大学用地の一部造成工事について上越市に依頼 上越教育大学が開学。学長に辰野千壽，副学長に須田八郎，事務局長に岩本一太が就任 上越教育大学仮事務局及び東京連絡所の設置 上越市主催による上越教育大学創設を祝う会の開催（於厚生南会館） 仮事務局庁舎竣工

年 月 日	事 項
11月10日	仮事務局庁舎の開所式
昭和54年	
1月11日	昭和54年度政府予算案が決定。上越教育大学関係として、定員・開学経費等を計上
2月28日	教育実習の実施方策について一応の結論
4月1日	事務局総務課を事務局総務課・施設課に編成替
7月12日	本学初めての概算要求書を文部省に提出
8月25日	本学教官約130人を公募
8月30日	大学用地全体利用計画について大蔵省おおむね了解
12月6日	教官選考委員会の開催
12月19日	大学用地造成工事完了
昭和55年	
3月31日	本学の東京連絡所を閉鎖
4月1日	本学の定員が、学長1，副学長1，教授10，その他の職員10，計22人となる
4月1日	会計課設置
4月24日	大学設置計画書作成委員会の開催
5月19日～22日	山屋敷，西城両地区の土地等の概算評価実施
6月26日	昭和56年度入学者選抜要項（案）を了承（第9回運営委員会）
7月14日	入学者選抜試験要項を発表
7月30日	大学設置計画書を文部省に提出
8月13日～21日	大学設置審議会の各専門委員会において教官の審査実施
10月1日	事務局長に田中亀夫が就任
10月1日	文部省大学設置審議会委員による実地視察
10月30日	大学設置計画書（補正分）を提出
11月29日	教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定書を文部省に提出
12月16日	本学の校章・校旗のデザインを決定
12月18日	「上越教育大学教授会規則（案）」ほか諸規則を了承（第17回運営委員会）
昭和56年	
1月25日	第1回の学部推薦入学者選抜試験実施
2月19日	附属小学校長に小池藤雄，附属中学校長に吉本市，附属図書館長に菅野三郎，附属実技教育研究指導センター長に供田武嘉津がそれぞれ内定（第22回運営委員会）
3月4日～6日	第1回の学部入学者選抜試験実施
3月16日	学部合格者発表
3月25日	学生宿舎の一部竣工（55年7月12日着工）
3月25日	人文棟竣工（55年2月17日着工）
3月26日	学校教育学部が教員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定される
4月1日	「国立学校の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令」及び「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」に伴い，附属実技教育研究指導センター，附属小学校，附属中学校の設置（附属小・中学校は新潟大学より移管）
4月1日	新潟大学教育学部高田分校（西城町）の施設が本学に所属替
4月1日	学生課の設置
4月8日	附属小学校・中学校第1回入学式
4月10日	第1回教授会の開催。新任教職員に対する説明会の開催
4月16日	昭和56年度上越教育大学入学式挙行（新潟大学教育学部高田分校講堂を使用）
4月16日～18日	新入生に対するオリエンテーション
4月17日	上越市主催，新入生歓迎会（於附属小体育館）
4月20日	旧新潟大学教育学部高田分校の校舎等の一部を使用し，授業開始
4月22日	第1回評議会の開催
5月22日	協力校園長他34名を招き，教育実習に関する打合せ会を開催
5月25日	共通講義棟竣工（55年9月14日着工）
5月25日	学生実験棟・学生会館・設備機械室竣工（55年8月31日着工）
5月28日	第2回教官公募
6月6日	附属小・中学校開校記念式典・祝賀会（於厚生南会館）
6月8日	山屋敷地区の第1期工事の校舎等の完成に伴い，研究室，事務局，学生宿舎等の移転開始
6月8日～13日	1年次教育実習

年 月 日	事 項
8月10日	音楽棟竣工（55年10月1日着工）
10月1日	本学副学長に松田岩男が就任
10月7日～9日	新入生合宿研修（於長野県志賀高原）
11月5日～6日	附属小・中学校教育研究協議会の開催
11月17日	大学院開設準備委員の開催
昭和57年	
1月1日	本学の参与発令。阿部 猛（日本教育大学協会会長・東京学芸大学長）、植木 公（上越市長）、小尾庸雄（文教大学長）、君 健男（新潟県知事）、立川 弘（全国小学校長会長）
1月5日	大学院の教員資格審査（予備審査）を受けるため、学校教育研究科（修士課程）設置計画書を文部省に提出
1月20日	美術棟、体育棟、体育館竣工（56年4月1日着工）
3月26日	山屋敷地区校舎敷地を上越市より購入
3月31日	西城地区用地を上越市に売渡し
3月31日	職員研修センター竣工（56年10月19日着工）
4月1日	教務課・入学主幹の設置
4月1日	保健管理センター設置
6月7日～12日	1年次・2年次教育実習
6月30日	附属小学校プール・グラウンド竣工記念式
7月1日	昭和58年度大学院学校教育研究科（修士課程）募集要項発表
8月28日～29日	第1回の大学院入学者選抜試験実施
9月11日	大学院合格者発表
10月1日～2日	中国哈爾濱師範大学教育考察団が本学を訪問
10月4日～9日	2年次教育実習
11月4日	本城校舎等取り壊し工事着工
11月6日～8日	第1回大学祭開催
12月11日～12日	大学院第2次入学者選抜試験実施
12月25日	大学院第2次合格者発表
昭和58年	
1月25日	附属図書館竣工（57年3月29日着工）
2月11日	宿舎生の企画による「雪のつどい」実施
3月22日～26日	海外教育実地研究のための事前調査
3月25日	人文棟2階から新図書館へ図書館移転
3月28日	自然棟竣工（57年2月26日着工）
3月31日	本部・事務局庁舎竣工（57年9月2日着工）
4月1日	事務局が部制組織となり、総務部及び教務部の設置
4月1日	事務局長に森田 清が就任
4月1日	学校教育研究センター設置
4月7日～	自然系等の研究室が人文棟の仮研究室から自然棟へ移転
4月12日	新館での附属図書館の開館
4月14日	昭和58年度上越教育大学入学式
4月14日	昭和58年度上越教育大学大学院入学式
5月7日～11日	事務局が本部・事務局庁舎に移転
5月31日	陸上競技場竣工（57年8月14日着工）
6月6日	教育実習開始（1, 2年次11日まで。3年次7月2日まで）
10月1日	上越教育大学創立5周年記念行事を挙行
10月1日	記念誌『上越教育大学の設置と五年の歩み』を発行
10月3日～8日	2年次教育実習
11月1日	西城本館取り壊し工事着工
昭和59年	
1月14日～15日	昭和59年度共通第1次学力試験
4月10日	昭和59年度上越教育大学入学式
4月10日	昭和59年度上越教育大学大学院入学式
5月30日	環境整備（野球場等）工事
6月4日	3・4年次教育実習（3年次30日まで。4年次16日まで）

年 月 日	事 項
6月7日～9日	新入生合宿研修
6月15日	学校教育研究センター竣工
6月18日～23日	1・2年次教育実習
8月1日	事務局長に手塚朝一が就任
8月31日	課外活動施設竣工
10月2日～6日	2年次教育実習
10月15日～27日	4年次教育実習（専修教育実習）
10月29日～11月2日	4年次教育実習（中学校実習）
11月2日～4日	第2回大学祭
11月19日～12月1日	大学院教育実習
昭和60年	
3月15日	第一回上越教育大学卒業式
3月15日	第一回上越教育大学大学院学位記授与式
3月26日	附属小学校校舎新営工事竣工
4月1日	学長に辰野千壽が再任
5月1日	副学長に吉本 市が就任
昭和61年	
2月5日	供田武嘉津教授から学生歌寄贈
7月1日	事務局長に馬上眞平が就任
11月22日	三和村の宮崎家より寄贈の木造八角輪蔵を人文棟1階に設置
昭和62年	
1月28日	附属中学校新営工事竣工
4月1日	学長に辰野千壽が再任
4月1日	従来の教育実習を教育実地研究に改善，実施
4月1日	附属障害児教育実践センター設置
5月1日	副学長に松野純孝，田中博正が就任
昭和63年	
4月1日	事務局長に野口順啓が就任
4月1日	高等学校教諭1級普通免許状課程認定
5月11日	情報教育研究・訓練センター設置
11月30日	講堂竣工
12月7日	開学10周年記念式典挙行
12月7日	『上越教育大学十周年記念誌』を発行
平成元年	
4月1日	学長に松野純孝が就任
4月1日	副学長に庄田新一が就任
9月25日	副学長に新井郁男が就任
10月25日	将来計画検討委員会に博士課程委員会を設置
12月20日	学部私費外国人留学生特別選抜の要項を第112回教授会です承
平成2年	
2月28日	赤倉野外活動施設竣工
4月1日	庄田新一副学長の退官に伴い大野雅敏が副学長に就任
6月20日	カナダのブランドン大学との協力協定締結
12月19日	平成4年度学部入学者選抜試験に分離分割方式を導入することに決定
平成3年	
3月12日	大学院入学者選抜試験臨時募集
3月18日～4月1日	米日財団の助成により現職教員大学院学生10名が2週間にわたり米国内で研修
6月12日	スコットランドのセント・アンドルーズ大学と協力協定を締結
6月26日	学部入学者選抜方法として，前期日程・後期日程・推薦入学それぞれに新たな選抜方法を導入することを決定
12月16日	附属障害児教育実践センター竣工
平成4年	
2月5日	生活科の運営を幼児教育講座が担当することに決定
2月20日	附属幼稚園入園候補者選考を実施，14名が合格

年 月 日	事 項
4月1日	附属幼稚園設置
4月1日	中学校教諭1種免許状(数, 理, 音, 美, 家)課程認定(高校1種関連科目同時認定)
4月1日	3学期75分授業から2学期90分授業へ移行
4月1日	学部卒業要件最低修得単位数138から124へ削減
4月1日	学芸員資格のための授業科目開設
5月1日	土曜閉庁となる
5月～6月	広報委員会ビデオ専門部会制作の本学紹介ビデオ「子どもたちと明日を築く」を公開
平成5年	
3月10日	附属幼稚園竣工
4月1日	学長に加藤章が就任
4月1日	中学校教諭1種免許状(国, 社, 保)課程認定(高校1種関連科目同時認定)
4月1日	教育課程検討委員会設置
4月	文部省から大学院改革調査経費が措置され, 新教育3大学の連合による博士課程設置の検討を開始
5月13日	兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(仮称)設置準備委員会設置, 本学から大澤健郎副学長, 新井郁男教授, 二谷貞夫教授の3名が同委員会委員に就任
6月8日	上越教育大学連合大学院推進委員会設置
8月3日	第一回大学説明会実施
8月9日	スポーツ科学実験棟竣工
10月1日	情報処理センター設置(情報教育研究・訓練センター廃止)
平成6年	
3月24日	第2講義棟竣工
4月1日	高等学校教諭専修免許状(地理歴史, 公民)課程認定
10月1日	ティーチングアシスタント制度を導入
10月12日～26日	第1回学生生活実態調査を実施(報告書を平成7年3月発行)
11月1日	兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科設置に関する構成大学間協定を兵庫教育大学, 鳴門教育大学, 岡山大学及び本学の4大学間で締結
11月25日	情報処理センター竣工
平成7年	
1月25日	国際学生宿舎竣工
2月1日	大学院教科・領域教育専攻芸術系コースにおいて学位論文に研究分野に応じて研究演奏または研究作品を加え総合的に審査・判定することができることに決定
2月14日	「上越市内の児童・生徒への外国紹介」本学附属小・中学校で実施
4月1日	シラバスを作成, 使用開始
7月18日～22日	附属中学校においてソウル市立蘆原中学校との交流
8月8日	中国哈爾濱師範大学との友好協力協定締結
10月13日	上越市との間のネットワーク接続
12月6日	スペース・コラボレーション・システム事業実施委員会設置
平成8年	
3月1日	「上越教育大学学園だより」創刊
4月1日	兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科開設, 同構成大学として参加
4月1日	学部カリキュラム改革(基礎演習, 情報処理, 国際理解, 健康・スポーツ, 総合科目導入)
8月28日	附属小学校校舎改築竣工
9月20日	オックスフォード・ブルックス大学との大学間交流協定の締結
11月28日	「学園だより」第1号(平成8年3月発行)が国立大学等優秀広報紙表彰においてレイアウト(デザイン)部門の優秀賞を受賞
12月20日	韓国教員大学と大学間交流協定締結
平成9年	
3月28日	本学名誉教授萩原茂男氏寄贈の真空管のコレクション「真空館」を図書館にオープン
3月	教員就職率全国第一位(65.0%)
6月25日	改革案構想特別委員会設置
9月26日～28日	文部省国際シンポジウム開催経費採択事業「東アジア地域における新しい歴史表象をめざして」開催
9月27日	シンポジウム「生涯学習社会の実現と学校の変革」開催

年 月 日	事 項
9月22日～11月1日	文部省青年男女の共同参画セミナー委嘱事業「女と男のよい関係」のセミナー・公開パネルディスカッション開催
平成10年	
1月8日	「学園だより」(第3号)が国立大学等優秀広報紙表彰において写真部門優秀賞を受賞
1月14日	セクシャル・ハラスメント対策ガイドライン等制定委員会設置
4月1日	シラバスのデータベース化
4月1日	図書館入退館管理システムの導入
4月	介護等体験特例法に基づく介護等体験実施
6月2日	アイオワ大学(アメリカ合衆国)との大学間交流協定締結
9月24日	本学改革構想(最終報告)教授会報告
10月1日	創立20周年
10月1日	『上越教育大学創立20周年記念誌』を発行
10月2日	創立20周年記念式典挙行
12月12日	フレンドシップ事業に係るシンポジウム開催
平成11年	
1月	セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン作成、全学学生及び教職員に配布
3月	教員就職率全国第一位(49.7%)
4月1日	学長に大澤健郎就任
4月1日	大学公式ホームページ開設
4月1日	研究プロジェクト新設
平成12年	
2月	就職相談室設置
2～3月	附属図書館に新システム導入並びにマルチメディア・コーナー及び視聴覚コーナー整備拡充
4月1日	学部入学定員を200名から160名に改定
4月1日	大学院専攻別入学定員を改定(学校教育専攻120人、幼児教育専攻10人、障害児教育専攻30人、教科・領域教育専攻140人)
4月1日	大学改革実施(学習臨床コース・発達臨床コースの新設、カリキュラムの再編)
5月15日	就職相談員配置(2名)
9月	新広報誌「上教大通信」創刊
9月～10月	大学院説明会を初めて実施(9月23日学術総合センター、10月14日本学)
12月14日	心理教育相談室設置
平成13年	
3月	教員就職率全国第一位(57.8%)
4月1日	学校教育総合研究センター設置(学校教育研究センター改組)
4月1日	前年度実施の大学改革に伴い部・講座を再編
4月1日	プレイスメント・プラザ(就職支援室)の新設
5月9日	哈爾濱師範大学からの研究生受入れに関する協定締結
9月	授業評価始まる
11月12日	北京師範大学との教育・研究に関する交流協定締結
11月29日	長岡技術科学大学との単位互換に関する協定締結
平成14年	
1月	「学校教育のCOEを目指す」発表
4月1日	法人化対策室、国際交流推進室、地域連携推進室設置
4月1日	学生相談体制〈なんでも相談窓口〉設置
7月	学生表彰・懲戒制度制定
10月1日	哈爾濱師範大学から協定に基づき研究生受入れ
10月10日	上越教育大学国際交流推進後援会設立
平成15年	
4月1日	学長に渡邊隆就任
4月1日	学校コンサルティング推進事業採択
7月9日	国立大学法人法成立(中期目標・中期計画作成始まる)
10月1日	学外カウンセラーによるカウンセリング始まる
11月5日	「総合情報セキュリティ対策実施宣言」を実施

年 月 日	事 項
平成16年	
2月	附属中学校校舎改修竣工
4月1日	国立大学法人上越教育大学成立
4月1日	副学長3人体制, 学長特別補佐3人新設配置
4月1日	エンジン部門新設(総合企画室等5室1部)
4月1日	理科野外観察指導者養成部門, 小学校英語教育部門新設
10月2日	国立大学法人上越教育大学設置記念式典
10月23日	中越地震発生、災害支援室設置、学生ボランティア等活躍、小千谷市立東山小への教育支援実施(17年度も継続)
10月	上越地域住民への附属図書館資料の直接館外貸出開始(15年度から試行)
12月4日	「2004食育フォーラムin上越」開催
平成17年	
3月10日	キャンパスライフスクエアの設置
3月16日	新潟県立看護大学との地域貢献に関する連携協議会設置
3月	大学改革委員会, 教員養成カリキュラム委員会設置
4月1日	新潟県教育委員会との人事交流により任期付(3年)助教授3人採用
4月1日	学年暦変更(夏期休業前に前期期末試験実施へ)
4月1日	長期履修学生制度導入、教育職員免許取得プログラム受講生受入れ始まる
5月24日	同窓会連携事務室設置
5月30日	チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学(トルコ共和国)との学術交流協定締結
7月15日	グラスゴー大学教育学部(イギリス)と学術協力協定及び学生交流協定締結
7月	特色GP「教職キャリア教育による実践的指導力の育成」採択される
7月	大学グッズTシャツ作成、売店にて販売開始
8月	大学・大学院における教員養成推進プログラム「マルチコラボレーションによる実践力の形成」採択される
9月16日	国立大学法人評価委員会による初の実績評価で修士定員充足率の不足(85%未満)により「やや遅れている」との評価を受ける
10月1日	保健管理センターに本学初の精神科医採用
10月	GP支援室設置
11月24日~25日	学部授業科目「総合インターンシップ」がNHKの取材を受ける(12月2日放送)
12月14日	学生寮・職員宿舎のアスベスト調査及び結果説明会の開催
平成18年	
2月27日	自動体外式徐細動器(AED)設置
3月3日	上越市との災害時の指定避難場所に関する覚書締結式
3月	学生宿舎のアスベスト除去工事
4月1日	事務組織の見直し(41「係」体制を16「チーム」体制に再編)
4月1日	開学以来初めて大学院入学定員を充足(18年度入学生313人、17年度入学在学学生298人)
4月1日	学校ヘルスケア分野新設
4月1日	教育職員免許取得プログラム支援室を図書館内に設置(12月1日よりキャンパスライフスクエアへ移転)
5月22日~24日	教育職員免許プログラム受講者支援のため、第1回大学院学生教員養成強化研修実施
8月14日~16日	夏期一斉休業実施
8月	学生用駐車場を拡張整備
9月23日	連合大学院創立10周年記念式典・記念行事挙(於大阪国際会議場)
9月	大学グッズに新商品(半袖ポロシャツ、マドレーヌ、サブレ)
10月4日	国立嘉義大学(台湾)との交流協定締結
10月12日	NHKラジオ第一放送番組「こんにちは! 80(はちまる)ちゃんです」を本学より放送
10月24日	内蒙古民族大学(中国)との交流協定締結
10月	「教員採用試験学習支援システム」本稼働
11月4日	アジア地域4ヶ国12大学による「アジア教育コンソーシアム」に参加、協定覚書を締結(於韓国教員大校)
12月10日	大学院アドミッションポリシーを策定しホームページで公表
平成19年	
1月13日	大学院修士課程入学者選抜試験(後期募集)実施

年 月 日	事 項
4月1日	大学教員を大学院所属として配置換え
4月3日	FM-J（エフエム上越）で毎週火曜日の14時20分から35分まで「ゼミのあいまに」放送開始
6月25日	ウーロンゴン大学（オーストラリア）との交流協定締結
10月3日～4日	第2回「アジア教師教育コンソーシアム（ATEC）国際シンポジウム」開催
10月9日	大宮サテライト開設
12月3日	大学院専門職学位課程教育実践高度化専攻の設置文部科学省から認可
平成20年	
3月27日	「上越教育大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との認証評価結果を受ける
4月1日	教員組織を5学系、教育組織を3専攻とする
4月1日	大学院教育学研究科に専門職学位課程（教職大学院）設置。（教育実践高度化専攻、入学定員50名）
4月1日	大学院教育学研究科の修士課程を2専攻に改組し、専攻別入学定員を改定（学校教育専攻120人、教科・領域教育専攻130人）
4月1日	学校教育実践研究センター設置（学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター及び情報基盤センター再編・改組）
4月1日	情報メディア教育支援センター設置（情報基盤センター及び学校教育総合研究センター再編・改組）

<編集後記>

歴史に学び、そして歴史を越えよ

編集委員長 高田 喜久司

平成19年3月、創立30周年記念行事準備委員会で記念誌を作成することが決定され、実施のためのワーキンググループ（WG）が組織された。その後、8回にわたるWG会議で記念誌の概要及び目次案が検討され、12月に各章の執筆責任者からなる編集委員会が発足し、原稿依頼をおこなった。実質的な編集作業はやや遅れて平成20年5月以降からとなった。

編集の基本方針として、『上越教育大学の設置と五年の歩み』及び『上越教育大学十周年記念誌』との関連性を考慮しつつ、主として創立10周年以降30周年に至る本学の歩み全般が、的確に理解しやすくしかも印象深い読後感が得られるような論述内容とすることで確認された。

創立10周年から今日に至るまでの歩みは、「創設・基盤形成期」における歴史と伝統を踏まえて「発展期」や「改革期」として位置づけられるにふさわしく、変わりゆく教育界の現実や学生の多様なニーズを直視しつつ、ダイナミックな大学改革・カリキュラム改革がおこなわれた時期である。記念誌には、「連合大学院博士課程の設置」「平成12年度改革」や、さらには「国立大学の法人化」「特色GP、教員養成GP」「教育職員免許取得プログラム」「教職大学院のスタート」「教育・研究組織の見直し」等々、多彩な大学改革の軌跡が語られている。

とりわけ、今日的な教育課題への対応と本学の教育理念を具現するために断行した平成12年度学部・大学院のカリキュラム改革は刮目に値しよう。学部における改革の視座は、「体験」・「臨床」重視をキーワードに、入学早期から学生自らの適性理解と教職への確かな自覚を促す「教職キャリア教育の充実」にあった。年間を通して子どもとかかわり、その喜びと難しさを実感し、教職をめざす者として専門的な学びの必要性を自覚させることを目的としたカリキュラムである。大学院においては、高度な臨床的実践力の育成と教育実践学の構築を目的とするカリキュラムの再編といえる。これらの改革は「大学の講義と現実の教育実践との乖離」という問題点を克服することを可能にし、「教員養成カリキュラムのモデル」を示すものと高い評価が得られた。カリキュラム改革に際して、このモデルを基盤に据えて検討されることが多く、あえてここで「12年度改革」に論及したのはそのためである。

本学の30年にわたる教育研究活動は、教職員スタッフの強力なエネルギーと、地域住民の熱い思いや献身的なご協力に支えられ、まさに風雪に耐え、幾多の変遷を経つつ、個性輝く歴史と伝統となって結実をみている。その成果は上越教育大学の地下水脈をなすにとどまらず、全国をリードするものといっても過言ではない。本記念誌並びに記念行事のキャッチコピー「地域に根ざし、日本の教育界をリードして30年」が、端的にそれを確証してくれよう。

上越教育大学は現状に決して満足することなく、今後とも「教員養成のモデル大学」をめざして歩み続けなければならない。「30年の歴史に学んで、そして歴史を乗り越えること」が今後の本学の使命として要請されていると考えるからである。

最後に、編集や執筆にご協力いただきました皆様に心より謝意を表します。（2008. 8. 16）

編集委員

『上越教育大学三十周年記念誌』編集委員会（担当章）（平成19年12月～）

理事・副学長	高田喜久司	（委員長、第1章）
副学長	戸北 凱惟	（第5章）
副学長	川崎 直哉	（第2章）
学長特別補佐	臼杵美由紀	（第5章）
教授	西 穰司	（第1章）（現創価大学教授）
教授	佐藤 芳徳	（第2章）
教授	溝上 武實	（第3章）
教授	有澤俊太郎	（第3章）
教授	川村 知行	（第4章）
教授	鈴木 敏紀	（第4章）
教授	若井 彌一	（第6章）
教授	西川 純	（第6章）
教授	野村眞木夫	（年譜）
教授	松田 慎也	（年譜）

記念誌ワーキング・グループ委員（～平成19年12月）

教授	西 穰司	（座長）（現創価大学教授）
教授	野村眞木夫	
准教授	松田 慎也	（現教授）
企画室長	亀井 宣幸	
学術情報課長	室橋 眞	

編集事務担当 学術情報課

上越教育大学三十周年記念誌

発行日	平成20年9月26日
編集及び発行	国立大学法人 上越教育大学 〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地
印刷	株式会社 第一印刷所